平成２６年度
外部評価結果報告書

平成２７年３月

彦根市行政評価委員会

目　　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

１　外部評価を実施して　～評価の総括～　・・・・・・・・・　２

２　外部評価の実施方法について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

外部評価の進め方
昨年度との変更点
外部評価の対象施策
評価結果の公表
評価の反映

３　彦根市総合計画で位置づけている施策と所管課一覧　・・・・・・・・・　８

４　今年度評価した施策と所管課一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

５　外部評価結果および内部評価調書、
行政評価結果に対する施策・事業への反映状況の見方・・・・・・・・・・・　１１

６　行政評価委員会の評価と行政の内部評価結果・・・・・・・・・・・・・　１５

７　平成 25 年度の行政評価結果に対する施策・事業への対応状況の確認結果・・　９０

８　評価対象外施策の行政の内部評価結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０６

９　資料集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８９

行政評価委員会の進め方（詳細）
施策評価調書（資料①）
事務事業評価表（資料②）
外部評価チェック表（資料③）
行政評価結果に対する施策・事業への反映状況（資料④）
彦根市行政評価委員会委員名簿
彦根市行政評価委員会設置要綱
彦根市行政評価委員会公開要領
活動記録

はじめに

平成１１年度から、事務事業の内部評価という形でスタートした彦根市の行政評価は、平成１８年度からはより広い視点から成果の分析や事業の優先度などを検討し、事務事業の選択と集中を行うため、施策レベルでの評価にまで拡大されました。以来、厳しい財政状況の中、より効果的で効率的な行政運営の実現に向け、不断の改革に取り組んでこられました。

このような取組の中で、行政評価のシステムを、より信頼性あるものとし、市民の視点からより一層の成果を重視した行政運営の執行に向け、さらに客観性や透明性、公平性を高めていくため、市民や学識経験者等により、市民の視点から外部評価を行う「彦根市行政評価委員会」が平成１８年度に設置されたところです。

平成２３年度に、彦根市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想として「彦根市総合計画」が策定され、昨年度からこの総合計画に規定される全６章、４９の施策と「基本政策推進のために」とした、２項目を加えた５１項目について、各施策や事務事業の内部評価調書による評価と担当所属との質疑応答により評価を行っています。

この施策等は、総合計画を構成する基本計画において成果レベルを示されており、その期間は平成２３年度から平成２７年度までの５年間としていることから、この計画期間をトータルで見ることとし、計画初年度（平成２３年度）と計画最終年度（平成２７年度）の事業については全施策を評価し、平成２４年度から平成２６年度にかかる事業については重点を絞り、各施策に対してより深い議論を経て評価できるようローリングを行う形で評価を行うこととしております。

このことにより、昨年度は第１章と第２章に規定する１５施策の評価をしていることから、今年度につきましては、平成２７年度の評価施策数を考慮し、第３章と第６章の評価を行いました。また、平成２５年度に評価した施策については、委員が出した意見が言い放しとなるおそれがあることから、平成２５年度に評価した施策のうち、低い評価を受けた施策について、その対応状況を確認するための委員会を開きました。

この報告書が、彦根市の行財政運営の改革、改善に寄与し、彦根市総合計画における、それぞれの施策の目標の実現に向けて、活用されることを期待いたします。

平成２７年（２０１５年）３月

彦根市行政評価委員会
委員長　　大　橋　松　行
同委員一同（別紙名簿参照）

１　外部評価を実施して　～評価の総括～

○　平成２４年度より、新たな彦根市総合計画で掲げる４９の施策と「基本政策推進のために」に規定する２項目について、行政の内部評価調書を資料とし、外部評価として行政評価委員会を開催し、１１回の委員会を経て、全ての施策の評価を実施した。

○　これに対し、平成２５年度から、より深い議論の上で評価を行うために、計画期間５年間をトータルで捉え、平成２４年度から平成２６年度にかかる事業については重点を絞りローリングを行う形で評価を行うこととした。平成２５年度には第１章および第２章にかかる１５施策を評価し、今年度については第３章および第６章にかかる１９施策を４回の委員会の開催をもって評価した。

○　評価項目については、１次評価である施策評価との対比を行えるよう、後で詳細は記すが、施策評価調書の評価項目と同一の項目、「有効性」、「必要性」、「妥当性」、「効率性」について評価を行い、全委員の平均点を委員会の評価とした。評価の点数については、これまでと同様、「１」「５」「１５」「２０」の４段階とし、いわゆる中間評価をなくし、良い評価をしているか、厳しい評価をしているか分かり易いものとした。

　ただし、委員会評価となる平均点数を質的に評価する評価基準については、委員間の評価の差異について、より適確に評価に反映させるため、５段階（高い、やや高い、やや低い、低い、極めて低い）で表した。

　また、点数だけではなく、事前評価や委員会での議論等をまとめて、表現するために、昨年度に引き続き、委員会としての言葉による総括評価を決定することとしたが、今年度より委員会での総括評価がどのような評価をしているのかが担当にも伝わりやすく、また、外部評価報告書を見た市民にとっても分かりやすい評価となるよう「評価できる点」および「努力を求める点」に分けて評価を行った。

　さらに、報告書では、会議に先立ち事前に書面により施策に対する質疑を行っているが、その際に提出された質問と回答の一部のほか、委員会当日に行った、市担当者との質疑についても掲載させていただいた。

○　昨年度の行政評価委員会で、指摘したように、総合計画６章のうち任意の２章について評価するとしていることから、平成２５年度に評価した施策については、委員が出した意見が言い放しとなるおそれがある。そのため、平成２５年度に評価した施策のうち、低い評価を受けた施策について、その対応状況を確認するための会議を開いた。確認対象とした施策については再度評価することはしないが、本報告書では、委員会当日の議論等の概要を掲載させていただいた。

○　評価全般を見ると、「極めて低い」「低い」との評価はなかったものの、評価項目ごとにみると、有効性、必要性は全ての施策において「高い」または「やや高い」の評価となったが、妥当性、効率性については、「高い」評価はなく、いずれも「やや高い」または「やや低い」という評価となった。（詳細は「６　行政評価委員会の評価と行政の内部評価結果」を参照。）

　評価が低い施策については、その中に見直すべき事務事業が多いという本委員会からのメッセージだと受け取っていただきたい。低い評価項目を受けた施策については、

総括評価に記述された内容も含め、評価を真摯に受け止め、改善をお願いしたい。

○　前述のとおり、事前評価や委員会での議論等をまとめて、表現するために、委員会としての言葉による総括評価を表記しているが、委員会としての意見がより担当の所属に伝わる方策などについては、今後の委員会において検討してまいりたい。

２　外部評価の実施方法について

［外部評価の進め方］

総合計画で示されている各施策の基本方針に基づき、効率的で効果的な取組がなされているか等について、平成２５年度に取り組んだ事業等に係る「施策評価調書」や「事務事業評価表」の内部評価資料により評価を行った。

なお、昨年度から評価はローリングで行うこととし、今年度については総合計画の第３章および第６章に規定される１９施策についての評価を行った。ただし、今年度の評価対象外となる施策も「施策評価調書」を作成し、全て施策の内部評価を行っている。（詳細は８ページ「イメージ図」参照。）

①評価については、以下の４項目について基準を設けて、委員会開催前に施策における評価を行い、４段階でチェックシートに記入した。評価にあたっては、施策に対する質問や意見を出し、市の担当からの回答を勘案した。

事前評価の観点

区分	評価の観点
有効性	総合計画の６つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうか。
必要性	市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうか。
妥当性	対象と手段が適正で、効果的な施策であるか。
効率性	費用対効果の観点から効率性が確保されているか。

②「①」で各委員が評価した数値の平均を求め、委員会における質疑応答等の内容を勘案し、審議した上で適宜修正等を行い、評価の平均点を委員会の評価とした。この評価平均を下記の質的基準に当てはめた。

数値化による質的基準

評価	評価平均点
◎（高い）	18.1～20.0
○（やや高い）	15.0～18.0
△（やや低い）	10.0～14.9
▲（低い）	7.5～9.9
×（極めて低い）	1.0～7.4

③事前評価や委員会での議論等をまとめて、表現するため、委員会としての言葉による総括評価を決定した。総括評価では、委員会がどのような評価をしているのかが担当の所属および市民にとっても分かりやすい評価となるよう「評価できる点」および「努力を求める点」に分けて評価を行った。

④施策の関連課との質疑応答を踏まえ、施策の取組について審議を行い、次回委員会冒頭で再度議論の時間を設けたうえで、委員会としての評価および総括評価を決定した。

⑤平成２５年度に評価した施策については、委員が出した意見が言い放しとなるおそれがあることから、平成２５年度に評価した施策のうち、低い評価を受けた施策について、その対応状況を確認するための委員会を開いた（詳細は後述。）。

⑥各施策の評価については、平成２６年度の評価対象施策の評価が終了後、施策間の評価の均衡および評価の調整を目的とした委員会を開いた（詳細は後述。）。

［昨年度との変更点］

本委員会では、委員会運営の円滑化、効率化などの観点から、毎年度何らかの改正等を行っている。評価方法には大きな変更は加えていないが、今年度においては、昨年度に開催された委員会での意見を基に、昨年度評価した施策の対応状況の確認のための会議と総括評価の調整のための会議を新たに開催した。

(1) 昨年度評価した施策の対応状況の確認のための会議

先述のとおり、平成２５年度～平成２７年度については、ローリングで評価をおこうことから、平成２５年度に評価した施策については、委員が出した意見が言い放しとなるおそれがある。そのため、平成２５年度に評価した施策のうち、低い評価を受けた施策について、その対応状況を確認するための会議を開いた。

対象となる施策については、平成２５年度の外部評価結果で、各施策の評価項目のうち、いずれかの項目で「低い（▲）」以下の評価を受けた施策または、「やや低い（△）」の評価を２項目以上受けた施策を対象とし、「１１１　市街地の整備」、「１３２　公共交通ネットワークの整備」、「１４１　生活環境・自然環境の保全と創出」、「１４２　低炭素社会の構築」、「１４３　資源循環型社会の構築」、「２１１　文化・芸術の振興」の６施策を対象とした。

議論の基となった資料および当日の委員会での委員からの提案および意見については、本報告書に記載する。

確認方法については平成２５年度外部評価結果報告に記載された総括評価、外部評価結果報告書や委員会当日の会議録を基に意見を抜粋し、施策担当課にそれらの意見に対する、平成２６年度の取組み状況や予算措置状況、平成２７年度の予算措置予定等の意見の反映状況を記入いただいたほか、評価項目で低い評価を受けた項目に対して、担当課としての意見や、施策全体としての改善に向けた取組みを記載した資料「行政評価結果に対する施策・事業への反映状況について」（資料④）をもとに議論した。

議論の基となった資料および当日の委員会での委員からの提案および意見については、本報告書に記載する。

(2) 総括評価の調整のための会議

平成 26 年度の評価対象施策の評価が終わった後、施策間の総括評価の均衡および評価の調整を目的とした会議を設けた。

対象とする施策については、来年度の行政評価委員会で今年度の評価した施策のうち、ふりかえりの対象となる施策である「３１１　人権尊重のまちづくりの推進」「３４１　支え合いのまちづくりの推進」「３４３　高齢者支援の推進」「３４５　医療保険事業の推進」「３５１　健康づくりの推進」を中心に、総括評価の見直しを行った。

なお、このふりかえりの対象とした施策については、今年度対象とした施策と同様に、外部評価結果で、各施策の評価項目のうち、いずれかの項目で「低い（▲）」以下の評価を受けた施策または、「やや低い（△）」の評価を２項目以上受けた施策とした。

［評価結果の公表］

外部評価の結果の公表は、市のホームページ、市役所情報公開コーナー、支所・各出張所で閲覧ができるよう整備する。

［評価結果の反映］

委員会で出された意見や考え方など、外部評価の結果については、今後の事業執行および以降の予算編成などに反映していただくものとする。

○今年度の行政評価のイメージ

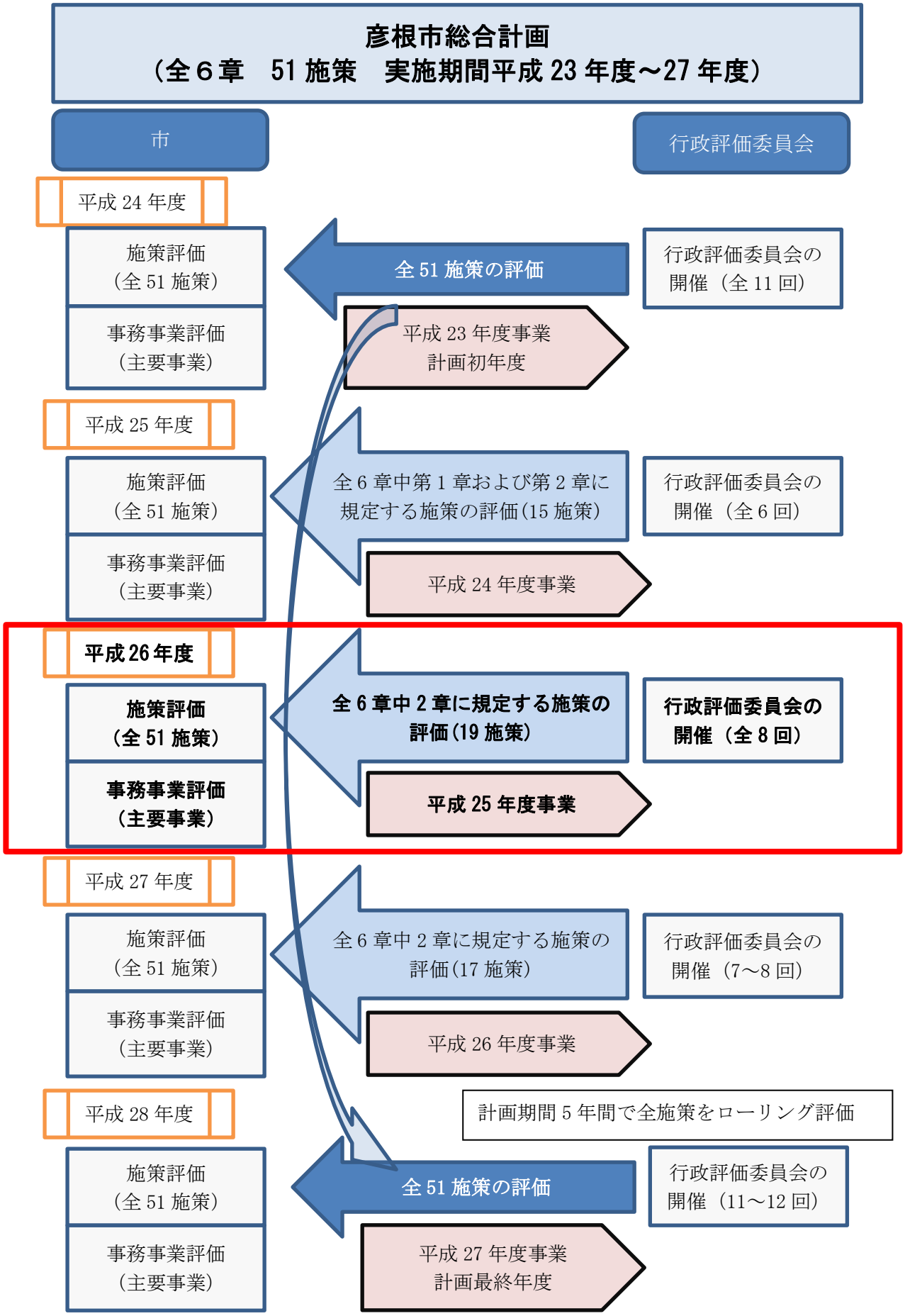

3　彦根市総合計画で位置づけている施策と所管課一覧

章	政策	施　　策	所　管	
			部(局)名	所属名
第1章　都市基盤・環境				
	(1)　計画的な土地利用			
		①　適切な土地利用の推進	都市建設部	都市計画課
		②　市街地の整備		都市計画課
	(2)　都市環境基盤の整備			
		①　景観形成の推進	都市建設部	都市計画課
		②　住宅対策の推進		建築住宅課
		③　公園緑地の整備		都市計画課
		④　上水道の充実	上下水道部	
		⑤　下水道の整備		
	(3)　総合的な交通体系の確立			
		①　道路の整備	都市建設部	道路河川課
		②　公共交通ネットワークの整備		交通対策課
	(4)　環境保全型社会の構築			
		①　生活環境・自然環境の保全と創出	市民環境部	生活環境課
		②　低炭素社会の構築		
		③　資源循環型社会の構築		清掃センター
第2章　文化・文化財				
	(1)　文化・芸術の振興			
		①　文化・芸術の振興	教育部	文化振興室
	(2)　歴史まちづくりの推進			
		①　歴史まちづくりの推進	都市建設部	都市計画課
	(3)　文化財の保全と活用			
		①　文化財の保全と活用	文化財部	文化財課
第3章　人権・福祉・安全				
	(1)　人権尊重のまちづくりの推進			
		①　人権尊重のまちづくりの推進	市民環境部	人権政策課
	(2)　男女共同参画社会の推進			
		①　男女共同参画社会の推進	市民環境部	人権政策課
	(3)　多文化共生のまちづくりの推進			
		①　多文化共生のまちづくりの推進	市民環境部	人権政策課
	(4)　支え合い社会の推進			
		①　支え合いのまちづくりの推進	福祉保健部	社会福祉課
		②　障害者(児)福祉の推進		障害福祉課
		③　高齢者支援の推進		介護福祉課
		④　生活支援体制の充実		社会福祉課
		⑤　医療保険事業の充実	市民環境部	保険年金課
	(5)　保健・医療の充実			
		①　健康づくりの推進	福祉保健部	健康推進課
		②　地域医療体制の整備充実		

章	政策	施　　策	所　管	
			部(局)名	所属名
	(6) 安全で安心できる生活環境の確保			
		① 河川整備・砂防対策の推進	都市建設部	道路河川課
		② 消防体制の充実	消防本部	
		③ 危機管理対策の推進	総務部	危機管理室
		④ 地域安全対策の推進	企画振興部	まちづくり推進室
		⑤ 交通安全対策の推進	都市建設部	交通対策課
		⑥ バリアフリーの推進		交通対策課 道路河川課
		⑦ 消費者保護対策の推進	市民環境部	生活環境課
第4章　生涯学習・産業				
	(1) 生涯学習・生涯スポーツの充実			
		① 生涯学習の推進	教育部	生涯学習課
		② 社会教育の推進		生涯学習課 図書館
		③ 生涯スポーツの推進		保健体育課
	(2) 活力ある地域産業の振興			
		① 農業の振興	産業部	農林水産課
		② 林業の振興		
		③ 水産業の振興		
		④ 工業の振興		商工課
		⑤ 商業サービス業の振興		
	(3) 魅力ある交流の場の創出			
		① 観光の振興	産業部	観光振興課
	(4) 雇用の促進と勤労者福祉の充実			
		① 雇用の促進と勤労者福祉の充実	産業部	商工課
第5章　次世代育成・市民交流				
	(1) 次世代育成支援対策の推進			
		① 子ども家庭支援の推進	福祉保健部	子ども未来室
		② 乳幼児の保育・教育の推進		子育て支援課
		③ 小学校・中学校教育の充実	教育部	学校教育課
		④ 青少年健全育成の推進	福祉保健部	子ども青少年課
	(2) 市民交流の促進			
		① コミュニティ活動の促進	企画振興部	まちづくり推進室
		② 国際交流の推進	市民環境部	人権政策課
		③ 高等教育機関等との連携	企画振興部	企画課
第6章　基本政策推進のために				
	(1) 広域連携の推進		企画振興部	企画課
	(2) 持続可能な行財政運営		総務部	財政課

4　今年度評価した施策と所管課一覧

章	政策	施　　策	所管 部(局)名	所管 所属名	評価委員会
第3章　人権・福祉・安全					
	(1)　人権尊重のまちづくりの推進				
		①　人権尊重のまちづくりの推進	市民環境部	人権政策課	第3回委員会
	(2)　男女共同参画社会の推進				
		①　男女共同参画社会の推進	市民環境部	人権政策課	第3回委員会
	(3)　多文化共生のまちづくりの推進				
		①　多文化共生のまちづくりの推進	市民環境部	人権政策課	第3回委員会
	(4)　支え合い社会の推進				
		①　支え合いのまちづくりの推進	福祉保健部	社会福祉課	第2回委員会
		②　障害者(児)福祉の推進		障害福祉課	第2回委員会
		③　高齢者支援の推進		介護福祉課	第2回委員会
		④　生活支援体制の充実		社会福祉課	第2回委員会
		⑤　医療保険事業の充実	市民環境部	保険年金課	第4回委員会
	(5)　保健・医療の充実				
		①　健康づくりの推進	福祉保健部	健康推進課	第4回委員会
		②　地域医療体制の整備充実			
	(6)　安全で安心できる生活環境の確保				
		①　河川整備・砂防対策の推進	都市建設部	道路河川課	第3回委員会
		②　消防体制の充実	消防本部		第6回委員会
		③　危機管理対策の推進	総務部	危機管理室	第6回委員会
		④　地域安全対策の推進	企画振興部	まちづくり推進室	第6回委員会
		⑤　交通安全対策の推進	都市建設部	交通対策課	第3回委員会
		⑥　バリアフリーの推進		交通対策課 道路河川課	第4回委員会
		⑦　消費者保護対策の推進	市民環境部	生活環境課	第4回委員会
第6章　基本政策推進のために					
	(1)　広域連携の推進		企画振興部	企画課	第6回委員会
	(2)　持続可能な行財政運営		総務部	財政課	第6回委員会

５ 外部評価結果および内部評価調書の見方

行政評価委員会の評価

コード	111
章	章　　名
第１章	
政策名	
施策名	
委員会の評価	有効性 / 必要性 / 妥当性 / 効率性
	× / △ / ○ / ◎
委員会での総括評価	◇評価できる点
	◇努力・

内部評価等の資料に基づき、各評価項目において平均点を算出し、委員会の内部評価とし、質的基準に当てはめ、5段階の評価をします。

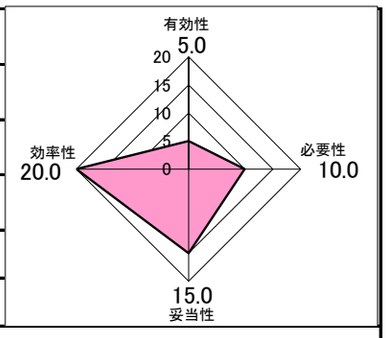

委員会において決定された総括評価を記載しています。

【会議における意見等】

委員会において出された意見のうち、主なものについて記載しています。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答

事前質問とその回答や、委員会当日の質疑応答についてその主なものについて記載しています。特に質疑応答が連続しているものについては、細線で表していま

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

総合計画のなかで施策がどこに位置づけられているのかを記載しています。

コード		章		政策	
施策名		所管部署	部(局)名		課名

施策の概要

現状と課題	
めざす成果	

総合計画に記載される「現状と課題」、「めざす成果」を転記しています。

市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	(1)		
	(2)		
	(3)		
2	(3)		
	(4)		
3	(1)		
	(2)		
4	(1)		
5			
6	(1)		

総合計画に記載される「市が取り組む主要な事業」を転記していま

「市が取り組む主要な事業」について、平成23年度の取り組み概要を記載しています。

彦根市総合計画基本計画の取り組み実施期間は平成23年度から平成27年度までです。

施策に関連した個別の計画等がある場合は、その計画等について記載しています。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	

指標による評価

指標				目標および進捗状況					
指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
			目　標						
			現在値						
			目　標						
			現在値						

施策における指標名と単位、所管課

施策における指標の各年度の目標、現在値を記

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
■予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】

進捗状況の評価と、その評価をした理由について記載しています。

指標に関連する事務事業名	担当課	
主施策コー		事業概要
		取組内容

指標に関連する事務事業名とその事業概要、平成23年度の取

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】
今後の施策の展開方法			

有効性、必要性、妥当性、効率性について5段階評価で表し、それぞれの理由について記載しています。

今後の施策の方向性、展開方法などを記載しています。

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード		事業概要	
			取組内容	
	主施策コード		事業概要	
			取組内容	
	主施策コード		事業概要	
			取組内容	
	主施策コード		事業概要	
			取組内容	
	主施策コード		事業概要	
			取組内容	
	主施策コード		事業概要	
			取組内容	

施策に関連する事務事業とその事業概要、平成23年度にお

行政評価結果に対する施策・事業への反映状況について

施策：　　施策担当課：

平成25年度の外部評価結果を記載しています。

有効性　　必要性　　妥当性　　効率性

	行政評価委員意見等	意見に対する取組または予算措置予定
総括評価	平成25年度の外部評価結果報告書に記載された「総括評価」を記載しています。	委員の評価や意見等に対して、市の取組又は予算措置予定（対応状況）を記載しています。
外部評価結果報告書	平成25年度の外部評価結果報告書に記載された「会議における意見等」を記載しています。	
その他委員会での質問	平成25年度に開催した行政評価委員会の会議録から委員の質問や提案等を記載しています。	

○○性および●●性で低い評価となったことに対する意見
○○性 ●●性

低い評価を受けた評価項目に対して、担当課としての意見や、施策全体として改善に向けての取組や取組予定が記載されています。

６　行政評価委員会の評価と行政の内部評価結果

「５　外部評価結果および内部評価の見方」にも記載しているとおり、次ページ以降に、今年度評価した各評価対象施策等の「外部評価結果」と「内部評価調書（施策評価調書）」を順番に掲載する。
※高い◎、低い▲などの質的評価の基準の詳細は、「２　外部評価の実施方法」参照。

〇行政評価委員会の評価結果

施策名		有効性		必要性		妥当性		効率性	
311	人権尊重のまちづくりの推進	16.2	〇	18.1	◎	11.2	△	14.3	△
321	男女共同参画社会の推進	16.2	〇	16.2	〇	10.7	△	15	〇
331	多文化共生のまちづくりの推進	16.2	〇	16.8	〇	13.7	△	15.6	〇
341	支え合いのまちづくりの推進	16.2	〇	17.5	〇	10	△	12.5	△
342	障害者（児）福祉の推進	17.5	〇	18.1	◎	15	〇	15	〇
343	高齢者支援の推進	16.8	〇	16.8	〇	11.2	△	13.7	△
344	生活支援体制の推進	16.2	〇	16.8	〇	13.7	△	15	〇
345	医療保険事業の推進	18.1	◎	18.7	◎	14.3	△	14.3	△
351	健康づくりの推進	16.8	〇	16.8	〇	14.3	△	13.7	△
352	地域医療体制の整備充実	18.7	◎	18.7	◎	15.6	〇	13.7	△
361	河川整備・砂防対策の推進	18.1	◎	19.3	◎	15.6	〇	15.6	〇
362	消防体制の充実	17.5	〇	17.5	〇	12.5	△	15	〇
363	危機管理対策の推進	16.2	〇	18.1	◎	15	〇	13.7	△
364	地域安全対策の推進	15.6	〇	16.2	〇	15	〇	15	〇
365	交通安全対策の推進	16.2	〇	17.5	〇	15.6	〇	15.6	〇
366	バリアフリーの推進	15.6	〇	16.8	〇	15	〇	15	〇
367	消費者保護対策の推進	15	〇	17.5	〇	15	〇	15	〇
601	広域連携の推進	16,2	〇	15.6	〇	15	〇	15.6	〇
602	持続可能な行財政運営	18.1	◎	17.5	〇	15.6	〇	15	〇

高い	◎	4	施策	6	施策	0	施策	0	施策
やや高い	〇	15	施策	13	施策	10	施策	12	施策
やや低い	△	0	施策	0	施策	9	施策	7	施策
低い	▲	0	施策	0	施策	0	施策	0	施策
極めて低い	×	0	施策	0	施策	0	施策	0	施策

行政評価委員会の評価

コード	311
章	章　　名
第３章	人権・福祉・安全
政策名	(1) 人権尊重のまちづくりの推進
施策名	**①人権尊重のまちづくりの推進**

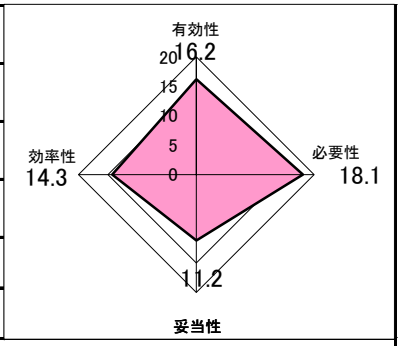

委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性
	○	◎	△	△

委員会での総括評価	
	◇評価できる点
	成果が見えにくく、複雑な課題が多い施策の中で幅広く事業を展開している点は評価できます。
	◇努力・工夫を求める点
	市民人権啓発推進事業、地区別人権教育研究集会、地域交流推進事業、WAっとねすグラウンドゴルフ大会開催事業など、社会情勢が変化している状況の中で取組内容に変化がなく、活動が市民の目に届きにくいことから、事業がマンネリ化していると思われます。取組内容や事業の実施方法の見直しを図る必要があります。

【会議における意見等】

学校や家庭、企業をはじめとして、人権侵害は被害を受けている方が声を上げにくいことから、表面化されにくいことが多いので、何かしらの対策が必要です。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答
市民意識調査は１０年に１回実施とのことですが、大体どういうような内容の調査ですか。次回は平成２８年に実施ということですが、準備等はどういう形で進めておられますか。	次回の調査は、平成２８年度です。１０年に１回の間に県は５年単位で調査しておりますので、県が５年で行っている意識調査の結果や、その内容の変更などを踏まえて、新たに修正等を加えて意識調査の項目を検討しております。
内容的には同じような調査になりますか。１０年というのは長過ぎるような感じを受けます。県の意識調査で補填されているということでしょうか。	ある程度重複する部分がございますので、推移を見ながら実施しております。結果が大きく変わるようであれば、結果に合わせた形で実施していかなければと思いますけれども、基本的には大きく傾向としましては変わっておりません。
では、１０年というのが適切だということでしょうか。	１０年に１回の実施は、あくまでも県の５年単位の調査もございますので、現状では適切ではないかと思っております。全く違う調査であれば、１０年というのは意識の変化は早いので、期間が長いと思いますけれども、その間に県の調査がありますので、その中で含めて考えております。
「人権市民のつどい」について、記載にもありますが、参加者の固定化が例年の課題となっています。現実には社会に多くの課題があるにも関わらず、こうした活動の参加者はなぜ固定化されると認識されていますか。そしてその対策としてどのような方法を考えておられますか。	平成25年度の「人権市民のつどい」における当日アンケートの結果（回収率56.0%）では、「3回以上参加」の人は全体の約40%ですが、一方で「はじめて参加」の人も約40%であり、必ずしも参加者が固定化しているわけではありません。しかしながら、参加者の多くは自治会や各種団体などからの参加であり、自主参加は少ないのが現状です。参加者の固定化が起きる要因としては、広報不足やテーマ・内容の形骸化のほか、各種団体への動員に頼りすぎることなどが考えられます。より広い層から自主的な参加を促していくために、これまでにも“ラジオによる広報”を行うなどの工夫をしていますが、今後は、福祉部門と連携することで、より幅広い対象者へ声かけを行っていくほか、講演会だけでなく、さまざまな人権課題について学習や体験できるフェスタ形式での開催を検討していきたいと考えております。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　山口　義信

コード	311	章	3　人権・福祉・安全	政策	(1) 人権尊重のまちづくりの推進

施策名	①人権尊重のまちづくりの推進	所管部署	部(局)名	市民環境部	課名	人権政策課

施策の概要

現状と課題	○人権問題に対する理解と認識は着実な広まりと深まりを見せていますが、未だに誤った知識や偏見に基づく部落差別とともに、女性、子どもなどに対する人権侵害が後をたたず、多くの課題を残しています。 ○地域、学校、企業等において人権教育・啓発活動に取り組んでいますが、内容や手法の一層の工夫を図りつつ、人権教育・人権啓発を充実する必要があります。 ○幅広い人権教育・人権啓発を展開するためには、自主的・主体的な参画を促進する必要があります。 ○柔軟な人権教育・人権啓発の展開が求められていることから、指導者として自発的に活躍できる力量を備えた人材を育成する必要があります。 ○人権侵害を受けた人、あるいは人権侵害を受ける恐れのある人が安心かつ容易に相談できる体制や支援体制の整備・充実を図っていく必要があります。 ○部落差別をなくす取組については、地域の状況や事業の実効性を的確に把握し、その解決に向けて取り組む必要があります。また、地域総合センターにおいては、住民交流を促進し、開かれた地域社会づくりに努めるとともに、教育・文化活動などの施策に加え、高齢者や障害者を対象とした福祉活動の充実に努めていく必要があります。 ○人権分野において、主要課題とその解決への方向性を明らかにした「彦根市人権施策基本方針」の実現に向けて、総合的・重点的に取り組む必要があります。 ○世界の恒久平和は、人類共通の願いであり、すべての人が、平和で、だれの命も大切にされる社会の実現に向けて、あらゆる機会を捉え、啓発活動に取組む必要があります。
めざす成果	◆ 様々な人権問題が解決され、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちをめざします。

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	人権意識の高揚	(1)	人権教育・ 人権啓発の推進	市民や企業などを対象に、人権市民のつどいや彦根市人権教育研究大会、各種人権研修会・講座を開催・開講したほか、地区公民館における人権学習会として、学区人権教育推進協議会や地域団体と連携しながら「人権が尊重されるまち彦根」をテーマに講演会や事例発表会等を行いました。
		(2)	人権教育・人権啓発に取り組む指導者の 発掘と養成	市民に身近な地域や企業の中で、人権啓発活動のリーダーとして活躍できる人材の育成をめざし、市民対象に「人権啓発リーダー養成講座」を、企業向けに「企業内人権問題リーダー養成講座」をそれぞれ開講しました。また、指導者間の課題や情報の共有、新たな指導者のステップアップの場として、新たに「(仮称)人権啓発指導者研究会」を発足させました。
		(3)	市民の主体的な 活動の支援	各自治会における人権学習会として、ヒューマンアクターや各学区人権教育推進協議会との連携により人権のまちづくり懇談会の開催を推進しました。 また、市民自らが主体的に企画する人権啓発活動として、11月30日(土)に「差別をなくし人権を尊ぶあなたと私のつどい」を、2月16日(日)に「差別をなくし人権を尊ぶ彦根市青年集会」をそれぞれ開催するにあたり、各実行委員会を支援しました。
2	人権擁護の充実	(1)	―	人権侵害を受けた市民が主体的に解決できるよう、様々な支援情報として、人権擁護委員や人権擁護推進員、各種人権相談にかかる情報を広報やＨＰに掲載したほか、相談窓口にかかるポスターを市内の各施設に掲示し、情報提供を行いました。また、相談員の資質向上のため、研修会の開催や外部研修への参加案内を行いました。
3	人権・同和対策の推進	(1)	生活基盤の充実	地域総合センターにおいて、地域住民の生活上の相談に応じるとともに、彦根公共職業安定所など関係機関と連携を図りながら、就労相談に応じました。また、人権・福祉交流会館の経営相談室において、地域内の企業の相談対応を行いました。
		(2)	地域総合センター 活動の充実	東山会館においては、周辺地域との交流を通じ、相互理解を深め、人権・同和問題の早期解決を図るため、文化祭の開催、各種講座の開講など行うとともに、地域における小学生を対象に自主活動学級を開催し、学力向上と仲間づくり・人づくりを推進しました。 人権・福祉交流会館では、パソコン教室やＷＡっとねすグラウンドゴルフ大会を開催し、地域内および周辺地域の住民の交流促進を図り、相互理解を深め、人権・同和問題の早期解決をめざしました。また、高齢者・障害者などの介護予防や自立を助長し、生きがいを高めるためデイサービス事業を行ったほか、河瀬小学校1～3年生を対象に夏季休業中学童保育教室を開催し、集団生活を通じて、基本的生活習慣と基礎学力の定着を図りました。
4	人権尊重都市の具現化	(1)	―	彦根市人権施策基本方針に掲げる取組むべき主要課題（部落差別や女性・子ども・高齢者・障害者・外国人などの人権に対する課題）について、各関係課との連携を図りながら市民や企業への啓発を行いました。

施策の概要	5	平和・核兵器廃絶都市の推進	(1)	—	彦根ユネスコ協会との共催で8月1日から16日まで市役所ロビー・市民会館ギャラリー・図書館において「ヒロシマ・ナガサキ原爆展」を開催しました。
	実施期間	平成23年度～平成27年度		関連する個別計画	彦根市人権施策基本方針

指標による評価	指標				目標および進捗状況					
	指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	「人権市民のつどい」の参加者数	人	人権政策課	目　標	－	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
				現在値	820	1,100	950	850		
				目　標	－	－	－	－	－	－
				現在値						

【進捗状況の評価】

□予定より進んでいる

■予定どおり進んでいる

□予定より遅れている

□予定より著しく遅れている

□ほとんど進んでいない

【理由等】
市民のつどいへの参加者の増減は講師やテーマによるところが大きく、現状では人権意識が市民に定着しているとまでは言いがたいです。しかしながら、参加者アンケートにおける満足度は毎年高く、こうした機会を通して“人権の大切さ”を身近に感じることで、人権尊重のまちづくりの実現に向け、市民一人ひとりの人権意識の向上につながっていくものと考えます。
このため、今後は参加者数の目標達成を図るだけでなく、参加者が固定化しないよう、テーマに応じて参加の呼びかけ先を工夫したり、多様な広報手段を活用するなど、より幅広く参加してもらう方法を検討します。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 3111300501	人権政策課	事業概要	市民一人ひとりの人権意識の向上を図るために「人権市民のつどい」を実施したほか、市人権教育推進協議会や学区人権教育推進協議会、自治会などが、地域において自主的・主体的に実施する人権啓発活動を支援しました。また、学校や企業、自治会などを通して、広く人権に関する作品を募集し、入賞作品をパネル化して啓発活動に活用しました。
市民人権啓発推進事業		取組内容	6月9日(日)に人権市民のつどいを開催し、「『いのち』をつなぐということ～被災地、紛争地、在宅看取りの現場から～」をテーマに、國森康弘さんに講演していただき、自治会や企業、各関係機関を通じて広報を行い、当日は850人の参加がありました。 また、小学校区単位で「市民学習会」が市内17学区すべてで開催されたほか、自治会における人権学習会として、283自治会（87.1%）で「人権のまちづくり懇談会」が開催されました。 このほか、人権作品として募集したはーとふるメッセージについては、作文で265点、標語で382点、ポスターで283点の応募がありました。 さらに、市民主体の人権啓発活動を推進するため、新たに「(仮称)人権啓発指導者研究会」を発足させ、新たな指導者の養成を図りました。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 市民一人ひとりの人権が尊重されるまちをめざすことは、人権施策はもちろん、本市施策全体においても根幹をなすものです。そのためには、市民の人権意識を高め、自主的・主体的な取組につなげていくことが重要であり、市として人権施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要です。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 市民が安心して豊かに暮らす社会にしていくうえでは、人権尊重は基本となるものです。また、「世界人権宣言」をはじめとする様々な人権規約が国連で採択されており、平成22年(2010年)には行政やＮＰＯ、企業などの組織における社会的責任にかかる指標を定める国際規格ISO26000が正式発効しています。 こうした社会的な要請もあり、今後さらに人権尊重への取組が求められている状況です。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 対象はすべての市民であり、地域における人権教育推進協議会の活動や学校教育、企業内研修など、様々な機会をとらえて実施しているところです。しかしながら、人権啓発イベントや研修会等への参加については関心の高い人の参加に偏りがちな傾向もあり、より幅広く参加してもらえるようなテーマや実施方法などを検討する必要があります。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 人権は市民の意識やプライバシーに関わる問題であることから、効果の測定を行うためには「市民意識調査」などの実施が必要になります。また、市民一人ひとりの人権意識の高まりや定着化には時間を要するため、効率的な実施方法を模索しつつも継続して取組んでいくことが必要です。
今後の施策の展開方法	一人ひとりの人権が尊重されるまちをめざし、「彦根市人権施策基本方針」に基づいた諸施策を総合的に推進していくとともに、市民への啓発を行うなかで「安心して豊かに暮らす社会にしていくうえで、人権尊重は基本となるもの」という意識を広げ、人権啓発を市民が主体的に行っていく環境づくりを人権教育推進協議会や各関係機関とともに構築していくこととします。 具体的には、研修テーマの選定や啓発教材の作成などにおいて、人権をより身近なものと感じることができるような内容を取り入れるほか、地域や企業、学校などで人権啓発に取組むリーダーを養成し、その活動の支援や連携協力を行っていくこととします。		

	事務事業名および担当課				
関連する主要事業	主施策コード	3111000201	人権政策課	事業概要	人権問題に対して企業の社会的責任や社会貢献が重要視される中、企業内同和問題研修（人権学習）窓口担当者の設置、就職の機会均等の保障、就労の定着、働きやすい職場づくり等を働きかけ、企業内の自主的な取組を促します。
	企業内同和教育推進事業			取組内容	従業員20人以上の企業(261社)を対象に企業訪問による啓発を行い、職場における人権課題に対する取組の推進を行いました。また、社外研修として、新入社員、窓口担当者、経営者向けの研修会を開催したほか、企業内の人権啓発リーダーの養成講座を開講しました。このほか、企業における人権への取組事例をまとめた冊子を作成・配付し、情報共有と取組の推進を図りました。
	主施策コード	3111100401	人権教育課	事業概要	多様化する生活形態の中で、部落問題をはじめとするあらゆる人権問題についての学びの機会を在宅学習方式により広く市民に提供します。受講者へテキストを送付しレポートの提出後、これに対する返信を行い学習を深めます。
	人権問題通信講座開設事業			取組内容	受講者へ7月～1月の間、各号（1～7号）のテキストを配布し、レポートを受領。このレポートに対して返信委員が返信を行った。平成25年度受講者数58人、運営（返信）委員71人　修了者率：68.9％（修了者40人／受講者58人：7号中5号以上の受講者）
	主施策コード	3111100501	人権教育課	事業概要	教職員ならびに市民・各種団体などが、差別の現実から深く学び、自らの課題として捉え、あらゆる人権問題の早期解決に向け、また、教育上の諸問題解決について研究と研修を深め、人権尊重の実践へと発展させるため、彦根市人権教育研究大会を開催します。
	彦根市人権教育研究大会開催事業			取組内容	8月4日（日）開催：のべ参加人数1681人（全体会1019人、社会教育分野164人、学校教育分野498人）　午前の部：全体会（講演、特別報告）、午後の部：社会教育分野分科会（文化プラザ）学校教育分野分科会（5分科会－各地区公民館等）

関連する主要事業	主施策コード 3111300501 市民人権啓発推進事業	人権政策課	事業概要	市民一人ひとりの人権意識の向上を図るために「人権市民のつどい」を実施したほか、市人権教育推進協議会や学区人権教育推進協議会、自治会などが、地域において自主的・主体的に実施する人権啓発活動を支援しました。また、学校や企業、自治会などを通して、広く人権に関する作品を募集し、入賞作品をパネル化して啓発活動に活用しました。
			取組内容	6月9日(日)に人権市民のつどいを開催し、「『いのち』をつなぐということ～被災地、紛争地、在宅看取りの現場から～」をテーマに、國森康弘さんに講演していただき、自治会や企業、各関係機関を通じて広報を行い、当日は850人の参加がありました。 また、小学校区単位で「市民学習会」が市内17学区すべてで開催されたほか、自治会における人権学習会として、283自治会（87.1%）で「人権のまちづくり懇談会」が開催されました。 このほか、人権作品として募集したはーとふるメッセージについては、作文で265点、標語で382点、ポスターで283点の応募がありました。 さらに、市民主体の人権啓発活動を推進するため、新たに「(仮称)人権啓発指導者研究会」を発足させ、新たな指導者の養成を図りました。
	主施策コード 3111300601 地区別人権教育研究集会	生涯学習課	事業概要	社会の中に現存する様々な人権侵害の実体を見抜き「人権が尊重されるまち彦根」をめざし、人権問題の理解と認識を深める人権学習会を8地区公民館で開催します。
			取組内容	各地区公民館において、日常生活の中に見られる様々な人権侵害の実体を見抜き、差別の解消と人権の確立をめざし、人権問題の理解と認識を深めるために、地区別人権学習会を年1回開催しました。
	主施策コード 3112000101 人権諸課題企画調整事業	人権政策課	事業概要	人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、「彦根市人権施策基本方針」に基づき、関係機関との連携を図りながら、総合行政として人権施策の推進に取り組みます。
			取組内容	市における人権施策の推進および課題の検討、情報共有を行うため、人権施策推進本部会議を開催したほか、人権啓発にかかる研修や全国大会に参加し情報収集を行いました。
	主施策コード 3112000301 人権擁護推進事業	人権政策課	事業概要	人権に関する相談支援体制の充実を図るため、人権擁護委員や人権擁護推進員を対象とした研修を実施するほか、人権相談や人権擁護、人権啓発活動を実施する人権擁護委員協議会の事業費の負担や「人権の花」運動を実施します。また、人権侵害等に対して主体的に解決できるよう、人権擁護にかかる支援情報を収集し、市民などへの情報提供を行います。
			取組内容	広報やＨＰで、人権擁護委員や各種人権相談などの周知を行いました。また、市内の各公共施設に、相談窓口にかかるポスターの掲示を行いました。さらに、「人権の花」運動を市内２小学校で開催し、人権意識の高揚を図りました。
	主施策コード 3113200201 地域交流推進事業	東山会館	事業概要	近隣住民の参加の中で、身近な人権などに関わる問題を話し合い、互いの理解を深めるとともに、高齢者に憩いの場を提供し、スポーツ、納涼祭、講座、文化祭など周辺地域との交流を促進し、心理的差別の解消と明るく住みよいまちづくりを推進します。
			取組内容	人権課題解決に向けた地域間の交流を目的とした佐和山人権フェスタを9月28日に行いました。また、文化活動の発表を通してお互いに交流の輪を深めることをめざし、10月26日、27日の両日東山会館文化祭を開催しました。
	主施策コード 3113200401 交流促進講座開催事業	人権・福祉交流会館	事業概要	地域内および周辺地域の住民を対象にパソコン講習会を開催し、地域住民の情報リテラシーの向上と交流の促進により相互の理解を深め、人権・同和問題の早期解決をめざします。
			取組内容	初級・中級ワード講座に3日間で延べ52人、初級・中級エクセル講座に3日間で延べ45人、“PCを楽しむ”講座に3日間で延べ50人の参加がありました。
	主施策コード 3113200501 学童保育事業	広野教育集会所	事業概要	集団生活を通じ、基本的生活習慣と基礎学力の定着を図るとともに、地域の交流を広げ、深めることにより、人権・同和問題の解決をめざすため、夏季休業中、河瀬小学校１～３年生を対象に学童保育教室を開催します。
			取組内容	7月23日～8月23日の間の19日間、9:00～17:00において、学習、集団遊び、おやつ作りのほか、期間中に荒神山合宿などの活動を行い、121人、延べ1,884人の参加がありました。
	主施策コード 3113200601 青少年未来づくり事業	東山会館	事業概要	地域における幼児、児童、生徒および青年が自主自立していくために、諸活動を通して進学、就職を推進し、連帯意識を高めていきます。また、次代を担う人材育成とまちづくりを推進します。
			取組内容	地域の児童を対象に小学生向けの自主活動学級を開催し、基礎学力を高めるとともに、創作活動や季節的な活動を通じて連帯感を高め、仲間づくりに努めました。
	主施策コード 3113201101 ＷＡっとねすグラウンドゴルフ大会開催事業	人権・福祉交流会館	事業概要	周辺地域との対話交流を通じ、相互理解を深め、人権・同和問題の早期解決を図るため、ＷＡっとねすグラウンドゴルフ大会を開催するとともに、併せて人権に係る標語の募集を行い、人権意識の高揚を図ります。
			取組内容	10月17日ふたば保育園跡地および春日児童公園において、17チーム98人の参加のもと開催しました。併せて行った人権標語の募集には、一般から52点、河瀬小学校・高宮小学校・彦根中学校の児童・生徒から476点の応募があり、その中から入賞作品を選考し、表彰を行いました。

<table>
<tr><td rowspan="2">関連する主要事業</td><td>主施策コード</td><td>3113201401</td><td rowspan="2">人権・福祉交流会館</td><td>事業概要</td><td>地域内および周辺地域の高齢者や障害者などが会館に集い、日常生活訓練や健康体操などの講座を通して、介護予防に努め、自立を助長し、生きがいを高めるとともに、人権・同和問題に対する啓発と人権意識の高揚を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">デイサービス事業</td><td>取組内容</td><td>手芸教室は11回で115人、健康体操教室は45回で422人、卓球教室は87回で380人、健康リズム体操教室は41回で977人、花づくり教室は7回で80人の延べ人数の参加者がそれぞれありました。</td></tr>
</table>

行政評価委員会の評価

コード	321

章	章　　名			
第３章	人権・福祉・安全			
政策名	(2) 男女共同参画社会の推進			
施策名	**①男女共同参画社会の推進**			
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性
	○	○	△	○

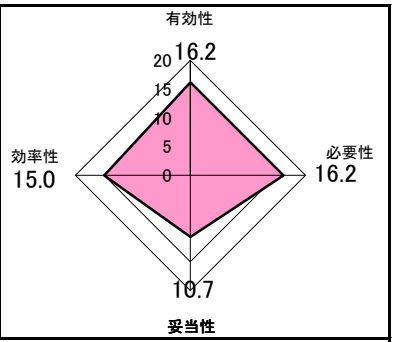

委員会での総括評価	
	◇評価できる点
	ＤＶ相談事業について、成果を挙げていることは評価できます。今後更なる体制の充実を望みます。
	◇努力・工夫を求める点
	市の審議会等の男女比率の改善も必要ですが、育児休業の取得など市が率先して模範となるべき姿を見せる必要があります。

【会議における意見等】

・委員会の開催については、様々な人が参加できるように、休日や夜間の開催など日時の工夫をするのも一つの方法です。
・定年になった方々、特に男性に料理教室や子育て講座、介護教室などの講習に参加していただけるように呼びかけを続けていくことが大切だと思います。自立支援をしていくことで男女の生活スタイルの認識が変っていくと思います。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答
配偶者暴力相談事業についてＤＶにかかわる相談は年々増加傾向にあるということですが、予防対策として、中学校や高校などへ出前講座をされているのでしょうか。また、相談件数に対して、実際警察との連携があった件数はどのくらいですか。また、相談件数の中で効果が見られた件数はありますか。	ＤＶに関わる中学・高校での出前講座は行ってはいませんが、道徳の時間や学級活動等において、県から配布されたリーフレット等を活用しながら学習されており、今後も啓発活動の推進を図っていきたいと考えております。また、平成25年度中のＤＶ相談件数は５４件で、内３件は警察と連携し対応しており、また、内３件は保護施設への一時保護を行うなどの安全確保に努めることで、ＤＶ保護の効果は得られたと考えています。
男女共同参画社会という名称に対して、嫌悪感を抱く年齢の方がまだ多いのではないでしょうか。ジェンダー教育を受けている年代はまだ30歳に入ったところの人々です。もう少し柔軟な言葉を補助的に用いられることも必要ではないでしょうか。「パートナーシップ」や「思いやり」、「協力関係」等、男女共同参画社会の言葉の下に随時用いることはできないでしょうか。	ご意見のとおり、「男女共同参画」ということば自体に拒否感を抱く世代と、ジェンダー教育を受け、「男女共同参画」を意識せず、ごく自然に実践できている世代があります。直近におこなった意識調査でも、年代や職業などによってことばの認知度が異なる結果も出ており、一斉・一律な啓発でなく、対象に適した啓発を考えなければならないと考えております。ご提案の内容は、是非取り入れたいと考えます。
指標の「市の審議会等における女性委員の割合が40-60%である割合」が、年々下降している理由を如何に分析されていますか。理由欄に関係団体からの推薦者に男性が多いことを挙げていますが、これは施策が推進される前からあることで、施策効果がマイナスである点についての考証をお願いします。 また、市民意識調査を分析中とのことですが、調査結果の概略を教えていただけますか。	市組織において認識が決して高いとは言えない状況であることや、その分野において専門とする人が片方の性に限定されてしまうこと、委員の任期が3～4年と長期になるものも多く、委員の交代がないこと、また、高齢化による世代交代の場合も後進が育っておらず委員となるべき人材の不足が、理由と考えており、今後は、関係各課とともに、考証を加える必要があると考えております。 市民意識調査については、直近のまとまった調査を分析しており、概略としては、「男女共同参画」ということばの認知度は全体で（「聞いたことがある」も含めて）約9割にのぼる一方で、社会全体で男女が平等と考える人は16%と少なく、その原因には性別役割分担意識や社会的なしきたり・ならわし、肉体的・体力的な差を上げる人が多いことから、その原因となる障壁を探り、払拭していくための啓発が求められると考えております。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　山口　義信

コード	321	章	3　人権・福祉・安全	政策	(2)男女共同参画社会の推進
施策名	①男女共同参画社会の推進	所管部署	部(局)名	市民環境部	課名	人権政策課

施策の概要		
現状と課題	○「男は仕事、女は家事・育児・介護」といった固定的な性別役割分業意識が依然として残っており、家庭、地域社会、職場、学校等で男女共同参画の取組を進める必要があります。 ○男女どちらか一方に偏ることなく社会に意見を反映させるため、各種審議会などの委員の選考に当たっては、男女比率に配慮する必要があります。 ○様々なハラスメントやドメスティック・バイオレンス(配偶者等からの暴力)などが顕在化しており、男女間の暴力防止に向けた啓発と、相談事業を充実し、関係機関との連携を強化する必要があります。	
めざす成果	◆性別を問わず一人ひとりが自立した人間として個性や自主性が尊重され、誰もが社会の様々な場で対等に参画し、共に支え合う男女共同参画社会をめざします。	

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	一人ひとりの気づきと実践	(1)	—	男女共同参画地域推進員を設置するとともに、自治会、事業所、団体等へ男女共同参画出前講座の周知を行い、申込みに応じて「楽しく学ぼう男女共同参画社会を目指して」「実践しよう！ワーク・ライフ・バランス」などのテーマで開催しました。
2	男女共同参画の視点での意思決定の促進	(1)	—	審議会等の委員が、男女どちらか一方に偏ることなく構成され、様々な観点からの意見を社会に反映させることが、よりよい社会づくりに資することになります。男女比率が偏っている現状から、ポジティブ・アクション等の取組について庁内外へ啓発しました。
3	働き方や職場環境の見直し	(1)	—	企業等への啓発訪問により、男女雇用機会均等法、様々なハラスメント、育児休業制度等のパンフレットを配布し、担当者へ直接啓発するとともに、優れた取組を行っている事業者を表彰しました。
4	男女間での暴力防止の推進	(1)	—	家庭児童相談室に、ＤＶ相談を専門に受ける女性相談員を１名配置し相談業務にあたりました。 また、啓発の取組として、広報ひこねへの掲載や児童虐待防止シンポジウム開催時に、ＤＶ防止の周知・啓発を行いました。
5	推進体制の整備	(1)	—	男女共同参画審議会および男女共同参画社会づくり推進本部を設置し、市、市民、事業者等の協働による事業や啓発を審議、検討しました。 また、彦根市男女共同参画センター「ウィズ」を指定管理者による民間のノウハウを生かした運営とするとともに、拠点施設と位置づけ、各種講座受講生のサークル結成や、市民団体が企画する講座運営の支援をしました。
実施期間	平成23年度～平成27年度			関連する個別計画：彦根市男女共同参画計画(H23～H32年度)

指標による評価	指標				目標および進捗状況					
	指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	市の審議会等における女性委員の割合が40～60%である審議会等の割合	人	人権政策課	目　標	－	33	39	46	53	60
				現在値	27	30	28	25		

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
■予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
関係団体からの推薦者に男性が多い現状があります。あて職となっているものについては、本当にその職でなくてはならないかを検討するとともに、積極的にクォータ制導入にむけて誘導していかなければならないと考えます。

指標に関連する事務事業名	担当課	人権政策課	
主施策コード 3215000201	人権政策課	事業概要	男女共同参画を推進する彦根市条例に基づく男女共同参画計画により、男女共同参画の施策を総合的に調整し、各種事業を実施します。
男女共同参画推進事業		取組内容	男女共同参画計画に掲げる施策・事業の進捗状況の把握と、推進体制として審議会および副市長を本部長とする男女共同参画社会づくり推進本部を組織しています。 男女共同参画社会づくり推進本部において、男女共同参画計画の執行状況調査および点検を行うとともに、彦根市男女共同参画審議会を開催し、計画の進捗状況や課題と今後の取組等の審議を行いました。 また男女共同参画に積極的に取り組む事業者の表彰を行いました。表彰実績：4団体

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における施策または事業者における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行わなければなりません。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 男女共同参画社会の早期実現を図るため、総合施策として展開する必要があります。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 市は、男女共同参画を推進する彦根市条例に基づき、男女共同参画の推進を主要な政策と位置づけ、あらゆる施策を総合的に推進する責務を有しています。 また、彦根市男女共同参画センターの管理・運営については、指定管理者制度を導入することで、民間のノウハウを活用した事業展開を行っています。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 市・市民および事業者が自らの責任を自覚し、あらゆる場において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によって互いに協働して行うことで、相乗効果が上がると考えます。
今後の施策の展開方法	男女共同参画を推進する彦根市条例に基づく男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ」により、男女共同参画の施策を総合的に調整し、各種事業を実施します。 男女共同参画の推進に関わる啓発、情報の発信および市民活動の拠点施設である男女共同参画センターを、指定管理者による管理運営を行います。また、自治会、各種団体、事業所に対する啓発事業（出前講座）を市民公募による男女共同参画地域推進員によって実施するなど男女共同参画による地域づくりの支援を行い、行政と市民・事業者とのパートナーシップのもと男女共同参画を推進していきます。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード 3214000101 配偶者暴力相談事業	子ども青少年課	事業概要	家庭児童相談室に専門相談員を配置し、ＤＶ被害者に対する窓口、電話相談を行い、女性の安全確保および自立支援を行います。
			取組内容	家庭児童相談室に、ＤＶ相談を専門に受ける女性相談員を１名配置し相談業務にあたりました。女性相談件数113件、うちＤＶ件数54件、うちＤＶによる保護件数3件
	主施策コード 3215000401 男女共同参画センター管理運営事業	人権政策課	事業概要	男女共同参画の推進に関わる啓発、情報の発信および市民活動の拠点施設として、男女共同参画センターの管理運営を行います。
			取組内容	指定管理者による運営で、各種講座・ウィズフェステバルの開催、相談窓口の開設、広報紙の発行などを行いました。 ウィズフェスティバル来場者数680人　相談総件数233件
	主施策コード 3215000101 男女共同参画社会づくり地域等啓発事業	人権政策課	事業概要	行政と市民・事業者とのパートナーシップのもと男女共同参画を推進するため、自治会、各種団体、事業所に対する啓発事業（出前講座）の実施等を行います。
			取組内容	市民公募による男女共同参画地域推進員として7人を委嘱し、各種団体等へ出前講座の講師として派遣しました。 出前講座派遣実績　25団体・10回・のべ200人
	主施策コード 3215000201 男女共同参画推進事業	人権政策課	事業概要	男女共同参画を推進する彦根市条例に基づく男女共同参画計画により、男女共同参画の施策を総合的に調整し、各種事業を実施します。
			取組内容	男女共同参画計画に掲げる施策・事業の進捗状況の把握と、推進体制として審議会および副市長を本部長とする男女共同参画社会づくり推進本部を組織しています。 男女共同参画社会づくり推進本部において、男女共同参画計画の執行状況調査および点検を行うとともに、彦根市男女共同参画審議会を開催し、計画の進捗状況や課題と今後の取組等の審議を行いました。 また男女共同参画に積極的に取り組む事業者の表彰を行いました。表彰実績：4団体

行政評価委員会の評価

コード	331
章	章　　名
第３章	人権・福祉・安全
政策名	(3) 多文化共生のまちづくりの推進
施策名	**①多文化共生のまちづくりの推進**

委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性
	○	○	△	○

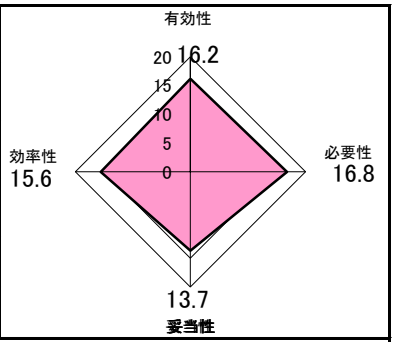

委員会での総括評価	
	◇評価できる点
	年々施策の事業の内容を着実に充実させている点は評価できます。
	◇努力・工夫を求める点
	外国人住民も今後増えていくと思います。同じ市民として同じサービスを提供できるよう、施策を進める必要があります。

【会議における意見等】

国際交流については、交流に貢献しておられる方は多くおられます。市としてその方々の橋渡しの役割や広報をしていただくことで、国際交流がより充実していくと考えます。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答
ICA（国際理解教育アドバイザー）およびJCMU（ミシガン州立大学連合日本センター）の小学校への派遣は、年間どのくらい行われ、内容はどうのようなものですか。	彦根市には小学校の外国語活動の支援として、現在３名のICAが配置されています。第５，６学年の１クラスあたり年間２５時間（特別支援学級は５時間）を割り当て、担任とTT（ティームティーチング）で指導を行っており、学校の規模にもよりますが、１ヶ月に２～８回程度の派遣になります。 JCMUとの交流は年間３回実施し、市内の１７小学校には２回ずつ派遣されています。内容は歌や音読の発表を聞いてもらったり、一緒に英語を使った簡単なゲームなどを行ったり、七夕飾りを作ったりしています。高学年になると、外国語活動で学んだ英語を実際に使ってみる場として、英語による簡単なやりとりやプレゼンテーションを行っている学校もあります。
外国籍市民の生活支援のボランティア登録者はより多く必要としています。募集に対して集まらない要因は何でしょうか。	広報の周知不足が要因としてあげられます。各種イベント等を通じて、市民の皆様に登録をしていただくよう働きかけたり、広報ひこね内で特集記事を計画するなどして、引き続き応募が増えるよう取り組んでまいります。また、応募者にとって登録後のボランティア内容等の具体的なイメージを持っていただけるよう、募集案内等も見直しを行ってまいります。
異文化理解も人権理解と同じく幼少期からの家庭および学校での教育が重要だと思われます。市内大学にはさまざまな国からの留学生が集まっています。留学生も異文化理解の教育活動に用いることは考えてられませんでしょうか。逆に、市内在住外国人と各大学の国際交流関係の部署やミシガン州立大学連合日本センターとの交流も考えられないでしょうか。	本市は、留学生の生活基盤の支援や地域住民との交流の推進等を目的とした「滋賀県留学生交流推進会議」に参画しています。また、ミシガン州立大学連合日本センターでは、留学生と英会話を楽しみながらハイキングすることにより、英語学習や国際理解の促進を目指した事業を行っており、本市としても趣旨等を鑑み、後援しています。ご提言のことにつきましては、本市の多文化共生の推進に向けて、留学生の知識や経験等を、どのように活用いただけるか、また、外国人住民と大学等の機関とどのように交流いただける方法があるか、ぜひ検討したいと考えております。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　山口　義信

コード	331	章	3　人権・福祉・安全	政策	(3)多文化共生まちづくりの推進
施策名	①多文化共生まちづくりの推進	所管部署	部(局)名	市民環境部	課名	人権政策課

施策の概要	現状と課題	○ 外国人住民も地域社会の構成員であるとの考え方は、市民にとってまだまだ一般的なものとなっていないことから、多文化共生社会の実現に向けた啓発活動の充実が必要です。 ○ 外国人住民の中には、言語や生活習慣の違いに起因する問題に直面している世帯もあるため、外国人住民の生活を支援する体制づくりが必要です。 ○ 窓口への通訳配置、行政資料の多言語化など外国人住民への行政サービスを行ってきましたが、需要に応えきれていません。外国人住民に向けた情報提供の充実が必要です。 ○ 外国人児童生徒に対する、さらなる日本語指導や相談活動の充実を図る必要があります。 ○ 社会のグローバル化により、異なる文化との共存や国際協力の推進が求められる中、広い視野をもって異文化を理解し、共に生きていこうとする教育活動を進める必要があります。
	めざす成果	◆ 外国人住民も地域社会の構成員であるとの認識が広がり、言語の違いによる情報格差がなくなることをめざします。 ◆ 外国人住民を支援するサポーター（ボランティア）を登録し、支援の需要と供給を結びつけるしくみが機能し、多くの市民が多文化共生社会に生きる自分自身を実感できることをめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	外国籍市民の生活支援	(1)	—	本市に在住する外国人住民のうち言葉や習慣に適応しづらい人々への支援の一環として、国際交流員や通訳職員により市役所窓口において通訳の対応をすると共に、多言語電話相談事業（ポルトガル語・英語・中国語）を行いました。 また、変化し続ける日本の法律や制度に即応するため、通訳（ポルトガル語・英語・中国語）を配置した行政制度説明会を開催しました。 また、市内在住の外国人児童生徒の孤立化を防ぐため、日本の文化や習慣にふれたりネットワークづくりを行う場としての「こども多文化クラブ」を開催しました。 さらに、多文化共生事業での活動および、地域における外国人住民への支援を目的とした、多文化共生サポーター（ボランティア）を募集し、多文化共生交流会を開催しました。
2	啓発、教育の充実	(1)	—	国際交流員（ＣＩＲ）を招致し、「広報ひこね」への記事掲載や「ポルトガル語教室」や「多国籍料理教室」の開催を通して、外国の文化や習慣等を紹介するとともに、湖東定住自立圏形成協定に基づく人材育成事業として、多文化共生社会の実現に向け、国際理解教育を推進しました。 国際理解教育アドバイザー（ＩＣＡ）およびミシガン州立大学連合日本センター学生を小学校に派遣し、体験的な学習活動を通して国際理解教育の推進を図りました。 幼稚園および小中学校における外国人幼児児童生徒の学校・園生活や学習環境改善のため、母国語の分かる相談員を派遣し、相談、通訳、日本語指導等を行いました。
3	外国語による 行政サービスの充実	(1)	—	外国語版広報の発行を関係団体等の協力により毎月1回、生活ガイドを年1回、それぞれ3言語（ポルトガル語・英語・中国語）で発行するとともに、外国語版ホームページ（ポルトガル語・英語）の整備を進めました。また、ＦＭひこねでポルトガル語による生活情報や各種行事の情報を発信しました。また、行政資料等の翻訳を進めました。
実施期間	平成23年度～平成27年度			関連する個別計画　—

指標による評価	指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	外国籍市民支援 ボランティア登録者数	人	人権政策課	目　標	－	25	40	60	80	100
				現在値	－	24	22	30		

【進捗状況の評価】
- □予定より進んでいる
- □予定どおり進んでいる
- ■予定より遅れている
- □予定より著しく遅れている
- □ほとんど進んでいない

【理由等】
翻訳や広報の作成などにおいて、住民の協力を得て、情報発信の充実は徐々に図れてきてはいるが、需要には応えきれず、在住の外国人住民への対応はまだまだ十分ではないと考えています。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード　3313000201	人権政策課	事業概要	本市に在住する外国人住民のうち言葉や習慣の違いにより市民生活に適応しづらい人々への支援の充実を図ります。
多文化共生社会推進事業		取組内容	行政関係資料の翻訳、窓口通訳配置、生活ガイド発行、電話相談事業、外国語版広報発行、こども多文化クラブ、外国語による行政制度説明会、多文化共生交流会を実施しました。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 誰もが住みよい地域社会を築くために、国籍や文化の違いを理解し合い、互いに協力し合いながら生きていく地域づくりを進めていくには、外国人住民への通訳や相談事業による支援、国際理解教育、外国語による行政サービスなど、多面的な施策が必要です。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 言語や習慣に適応しづらい人々には、外国語での情報提供や支援が必要であり、だれもが暮らしやすい社会をつくるためには国際理解教育を行う必要があります。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 社会のグローバル化が進む中で、地域においても外国人住民との共生が必要です。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 多文化共生のまちづくりの推進には、今後も積極的、継続的に事業を展開する必要があり、費用対効果の観点から効率性の確保の判断は難しいと思われます。

今後の施策の展開方法	外国人住民も地域の構成員という認識に立ち、だれにとっても暮らしやすい地域づくりを目指すことが必要であります。日本人住民とのよりよい関係を築いていくためにも、外国語による行政・生活・行事等の情報提供を行うほか、各種施策を協働で進めていかなければなりません。相互の意思疎通を図るための施策や市役所窓口における外国語によるサービスの充実を図り、また、多文化共生社会の実現のため国際理解教育を進めていく必要があります。

	事務事業名および担当課				
関連する主要事業	主施策コード	3311000101	人権政策課	事業概要	ＪＥＴプログラムによる国際交流員を招致し、外国の文化・歴史・習慣等を紹介することで国際理解を深め、地域レベルでの国際交流を推進することによって、国際化を図ります。
	国際交流員（ＣＩＲ）招致事業			取組内容	ブラジルから国際交流員を招致し、相談受付、行政関係資料の翻訳、市民向けポルトガル語講座、多国籍料理教室等の開催、小・中学校での国際理解教育講座講師、国際交流事業の企画・実施などを行いました。
	主施策コード	3312000101	人権政策課	事業概要	湖東定住自立圏形成協定に基づく「人材の育成」事業として、国際的な視野や感覚を持った人材を育成するとともに、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い対等な関係を築きながら地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現のため、国際教育を進めます。
	国際理解教育推進事業			取組内容	小・中学校を中心に、各学年・年代・教育目標に応じて、多種多様な参加型学習教材を用いた出前講座を行いました。
	主施策コード	3312000201	人権政策課	事業概要	外国人児童・生徒の孤立を防ぐため、長期休暇を利用し児童・生徒が日本の文化や習慣に触れたり、ネットワークづくりができる場をつくります。
	子ども多文化クラブ事業			取組内容	長期休暇を利用し、8日間で日本文化や、料理などについて学習の場を持ちました。その中で、国籍や学校、学年を越えて、仲間づくりができるような活動の場をつくりました。 滋賀県警の安全教室・タカタ工場見学・消防署見学・国際理解教育・料理教室
	主施策コード	3313000201	人権政策課	事業概要	本市に在住する外国人住民のうち言葉や習慣の違いにより市民生活に適応し辛い人々への支援の充実を図ります。
	多文化共生社会推進事業			取組内容	行政関係資料の翻訳、窓口通訳配置、生活ガイド発行、電話相談事業、外国語版広報発行、こども多文化クラブ、外国語による行政制度説明会、多文化共生交流会を実施しました。

行政評価委員会の評価

コード	341

章	章　　名			
第３章	人権・福祉・安全			
政策名	(4) 支え合いのまちづくりの推進			
施策名	**①支え合いのまちづくりの推進**			
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性
	○	○	△	△

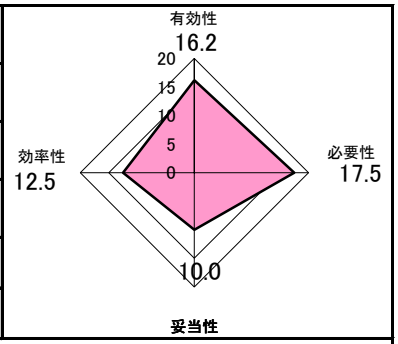

委員会での総括評価	
	◇評価できる点
	本来の福祉目的の支援活動を行うにあたり、福祉バス運行事業を廃止に向けて進めている点は評価できます。
	◇努力・工夫を求める点
	・「地域福祉活動計画」の策定が遅れています。各学区の社会福祉協議会が計画を策定するよう市社会福祉協議会に継続的に働きかけを行う必要があります。 ・民生委員が地域から安定的に選任されるよう、市民への啓発方法など、従来の方法の見直しが必要です。

【会議における意見等】

各地区の社会福祉協議会が、本市の福祉行政に何らかの効果や関係性を持っているのであれば、市として活動をしっかり把握し、適切な支援や協働し取り組む必要があります。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答
福祉バス運行事業について、課題にバスの配車事業化しているとありますが、具体的な課題内容を教えて下さい。バス事業の中で、唯一、福祉バスがしっかりと収入を保っていたような記憶があるのですが、いかがでしょうか。	現制度では、利用団体からの申し込みを受け、本課が委託バス会社の空き状況等を確認し手配しております。利用人数の変更によっては大型、中型、小型のバス区分を変更手配する必要があります。 また、利用団体側で福祉バスの利用承認を行う前にバス会社に個別に依頼しないようお願いしているにも関わらず、事前にバスを押さえられるケースがあり、利用団体、バス会社、本市の三者間でのトラブルの要因となっています。本課としては、委託バス会社を平等に利用したいと考えておりますが、利用団体の好み、仮押えにより、状況に沿って配車せざるを得ない状況にあります。 なお、利用団体の利用料については、未収等はありません。ただ、バスの運行委託料に比して団体利用料は安価すぎる状況です。
過去より指摘されていた福祉バスについて26年度に廃止とのことですが、本来の主旨である福祉活動への支援の個別具体策についてお示しください。廃止と同時に立ち上がっているべきと考えますが、現状はいかがですか。	福祉バス設置事業は、保有していた福祉バスの有効利用を図るうえで設けられた制度がバス会社委託による事業へと変遷してまいりました。福祉活動を行う上での移動の手段として福祉バス制度を設けておりますが、制度として一定の役割を果たしたと考えており、利用団体等への現状の個別施策で福祉活動の支援を考えていくべきと判断しております。このことから、現制度にあっては廃止する方針であり、経過措置として利用団体へのバスの利用補助を経る間に個々の個別施策で検討していただくこととしております。
「地域福祉計画活動計画」は「地域福祉計画」を具現化するものだと思いますが、いつそれが策定されるのでしょうか。	地域福祉活動計画は、平成26年度から策定作業に入られ、年度中に５学区の学区（地区）社協福祉活動計画と地域福祉推進計画が策定され、次年度残りの14学区の学区（地区）社協の福祉活動計画を策定される予定となっています。また、市社協の基盤となる発展・強化計画も策定されます。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　和気　豊文

コード	341	章	3　人権・福祉・安全	政策	(4)支え合い社会の推進

施策名	①支え合いまちづくりの推進	所管部署	部(局)名	福祉保健部	課名	社会福祉課

施策の概要

現状と課題	○ 家族・地域意識の変容などで人と人、地域と人とのつながりが希薄化する中、福祉関係団体等が連携した、公助の仕組みづくりとともに、地域住民による自助意識と共助の仕組みづくりなど、住民主体の地域福祉の推進が求められています。 ○ 小地域福祉活動などの地域福祉活動の推進役である彦根市社会福祉協議会には、地域をコーディネートし、ソーシャルワークする力量を高め、行政、自治会や学区(地区)社協、民生委員団体等とが各々の役割を持って連携し、地域福祉を推進する必要があります。また、市社協による地域住民を主体とした「地域福祉活動計画」づくりにより、地域ニーズを明らかにし、住民相互の共助の仕組みづくりが急がれるとともに、組織の基盤の安定が必要となります。このため、行政として市社協への助成が必要となります。 ○ 自然災害から高齢者や障害者など災害時に何らかの避難支援が必要な人々に、地域で避難の手助けなどの支援が受けられ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう災害時要援護者支援制度を推進しつつ、地域で防災、減災の仕組みづくりを推進してもらう必要があり、小地域福祉活動を行う市社協に推進を委託しています。 ○地域住民の生活課題が複雑化、多様化、深刻化が進み、生活困窮、社会的孤立、高齢者や児童等への虐待、自殺、ひきこもり、詐欺や悪徳商法被害など大きな課題となっています。こうしたなかで、地域にあって、住民の最も身近な相談役として活動しているのが民生委員・児童委員で、地域の単位民児協に所属して、支援が必要な住民の早期発見、そして身近な相談役となり、行政等の支援へのつなぎ役としての役割を果たしていただいています。このことから、無報酬とされる各委員の諸活動の支援や単位民児協が行う個々地域のニーズに沿った福祉活動および市民児協連が行う市域全体の福祉活動に支援していく必要があります。
めざす成果	◆　地域住民を始め、福祉事業経営者、福祉活動を行う者などが主体となる「地域福祉活動計画」の策定とともに、策定を契機とした市社協の地域コーディネート機能の活性化や市社協職員のソーシャルワークの強化が期待でき、市社協と自治会や各種福祉団体等との役割が明確となり、地域ニーズに即した助けあい、支えあいの共助の仕組みづくりが推進されるものと考えています。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	地域福祉活動への支援	(1)	—	○市社協の地域福祉活動に資する事業および地域福祉の推進に要する職員8名と臨時的任用職員3名の人件費を助成した。なお、災害時要援護者支援制度を推進するため市社協に事業委託を行った。 ○民生委員・児童委員や単位民児協および市民児協連の活動支援と委員の資質の向上に努めた。 ○社会福祉団体等への活動支援として、社会福祉団体等の構成員の育成および自主的な社会福祉活動、障害者の社会参加支援活動等に利用いただく福祉バスの委託運行を行った。 ○地域福祉活動の基本となる地域住民等が主体となって市社協が策定する「地域福祉活動計画」の策定支援を行った。
2	人材(リーダー)の発掘と育成および市民参加の促進	(1)	—	○市社協の地域防災体制づくりの基礎講座や災害ボランティアの育成を図る事業への助成、市社協が自治会や学区(地区)社協と協働して、地域福祉推進のモデル事業の実施や市社協のコーディネート機能の強化のためのソーシャルワークの力量強化が行われた。なお、市社協が地域福祉の向上や充実に取り組む福祉団体およびボランティア団体の活動を支援する事業に助成した。 ○民生委員・児童委員が技能や知識を習得するための研修会等への参加を支援した。
3	協働による支え合いのまちづくりの取組	(1)	—	○市社協が中心に学区(地区)社協および自治会と協働して、地域での支えあい体制づくりの一環として、福祉委員制度のような仕組みづくりに取り組まれた。 ○学区(地区)社協や単位民児協、市民児協連が実施するサロン活動や子育て支援活動等に支援を行った。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	彦根市地域福祉計画

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
いきいき安心推進事業 地域福祉活動開催回数	回	社会福祉課	目　標	－	－	400	400	400	400
			現在値	271	349	351	364		
災害時要援護者登録者数	件	社会福祉課	目　標	－	－	2,000	2,300	2,600	2,800
			現在値	1,180	1,822	1,905	2,101		

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
■予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】　地域福祉活動であるいきいき安心推進事業が、学区(地区)社協が中心に鋭意開催されている。地域福祉を具現化する「地域福祉活動計画」の策定が遅れているが、市社協の地域福祉の推進スタンスが確立されてくると期待している。また、市社協のコーディネート機能の強化を図る上で必要な職員のソーシャルワークの資質向上に取り組まれ、組織の活性化が期待できる。また、災害時要援護者支援制度は地域の共助の仕組みづくりの一つとして、市社協が積極的に推進されることが期待できる。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 3411000201	社会福祉課	事業概要	市社協が実施する小地域福祉活動など地域福祉活動に資する事業に助成し、地域福祉の推進を支援している。また、災害時要援護者制度の推進を市社協に委託し推進する。
地域福祉ふれあい事業		取組内容	市社協が実施するいきいき安心推進事業、心配ごと相談事業、市民啓発・養成事業等の地域福祉活動を支援するほか、災害時要援護者支援制度の推進を事業委託した。また、市社協の地域福祉活動計画の策定支援を行った。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 人と人、地域と人とのつながりの希薄化や価値観の多様化などから、住民の生活課題も複雑化、多様化、深刻化してきています。このため、生活困窮者、社会的孤立、高齢者や児童等への虐待、自殺、ひきこもり、悪徳商法被害等が社会的に大きな課題となってきている中で、自助努力として自身や家族でできることと、お互いの見守りや支えあいの共助の仕組みづくりなど地域ごとのニーズに即して、地域で取り組める地域づくりを推進するものである。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 高齢化の進行、単身世帯や核家族の増加など生活形態の変化に加え、住民相互のつながりの希薄化や価値観の多様化などにより、かつての地域にあった自治が脆弱化してきている。自治意識や住民相互のつながりで、地域で孤立する人の抑止や早期に異常に気づく共助の仕組みがあり、多くの課題が地域の中で解決されてきたが、共助の仕組みが希薄化する今日では、生活課題も複雑・多様化し、深刻化している。このため、市社協が地域住民等を主体として策定される「地域福祉活動計画」により、地域ニーズに沿った地域ごとの共助の仕組みづくりを推進しようとするものである。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 小地域福祉活動を実施し、地域福祉の推進役である市社協には、自治会や学区(地区)社協と役割を分かち協働して地域づくりを推進するための各種事業の実施や組織基盤の安定を図る上で必要な地域福祉の主体である地域住民等をコーディネートするためのソーシャルワーク力の向上が欠かせないものとなっている、また、民生委員・児童委員も地域福祉の担い手であり、連携や協働していくことが求められる。このため、本市地域福祉計画に基づき、市社協や単位民児協および市民児協連の事業や活動を支援しつつ、事業や活動のあり方を共に検討していく必要がある。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 市社協の地域福祉活動に関する事業や推進基盤となる人件費を助成するほか、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員および単位民児協や市民児協連の活動や事業を支援している。市社協では、本市地域福祉計画の推進に向けて組織強化やモデル事業等に取り組まれ、単位民児協のサロン活動や子育て支援、市民児協連のこんにちは赤ちゃん訪問事業など地域福祉が推進されている。
今後の施策の展開方法	本市地域福祉計画に基づき、地域福祉を推進するための具体策等については、市社協との役割を明確にしつつ検討していく必要がある。とりわけ本市地域福祉計画を補完・補強する地域福祉活動計画を急がせ、地域住民等が主体的になって策定できるよう市社協が主導していくことが求められる。現在、市社協では、学区(地区)社協と自治会との三者の連携による地域福祉の推進体制等の整備を進められる中で、モデル事業として福祉委員のような制度づくりを推進しつつ、市社協職員のソーシャルワーク強化事業に取り組まれるなど、地域福祉の推進に向けての諸事業を展開されている。地域福祉活動計画を策定される過程において、地域ニーズが把握され、地域ニーズに必要な地域の仕組みづくりが推進されるものと考えている。このことから、市社協には地域福祉の推進役として学区(地区)社協や自治会等をコーディネートする力量の強化と併せ、本市と協働しつつ地域福祉活動計画を策定し、主体的な施策立案が必要である。また、民生委員・児童委員および単位民児協、市民児協連の活動には、地域や学区(地区)社協等と連携した事業の展開が求められる。なお、福祉バス設置事業は、適正な利用が図れるよう規則や要綱の改正を行ったほか、個別施策化や廃止等の検討を進めていく。			

	事務事業名および担当課				
関連する主要事業	主施策コード	3411000101	社会福祉課	事業概要	本市の社会福祉団体および福祉ボランティアグループならびにこれらに準ずるグループの構成員の育成、社会福祉を増進するための自主的な福祉活動、障害者の自立および社会参加の促進ならびに地域福祉の推進を目的とした福祉活動に必要な移動手段として福祉バスを委託運行するもの。
	福祉バス運行事業			取組内容	市内大手バス会社3社にバスの種類、走行距離に応じた運賃単価により委託契約し、利用者には距離に応じた利用料を徴収し運行している。本年度は、2割程度の利用減となったが、適正利用を図るための規則・要綱の改正による適正利用が図られたと考える。また、利用団体の固定化やバスの配車事業化の課題は解決しておらず、個別施策での対応などのを検討しつつ、現制度を廃止していきたい。
	主施策コード	3411000201	社会福祉課	事業概要	小地域福祉活動など地域福祉活動の推進役である彦根市社協に地域福祉に関する事業への助成を行ったほか、平和祈念戦没者追悼式開催事業の委託実施や災害時要援護者支援制度の推進を委託した。
	地域福祉ふれあい事業			取組内容	地域住民等を主体とした共助の仕組みづくりなど「安心して暮らせる地域づくり」を推進する高齢者等の友愛訪問を兼ねた配食サービスやサロン活動、各種福祉講座の実施。心配ごと相談事業などの地域福祉活動、ボランティア団体の育成などに助成を行った。また、災害時要援護者支援システムを活用した災害時要援護者の登録推進を図った。
	主施策コード	3413000201	社会福祉課	事業概要	民生委員法に基づく民生委員・児童委員および単位民生委員児童委員協議会の活動支援や彦根市民生委員児童委員協議会連合会の運営支援を行い、住民サービスの向上を図るとともに、民生委員・児童委員の知識、技術の習得など資質の向上を図った。
	民生委員設置事業			取組内容	民生委員・児童委員や単位民児童協の活動を支援し、これらを束ねる彦根市民児協連の運営を支援した。併せ、連合会の事務局を担い上部団体との連絡調整や運営を補助した。近年、社会環境の変容や福祉サービスの拡大により民生委員・児童委員の活動分野も広範となり、活動も煩雑化・複雑化してきている。また、健康推進課「乳児家庭全戸訪問事業」を市民児協連に委託し、子育て家庭への専門的、重層的なフォローを行っている。
	主施策コード	3413000301	社会福祉課	事業概要	地域福祉の推進役である社会福祉協議会の組織・運営基盤の強化を図ることで、地域コーディネーターとしての資質の向上を図り、地域福祉を推進した。
				取組内容	地域福祉の推進役として、自治会や学区（地区）社協と連携し、地域福祉のモデル事業が展開された。また、種々の事業の実施により、団体の育成や担い手づくりが図られ、地域福祉の推進が図られている。また、心配ごと相談事業など個人のニーズに対応する事業により支援を行った。なお、市社協として地域住民等をコーディネートするための職員のソーシャルワークの強化が図られている。

行政評価委員会の評価

コード	342
章	章　　名
第３章	人権・福祉・安全
政策名	(4) 支え合いのまちづくりの推進
施策名	**②障害者（児）福祉の推進**

委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性
	○	◎	○	○

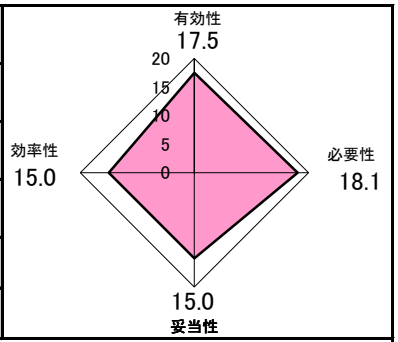

委員会での総括評価	
	◇評価できる点
	多くの事業で、目標設定に対し、妥当な成果が出ています。ニーズにも的確に応えている点は評価できます。
	◇努力・工夫を求める点
	障害者支援にあたっては、各事業の効果をしっかりと検証するとともに、事業を必要とする人に届いているかを検証しながら進めていく必要があります。

【会議における意見等】

・障害は多様で個別性が高く、丁寧に対応するには、行政セクターでは難しいことも多いと思います。専門家や市民の協力が欠かせない分野でもあることから、担い手となる人をどう増やしていくかを考えていく必要があります。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答
「障害者２４時間対応型在宅福祉サービス」の利用者が２５年度に倍増したのは、「本来の障害福祉サービス」が受けられなかった人が増えたことの反映なのでしょうか。それであれば、この事業の成果としては評価できますが、福祉のあるべき姿としては逆に評価できないのではないでしょうか。	本来、障害者総合支援法に基づくサービス利用が優先となるものではありますが、その利用に伴う事業所への現行の報酬（国が決める）体系などでは、どうしても利用者の障害特性（対応の困難さ）や緊急性などに対応できる専門的な職員の人的体制が確保できず、「障害者24時間対応型在宅福祉サービス事業」を利用せざるを得ない状況が生じることとなります。 平成25年度は、利用者自体の障害状況等の急変や家庭における介護者等の急変などが例年より多くなり、本事業の利用回数が大幅に増えたものです。 具体的には、施設入所が必要となったが入所までの利用、介護者の病気等によりショートステイが必要となったが、既存の施設では受入れができなかったこと、また、支援の困難さから、２人体制でないと対応できない人の利用などが、利用者の倍増の主な要因と考えられます。 委員ご指摘の「福祉のあるべき姿」については、障害者総合支援法における現行の報酬体系などか改められないかぎりは、ご指摘のとおりと考えます。
障害のある方に対して、偏見や間違った考えを持っている市民の方に対して、正しい知識だとか、対応の仕方を周知する啓発活動はありますか。	国の事業の中で、地域生活支援事業というのがあり、従前から彦根市独自におきましても、障害者理解という部分で講演会の開催や、１２月障害者週間に合わせて啓蒙活動をしております。
啓発全体の問題となりますが、啓発の事業をしても結局関心のある人しか来ません。本来、啓発すべきところにどう届けていくか工夫はされていますか。	平成26年度の事業になりますが、障害者虐待防止法の中には雇用者の方への啓発もございますので、人権政策課と協力し、人権政策課が担当する企業へのアプローチという部分で、協力しております。いつもは、民生委員や社会福祉協議会、地域の方々、一般の方も含めて対象としておりますが、やり方を工夫して参りたいと考えております。

平成２５年度　施策評価調書

作成責任者　　和気　豊文

コード	342	章	3　人権・福祉・安全	政策	(4)　支え合い社会の推進

施策名	②障害者（児）福祉の推進	所管部署	部(局)名	福祉保健部	課名	障害福祉課

施策の概要

現状と課題	○ 障害のある人の数の増加、障害のある人の高齢化、障害程度の重度・重複化等が進む中、障害の状況等に応じたきめ細かな各種福祉サービスを提供していく必要があります。 ○ 障害のある人の自立と社会参加が求められているため、就職や職場定着に向けた支援や外出のための移動支援、また、スポーツ・レクリエーション・文化活動の場を提供していく必要があります。 ○ 障害のある人に対する生涯を通じた支援が求められていることから、障害のある子どもの早期発見・早期療育に始まり、人生の各段階において適切な支援が行えるよう、総合的な支援体制を整備する必要があります。 ○ ノーマライゼーションの理念のもと、福祉施設や病院から地域へ障害のある人の生活の場の移行が求められているため、障害や障害のある人への理解と認識を高めるとともに、生活環境を整備していく必要があります。
めざす成果	◆ 障害のある人が地域の中で自分らしく生きることができるまちをめざします。 ◆ 障害の有無に関わらず、誰もが支えあい、共生できるまちをめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	地域生活の支援	(1)	—	○障害のある人の生活の質的向上を図るための、福祉サービスの内容や供給体制の充実等に努めた。 ○特に濃厚な療育を要する利用者に対応できる職員体制を整え、生活介護サービスを円滑に実施できるよう、事業所運営費の一部を助成した。 ○障害のある人等が生活全般に関わる事項について気軽に相談できるよう、社会福祉法人等の3事業所へ相談業務を委託実施した。
2	社会参加の促進	(1)	—	○障害のある人の移動や外出の支援のため、屋外移動が一人では困難な障害のある人や子どもに対して、社会生活上、必要な移動や外出を容易にするよう移動支援事業を推進するとともに、重度の心身障害のある人に対し自動車燃料費または福祉タクシー運賃の助成を行うことで、社会参加の促進を図った。 ○視覚・聴覚障害のある人の情報収集やコミュニケーション手段の確保のため、点字広報等の発行や専任手話通訳者の配置等に努めた。
3	雇用・就労の促進	(1)	—	○彦根愛知犬上１市４町の共同事業として、社会福祉法人 ひかり福祉会に対し、職場開拓員と就労サポーターの雇用経費の一部を助成することにより、障害のある人の新規就労者数を増加させ、併せて職場定着につなげる取組みを行った。 ○また、障害福祉サービスとして、引き続き一般就労が困難な障害のある人に対する就労移行支援およびその体制整備に努めた。
4	障害者施策の総合的な推進	(1)	—	○市の障害福祉施策の基本を定める「ひこね障害者まちづくりプラン」ならびに障害福祉サービスの数値目標とその確保の方策を定める「第3期彦根市障害福祉計画」について、その進行管理を行うとともに推進に努めた。 ○子ども療育センターにおいて親子療育教室「つぼみ」「あすなろ教室（児童発達支援・保育所等訪問支援）」を実施した。また、発達障害や医療的ケアが必要な重度の障害のある子どもたちの増加等に対応するため、職員研修等を積極的に推進した。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	ひこね障害者まちづくりプラン(H24～H29年度) 第3期彦根市障害福祉計画（H24～H26年度）

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
訪問系サービスの利用実人数(各サービス毎の実利用者の合計)	人/月	障害福祉課	目　標	－	－	－	－	－	135
			現在値	114	154	168	190		
働き暮らし応援センター支援の新規就労者数	人/年	障害福祉課	目　標	－	－	－	－	－	33
			現在値	13	51	46	52		

【進捗状況の評価】

□予定より進んでいる
■予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】

障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）に基づき、障害のある人の生活を支援するための障害福祉サービス等の充実、各種相談支援体制の整備促進、社会参加や就労支援等に向けた事業の取組みを進めてきた。サービス利用への対応においてはその基盤整備が不可欠であり、増加する障害者ニーズに十分対応できているとは言えない面もあるが、このような取組みの結果として、上記指標における状況からは、当初の目標を大きく上回る結果となった。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 3423000301	障害福祉課	事業概要	一般就労と職場定着等に向けた支援や職場開拓などを行うため、「湖東地域障害者就業・生活支援センター」の運営経費の一部を助成し、障害のある人の自立を促進する。
働き暮らし応援センター事業		取組内容	職場開拓員と就労サポーターの雇用経費の一部を助成することにより、50人以上の障害のある人の新規就労者数を維持させ、併せて職場定着につなげる取組みを行った。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりは、障害の有無に関わらず市民すべてが対象であることから、障害のある人や子どもの福祉の充実により、地域での障害のある人の社会参加と自立の促進が図られることは、この施策の目標達成にとって大きな意味がある。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 ノーマライゼーションの理念の下、障害の有無に関わらず、誰もが生きがいを持ち安心して地域で暮らすことを望んでいることから、障害のある人に対する相談支援と障害福祉サービスを中心とした各種サービスの充実が必要である。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）の規定により実施する障害者福祉サービスの給付や地域生活支援事業の実施は、法令等に規定された職員体制や施設を有し専門性のある社会福祉法人等の専門機関に委ねることが妥当であるが、障害のある人の生活を地域全体で支援するためには、市民による自主的な支援活動を育む事業の検討も必要である。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）など法令等に基づき、滋賀県や市町が指定する相談支援事業所や障害福祉サービス事業所に対して定められた報酬などにより委託等を行う手法は、必要な施設や職員体制、専門性確保の観点から、直営に比べて効率的である。なお、障害のある人自身の負担能力等に応じた自己負担もある。
今後の施策の展開方法	障害者自立支援法は平成25年度から「障害者総合支援法」に改正されたが、法に基づく障害福祉サービス等の給付や地域生活支援事業の各種サービスの提供等を通じた障害のある人への生活支援は、本施策の中核をなすものであり、この取組みを行うことで施策全体の目的達成につながるものである。 特に、重症心身障害のある人や子ども、発達障害や行動障害のある人や子どもに対する福祉施策の拡充が引き続き必要とされる。また、障害のある人の地域生活を支援する相談活動について、相談件数の増加や内容の複雑・専門化への対応が必要な状況にある。こうした課題は、障害福祉に関する社会資源を共有する湖東福祉圏域共通のものであり、「湖東地域障害者自立支援協議会」および「湖東定住自立圏推進協議会」の場において、今後も事業の共同実施に向け議論を深め体制の整備に向けた調整を引き続き行っていく必要がある。 さらに、関連する施策等との連携においては、介護保険制度の在宅サービスとの調整を図ることや、療育、児童関連の関係課とも連携し、個々の障害の状況に応じた生活支援に努めているところである。今後も障害福祉に関する相談等を行う中で、医療や年金等の制度を周知するとともに、障害のある子どもについて、就学前、就学中、学校卒業後という各ライフステージに応じた支援を適切かつ効果的に行うため、福祉・教育部門等の連携をさらに深めていく必要がある。		

	事務事業名および担当課				
関連する主要事業	主施策コード	34211000301	障害者福祉センター	事業概要	市障害者福祉センターにおいて、在宅の障害のある人を対象に、通所して創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うデイサービス事業を実施することにより、その自立を図るとともに、生きがいを高める。
	障害者デイサービス事業			取組内容	パソコンや刺繍、手芸など10種類の定期講座と不定期の特別講座を開催した。加えて、利用希望に沿った講座新設や希望者の少ない講座の縮小といった講座の再考を図った。
	主施策コード	34211000701	障害福祉課	事業概要	緊急のやむを得ない事情や障害特性等により障害福祉サービスを利用できない場合のセーフティネットとして、昼間または夜間における障害のある人の介護支援等を行う。「ステップあップ21」において、緊急時等における日中と夜間のサービスを提供する。
	障害者24時間対応型在宅福祉サービス事業			取組内容	在宅の障害児（者）を対象に、社会福祉法人「とよさと」へ事業委託し、ステップあップ21（豊郷町）において、緊急時におけるケアを実施した。デイケアが235件（373.5時間）、ナイトケアが126件（1221.0時間）と前年度を上回る利用となった。
	主施策コード	34211000801	障害福祉課	事業概要	障害者自立支援法の生活介護サービスを実施する社会福祉法人に対し運営費の一部を助成し、特に濃厚な療育を要する利用者に対応できる職員体制を整え、当該サービス事業運営の安定化を図り、これら障害のある人等の「日中活動の場」を確保するもの。
	重症心身障害者通園施設運営費補助事業			取組内容	（社福）青い鳥会が運営する重症心身障害のある人専用の生活介護サービス施設で、13人（圏域全体で21人）の本市利用者があった。常勤看護師や支援員の加配等経費は県補助制度へ移行したため、職員の支援スキル向上のための研修期間中代替職員雇用経費の一部を助成した。
	主施策コード	34211001101	障害福祉課	事業概要	障害のある人や子どもおよびその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人や子どもの自立した日常生活や社会生活の実現を図る。
	相談支援事業			取組内容	湖東福祉圏域が共同し、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして、圏域内において、社会福祉法人とよさと、医療法人遙山会および社会福祉法人青い鳥会の3事業所、相談員数9人で、平成24年度に引き続き委託実施した。
	主施策コード	34211001501	障害福祉課	事業概要	障害者自立支援法の地域生活支援事業として、重度の障害のある人等に対して自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進に資する。
	日常生活用具給付等事業			取組内容	本人または保護者からの申請に基づき、日常生活用具の給付を行った。給付件数が1,932件（障害者：1,687件　障害児：245件）、給付額　24,056,233円（障害者：20,904,754円　障害児：3,151,479円）となった。

関連する主要事業	主施策コード 34211001601 地域活動支援センター事業Ⅰ型	障害福祉課	事業概要	精神障害のある人が通所して創作的活動や生産活動、社会との交流促進活動を行う基礎的事業と、医療と福祉等との連携強化、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発活動を行う機能強化事業を行う。
			取組内容	彦根愛知犬上1市4町の共同事業として、社会福祉法人とよさと、医療法人遙山会に委託。基礎的事業が平均利用者数（実人数）13人／月、平均開催回数53回／月、機能強化事業は平均利用者数（実人数）9人／月、平均開催回数5回／月の利用状況であった。
	主施策コード 34211001801 日中一時支援事業	障害福祉課	事業概要	障害のある人や子どもの「日中活動の場」を確保するとともに、その家族の就労支援や一時的な休息を図る。また、障害のある子どもが学校の長期休暇中に通所し、創作的活動や機能訓練等を行うことにより、生活リズムを維持し、自立と発達を促す。
			取組内容	障害福祉サービス事業者等に委託し実施した。実利用者数 191人、延べ利用回数7,658回、実施事業者等数 12箇所（内圏域外2箇所）とであった。
	主施策コード 3421002101 障害者虐待防止対策推進事業	障害福祉課	事業概要	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援等を目的に、関係機関との協力体制の整備の強化を図る。
			取組内容	「彦根市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会」を開催し、虐待対応マニュアルを作成した。市民や各種団体、事業所等へ参加を呼びかけて、虐待予防の啓発講演会を開催した。社会福祉士を雇用し、家庭訪問等による相談支援や虐待者・養護者等への支援を行うとともに、虐待対応のスキルアップのため、弁護士をスーパーバイザーとする事例検討会を開催した。平成25年度から一時保護の居室を障害者支援施設で確保した。
	主施策コード 3421002301 発達支援推進事業	障害福祉課	事業概要	発達支援の必要な人に対して、幼児期から学齢期、就労域以降まで、保健や福祉、医療、教育、就労などの関係機関による継続的な支援を提供する発達支援システムの構築を図り、生涯を通じた発達支援を行う中核機関として、平成25年4月1日に発達支援室を設置。
			取組内容	発達障害のある人またはその疑いのある人および家族に対して、相談および相談体制警備を実施。発達支援に関する啓発ちらし・啓発ファイルの作成配布、研修会の開催等の啓発・研修を実施。市内の小・中・高等学校訪問や小・中学校の養護教諭へのアンケートの実施、ケース会議への参加や関係課（子ども療育センター、学校教育課等）による検討会議を開催した。当事者と支援者等が連携を図るための記録である相談支援ファイル「絆」の普及啓発を行った。
	主施策コード 3421002401 在宅重度障害者等支援事業	障害福祉課	事業概要	重症心身障害および強度行動障害のある人の在宅生活を支援するため、指定生活介護事業所等に対し補助（報酬加算）するもの。
			取組内容	重症心身障害および強度行動障害のある人の在宅生活を支援するため、指定生活介護事業所等に対し補助（報酬加算）を行った。【県補助事業】①重症心身障害者対応看護師配置加算、②重症心身障害者障害者対応人員配置加算、③重症心身障害児者入浴サービス加算、④強度行動障害者通所支援、【圏域共通事業（市単）】⑤重症心身障害児者対応短期入所人員配置加算　⑥強度行動障害者通所支援　を実施した。
	主施策コード 34212000201 移動支援事業	障害福祉課	事業概要	屋外での移動が一人では困難な障害のある人や子どもに対して、社会生活上、必要な移動や外出を容易にするよう支援し、地域での自立生活および社会参加の促進を図る。
			取組内容	障害福祉サービス事業者等に委託実施している。「視覚障害者移動支援」は、自立支援給付の同行援護へほぼ移行したことから、利用時間数15.5時間、利用者数3人と昨年度より大幅に減少した。「視覚障害者以外移動支援事業」は、利用時間数3998時間、利用者数78 人であった。
	主施策コード 34212000301 コミュニケーション支援事業	障害福祉課	事業概要	聴覚・言語障害のある人の情報収集とコミュニケーションを確保するため、専任手話通訳者の配置を行うとともに、地域生活支援事業で手話通訳・要約筆記者の派遣を行う。 また、彦根駅構内に公衆ファックスを設置する。
			取組内容	手話については、専任手話通訳者2人、市の登録者12人、また要約筆記者については市の登録者 5人のほか、必要により県聴覚障害者福祉協会に手話通訳者・要約筆記者の派遣依頼を行うなど、体制整備に努めた結果、利用者数は増加した。
	主施策コード 34212000601 自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成事業	障害福祉課	事業概要	重度の心身障害のある人（身体障害・知的障害・精神障害）に対し、社会参加の支援のため、自動車の燃料費または福祉タクシー運賃の助成を行う。
			取組内容	平成24年度の助成券利用件数は23,584件に対して、重度の障害のある人の増加等に伴って、平成25年度の助成券利用件数は24,528件で、944件の増加となった。
	主施策コード 34220000701 障害者情報提供推進事業	障害福祉課	事業概要	ノーマライゼーションの実現の観点から、視覚障害のある人に対し、的確かつ十分な情報を提供するため、「広報ひこね」「議会だより」の点字版・音声版の発行、点字新聞購読料の一部助成を行う。
			取組内容	「広報ひこね」の点字版・音声版を年22回、「議会だより」の点字版・音声版を年4回、点字版約33部、音声版約40名に発行した。点字版広報ひこねの点訳率の改善（50%から60%へ）を図った。また、点字新聞の購読料の一部助成を8名に対して行った。

<table>
<tr><td rowspan="4">関連する主要事業</td><td>主施策コード</td><td>34213000301</td><td rowspan="2">障害福祉課</td><td rowspan="2">事業概要</td><td rowspan="2">一般就労が困難な障害のある人に対する就労と職場定着に向けた支援、これに伴う日常・社会生活上の支援、職場開拓などのサービスを提供する「湖東地域障害者就業・生活支援センター」の運営経費の一部を助成し、職業生活における自立を促進する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">働き暮らし応援センター事業</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td rowspan="2">取組内容</td><td rowspan="2">彦根愛知犬上１市４町の共同事業として、社会福祉法人 ひかり福祉会に対し、職場開拓員と就労サポーターの雇用経費の一部を助成することにより、50人以上の障害のある人が新規に就職をした。併せて職場定着につなげる取組みを行った。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>主施策コード</td><td>34214000101</td><td rowspan="2">子ども療育センター</td><td rowspan="2">事業概要</td><td rowspan="2">障害のある子どもおよびその疑いのある子どもに早期療育をすすめ、子どもの成長・発達を促し、障害の軽減・克服、二次障害の予防に努める。また、障害があっても、地域でその子らしく生活できることをめざす。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">障害児療育事業「あすなろ教室」</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td rowspan="2">取組内容</td><td rowspan="2">親子療育教室「つぼみ」の実施（57人利用）と、集団療育やグループ療育、個別療育等子どもの状況に応じた指導形態で行う「あすなろ教室（児童発達支援・保育所等訪問支援）」を実施（87人利用）した。また、発達障害や医療的ケアが必要な重度の障害のある子どもたちの増加等に対応するため、職員研修と専門スタッフの育成と強化に努めた。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
</table>

行政評価委員会の評価

コード	343
章	章　　名
第３章	人権・福祉・安全
政策名	(4) 支え合いのまちづくりの推進
施策名	**③高齢者支援の推進**

委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性
	○	○	△	△

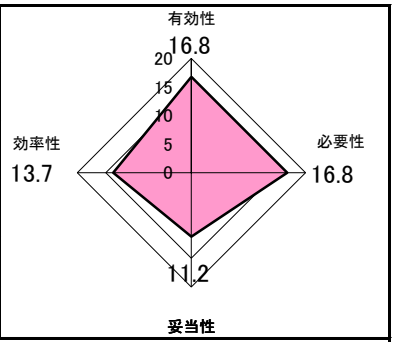

委員会での総括評価	
	◇評価できる点
	2025年問題といわれている中、介護予防に積極的に力を入れている点は評価できます。
	◇努力・工夫を求める点
	高齢者が増加していくなか、対象となる事業が肥大化してくことが、財政面からも大きな課題となっていきます。行政としてまずはセーフティネットとしての役割を重視し、事業を整理することも必要です。

【会議における意見等】

緊急通報システムについては、地域の設置目標が独居高齢者世帯の1割となっていますが、システムが開始された当時と比べて、インターネット環境の変化等環境が大きく変っています。家族と離れて暮らす方が安心していただくためにも、目標値を見直してはどうでしょうか。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答
老人クラブの加入率について、年々加入率が減ってきている中で、いつまで補助を続けていくのでしょうか。また、活動指標として、地域の中でどれだけ貢献をされたか等を、１つの目安としてはどうですか。	老人クラブについては、国において定められている活動をされたところについては、補助金を出しております。加入率も年々減ってきているというところですが、国の要綱等がある限りは、補助を続ける予定です。 活動指標としてボランティアは、補助金の対象ではありませんが、例えば「彦」が対象になると思います。
高齢者支援という事で、助成を中心とした事業が多く見られますが、財政難のおり大変厳しいことと思います。高齢者は弱者ではありますが、必ずしも経済的に弱者であると限らないとの視点から、有償のサービスも拡充していくべきと思います。サービスを受けられない層の助成は必要なのはもちろんですが。 また、支援事業が多岐にわたりどんな支援が受けられるのか市民レベルでは浸透していないように思います。見える化を図り広報のあり方も検討をお願いします。	高齢者支援に係る助成事業につきましては、無償サービスではなく、一定の本人負担を定めておりますが、今後も高齢者数の増加に伴い事業経費の増大が予想されます。今年度は、平成27年度からの第6期高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定の年となっていることからも、事業の必要性や公平性とともに、本人負担率の妥当性についても勘案しながら事業の見直しを図っていく予定です。 また、広報につきましては、多岐にわたる事業が見やすく、分かりやすく整理した「はつらつ介護保険」という冊子を作成し、相談に来所された方に配布しているところです。広報ひこねを使っての効果的な周知方法については、今後、検討してまいります。
支援を必要とされている一人暮らしの高齢者は、地域との関わりも薄い可能性が高く、最も必要とされている人に、支援が至っていない可能性が高いのではないでしょうか。各種相談員や委員が、要支援の一人暮らしの高齢者を把握できる資料（個人情報になりますが）を市はどのように提供されていますか。	行政が各委員等に提供できる情報は、個人情報保護の観点から制約があります。 本市では、平成25年4月から日常生活圏域となる概ね中学校区毎に７つの地域包括支援センターを配置しました。同センターは身近な地域における高齢者の総合相談機関であります。このため、本市は一人暮らし高齢者等の実態把握を行うために必要な情報を同センターに提供し、適切な支援につなげています。 同センターには主任ケアマネジャー、保健師・看護師、社会福祉士の三職種の職員を配置し、それぞれ連携をとりながら、保健・医療・福祉の総合的な支援体制「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

平成２５年度　施策評価調書

作成責任者　和気豊文

コード	343	章	3　人権・福祉・安全	政策	(4)支え合い社会の推進
施策名	③高齢者支援の推進	所管部署	部(局)名	福祉保健部	課名	介護福祉課

施策の概要

現状と課題	○ 平成17年(2005年)3月末では17.8%であった高齢化率が平成26年(2014年)3月末では22.1%となっており、今後も高齢化率は上昇していくと予測されます。さらに、日本経済を担ってきた「戦後の第一次ベビーブーム世代」(昭和22(1947年)～24年（1949年）生まれの、いわゆる「団塊の世代」）といわれる人たちが60歳を迎え、退職者の新たな就労や社会参加が期待されるとともに、誰もが健康で生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりを実現することが課題となっています。 ○ 全国の要介護認定者における認知症高齢者数は、平成17年(2005年)には169万人でしたが、平成27年（2015年）には345万人となる見込みです。高齢者の9.8人に1人が認知症になると推計されています。本市の場合、平成24年度末現在、高齢者の11.3人に1人が認知症高齢者(2,046人)であろうと推計しており、今後も認知症高齢者が増加する見込みです。このことから、認知症対策事業を効果的に推進していく必要があります。 ○ 介護現場の人材不足は深刻であり、介護サービス利用者にとって質の高いサービスを提供するためには、地域の特色を踏まえた細やかな人材確保の取組を進めていく必要があります。 ○ 本市の居宅支援サービスのあり方は、在宅介護を中心とし、施設介護がこれを支える形で充実を図っていくものとしています。このため介護保険制度の保険者として各種サービスの確保および質の向上を図る必要があります。 ○ 第１号被保険者の保険料は、事業計画に定めるサービス費用の利用見込み額等に基づき、３年間を通じて財政の均衡を保つように設計していることから、今後も収納率の向上を図っていく必要があります。
めざす成果	◆ 地域での支え合い活動を支援し、地域住民による自主的な健康づくり活動や認知症を理解するための取組を推進することにより、高齢者が安心して暮らせる環境づくりをめざします。 ◆ 介護予防事業を推進し、高齢者が働く意欲をもって就労することで、地域の活力を担う一員として活躍できる元気な高齢者が増加することをめざします。 ◆ 各種地域密着型サービスのさらなる基盤を確保し、良質なサービスが提供されるようケアマネジャー等介護職員の質の向上を図るなど、良質なサービスが提供されることをめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	高齢者の活動支援の充実	(1)	―	緊急時の通報手段が必要と認められた人に、緊急通報装置を設置し、近隣の協力員等の協力のもと緊急通報体制の整備を行った。高齢者が働くことを通じて社会参加の喜びを得るとともに、健康増進につなげるために、シルバー人材センターの活動を支援した。健康、友愛、奉仕の理念に基づき地域で活動する老人クラブの活動を支援した。
2	介護予防等の推進	(1)	介護予防の推進	老人クラブ等を対象に介護予防教室を開催し、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行った。介護予防運動指導員を養成するとともに、介護予防体操を継続して行う市民グループの活動を支援した。独居高齢者の実態把握等により二次予防対象者を選定し、運動器の機能向上事業(25年度からマシンを使用する教室、マシンを使用しない教室)等につなげた。
		(2)	認知症対策の推進	認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人とその家族の理解者の増加を図った。この講座の講師役となるキャラバン・メイトの研修会を開催した。ボランティアグループとともに、街頭啓発やパネル展示、フォーラムを開催し、認知症への理解に対する普及啓発に取り組んだ。新たに、脳の健康教室を開催した。
3	介護保険事業の運営	(2)	―	認知症対応型通所介護やグループホーム等の地域密着型サービスを整備した。湖東圏域の市町が共同し、不足する介護職の人材確保のための福祉の職場説明会や、入職者の定着率を高めるための介護職員に対する職場への定着支援研修を開催した。介護保険制度の安定運営のため、嘱託収納員による徴収や口座振替の勧奨、滞納処分の実施等により保険料収納率の向上に努めた。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	彦根市高齢者保健福祉計画（H12年度～） 介護保険事業計画（H12年度～）

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
シルバー人材センター登録者の割合（65歳以上の人口）	%	介護福祉課	目　標	－	－	－	－	－	4.5
			現在値	3.3	3.4	3.9	3.9		
65歳以上人口に対する要介護等認定者数の割合	%	介護福祉課	目　標	－	－	－	－	－	15.6
			現在値	15.3	16.3	16.5	16.8		

【進捗状況の評価】
- □予定より進んでいる
- □予定どおり進んでいる
- ■予定より遅れている
- □予定より著しく遅れている
- □ほとんど進んでいない

【理由等】
シルバー人材センターの登録者数が、微増（対前年度34人増）であったため登録者の割合は横ばいであった。
要介護等認定者数の割合については、当初は緩やかな増加を見込んでいたが、高齢化の進行や（日中）独居高齢者、認知症高齢者の増加等に伴い、特に要支援１から要介護３の認定が増加したためと考えられる。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 34310-004-01	介護福祉課	事業概要	シルバー人材センターの理念に基づき、国の要綱に沿って事業運営を行っている公益社団法人彦根市シルバー人材センターに対して補助した。
シルバー人材センター運営事業		取組内容	公益社団法人彦根市シルバー人材センターの、主に職員の人件費や事務的経費に対して補助金を交付した。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 地域の支え合いの中で、高齢者が生きがいを持って暮らせるために、地域包括ケアシステムの構築への取組を進めるとともに、介護保険事業の保険者として、市が制度の健全で適正な運営を推進することは重要である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 地域毎のニーズや課題を把握して事業に反映させている。また、高齢化や単身世帯の増加に伴い、地域で支え合う取組の必要性は高い。高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、介護予防事業や地域密着型サービス事業の必要性は高い。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 ３年を計画期間とする彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき施策を展開している。計画を策定する際には、高齢者や介護支援専門員にアンケート調査を実施している。また、彦根市高齢者保健福祉協議会で、計画の策定や進捗状況の評価を審議してもらい、効果的な施策となるように取り組んでいる。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 高齢化により事業費が増大していくため、効率的な事業運営ができるように、常に進行管理を行っていく必要がある。
今後の施策の展開方法	１　高齢者の活動支援の充実について、高齢者の自立した生活を継続するために、暮らしやすい住まいづくりに対する支援や、日常生活の不安解消と安全の確保が必要であり、緊急通報システム等の生活支援サービスを継続する。豊かな経験と知識や技術を生かした就労の場を確保するシルバー人材センターの活動に対する支援を行う。地域の支え合いの重要な担い手である老人クラブの健康づくりや友愛活動、社会奉仕活動に対する支援を行う。 ２　介護予防等の推進について、高齢者全体へ健康教育等を行う取組を進めており、認知症予防や閉じこもり予防、運動器の機能向上等のために、出前講座等の実施による身近な地域での介護予防事業を推進する。また、地域包括支援センターによる独居高齢者の実態把握等により、支援の必要があると見込まれる高齢者（二次予防対象者）を把握し、より多くの人を介護予防事業への参加につなげる。引き続き認知症サポーターを養成するとともに、キャラバン・メイトの資質向上も図る。広く認知症に対する理解を浸透させるために、街頭啓発やパネル展示等の取組を継続する。脳の健康教室を継続する。 ３　介護保険事業の運営について、介護保険事業計画に基づき、介護老人福祉施設や地域密着型サービスの整備を図る。不足する介護職の人材確保のため、湖東圏域の市町が共同で、福祉の職場説明会等を開催する。介護保険制度の安定的な維持のために、制度の趣旨の理解に向けた啓発等を図りつつ保険料の収納率向上に努める。		

	事務事業名および担当課				
関連する主要事業	主施策コード	3431000201	介護福祉課	事業概要	老人福祉法に基づく老人クラブの活動および老人クラブ連合会が実施する友愛訪問、スポーツ振興事業等に対して補助を行い、老人クラブ活動の支援や老人福祉の充実に寄与する。
	老人クラブ活動助成事業			取組内容	単位老人クラブの中の適正クラブ（95クラブ）と小規模クラブ（13クラブ）の活動に対して補助した。また、市老人クラブ連合会の活動に対して補助した。
	主施策コード	3431000401	介護福祉課	事業概要	シルバー人材センターの理念に基づき、国の要綱に沿って事業運営を行っている公益社団法人彦根市シルバー人材センター等に対して補助する。
	シルバー人材センター運営事業			取組内容	彦根市シルバー人材センターへの補助金交付。滋賀県シルバー人材センター連合会の市負担金納付。全国シルバー人材センター事業協会の賛助金納付。
	主施策コード	3431000501	介護福祉課	事業概要	在宅の一人暮らし高齢者等の急病または事故等の緊急事態に対処するとともに、日常生活の不安解消とその安全を確保するため、緊急通報システムを設置・運営する。
	緊急通報システム運営事業			取組内容	システムの設置･運営を民間事業者へ委託して実施した。平成25年度末現在の設置台数は373台。
	主施策コード	3431000801	介護福祉課	事業概要	日常生活動作能力の低下した高齢者の排泄、入浴、移動などを容易にするため、県交付金を活用し、住宅改造に必要な経費を助成することで、寝たきりの予防および対象高齢者の生活の助長ならびに家族の介護の軽減を図る。
	高齢者住宅小規模改造助成事業			取組内容	17件の世帯に、住宅改造への経費の2分の1の額を、世帯として25万円を限度に助成した。
	主施策コード	3431000901	介護福祉課	事業概要	市内の男女の最高齢者を含む各上位3人に記念品等を贈呈する。市内在住の長寿者(男女各上位1,000人)にお祝い品等を送付する。地域で行われる敬老行事については、各地区社協等に対して、敬老行事開催補助金を交付する。
	老人福祉月間事業			取組内容	市内の最高齢者を含む男女上位3人に記念品と認定証を贈呈した。市内長寿者(男女各上位1,000人)に記念品等を送付した。各地区社協等に対して敬老行事開催補助金を交付した。

関連する主要事業	主施策コード	3432100513	介護福祉課	事業概要	認知症などの理由で判断能力が不十分な身寄りのない高齢者や障害者等に対して、成年後見制度の利用を勧めるとともに、制度のＰＲをするもの。また、制度利用が必要であるが申立てを行う親族がいない場合は、市長が申し立てるもの。
	成年後見制度利用支援事業			取組内容	パンフレット等を作成し制度の周知に努めた。市長申立ての手続きが必要と判断した7件について、市長申立てを行った。
	主施策コード	3432100913	介護福祉課	事業概要	高齢者が要介護状態になるのを予防するとともに、心身の健康の保持増進や生きがい対策のため、地域福祉団体、ボランティア団体等が宅老所を運営する事業に対し助成する。
	宅老所整備運営事業			取組内容	広報ひこねやホームページを通じて宅老所開設についてＰＲを行ったが新規開設はなかった。また、計10か所（9学区）の宅老所へ運営費補助を行った。
	主施策コード	3432102801	介護福祉課	事業概要	社会福祉法人等が提供するサービスの利用者負担（1割の自己負担分、食費、居住費等）の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を軽減するもの。
	利用者負担軽減事業			取組内容	低所得者対策として、22人の利用者負担を軽減し介護保険サービスの利用促進を図った。
	主施策コード	3432102913	介護福祉課	事業概要	65歳以上の介護保険の被保険者が市内スポーツ施設を利用したとき、受講料等の補助を一次予防対象者介護予防事業として実施するもの。
	高齢者介護予防講座推進事業			取組内容	市内のスポーツ施設が開設するスポーツ系講習会の受講やスポーツ施設を利用した260人に対して、費用の2分の1の額を年間3,000円を限度に助成した。
	主施策コード	3432103013	介護福祉課	事業概要	在宅でおむつを使用している要支援２から要介護５の人の世帯の経済的負担を緩和し、要介護状態等の軽減または悪化防止を図るため、おむつ等購入費の助成を行う。
	おむつ等購入費助成事業			取組内容	1か月の購入費のうち6,300円を上限に、11,609件の助成をした。
	主施策コード	3432103113	介護福祉課	事業概要	介護者の急な病気、事故等により介護ができなくなったため、要介護高齢者が緊急あずかり事業を利用した場合に、当該あずかり事業を実施した事業者に対して要した費用の一部を補助する。
	高齢者24時間対応型安心システム事業			取組内容	要介護高齢者とその家族に対して24時間365日の安心を提供するシステムとして、15件の利用申込みがあった。
	主施策コード	3432104013	介護福祉課	事業概要	居宅介護支援の提供を受けていない（居宅介護サービス計画の作成にあたる介護支援専門員がいない）要介護者等の住宅改修費支給申請書に必要な理由書を作成した者に、作成に係る経費を補助した。
	福祉用具・住宅改修支援事業			取組内容	１件当たり2,000円の補助金を、77件交付した。
	主施策コード	3432104213	健康推進課	事業概要	老人クラブ・自治会・地域公民館活動等の一般高齢者を対象に、地域包括支援センターや市が地域へ出向き、介護予防教室を実施する。
	介護予防普及啓発事業			取組内容	広報や高齢者の実態把握等を通じて介護予防の必要性を啓発した。地域へ出向き107回の介護予防教室を実施した。
	主施策コード	3432104913	健康推進課	事業概要	二次予防対象者把握事業でスクリーニングされた二次予防対象者を対象に、運動器機能向上事業(マシン使用する教室と使用しない教室）を実施し、要支援・要介護状態になることを防ぐ。
	二次予防対象者介護予防事業			取組内容	民間事業者へ委託し、運動器機能向上教室（マシンを使用する教室参加者19人・マシンを使用しない教室参加者21人）を実施した。
	主施策コード	3432105413	介護福祉課	事業概要	保険者（市）から介護サービス利用者に対し、実際に利用した介護給付費を年6回通知し、必要なサービスが適正に行われたかチェックしてもらうとともに、利用者に介護給付費について再認識を促すもの。
	給付費用適正化事業			取組内容	23,565件の通知を行い、介護保険制度への理解と適正なサービスの利用につなげた。
	主施策コード	3432105513	健康推進課	事業概要	地域で介護予防サポーターとしての活動に資するボランティアを養成し、市民全体へ介護予防活動を広げる。 65歳以上の市民グループを対象に、ビデオを使った運動を中心とした介護予防体操講座を開催し、講座終了後は自主的な活動へと誘導していく。
	一次予防対象者介護予防事業			取組内容	介護予防サポーター（介護予防運動指導員）を17人養成した。介護予防体操講座を受講した13のグループを、自主活動化へとつなげた。

主施策コード	3432105913	健康推進課	事業概要	市内75歳から79歳までの介護保険未申請の方に基本チェックリストを送付し、二次予防対象者を把握する。さらに該当者を訪問して二次予防対象者を選定し、二次予防対象者介護予防事業に参加する者を決定する。
二次予防対象者把握事業			取組内容	市内75歳から79歳までの介護保険未申請の方に基本チェックリストを送付した。(24～25年度の2年間に分け実施) 2,231人に基本チェックリストを実施し、471人の二次予防対象者を選定した。
主施策コード	3432106113	介護福祉課	事業概要	調理困難で十分な食事の確保ができず、かつ安否確認が必要な高齢者に対して、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行う。
配食サービス事業			取組内容	民間事業者へ委託し、配食サービスが必要な人へ、延べ11,368食（昼食のみ）を提供した。
主施策コード	3432206013	健康推進課	事業概要	認知症の理解の普及啓発のため、街頭啓発やパネル展示等を行う。地域や職域、学校に出向き、認知症の理解者となる認知症サポーターを養成する。養成講座の講師となるキャラバン・メイトの資質の向上や活動の支援をする。
認知症あったかサポート事業			取組内容	1,017人の認知症サポーターを養成した。ボランティア団体とともに、街頭啓発やパネル展示、フォーラムの開催を行い、市民へ普及啓発を図った。
主施策コード	3432206113	健康推進課	事業概要	簡単な計算や読み書き等のドリルを利用して脳を活性化させる教室を開催することで、認知症予防や、学習者同士や学習サポーターとの学びを通した交流による生きがいづくりにつなげる。
脳の健康教室事業			取組内容	週1回（計24回）の教室を2教室実施した。総参加者30名、学習サポーター9名。
主施策コード	3433000213	介護福祉課	事業概要	10人の介護相談員が、32事業所を定期的に訪問し、介護保険サービスを利用する利用者の思いを苦情に至るまでに把握し、サービス提供事業所に伝えることで、サービスの質の向上を図る。
介護相談員派遣事業			取組内容	特別養護老人ホームや老人保健施設、デイサービスセンター、グループホームを、介護相談員が二人一組で訪問し、172件の相談を受け付け、問題解決に向けた支援をした。
主施策コード	3433000413	介護福祉課	事業概要	介護保険法第115条の46の規定に基づき、地域包括支援センターを設置し、介護予防事業、包括的支援事業等を実施することにより、援護が必要な高齢者の支援を行う。
地域包括支援センター運営事業			取組内容	地域包括支援センター5か所をすべて民間委託により設置した。総合相談件数延べ4,761件、虐待通報件数29件、介護支援専門員からの相談件数延べ495件。
主施策コード	3433000513	介護福祉課	事業概要	広報等により介護保険制度の周知を図る。
介護保険事業（趣旨普及費）			取組内容	介護保険制度の周知と介護保険サービスの正しい利用の促進を図るために、市ホームページ、広報誌に情報を掲載するとともに、啓発パンフレットを発行した。
主施策コード	3433000613	介護福祉課	事業概要	虐待の早期発見・早期対応や、事例に応じた適切な協力体制が図れるよう、関係団体等と連携体制を整備する。また、虐待対応に専門的な知識や経験を有する滋賀弁護士会等から、虐待対応業務に係る支援を得る。
高齢者虐待防止ネットワーク事業			取組内容	彦根市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会を設置した。また、滋賀県高齢者虐待対応支援ネットを利用し、弁護士と社会福祉士から虐待対応に係る支援を得た。高齢者虐待対応マニュアルを作成し、研修会を実施した。
主施策コード	3433000313	保険料課	事業概要	介護保険法の規定に基づき、介護サービスに必要な経費の財源を、第1号被保険者から保険料として経費の21%（H24年度から）を徴収するもの。
介護保険事業（賦課徴収費）			取組内容	第1号被保険者資格の取得時（65歳到達）に、口座振替依頼ハガキを送付し、口座振替を勧奨している。また、初期未納者には、嘱託収納員による訪問徴収を実施し、窓口では、常時納付相談を実施し、一括納付が困難な場合は、分割納付等の手続きを実施している。資力を有する滞納者に対しては、滞納処分を実施している。平成25年度は、42件の処分を実施した。

行政評価委員会の評価

コード	344

章	章　　名			
第３章	人権・福祉・安全			
政策名	(4) 支え合いのまちづくりの推進			
施策名	**④生活支援体制の充実**			
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性
	○	○	△	○

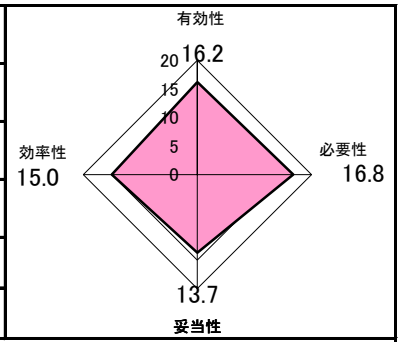

委員会での総括評価	
	◇評価できる点
	「生活保護基準内・外給付事業」など、成果が目標値に達するなど成果を上げている点は評価できます。
	◇努力・工夫を求める点
	生活保護の相談から給付、自立の一連の流れを把握し、今後の事業に活用し、きめ細かな対応を期待します。

【会議における意見等】

生活保護はセーフティーネットとして不可欠な施策です。保護を必要とする原因が多様化し、同じ制度の枠組みの中で、個々の対応に細分化が必要とされてきていると思われます。様々な分野の専門家の協力の下にきめ細やかな支援が行われることを期待します。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答
生活保護はセーフティーネットの施策であり、重要であるがゆえに不正受給に対する市民の不信感は大きいものがあると思います。その公平性には十分留意していただいていると思いますが、不正受給防止のための取り組みも強化していただきたいと思います。	生活保護被保護世帯（者）には、しおりを配布し、保護開始時および定期的に啓発を行っています。また、訪問活動等による世帯の状況等を適正に把握するとともに、所得調査等によって適正に収入申告されているか確認等を行うなど厳正に対応しているところです。また、相談時には相談者の生活困窮の状況を傾聴し、制度について丁寧に説明し、相談者が十分に理解されるよう対応してます。
「生活保護費等給付事業」において、自立支援を助ける計画訪問をされているようですが、訪問の効果はどのように測られているでしょうか。また、精神疾患による不就労やホームレスを指摘されていますが、この場合は専門家が対処しなければならないと思います。精神科の先生などとの連携はどのようになっていますか。	訪問調査は、被保護世帯（者）ごとに援助方針を立て自立の助長および支援にあたっています。この調査によって、生活状況や実態の把握、指導援助や助言指導を行います。訪問は被保護世帯ごとに訪問計画を立て、訪問が適正に実行されたかを測っています。 なお、精神疾患に限らず、傷病者等は、健診命令や適切な受診を促し、主治医意見書、主治医面談、レセプト等によって疾患等の状況把握に努め、必要な関係機関と情報交換やケース会議等で関係機関ごとの支援方針を共有し支援しています。 ホームレスは、住宅の確保が優先されることから、救護施設での生活安定、本市が借用する民間住宅（シェルター）での一次居住、そして住居確保等によって生活の基盤を確保し、自立を支援しています。
ホームレスが増えてきているという現状がありますが、実際どのくらいの人数がいるか把握していますか。また、そのような方々の対応はどうされていますか。	平成２５年度では３２件（人）おり、この方々には、今セーフティネットの事業の中で民間のアパートの借り入れをさせていただいております。短期間だけの居住しか認めておりませんが、次の世帯を見つけてもらったりとか、就労に結びついていただける拠点にしていただいております。中には、彦根市にそのような施設があると聞いて、他市町から来ている方もおられるので、必ずしも、彦根市内でホームレス状態の方がこれだけいるとは、言えないと考えております。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　和気　豊文

コード	344	章	3　人権・福祉・安全	政策	(4)支え合い社会の推進

施策名	④生活支援体制の充実	所管部署	部(局)名	福祉保健部	課名	社会福祉課

施策の概要

現状と課題	○ 経済状況の悪化に伴い生活保護の相談・申請件数が急増しています。相談体制や訪問活動等の生活保護の運営に支障が出ないよう面接相談員を配置し対応しましたが、相談数は４９１件と多く、生活保護運営体制の強化など継続的な取組が必要となっています。 ○ 経済に回復の基調が見えない中、生活困窮による生活保護の相談は多いが、相談者は不況による離職者だけでなく、精神疾患に伴う収入減による困窮したものやホームレスも増えており、きめ細かい対応が求められています。また困窮となる背景には、年金・保険などの社会保障の問題、扶養･互助意識や消費生活の変化など様々な要因が考えられます。生活保護制度は、他法他施策の活用など、社会保障制度をはじめ他の制度がそれぞれ機能していることを前提とし、それらの制度では支えることのできない人の最低限度の生活を保障するものであることから、国において、生活保護を申請する前に困窮者を支える住宅手当など第二のセーフティネット制度が図られまていますが、雇用、社会保障など各分野における支援の仕組みの整備や充実が必要となっています。
めざす成果	◆ 生活困窮に陥った世帯に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障し、その自立を助長していくことで、市民が安心した生活を送れることを目指します。また、世帯毎に違うきめ細かい対応をするため、研修による職員のスキルアップを図るほか、障害福祉課や保健所等との連携を強化します。

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	相談・実施体制の確立	(1)	民生委員児童委員との協力関係の充実	生活保護法第22条の規定により、民生委員と生活保護の事務の執行に関し連携を図りました。生活困窮による生活保護が新規適用される時と、生活保護から自立された時にお知らせし、生活保護適用中から自立後も含めた地域社会での見守り等の協力をいただいています。今後も、連絡を密に地域からの相談に迅速に対応していきたいと思います。
		(2)	窓口相談の充実・実施体制の整備	社会福祉主事の資格を有し、社会保障制度に精通している面接相談員を１名を配置し、平成２５年度は、４９１件の生活相談を受けました。相談内容には、母子施策・多重債務・精神疾患・障害サービス・介護サービス・虐待・DV等があり、さまざまな問題の解決に向けた助言を行い、迅速丁寧に対応をしました。
2	自立の促進	(1)	支援プログラム等の推進	就労阻外要因のない者に対し、職業安定所と連携した選定会議や就労支援員による支援により多くの就労者が生まれました。また、就労未経験者・50歳以降求職者等就労困難者に対して、野菜づくり体験等を通じた生活訓練を実施しました。さらに、中学生への学習向上支援を行い、将来に向けた世帯自立を図りました。
		(2)	他法他施策活用	制度活用支援員１名を配置し対応をしました。生活保護受給者の職歴等から年金加入期間を確認し、年金の受給権調査を行いました。また、加入期間不足の者に対して、受給権を獲得するための貸付制度の手続きや助言を行いました。また、扶養義務者等による社会保険の扶養取得の依頼や身体障害者手帳等の取得による障害サービスの活用など、他法他施策の積極的活用を図りました。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	―

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
訪問達成率	%	社会福祉課	目　標	－	－	80%	80%	90%	100
			現在値	60	50	76%	83%		
			目　標	－	－				
			現在値						

【進捗状況の評価】
- □予定より進んでいる
- ■予定どおり進んでいる
- □予定より遅れている
- □予定より著しく遅れている
- □ほとんど進んでいない

【理由等】
生活保護総合システムの訪問管理システムを活用し、ケースワーカーに次月訪問計画と前月訪問実績表を配布し、計画訪問の達成を毎月確認し、未達成に対する次月調整を行えるようにしたことで、ほぼ計画どおりに活動できたと思います。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 344210061	社会福祉課	事業概要	支援を必要とする世帯に対し、困窮の程度に応じた各種の扶助を支給し、最低限度の生活を保障することで、世帯の自立を助長する。
生活保護基準内・外給付事業		取組内容	生活保護申請に対して、所要の手続きを迅速に行い早期適用、早期就労、早期自立を支援しました。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 日本国憲法第２５条に規定する国民の生存権を具現化するために重要な施策である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 保護率は経済の状況に影響されるものの、適用数は少なく、多くの市民ニーズが求められるものではない。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 最低限度の生活を保障する、もっとも基本的、重要な制度である。受給世帯は早期の自立を目指し、福祉事務所の自立支援プログラムを積極的に活用を図っていくことが必要なことである。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 生活困窮者の最低生活の保障を実施するためには、費用が必要となるが、一方で自立支援プログラム等の活用により、世帯自立が図れることとなれば費用の抑制が図れることとなる。
今後の施策の展開方法	生活困窮に陥る事由は、世帯により千差万別であり、世帯の自立助長となる支援は、就労支援だけでなく、充実した地域生活を送ることや身体や精神の健康を回復、維持し、健康・生活管理を行うなど日常生活において、自立した生活を送ることも生活保護制度のおいては、自立と考えられています。これらのことから、就労支援以外にも、自立支援医療、障害サービス、介護サービスを活用した生活支援を実施していきます。また、貧困の連鎖防止に向けた学力向上支援事業として、中学生中心に小学校高学年から高校１年生までを対象に添削指導、訪問指導等を行い、学習の習慣化を身に着け、将来の就労等による世帯自立を目指す事業を行います。さらに、職業安定所での求職活動を指示するだけでなく、受給者、職業安定所、福祉事務所等関係者による選定会議を積極的に開催し、具体的企業斡旋までを含んだ実践的指示を行う就労支援を展開することとします。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード 3442100101 住宅手当緊急特別措置事業	社会福祉課	事業概要	離職者で就労能力及び就労意欲のありながら住宅を喪失している人、またはそのおそれのある人に対して、住宅手当を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。
			取組内容	住宅手当は、離職者に対して家賃補助を行い、早期就労開始による生活再建を目指す制度です。平成２５年度において、５世帯の方に住宅手当を支給し支援しました。
	主施策コード 3442100501 セーフティーネット支援対策事業	社会福祉課	事業概要	収入資産状況把握、診療報酬明細書等点検充実事業等を行い、自立と支援体制の充実、医療扶助の適正実施を促進する。また、困窮の連鎖防止に向けた学習向上支援を行い、将来的な世帯自立を目指す。
			取組内容	受診指導システムを導入し、重複・頻回・夜間受診、薬剤重複処方等を確認し、適正受診を指導しました。農業体験による丈夫な体づくりを行いました。学習向上支援は、中学生を中心に小学校高学年から高校１年生までを対象に実施しました。

行政評価委員会の評価

コード	345

章	章　　名			
第３章	人権・福祉・安全			
政策名	(4) 支え合いのまちづくりの推進			
施策名	**⑤医療保険事業の充実**			
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性
	◎	◎	△	△

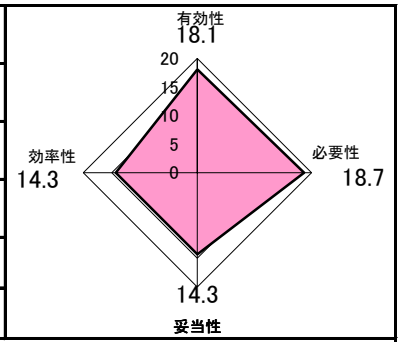

委員会での総括評価	
	◇評価できる点
	国民健康保険料の滞納繰越分収納率が向上するなど、法律に規定されている事務事業が多い中で一定の成果が上がっている点は評価できます。
	◇努力・工夫を求める点
	特定健診の受診勧奨など健康保持増進を目的とした事業や保険料の収納率向上を目的とした事業は、市民に周知し中身を理解してもらい、行動していただくことが重要となります。例年目標に達していない事業については、従来の方法を見直し、新たな方法を考える必要があります。

【会議における意見等】

・国民健康保険事業（保健衛生普及費）について、保険、福祉等の関係機関としっかり連携をし、市民の健康づくりを主体的、活発的に行っていただきたいと思います。
・ジェネリック医薬品についてはその効果を検証するとともに、市民だけでなく関係する機関にも啓発の広報を行うことも重要です。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答
国民健康保険事業（特定健康診査等事業費）について、事務事業表にも書かれているように当該事業は生活習慣病の予防と医療費抑制対策として重要であると考える。しかし、毎年度受診率が低いという結果になっているが、その要因の1つとして実施時期や訪問等に問題はないのでしょうか。また、目標値が平成24年度から平成25年度にかけて大きく下がっていますがその理由を教えて下さい。	特定健診の受診率を向上させる対策として実施期間、実施時期および実施場所については毎年見直しを行っており、受診者の利便性を考慮して平成26年度では集団健診の回数を2日増やして40日としたり、土曜日開催を2回から6回に増やす等の見直しを行いました。 目標値については、「第2期特定健康診査等実施計画」における指標で国の参酌標準を踏まえて定めています。この計画は5年を1期とし、第1期は特定健診が保険者に義務付けられた平成20年度当初からのもので、第2期の平成25年度からの計画では国の基準も下がったことや実情に応じて下方修正したことによるものです。
勧奨通知を2回に増やしたにも関わらず特定健診の受診率が微減になった状況について、その理由をどう分析されていますか。現在の通知方法以外の改善策はどのような内容が考えられますか。	昨年度は圧着ハガキによる受診勧奨を行いました。しかしながら、サイズも小さく圧着面が剥がしにくい等の声が寄せられるなど、充分な啓発につながらなかった面もあると考えられます。 こうしたことから今年度は、その反省を踏まえ、Ａ４版の大型ハガキを採用し健診日程や受診のメリット等を記載するなど、より視覚に訴える通知としました。また、在宅保健師による受診勧奨電話事業をも新規事業として行うこととしております。今後も新規事業の効果の分析を行うとともに、他市の取り組みを参考にするなどして、受診率の向上に努めてまいります。
後期高齢者医療事業（徴収費）の滞納繰り越し分収納率が２５年度に急激にアップしていることは評価できるのですが、それにも拘らず、残り２年度の目標値を低く設定されるのはどうしてでしょうか。	平成25年度の後期高齢者医療事業保険料の滞納繰越分の調定額は405万円、収納額は261万円で収納率は64.36%でした。これは3件で60万円を超える滞納処分等を行ったことによるもので、平成21年度～25年度の後期高齢者医療事業保険料の滞納繰越分の調定額の平均は約480万円で収納額約230万円、平均収納率は48%となります。滞納者数も480人程度と少なく、1人の滞納者の納付行動や滞納処分によって全体に及ぼす影響が大きく、収納率が上下するため平均的な数値を目標としております。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　山口　義信

コード	345	章	3　人権・福祉・社会	政策	(4)支え合い社会の推進

施策名	⑤医療保険事業の充実	所管部署	部(局)名	市民環境部	課名	保険年金課

施策の概要

現状と課題	○ 国民健康保険制度は、他の医療保険と比較して高齢者や低所得者など保険料の負担能力が低い人の加入割合が高いことに加え、失業による一時加入者の増加など構造的な問題を抱え、国民健康保険事業の運営は厳しさを増し、健全な運営を図っていく必要があります。このため、収納率の向上とともに、特定健診、特定保健指導など、健康づくりや生活習慣病の予防対策などの保健事業を実施することにより、医療費の抑制を図っていく必要があります。 ○ 平成20年(2008年)4月から、後期高齢者医療制度がスタートし、滋賀県後期高齢者医療広域連合の一員として、保険料徴収業務と窓口業務を行うことになりました。後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料の公平な賦課と徴収に努める必要があります。また、国においては持続可能な社会保障制度の確立を図るため、昨年１２月に「社会保障制度改革プログラム法案」を成立させ、平成２９年度を目途とする国保財政運営の都道府県化移行に向けた検討を進めており、市として国の動向を注視していく必要があります。 ○ 医療費の高騰や医療技術の高度化により、医療費負担は家計の中に重くのしかかっています。このような中、重度心身障害者や低所得高齢者、ひとり親家庭等の社会的、経済的に弱い立場にある方々の経済的負担の軽減に対する要望は強く、福祉医療費助成制度の継続的、安定的な運営に努める必要があります。
めざす成果	◆ 国民健康保険は国民皆保険制度の中核を担う制度として、市民の医療を確保し、健康の保持増進が図られることをめざします。 ◆ 高齢者の医療保険制度に対する正しい理解と制度の安定運営を図り、高齢者が安心して医療を受けられる環境をめざします。 ◆社会的、経済的に弱い立場にある重度心身障害者や低所得高齢者、ひとり親家庭の方々が、経済的な不安を抱えることなく、安心して医療が受けられる環境をめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	保健事業の推進	(1)	—	被保険者の健康の保持増進を図るために、特定健診の受診を勧奨したり、人間ドック等の受診費用の一部を助成するなどをして、病気の早期発見に努めました。
2	保険料収納率の向上	(1)	—	保険財政の基盤安定を図るためには、保険料の確実な収納を確保することが不可欠であり、また、被保険者間の負担の公平を図ることが重要であることから、口座振替の推奨やコンビニ納付等の納付環境の整備を図るとともに、初期未納者に対しては電話催告を行い自主納付を促しました。適切な納付指導と効率的かつ効果的な滞納整理を実施しました。また、中でも納付可能で資力を有しているにもかかわらず納付を履行しない滞納者に対しては、差押等の滞納処分を実施し、自主納付の喚起による収納率の向上に取り組みました。
3	医療費の適正化の推進	(1)	—	診療報酬明細書における資格・給付の点検調査を実施し、重複・頻回受診者を把握するとともに、指導対象者を選別し保健師等による訪問指導を実施しました。 また、ジェネリック医薬品の普及、啓発を図るために、差額通知を実施し、医療費の抑制に努めました。
4	制度に対する広報・説明の充実	(1)	—	国民健康保険に新規に加入された方に、国民健康保険のパンフレットを保険証と一緒に渡したり、また、広報ひこねや市のホームページにおいても制度の解説など掲載し啓発に努めました。
5	医療費の自己負担金の一部の助成	(1)	—	乳幼児、重度心身障害者（児）、65～69歳老人（低所得）、母子家庭、父子家庭、ひとり暮らし寡婦の保険診療自己負担分（老人の自己負担分を除く）および重度心身障害者（児）、同老人の通院医療費（保険診療、公費負担分を除く自己負担分)および重度心身障害等老人の一部負担金を助成する。また、併せて市単独事業として、乳幼児、身体障害者（児）、65～69歳老人の保険診療費自己負担分（老人の一部負担金を除く）および重度心身障害老人等の一部負担金を助成するとともに、平成25年10月からは、平成24年10月から実施している小学生の入院医療費自己負担分の助成を中学生まで拡大し、これらの人々の保健の向上と福祉の増進を図りました。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	第２期彦根市特定健康診査等実施計画 (H25～H29年度) 第５次彦根市国民健康保険事業中期計画 (H26～H30年度)

指標による評価	指標				目標および進捗状況					
	指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	特定健診の受診率	%	保険年金課	目　標	－	－	－	35	41	47
				現在値	23.1	29.6	31.7	30.1		

【進捗状況の評価】

□予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
特定健診を受診しない者としては、男性で40歳代が最も多く、受診しない理由としては、いつでも病院や診療所を受診できると思っているものや、時間がない、面倒だと思っているものが多い。今後は積極的な受診啓発の広報活動を行うとともに、土日祝日に健診を実施するなど受診機会を増やすとともに、意識の高いがん検診と併せて実施するなど受診率の向上に向けての改善が必要とされている。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 3451000302	保険年金課	事業概要	健康の保持増進等のため、医療制度改革の一環として、平成２０年４月から保険者に特定健康診査・特定保健指導が義務付けられたことから、彦根市特定健康診査等実施計画に基づき生活習慣病の予防を図る。
国民健康保険事業（特定健康診査等事業費）		取組内容	平成１９年度までは老人保健事業として衛生部門で取り組んでいたため、連携しながら実施している。平成２０年度から２５年度までの受診率は、目標に達しなかったため、未受診者対策に取り組んでいる。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 国民皆保険制度の基盤をなす制度として、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きな役割を担っている。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 保険制度に加入することで、通院、入院の際の負担が軽減される。また、医療費が高額になった場合も安心して医療を受けることができる。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 国民健康保険法および関係法令に従って事務を行っている。医療費の適正化を図り、保険料の収納率向上に取り組むほか、各種保健事業の推進は、国民健康保険事業の健全な運営のために有効である。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 診療報酬明細書点検による医療費の適正化や特定健診などの保健事業の推進、滞納対策の充実には事務量とコストの増加は避けられないが、適宜見直しを行い、より効果的な方策を講じていく。
今後の施策の展開方法	本施策については継続して実施していく必要があり、保険料の収納率の向上に努めるとともに、健康づくりや生活習慣病の予防対策などの医療費の適正化を図りながら制度の安定的な運営を進める。		

	事務事業名および担当課				
関連する主要事業	主施策コード 3455000101 福祉医療費助成事業	保険年金課	事業概要	彦根市医療費の助成に関する条例等に基づき、乳幼児、重度心身障害者（児）、重度精神障害者（児）、老人（低所得）、母子家庭、父子家庭、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦、身障老人等に保険診療自己負担分の一部を助成する。	
			取組内容	乳幼児 H.15.8 制度改正(通院…４歳未満、入院…就学前　ただし、それぞれに自己負担金要) H.18.10 制度改正(通院、入院‥就学前　但し､所得制限を導入) H.19.10 制度改正（所得制限撤廃） H.20.10 制度改正（乳幼児自己負担無料化） H.24.10 制度改正（小学生入院医療費自己負担無料化） H.25.10 制度改正（中学生入院医療費自己負担無料化） 高齢者の増加、症状の重度化、医療技術の高度化等により、年々医療費は増加傾向にある。	
	主施策コード 3453000202 国民健康保険事業（一般管理費）	保険年金課	事業概要	国民健康保険事業の中の一般管理諸経費。 被保険者証の交付に関する事務およびレセプト点検を実施する。	
			取組内容	国民健康保険事業に係る諸経費の執行。 平成２０年度から内容点検を国民健康保険団体連合会に委託して実施している。	
	主施策コード 3454000102 国民健康保険事業（趣旨普及費）	保険年金課	事業概要	国民健康保険事業の目的、内容を周知するための広報活動を行なう。	
			取組内容	国保加入時および保険証発行時ならびに各種イベント時に、国民健康保険制度の内容説明のパンフレットを配布する。	
	主施策コード 3451000302 国民健康保険事業（特定健康診査等事業費）	保険年金課	事業概要	健康の保持増進等のため、医療制度改革の一環として、平成２０年度から保険者に特定健康診査・特定保健指導が義務付けられたことから、彦根市特定健康診査等実施計画に基づき生活習慣病の予防を図る。	
			取組内容	平成１９年度までは老人保健事業として衛生部門で取り組んでいたため、連携しながら実施している。平成２０年度から*２５年度*【修正前：２４年度】までの受診率は、目標に達しなかったため、未受診者対策に取り組んでいる。	

関連する主要事業	主施策コード	3451000102	保険年金課	事業概要	被保険者の健康保持、増進のため、健康づくりパンフレット等による啓発や成人病予防検診の助成事業を実施している。
	国民健康保険事業（保健衛生普及費）			取組内容	人間ドック・脳ドック受診者に対する助成や医療費通知等の実施など、被保険者に対する健康の保持増進を目的とした事業を行うことにより、健康づくりの一層の充実を図る。
	主施策コード	3451000914	保険年金課	事業概要	後期高齢者医療制度の創設により、運営は広域連合が行うこととなるが、法令に定められた市の事務を執行するもの。
	後期高齢者医療事業（一般管理費）			取組内容	後期高齢者医療制度の実施に伴う諸経費の執行。実施主体は、滋賀県後期高齢者医療広域連合である。
	主施策コード	3452000102	保険料課	事業概要	国民健康保険料の適正賦課を行うとともに、国保財政の基盤安定を図るために保険料収納率の向上に努める。
	国民健康保険事業（賦課徴収経費）			取組内容	短期被保険者証および資格証明書の発行、催告書の送付等により滞納者との接触を図り、納付相談を実施するとともに、効率的な滞納整理により、資力を有しているにもかかわらず、納付を履行しない滞納者に対して滞納処分を実施し、自主納付意識の喚起を図る。
	主施策コード	3452001014	保険料課	事業概要	後期高齢者医療の運営主体は広域連合が行うが、保険料の徴収事務は市が担うものであり、収納率向上に努める。
	後期高齢者医療事業（徴収費）			取組内容	収納対策員の戸別訪問による制度説明および徴収を行うとともに、効率的な滞納整理により、資力を有しているにもかかわらず、納付を履行しない滞納者に対して滞納処分を実施し、自主納付意識の喚起を図る。

行政評価委員会の評価

コード	351
章	章　　名
第３章	人権・福祉・安全
政策名	（5）保健・医療の充実
施策名	**①健康づくりの推進**

委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性
	○	○	△	△

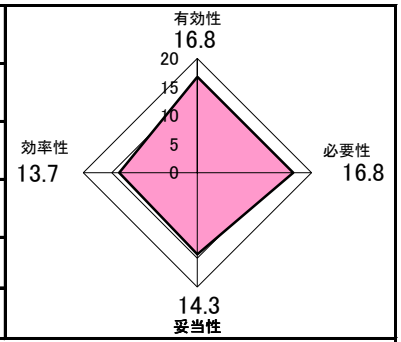

委員会での総括評価	
	◇評価できる点
	各種事業で目標値を達成されている点は評価できます。指標を達成できていない事業についても、一定の改善策や取り組みが行われている点は評価できます。
	◇努力・工夫を求める点
	健康診査事業やがん検診事業等、目標に達していない事業があります。取組の効果を測り施策に反映させる指標として、指標そのものを変更するなど、検討を行う必要があります。

【会議における意見等】

・訪問健康診査で申込みが無いなど、折角の事業が動いていない面があります。制度上市民からの要請がなければ動けないなど受動的にならざるを得ないのかもしれませんが、より積極的に取り組んでいただきたいと思います。
・個人を対象にピンポイントで指導していくのは大切ですが、多くの人が集まるイベントで、最初に周知徹底し、新たに指導ができることも重要だと思います。いろいろな手だてをして、市民の健康について指導や補助をしていただきたいと思います。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答
「元気フェスタ」は1つの課だけでなく、関係機関と連携し、唯一平日の特定な市民だけでなく、子どもから老人にいたる年齢に啓発を促すイベントのひとつだと思っており、この「ひこね元気計画21」の10年計画にはなくてはならないイベントと認識しております。過去多くの市民に啓発活動を行ってきたことは評価できると思います。課として「元気フェスタ」の意義はどのように考えておられますか。	「元気フェスタ」を健康づくりに関する市民啓発の場の1つとして位置づけ、「生活習慣の改善」を中心に取組んできました。この取り組みは、自分の生活習慣を振り返り、その改善を考えていただく機会として大変有用であると考えています。 生活習慣の改善に対する動機づけとしては有用ですが、継続した取組みについては、その評価が難しいという問題があります。 今後は、継続して生活習慣の改善に取組めるよう、対象集団の特性に合わせた啓発を、様々な機会、媒体を通じて実施していきたいと考えています。
胃がん検診受診率について現在値（成果）の低さもさることながら、目標値が元々低いのですが、ここまで低い目標値にしているならば、指標として掲げる意味がないと思われます。なぜこれほど低い目標値にされるのでしょうか。それでも意味が有る事業と思われている根拠は何でしょうか。（乳がんも胃がんより高いとはいえ低いです。）	彦根市においても、全国と同様がんで死亡される方は、全死亡の3割近くを占めており、またがんを早期に発見することで、ご本人やご家族の精神的、身体的、経済的苦痛の軽減はもちろん、医療費等の社会的負担の軽減も大きいため、がん検診事業は非常に重要な事業であると認識しています。またその有効性については、国においても検証されています。 なお、目標値が低いということにつきましては、がん検診の受診率は、対象者数の正確な把握が難しいため、現在、国が示した推計計算式（『受診者数÷国勢調査を基にした「40歳以上人口－就業者数＋農林水産業従事者人口」×100』）により算出しているためです。 対象者の把握が困難であるため、受診率そのものより、受診率の伸びをみることを目的に、目標値は、現状を踏まえそれぞれ10%増としました。

平成25年度 施策評価調書

作成責任者 和気 豊文

コード	351	章	3 人権・福祉・安全	政策	(5)保健・医療の充実

施策名	①健康づくりの推進	所管部署	部(局)名	福祉保健部	課名	健康推進課

施策の概要

現状と課題	○ 少子化、核家族化、女性の社会進出の増加など子どもやその家族を取り巻く社会環境が大きく変化する中、子どもの安らかな心の発達や育児不安の軽減が求められています。また、若年妊娠や晩婚化、さらに不妊に悩む夫婦の増加など周　産期における課題もあり、安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援していく必要があります。 ○ 不規則な生活や運動不足、欠食や食べ過ぎ、栄養バランスの偏寄り、さらに仕事や人間関係によるストレスなど様々な要因により生活習慣病が増加しています。このため、市民が生活習慣を見直し、正しい知識を身につけ、実践すること ができるよう、「ひこね元気計画２１」および「ひこね食育推進計画」に基づいて健康づくりを推進していく必要があります。 ○ 悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患の3大死因による死亡数が、総死亡数の約6割を占めています。これらの疾病の予防と早期発見、早期治療を行うなど、生活習慣病対策を充実させることが重要となっています。 ○ 新型インフルエンザなどの新たな感染症を含む様々な感染症は、流行の拡大や、時に重症化するなど、市民の不安や混乱、市民生活への支障を及ぼすため、予防や正しい理解への啓発が重要となっています。
めざす成果	◆ 子どもから高齢者まで、全ての市民の生命と健康を守り、市民自らが健康づくりを積極的に行うことにより、生涯健やかで心豊かに暮らせることをめざします。

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	母子保健の充実	(1)	—	・不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費および人工授精に要する費用を助成した。国県の制度改正に伴い、一部の治療について、平成２５年７月１日以降に治療が終了した者には、それまでの５万円から２．５万円に助成額を減額した。 ・妊婦および胎児の健康の保持および増進を図るため、国の定める標準的な健診内容について、費用の全額を公費負担した。 ・乳児のいるすべての家庭を、4か月健診までに訪問し、乳児とその保護者の心身の状況等の把握、子育てに関する相談、助言、情報の提供を行う「乳児全戸家庭訪問事業」を彦根市民生委員児童委員協議会連合会に委託して実施した。 ・４か月、１０か月、１歳６か月、２歳６か月、３歳６か月の節目の乳幼児に、健康診査を実施し、疾病の早期発見・早期治療へつなげるとともに、発育状況に応じた適切な指導を行うとともに、子育てに関する保護者の不安や悩みの解消に努めた。
2	健康づくりの推進	(1)	—	・健康増進法第8条第2項に基づく市の健康増進計画である「ひこね元気計画２１」の推進を図るため、高脂血症、高血圧、肥満、歯周疾患に着目し、ひこね元気計画２１実行委員会、健康推進員や彦根歯科医師会等と連携し啓発を行った。 ・食育基本法第１８条第１項に基づく市の食育推進計画である「ひこね食育推進計画」の推進を図るため、「ひこね食育フェア」や「彦根元気フェスタ」で関係機関と連携し、啓発を行った。 ・健康増進法第１７条第１項に基づき、栄養の改善、その他生活習慣の改善を目的とした指導、相談を集団や個別で実施した。具体的には、骨粗しょう症検診における健康教室や特定健診受診結果の説明会、禁煙相談などを実施した。
3	疾病予防の対策の推進	(1)	—	・がんの早期発見、早期治療を目的に、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん検診を実施した。特定健診と同時に受診できる総合健診、託児付き検診の実施、節目年齢の市民に乳がん、子宮頸がん、大腸がんの無料クーポン券の送付や子宮頸がん検診を県内の婦人科で受診できる広域実施など、受診しやすい検診体制に取組んだ。 ・１８歳～３９歳の健康診査を受ける機会がない市民および生活保護受給者を対象に、生活習慣病予防に着目した健康診査を行なった。また、４０歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受診していない市民で、希望する者に、Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルス検診を実施した。特に４０歳～６０歳の節目年齢の市民には無料での肝炎ウイルス検診を実施した。 ・成人の風しん患者が増加したことから、先天性風しん症候群の予防を目的に、風しんワクチンの接種費用の助成を行った。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	ひこね元気計画２１ (H16～H25年度) ひこね食育推進計画 (H21～H25年度)

指標による評価	指標				目標および進捗状況					
	指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	がん検診の受診率　胃	%	健康推進課	目　標	－	－	－	－	－	7.0
				現在値	4.4	5.1	4.9	5.0		
	がん検診の受診率　乳	%	健康推進課	目　標	－	－	－	－	－	24.0
				現在値	19.6	25.3	21.7	20.6		
	健康教室の参加者数	人	健康推進課	目　標	－	－	－	－	－	6,000
				現在値	4,586	5,455	8,496	7,542		

【進捗状況の評価】

□予定より進んでいる

□予定どおり進んでいる

■予定より遅れている

□予定より著しく遅れている

□ほとんど進んでいない

【理由等】
がん検診については、受診しやすい検診体制、個別通知などを実施しているが、受診率は目標値に対してかなり低い結果となっている。中小企業等の職域との連携や自己負担の低減、医療機関委託の拡充など更なる取組を検討する必要がある。
ただし、受診率を算出する検診対象者数については、国勢調査をもとに、国が定めた算出方式に基づく推計対象者を用いているが、平成２２年度の国勢調査により、それ以前の対象者数が乳がん１，００６人、胃がん２，２６９人増加した。このことから受診者数が増加したにも関わらず、受診率が低下したという結果になった。（新しい推計対象者数は平成２４年度の検診から反映している。）
健康教室については、目標を上回っているが、平成２４年度と比較すると９５４人減少した。老人クラブや自治会等からの要請による健康教室が昨年に比べ少なかった。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード　35120 健康教室・健康相談事業	健康推進課	事業概要	健康増進法第１７条第１項に基づき、栄養の改善その他の生活習慣の改善を目的とした指導・相談を集団や個別で行い、生活習慣病の予防を図るとともに、健康に関する知識を市民に提供する。また、「ひこね食育推進計画」による子どもの食育、食の安全・安心に対する情報発信など食育の取組を行う。
		取組内容	○生活習慣病・骨粗しょう症予防等を目的とした健康教室　実施回数 延２６５回　参加者数 ７，５４２人 ○健康相談　実施回数 延３５２回　参加者数 参加者数 ２，５１５人 ○「ひこね食育フェア」「彦根元気フェスタ」での食育コーナーの実施による食育の啓発を実施した。
主施策コード　35130 がん検診事業	健康推進課	事業概要	健康増進法第１９条の２に基づき、がんの予防啓発およびがんの早期発見・早期治療のため、胃・大腸・肺・乳・子宮頸がん検診を実施するとともにがんに対する啓発を行う。
		取組内容	○胃がん、大腸がん、肺がん検診は集団検診で、乳がん、子宮頸がん検診は集団検診または医療機関での個別検診で実施した。 受診者数　【　】がん発見者数　（　）前がん状態またはがんの疑い 胃がん　１，４０７人【３人】（　２人） 肺がん　４，４２０人【４人】 大腸がん　２，９９２人【８人】（５６人） 乳がん　１，９５１人【８人】（　４人） 子宮頸がん　２，９１７人【１人】（１６人） ○受診率向上のための取組 ・大腸がん、乳がん、子宮がん検診の節目年齢の市民に無料クーポン券を配布 ・個別通知（がん検診のデビュー通知、子宮がん、乳がん検診のリピート勧奨通知、６０歳～６９歳の市民への肺がん検診受診勧奨通知）

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 がん検診の実施方法については、厚生労働省が示している「がん検診ガイドライン」に基づき、死亡率の減少効果のある方法で実施している。 また、健康についての正しい知識の普及啓発は疾病予防や重症化予防に有効である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 がんによる死亡は、彦根市の死亡者数の約２５％を占めており、今後も増大する可能性がある。がんによる死亡は、本人の身体的、精神的苦痛もさることながら、社会的損失も大きい。これを防ぐ手段としてのがん検診は非常に有効であるが、職場等で受診機会がない市民が低負担で安全検診の機会の提供は必要である。 また、健康教室については、健康に関する情報が氾濫する中、正しい知識や情報を直接市が提供する必要性は高い。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 がん検診は集団検診を基本に実施しているが、市民ニーズの多様化や利便性、プライバシー保護を考慮すると、精度管理を担保した上で、医療機関委託を拡充することを検討する必要がある。特に、他市で委託が進んでいる大腸がん検診については具体的に検討する時期がきている。 健康教室については、健康推進課が直接市民に働きかけるだけでなく、健康推進員やひこね元気クラブ２１など、健康づくりを支援する団体と協働または委託して実施することも検討する必要がある。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 受診者数の増加を目的にした国の施策や市のコールリコールの拡充などにより、事業費は増大しているが、それに伴い、がんの発見だけでなく、前がん状態である大腸ポリープや子宮頸部の異型細胞、またがん以外の疾患も早期に発見され、治療につながっている。 昨年から生活習慣病健診の結果説明会を集団指導から個別指導に変えた。そのことにより要医療者の医療機関への受診率が大きく増加した。今後も本人の行動変容につながる実施方法について検討する必要がある。
今後の施策の展開方法	○がん検診については、さらに受診率を高めるため、特定健診と複数のがん検診の同時実施（総合健診）、土曜日検診の拡充、がん検診の回数の見直し、医療機関実施の拡充など様々な工夫を行うほか、対象者個人に対する積極的な勧奨また自己負担の低減などを図っていく必要がある。 ○「ひこね元気計画21」および「ひこね食育推進計画」の終期がいずれも平成25年度末となっており、平成２５年度末に第２次「ひこね元気計２１」を策定した。（健康増進計画と食育基本計画を包含　平成２６年度から３０年度までの５年計画） 今後はこの計画のめざす姿「住み慣れた地域でいつまでも健やかで心ゆたかにくらせるまち　ひこね 」の実現に向けて、健康推進員協議会やひこね元気クラブ２１など各種団体と協働し、地域に根ざした啓発を展開するとともに、あらゆる機会をとらえて、健康についての市民の知識や意識の向上に努めていく。		

	事務事業名および担当課				
関連する主要事業	主施策コード	35110	健康推進課	事業概要	不妊に悩む夫婦の負担軽減を図るため、特定不妊治療および人工授精に要する経費に対し助成する。 ①特定不妊治療・・滋賀県の助成額を上回る費用について、５年間、１回の治療につき５万円、１年度当たり初年度は３回、次年度以降は２回、通算１０回を限度に助成。この制度は国県の制度改正に伴い、一部の治療について、平成２５年７月１日以降に治療が終了した者には、それまでの５万円から２．５万円に助成額を減額した。 ②人工授精・・２年間で１回の治療費の２分の１、５万円を限度に助成
	不妊治療費助成事業			取組内容	助成件数 ①特定不妊治療　１２３件 ②人工授精　　４１件
	主施策コード	35110	健康推進課	事業概要	乳児のいるすべての家庭を４か月児健診までに訪問し、乳児とその保護者の心身の状況等の把握、子育てに関する相談、助言、情報の提供を行う。
	乳児家庭全戸訪問事業			取組内容	彦根市民生委員児童委員連絡協議会連合会に委託して実施 訪問件数　８８１件
	主施策コード	35130	健康推進課	事業概要	母子保健法に基づき、妊娠・出産による妊産婦の適応力の弱体化や身体発育の不完全な新生児の出生を予防するため、異常の早期発見と早期治療・指導を目的に、妊婦健康診査を実施する。
	妊婦健康診査事業			取組内容	国の定める標準的な検査内容を医療機関に委託して実施 受診件数　延７，５３７件

<table>
<tr><td rowspan="4">関連する主要事業</td><td>主施策コード</td><td>35130</td><td rowspan="2">健康推進課</td><td>事業概要</td><td>母子保健法第に基づき、医師・歯科医師等による総合的な健康診査と、適切なアドバイスを行なうことにより、乳幼児の疾病の早期発見・早期医療へつなげ、個々の乳幼児に応じた発育発達を促すとともに、子育て中の保護者の不安や悩みを解消する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">乳幼児健康診査事業</td><td>取組内容</td><td>受診件数（受診率）
①４か月児健診　１，０７３人（９８．５％）
②１０か月児健診　１，０９７人（９８．２％）
③１歳６か月児健診　９８７人（９８．０％）
④２歳６か月児健診　１，０５５人（９６．９％）
⑤３歳６か月児健診　９８２人（９５．７％）</td></tr>
<tr><td>主施策コード</td><td>35130</td><td rowspan="2">健康推進課</td><td>事業概要</td><td>１８～３９歳の健康診査を受ける機会のない市民と生活保護受給者を対象に、生活習慣病予防に着目した健康診査を行う。
また、肝炎対策として４０歳以上の肝炎ウイルス検診未受診の市民に対して、Ｂ・Ｃ型肝炎ウイルス検査を実施する。特に４０歳～６０歳の節目年齢の市民には無料での肝炎ウイルス検診を実施した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">健康診査事業</td><td>取組内容</td><td>○健康診査
１８歳～３９歳の健康診査　集団検診　２１会場　延３８日　受診者７５６人
生活保護受給者　集団検診または医療機関での検診　受診者４２人
○肝炎ウイルス検診
集団検診または医療機関での検診　受診者　１，１６６人</td></tr>
</table>

行政評価委員会の評価

コード	352

章	章　　名			
第３章	人権・福祉・安全			
政策名	（5）保健・医療の充実			
施策名	**②地域医療体制の整備充実**			
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性
	◎	◎	○	△

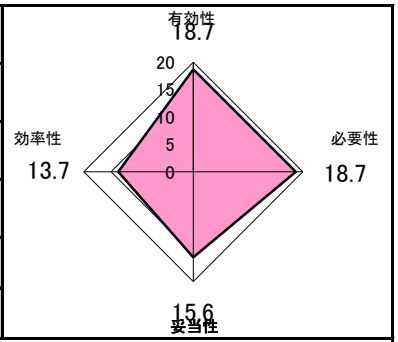

委員会での総括評価	
	◇評価できる点
	保健・医療複合施設が整備されたことにより、多団体の連携が進み、地域医療の充実が図られている点は評価できます。空間的な利用も含めた利用の充実も期待しています。
	◇努力・工夫を求める点
	医師・看護師不足については、地方共通の課題でもあります。市での解決も期待しますが、県と連携を取りながら改善の方針を立てる必要があります。

【会議における意見等】

超高齢化社会に向けて、福祉、医療の面から早急に対応できるように、支援対策の構築を願います。2025年問題はもちろんのこと、終末医療に関して、病床数や施設数の対応が充分でないことを市民に理解してもらい、選択肢の一つである在宅医療や看取りへの支援も啓発していく必要があります。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答
昨年度の彦根休日急病診療所の診療者数は何名でしたか。	平成２５年の４月から平成２６年の３月の平成２５年度でいいますと、合計で２，７６５人です。診療の日数は７１日間です。１日あたりの診療者数は３８．９人です。
犬上郡からの患者等全部含めて、これだけの人数ということですか。	そうです。彦根市内だけでなく、近隣四町、県外からも来ています。
これは多いのでしょうか。少ないのでしょうか。彦根休日急病診療所の定員いっぱいまで来られているのでしょうか。	日曜日ですと、彦根では彦根中央病院が一般診療をされておりまして、かなり患者さんが行っておられると聞いております。定員といたしましては、休日診療所では、まだこれでは少ないと思っております。
体制として、患者が増えても充分対応できるということでしょうか。	休日診療所は時期によりまして、全然患者数が違います。年末年始、あるいはインフルエンザの流行時期になりますと、患者数が全然違いますが、対応できるようになっております。
医師不足、看護師不足は、全国的特に地方に共通の課題だとは思いますが、主にどのような理由によるものと考えられていますか。またそれに対して、どのような対策が必要と考えられていますか。	ご指摘のとおり医師・看護師不足は、全国（特に地方）に共通の課題であり、その背景要因には、「絶対数の不足」および「地域偏在による不足」（医師の場合は、さらに「診療科間の偏在による不足」）があるものと認識しております。こうした厳しい状況下にあっても必要な人員確保を図っていくためには、引き続き、働きやすい勤務環境の整備・改善を行うとともに、そうした勤務環境や奨学金制度等を効果的にＰＲしていく地道な広報・募集活動が必要であると考えています。
湖東地域リハビリ推進センター運営事業（定住自立圏事業）について、指標とする「湖東地域リハビリ情報交換会」の開催目標（12回）に対して、現在値（3回）とかなり下回っていますが、目標に達しなかった理由はなんでしょうか。	平成25年度は、新規事業として「湖東地域リハビリ情報交換会」を立ち上げ、湖東地域リハビリ情報交換会3回、リハビリ合同会議（湖東地域リハビリ情報交換会の振り返りや検証を行い、次回につなげる会議）3回を予定しており、予定どおり合計6回を開催したところでございます。 （平成25年度の開催目標はリハビリ合同会議を含め6回）

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　和気　豊文

コード	352	章	3　人権・福祉・安全	政策	(5)保健・医療の充実

施策名	②地域医療体制の整備充実	所管部署	部(局)名	福祉保健部	課名	健康推進課

施策の概要

現状と課題	○ 「滋賀県保健医療計画」(平成20年3月改定)において、重点的に取り組む必要のある、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療(小児救急を含む)の5医療分野の医療連携体制を構築するための施策が定められています。さらに、市町の区域を単位とした一次保健医療圏、保健所行政区域を単位とする二次保健医療圏(湖東保健医療圏)、滋賀県全域を対象とする三次保健医療圏が定められており、圏域ごとに適切かつ効果的な保健医療サービスの提供に努めています。 ○ 彦根市立病院においては、勤務医師、看護師が不足しており、特に周産期医療や救急医療等において充実した医療を提供できる体制が整っていません。このため、定住自立圏共生ビジョンや県の地域医療再生計画に基づき、地域の中核病院である彦根市立病院に人材を確保し、医療体制の充実・強化を図る必要があります。 ○ 診療所・病院間における医療連携を進め、患者の病期(急性期、回復期、療養期)に応じた適切かつ効率的な医療体制の整備とともに、病院、診療所、薬局および訪問看護ステーション間で、診療情報の共有化を図る必要があります。さらに、訪問診療や訪問看護等在宅療養者への支援を充実していく必要があります。 ○ 救急医療体制について、休日に比較的軽症の救急患者を受け入れる休日急病診療所が、休日・夜間における入院治療等を必要とする二次救急医療は、湖東圏域内5病院の輪番制および小児救急医療の協力病院2病院による輪番制があります。それぞれの役割を市民に周知して適切な受診を促し、初期救急医療体制の充実による勤務医の負担軽減、さらに二次救急医療機関の充実を図り、救急医療の受け入れを確実なものとすることが求められています。
めざす成果	◆ 定住自立圏共生ビジョンや県の地域医療再生計画の着実な推進により、彦根市立病院に産科医師を確保し、医師による分娩の再開をめざします。 ◆ 彦根市立病院を中心に病院、診療所、薬局および訪問看護ステーション間のネットワークを強化するなど医療連携を進め、各病期(急性期、回復期、療養期)に応じた適切で効率的な医療を提供できる体制の確保に努め、一つの病院で完結する医療からで完結する医療をめざします。 ◆ 休日・夜間における急病患者の不安を解消するため、初期救急医療(休日急病診療所、在宅当番制歯科診療)、二次救急医療(二次病院、小児救急)体制を確保することにより安心して生活できることをめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	地域医療体制の確立	(1)	—	①地域の医療資源の役割分担(機能分化)と連携、在宅医療の推進を図るため、彦根市保健・医療複合施設(くすのきセンター)を整備し、同施設内に彦根医療福祉推進センターの組織を設置した。 ②在宅医療の充実を図るため、彦根医師会、彦根歯科医師会、彦根薬剤師会、彦根・愛知・犬上介護保険事業者協議会、看護協会などの関係機関と協議を重ねた。
2	市立病院の機能充実	(1)	—	湖東保健医療圏の中核病院として、高度医療機器の充実を図るとともに、圏域の医療機関で構成する地域医療連携ネットワークの運用を開始し、より質の高い医療サービスの提供に努めた。 このほか、奨学金貸与事業、院内保育所の充実、研究研修経費の拡充などに努め、医師、看護師、技師の人材確保や育成に努めた。
3	救急医療体制の確保	(1)	—	①一次救急医療…本市、犬上郡3町が共同で休日急病診療所を設置し、日曜および国民の祝日、年末年始の10時～19時に、救急患者に対して応急的な診療を行った。 ②二次救急医療…本市、犬上郡3町および旧愛知郡4町が、平日の夜間、日曜および国民の祝日、年末年始の昼夜間に、5病院の病院群輪番により入院治療等を必要とする救急患者に対して診療を行った。 ③小児救急医療…本市、犬上郡3町および旧愛知郡4町が、日曜および国民の祝日、年末年始の昼夜間に、2病院の病院群輪番により入院治療等を必要とする小児の救急患者に対して診療を行った。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	彦根市立病院中期経営計画(H25～H28)

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
市立病院の分娩取扱件数	件	市立病院	目　標	－	－	－			360
			現在値	14	24	40	25		
小児救急医療体制の確保(診療日)	日	健康推進課	目　標	－	－	－			196
			現在値	144	142	144	142		

【進捗状況の評価】

□予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
■予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】

湖東保健医療圏における小児科・産科病院勤務医の確保が進んでいないため、市立病院の分娩数の増加および小児救急医療体制の確保につながっていない。

<table>
<tr><td colspan="2">指標に関連する事務事業名</td><td>担当課</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>主施策コード</td><td>3523000101</td><td rowspan="2">健康推進課</td><td>事業概要</td><td>2次救急医療および小児救急医療を担う病院群輪番体制の整備を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域保健医療推進事業</td><td>取組内容</td><td>①二次救急医療体制
　犬上郡3町、旧愛知郡4町との共同により、湖東保健医療圏域の5病院による病院群輪番で実施した。診療件数…延べ14,120件
②小児救急医療体制
　犬上郡3町、旧愛知郡4町との共同により、湖東保健医療圏域の2病院による病院群輪番で実施した。診療件数…延べ1,956件</td></tr>
</table>

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 24時間いつでも安心して診療を受けられる体制を整備することは、市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていく上で必要不可欠であることから、第3章5 医療・福祉の充実にとって非常に有効である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 周産期から看取りまで、住み慣れた地域で安心して暮らしたいという市民の願いは非常に強いことから、これを叶えるためには、医師や看護師をはじめとする医療や福祉の専門職が充足され、これらの連携によって在宅療養が支えられるとともに、入院治療が必要なときはいつでもそれが可能で、退院後はまた地域に戻って在宅療養ができるという体制の整備は必要不可欠である。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 施策目的を達成するためには、その担い手である医師や看護師をはじめとする専門職に働きかけ、また2次救急や小児救急に関しては対応できる設備や機能を備えた病院に働きかける手法は妥当である。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 地域医療を担う医師や看護師をはじめとする専門職の確保は困難であること、また市民の生命や健康を守るためには、この施策の実施と効率性と必ずしも整合しない。しかし、湖東保健医療圏域の構成市町を中心に、広域で対応することによる効率性は働いている。

今後の施策の展開方法

彦根市保健・医療複合施設(くすのきセンター)の整備が平成25年12月に完了したことから、これを地域医療の拠点施設として、地域の医療資源の役割分担(機能分化)と連携を図っていく。
(1) 休日急病診療所を充実し、一次救急患者の受入を強化する。
(2) 地域の医療福祉を担う関係機関や団体との連携促進、在宅医療の推進のための拠点として、彦根医療福祉推進センターの機能充実を図る。
(3) 地域の医療福祉を支える専門職員の資質向上、人材育成を図る。
(4) 在宅医療や在宅看取りを推進するため、市民に対する周知啓発を強化する。
(5) 湖東保健医療圏域の中核病院として、市立病院における専門職員の充実を図る。

関連する主要事業

事務事業名および担当課				
主施策コード 3521000101 地域保健医療推進事業	健康推進課	事業概要	二次救急医療(小児を含む)を担う病院輪番体制を整備する。
		取組内容	二次救急医療体制として湖東保健医療圏域5病院と、また小児救急医療体制として同圏域2病院と、それぞれ輪番体制を実施した。
主施策コード 3521000101 地域医療支援センター整備事業	健康推進課	事業概要	地域の医療資源の役割分担(機能分化)と連携、また在宅医療の推進を図ることを目的に、市立病院敷地内に彦根市保健・医療複合施設(くすのきセンター)を整備し、保健センターおよび彦根休日急病診療所を移転した。(平成25年12月完成)
		取組内容	(建物概要) ・延べ床面積 3,044.21㎡　鉄骨造3階建（工事期間:平成24年12月～平成25年12月） (施設概要) ［1階］彦根休日急病診療所、保健センター、研修室 ［2階］彦根市健康推進課、彦根医療福祉推進センター、湖東地域リハビリ推進センター、医療福祉推進ルーム、会議室、相談室 ［3階］彦根医師会、彦根歯科医師会、彦根薬剤師会、看護協会第5地区支部、彦根愛知犬上介護保険事業者協議会、彦根地域産業保健センター、会議室、研修室
主施策コード 3521000209 彦根休日急病診療所事業	健康推進課	事業概要	休日(日曜日、国民の祝日、年末年始)の一次救急医療を担う彦根休日急病診療所を運営する。
		取組内容	診療科　内科・小児科 診療日　日曜・祝日・年末年始　合計71日間 患者数実績　年間2,765人

<table>
<tr><td rowspan="4">関連する主要事業</td><td>主施策コード</td><td>3521000501</td><td rowspan="2">健康推進課</td><td>事業概要</td><td>市民が、住み慣れた場所での療養生活や看取りを望む場合、安心してその選択をすることができ、生活を送ることができるよう、医療職と福祉職の連係促進や在宅看取りに関する住民理解を深める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">在宅医療福祉推進事業(湖東定住自立圏事業)</td><td>取組内容</td><td>療養生活支援に携わる医療職および福祉職の多職種・同職種連係の促進に向けた定例会や検討会、研修会の開催。
在宅での看取りに関する住民啓発。
・ことう地域チームケア研究会の開催：6回
・在宅医療福祉仕合わせ検討会の開催：5回
・薬剤師と在宅福祉職の連携促進に向けた話し合い：1回
・地域における医師同士の連携体制に関する話し合い：1回
・多職種連携研修会：1回
・各地区公民館等での出前講座の開催：10回
・フォーラム等による啓発：2回</td></tr>
<tr><td>主施策コード</td><td>3521000601</td><td rowspan="2">健康推進課</td><td>事業概要</td><td>急性期から回復期までのリハ職の顔の見える関係を築くことを目的に、4病院のリハ職が定期的に集まる情報交換会の設定、行政に対する介護予防事業等に対する技術支援、介護保険サービス従事者に対する研修会の開催・実地支援等を実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">湖東地域リハビリ推進センター運営事業(湖東定住自立圏事業)</td><td>取組内容</td><td>市町の介護予防事業支援。
介護保険事業所に対する研修会や実地支援。
4病院リハ職を対象とした情報交換会の開催。
市町の介護予防リハマネジメント支援：239回
介護保険事業所に対する研修会：3か所
ケアマネ等に対する実地支援：43回
湖東地域リハビリテーション情報交換会の開催：3回</td></tr>
</table>

行政評価委員会の評価

コード	361

章	章　　名			
第３章	人権・福祉・安全			
政策名	（6）安全で安心できる生活環境の確保			
施策名	**①河川整備・砂防対策の推進**			
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性
	◎	◎	○	○

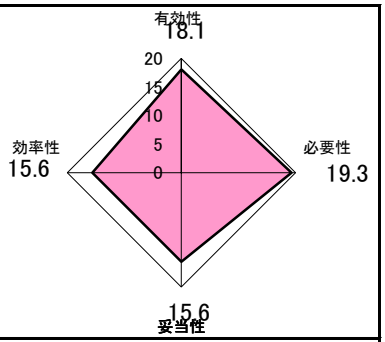

委員会での総括評価	
	◇評価できる点
	市民の安全に直接関わる施策であり、主要な施策が着々と進行している点は評価できます。
	◇努力・工夫を求める点
	局地的な豪雨が多い中、地盤調査や急傾斜地の崩落対策など国・県と協力を密にした対応を図る必要があります。

【会議における意見等】

・昨今、異常気象により河川、土砂災害の危険度が増してきています。国、県と協力を密接にして、備えていただきたくようお願いします。
・全国各地で起こった大雨による被害は、洪水による浸水被害もさることながら、土砂崩れによる災害が悲惨な状況を呈しています。ぜひ、地盤調査などの基礎的な取り組みも着実に実施していただきたいと思います。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答
近年、集中的なゲリラ豪雨が発生していますが、河川近隣地区の住民への啓発、情報提供を具体的にどのようにされていますか。 また、危機管理室との連携はどのようにされていますか。	ゲリラ豪雨はその予測が難しく、気象条件などにより突発的・局地的に大雨が降るものであり、現時点でゲリラ豪雨に対する具体的な情報提供は行なっておりません。しかし、台風情報や避難情報等の災害に関する情報につきましては、危機管理室から、緊急通報システム（自治会向け）、メール配信システム、市ホームページ、ツイッター、ＦＭひこね、ＮＨＫデータ放送、広報車等を通じて市民の皆さまへ伝達しています。また、平常時には広報ひこねや防災講習会等を通じて、市民の皆さまに災害に関する情報を入手していただく手段について、啓発を行っています。 危機管理室との連携につきましては、大雨や洪水などの注意報発令時から対応協議を行っており、滋賀県の土木防災情報システムによる降雨状況や、降雨予測図の確認に加え、平成24年度に河川等の監視カメラ（8箇所11台）と雨量計（3箇所）を設置し、情報の共有化を行い迅速な対応が取れるよう努めております。また、予想される風水害や台風等の対応につきましては、タイムライン表を作成して相互の行動を把握し、市民通報による対応につきましても相互連絡票を作成し、受付から処理完了までの状況把握を行い、連携して対応しております。
急傾斜地崩壊対策事業について、大堀山については平成20年度の単独費の調査で平成21年度より整備工事を実施し、平成23年度に完了し、すみやかな対応ができています。今後も集中豪雨により対応箇所が増えていくと考えられるので、県の補助金交付要綱も検討しながら早めな対策を講じていただきたいと思います。	今年度から新たに稲里町北小路地区の急傾斜地の崩壊対策について事業着手いたしました。現在、地形測量等の作業を行なっており、早ければ平成27年度から滋賀県の補助金交付を受けて対策工事を行う予定です。今後につきましても、県の補助金を有効活用して積極的に事業を進めていきます。

平成２５年度　施策評価調書

作成責任者　廣田　進彦

コード	361	章	3　人権・福祉・安全	政策	(6)安全で安心できる生活環境の確保

施策名	①河川整備・砂防対策の推進	所管部署	部(局)名	都市建設部	課名	道路河川課

施策の概要

現状と課題	○主要一級河川の抜本的な治水対策の実現と維持管理の実施について、河川管理者で県に対して要望を行なっていますが、未改修区間も多く、堆積土砂も存置されている状況であり、洪水被害から流域住民の生命と財産を守るため、河川整備等が積極的に推進されるよう、継続して強く要望していく必要があります。 ○近年、各地域で局地的集中豪雨による道路冠水や床下浸水が相次いでいることから、計画的な河川・水路の改修整備を図る必要があります。 ○近年、甚大な土砂災害が全国的に発生しており、主に山間部での急傾斜地等における砂防事業の推進を図る必要があります。 ○一級河川芹川の抜本的な治水対策の実現については、中止されたダム建設事業と同等の治水安全度を有した代替案の提示を求め、また、その早期実施について強く要望していく必要があります。
めざす成果	◆主要一級河川の未改修区間の整備促進と適正な維持管理行為の履行により、洪水被害を軽減し、水害に強いまちをめざします。 ◆河川や水路の改修を計画的に推進し、適切な維持管理に努め浸水被害の軽減をめざします。 ◆急傾斜地の崩壊対策施設の整備の促進により家屋の保全を図り、土砂災害を軽減し、また、危険箇所の周知により警戒・避難が迅速化されることをめざします。 ◆一級河川芹川の抜本的な治水対策の具体案の提示と履行により、治水安全度の向上、流域住民の安心・安全の確保をめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	水害に強いまちづくり	(1)	—	浸水常襲地区である庄堺川流域における抜本的な治水対策については、一級河川野瀬川の改修が必須であり、現在、滋賀県において工事が進められている。普通河川の整備については、その進捗にあわせて整備を進める必要があり、平成25年度はL=192mの河川改良事業を実施した。 また、市街化の進行が顕著で、浸水被害が頻発した高宮町西部地区の浸水被害軽減のため、浸水対策下水道事業として高宮第一雨水幹線の整備を進めており、平成25年度はL=92mの整備を行なった。
2	土砂災害に強いまちづくり	(1)	—	急傾斜崩壊対策事業の実施に向け、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業の交付金制度の要件に該当する可能性の高い箇所について、対策の実施に向けた県協議と地元自治会と協議を進めた。
3	芹谷ダムの建設促進	(1)	—	一級河川芹川の抜本的な治水対策（治水安全度1/100）の実現について、管理者である滋賀県に対して要望を行った。また、一級河川の整備計画として滋賀県が公表した湖東圏域河川整備計画に位置付けられた、河道内の堆積土砂の除去の促進および流竹木等の阻害物の除去、また、堤防調査において不具合が確認された護岸対策工事について早期に履行されるよう要望を行なった。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	—

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
河川の新設改良進捗率	%	道路河川課	目　標	－	－	－	－	－	71.4
			現在値	70.5	70.7	71.0	71.3		
急傾斜地崩壊危険区域内の保全済家屋累計数	戸	道路河川課	目　標	－	－	－	－	－	235
			現在値	212	227	227	227		

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
■予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
関係する地権者、自治会ならびに関係機関から一定の理解と協力が得られ、計画通り進捗が図れた.

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 36110-004-01 河川新設改良事業	道路河川課	事業概要	近年、局地的集中豪雨により、各地で道路冠水や床下浸水が相次いでいることから、安全で安心できる生活環境の確保を図るため、普通河川等の整備を行うもの。
		取組内容	計画的な河川・水路の改修整備を行う。
主施策コード 36120-001-01 急傾斜地崩壊対策事業	道路河川課	事業概要	急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域の保全や対策工事は、土地の所有者、管理者、占有者、被害を受けるおそれのあるものが行うことになっているが、それらの者が工事することが困難または不適当と認められるものについて公共工事（県施工、県補助金による市施工）で対策を行っている。
		取組内容	県の市町急傾斜崩壊対策事業補助金交付要綱の補助要件は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域において傾斜地の高さが5m以上、かつ保全人家戸数5戸以上であり、現在、次期整備箇所について基礎調査を行っている。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 水害や土砂災害から人命と財産を守り、市民生活の安全確保に努め、安全で安心できるまちづくりを進めていくためには、近年全国的に多発している甚大な水害や土砂災害の実態を教訓にして、自主防災、河川愛護意識の高揚、非難体制の確立等のソフト対策の充実を図る取り組みと併せた、河川整備、治水ダム建設および土砂災害防止施設整備等のハード対策の推進が有効な施策である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 近年の異常気象による集中豪雨等によって、全国的に甚大な災害を被っている実態から、減災を目指し被害を最小限に留めるためにも、住民ニーズや社会需要の面で極めて必要性の高い施策である。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 自主防災、河川愛護意識の高揚や緊急事態における避難体制の確立を図るソフト対策の推進を図る一方で、河川整備・土砂災害防止対策施設および治水ダム建設等のハード対策の推進は、行政と住民が一体となった安全で安心できるまちづくりを進める上で妥当な施策である。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 水害や土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守るために、まちづくりの基本的施策である治水対策を推進するには、膨大な事業費と多くの年月が必要である。しかし、万が一災害を受けた場合の人命や財産の損失は計り知れないものがあり、費用対効果以上に減災の観点からも効率性は確保されている。

今後の施策の展開方法	近年、梅雨や台風時以外にも局地的な集中豪雨が発生するようになって来ている。また、市街化の拡大により、一級河川を含む既設河川、水路の流下能力不足は増加する傾向であり、市内での浸水箇所の拡大が予測される。今後は益々住民から浸水対策の要求が出されることが考えられることから、より効果的で集中的な投資を行うことで、早期の事業成果を上げる必要がある。 ハード対策の実施においては、関係者の理解と協力が必要不可欠である。特に急傾斜地崩壊対策工事については、利害関係者（土地の所有者、管理者、占有者、被害を受けるおそれのあるもの）の100%同意が必要であるが、土地所有者等の同意が得られず事業化できない場合もある。住民の皆さんには、災害に対する意識のさらなる向上と自助、共助意識を高めていただき、ハード対策に対する理解を深めていただくよう、更なるソフト対策の推進を図る必要がある。

	事務事業名および担当課			
関連する主要事業	主施策コード 36110-001-08 浸水対策下水道事業 （雨水対策）	道路河川課	事業概要	彦根市公共下水道計画決定区域ついて、彦根市公共下水道雨水基本計画に基づく雨水幹線函渠の整備を実施するもの。現在は、高宮町西部の浸水対策のため、平成17年に高宮新川第１排水区の事業認可を受け、平成18年度から高宮新川第1-1雨水幹線の整備を実施している。
			取組内容	当該地区（高宮町西部）では、既存水路の流下能力が小さく、集中豪雨時においては道路冠水や床下浸水が発生し、地元からも対策の要望が出されたことから、平成13年度から地元と基本構想の協議を重ね、平成18年度より浸水対策下水道事業による整備を行っている。
	主施策コード 36110-004-01 河川新設改良事業	道路河川課	事業概要	近年、局地的集中豪雨により、各地で道路冠水や床下浸水が相次いでいることから、安全で安心できる生活環境の確保を図るため、普通河川等の整備を行うもの。
			取組内容	計画的な河川・水路の改修整備を行う。
	主施策コード 36120-001-01 急傾斜地崩壊対策事業	道路河川課	事業概要	急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域の保全や対策工事は、土地の所有者、管理者、占有者、被害を受けるおそれのあるものが行うことになっているが、それらの者が工事することが困難または不適当と認められるものについて公共工事（県施工、県補助金による市施工）で対策を行っている。
			取組内容	県の市町急傾斜崩壊対策事業補助金交付要綱の補助要件は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域において傾斜地の高さが5m以上、かつ保全人家戸数5戸以上であり、現在、次期整備箇所について基礎調査を行っている。

行政評価委員会の評価

コード	362
章	章　　名
第３章	人権・福祉・安全
政策名	(6) 安全で安心できる生活環境の確保
施策名	**②　消防体制の充実**

委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性
	○	○	△	○

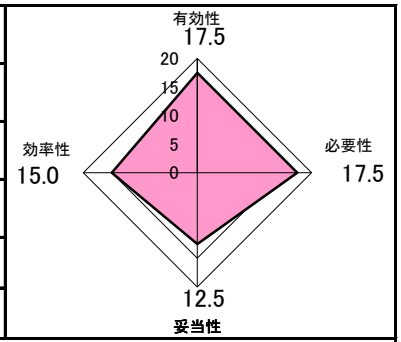

委員会での総括評価	
	◇評価できる点
	人的な不足がより一層懸念される中、消防団員の確保に対して、募集要件を緩和されるなど取り組んでおられる点は評価できます。
	◇努力・工夫を求める点
	安全な地域づくりを推進していくための消防組織および救助・救急活動の体制としては、人員が不足しています。働き方の多様化や意識の変化の中で、募集の方法や組織そのもののあり方を見直す必要があります。

【会議における意見等】

消防職員条例を改正して131人から13人増加して、144人となったことは評価できますが、現状と課題でもあるように職員大量退職により、経験豊富な職員がいなくなり、消防技術低下が懸念されると記載していますので、しっかりとした対応を考える必要があります。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答
消防広報・防火クラブ等推進育成事業において、目標とする指標「幼年消防クラブの設置」、「女性防火クラブの設置」について、目標数値に満たない状況が続いていますが、その原因をどのように分析し、どのような改善策を取っておられますか。	幼年消防クラブについては、新たな設立の希望がなくクラブ数の増加が見込めないのが現状です。しかしながら、将来を担う子どもたちへの防火思想の普及は、将来の火災予防につながるため、現クラブ数を維持しながら、防火思想の育成を継続していかなければならないと考えております。 女性防火クラブについては、各地区の婦人会の皆様にご協力を頂いてきましたが、近年、婦人会が減少したり、自主防災組織（自治会単位）の設置により、自主防災組織内に女性部が組み込まれることで、婦人会を中心とした女性防火クラブが皆無に等しい状況となっています。そのため、地域の消防団と協力し、自主防災組織が行う防火・防災訓練を通じて、防火防災意識の啓発に努めています。
消防職員について、目標に対する成果としては充足しているように見えるますが、一方で、人員の不足もあげられています。これは単に条例定数を満たすための計画でしょうか。実際としての状況はいかがでしょうか。	消防職員の定数につきましては、平成23年9月の条例改正によって13人増員し、現在は144人となっています。条例改正後は、年次的に増員を図り、平成26年4月1日には実職員数も144人となりました。しかし、消防庁が定めている「消防力の整備指針」に基づく職員数（228人）を大きく下回っているのが現状です。地域住民の安全で安心できる生活環境を確保するためには、さらに組織の機能強化を図る必要があることから、現在、職員定数の増員に向け、真に必要な職員数を精査するなど、検討を重ねているところです。
経験豊富な職員が退職されて消防技術が低下する事を懸念されていますが、若手職員を育てることこそが、望まれていることです。消極的な態度ではなく、技術の継承への努力が望まれます。具体的にどのような教育をされているのでしょうか。	職員の大量退職時期を目前に控え、若手職員の育成は本市の重要な課題であると認識しています。こうしたことから、日々の訓練や現場活動、研修等を通して、消防技術の伝承に努めています。 また、最新の知識と高度な技術や技能の修得を図るため、消防学校の専科教育や各種研修会にも積極的に参加させているところです。

平成２５年度　施策評価調書

作成責任者　　河池　博

コード	362	章	3　人権・福祉・安全	政策	(6)安全で安心できる生活環境の確保

施策名	②消防体制の充実	所管部署	部(局)名	消防本部	課名	消防総務課・予防課・警防課・通信指令課

施策の概要

現状と課題	○建物火災の発生や焼損面積の減少等に伴う消防職員の消火活動等の経験不足が進んでいく一方、職員大量退職期の到来による経験豊富な職員の減少等に伴う消防技術の低下が懸念される状況があり、消防技術の伝承、高度な技術の習得、また、救急救命業務の業務範囲の拡大に伴う医療技術の習得等、職員の教育訓練を進め消防力の維持・強化を図る必要があります。 ○火災件数の減少をめざすとともに、安全な地域社会づくりに向け、市民・事業者等を含めた防災体制の推進に努めます。特に住宅火災による死傷者の減少をめざすため、設置義務化された住宅用火災警報器の全戸設置に向け、積極的な啓発を推進する必要があります。 ○建築物の大規模化・多様化が進むとともに、災害時に自力で避難することが困難な要援護者が増加するなど、消防活動が複雑化しており、消防施設・設備の計画的な整備を行うなど、消防体制を強化する必要があります。 ○平成28年5月には、消防救急無線がデジタル方式に移行されるため、高機能消防指令施設の効率的な総合整備が重要な課題となっています。 ○増加する救急・救助活動における救命率の向上のため、適切な応急処置の実施と救急搬送体制や医療機関の受け入れ体制の充実を図る必要があり、特に緊急を要する傷病者への迅速な対応を行うことができるよう応急手当の普及啓発による救命効果の向上を図る必要があります。 ○社会構造の変化に伴う消防団員の減少や、消防団員のサラリーマン化・高齢化が進み、非常備消防体制が弱体化の傾向にあり、消防団員の安全管理と処遇改善を図るとともに、団員の確保に向けて各種施策を展開する必要があります。
めざす成果	◆火災をはじめとする各種災害に対応できる消防体制の充実、強化により、市民生活の安全、安心が確保されることをめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	消防組織の強化	(1)	—	最新の知識と高度な技術・技能の習得を図るため、職員の教育訓練として消防学校等の各種専科教育をはじめ各種研修会に職員を参加させたほか、救急救命研修所にも職員派遣を行い、救急隊1隊の増隊を図った。
2	火災予防対策の推進	(1)	—	火災による死傷者減少を目指し、住宅用火災警報器の全戸設置および維持管理について啓発広報を行い、安全な地域づくりに向け市民や事業所に対し防火診断、立入検査や訓練指導を実施して防火意識の高揚を図った。
3	消防施設・設備の整備	(1)	—	消防の３要素（人・機械・水）のうち、機械では消防車両の更新整備および災害現場活動用としての各種消防資機材の整備を図り、水では消防水利（防火水槽、消火栓）の増設を図った。
4	高機能消防指令施設の総合整備	(1)	—	消防救急無線のデジタル化は、国の補助事業により平成24年度に整備が完了したが、無線機と関係するAVM(車両運用端末装置)の更新整備を行った。
5	救助・救急活動体制の強化	(1)	—	複雑多様化する救助・救急事案に対し、各種資機材の整備、各種訓練の継続的な実施および救急救命士の養成、病院実習等に努めた。また、救命講習等の計画的な推進を図った。
6	消防団の充実	(1)	—	消防団の活動拠点施設の一つである消防団第8分団車庫の移転新築を行うとともに、団員数定数割れ解消のための処遇改善を検討したほか、積極的な入団募集を推進した。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	第３次彦根市救急高度化推進計画

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
住宅用火災警報器の設置率	%	予防課	目　標	－	80	85	90	95	100
			現在値	36	78	85	80		
救命講習会修了者数	人	警防課	目　標	－	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700
			現在値	1,400	1,490	1,351	1,443		

【進捗状況の評価】

□予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
■予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】

住宅用火災警報器の設置率は、着実に向上してきたものの膠着状態にあり、目標達成に向けては、さらなる普及・啓発を図る必要がある。また、救命講習修了者数は、平成２４年度に比べ増加しているが、目標人数の９０％にとどまった。今後応急手当普及員の指導による救命講習受講者増を図る必要がある。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 36220-005-01	予防課	事業概要	住宅火災による死傷者の減少をめざすため、設置義務化された住宅用火災警報器の全戸設置および、維持管理について啓発する。
住宅防火対策推進等支援事業		取組内容	住宅用火災警報器の設置および維持管理を目的としたリーフレットの配布。火災予防啓発および住宅用火災警報器の設置、維持管理等の指導を含めた防火診断や、住宅用火災警報器の設置状況に関するアンケート等を実施した。

<table>
<tr><td colspan="2">指標に関連する事務事業名</td><td>担当課</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>主施策コード</td><td>36250-001-01</td><td rowspan="3">警
防
課</td><td rowspan="2">事業
概要</td><td rowspan="2">救命率の向上を図るため、応急手当の必要性を市民に理解を求め、救命講習会等を開催する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">救急活動事業</td></tr>
<tr><td>取組
内容</td><td>各種団体や企業などからの救命講習会の要請に、積極的に応じ開催している。また、応急手当普及員を養成し、救命講習受講者の増加を図ることで、救命率向上や応急手当の普及啓発を図っている。</td></tr>
</table>

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 市民の安全で安心できる生活環境の確保を図るためには、市民の生命、身体および財産を火災から保護し、他の災害を防除するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする消防体制をより強固なものに充実させることで、市民の安全を確保できる。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 建築物の大規模化・多様化が進む一方、地震や化学テロ等、自力で避難することが困難な要救助者が増加するなど消防活動が複雑化する中で、市民の安全・安心を求める消防への期待は非常に大きい。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 消防が市民の生命、身体および財産を災害から守るためには、施設および人員を最大限に活用することとなり、これらの高度化の整備もちろんのこと、大規模災害に対する備えや火災予防対策、地域防災力の向上なども同様に重要である。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 消防体制の充実と市民の安全を費用対効果の観点で評価することはなじまない点もあるが、「消防力の整備指針（消防庁告示）」において不足している項目の早期整備や消防施設・設備等の高度化を図ることは、市民の安全をより確実に確保するためのものであり、費用対効果の効率性は高いと言える。
今後の施策の展開方法	消防組織力の強化として、消防職員数の増員を図り、救助活動体制を強化するため、救助隊員の専従化を図るほか、現場活動上の情報収集・分析を行い安全で円滑効果的な消防活動を可能にするため、指揮隊1隊を整備する。 火災予防対策の推進として、すでに設置が義務化された住宅用火災警報器の市内全戸設置に向け、更なる啓発活動を実施する。 消防施設・設備の整備として、車両整備計画に基づき消防車両の更新を行うとともに、消防水利整備計画に基づき防火水槽、消火栓の整備を行う。 高機能消防指令施設の総合整備の一環として、消防救急無線のデジタル化、ＡＶＭ(車載型動態監視装置)の整備が完了したため、平成28年度の高機能消防通信指令施設の整備に向けての取り組みを進める。 また、消防団の充実として、退職報償金の増額改定等処遇改善を行うほか、装備の充実を図る事で安全性や機動力を強化し、定員割れが続く消防団員に対しては、入団募集の更なる広報活動を進めることで地域防災力の向上を図る。		

	事務事業名および担当課			
関連する主要事業	主施策コード 36210-001-01 職員教育訓練人事・総務管理事業	消防総務課	事業概要	消防職員の採用、初任教育をはじめ、災害現場活動および消防行政の推進において最新の知識と技術・技能を習得させるため、職員に専科教育や各種研修会を受講させる。
			取組内容	職員の教育訓練として、県消防学校等の専門教育や各種研修会に消防技術と最新知識等を習得させるため積極的参加させたほか、救急救命研修所にも職員の派遣を行った。
	主施策コード 36220-001-01 予防調査、検査、指導事業	予防課	事業概要	法令に基づく事業で、防火対象物に対する各種検査、調査及び危険物施設に対する許認可、火災の原因究明のための調査、各種統計事務の実施。
			取組内容	防火対象物、危険物施設の使用開始検査、完成検査、立入検査等を実施するとともに、違反是正指導を行う。 火災原因等を調査し、市民の生命財産を守るため火災予防対策を進めた。
	主施策コード 36220-002-01 防火管理者育成事業	予防課	事業概要	法令に基づく事業で、防火対象物に、選任しなければならない防火管理者の資格を付与するための講習を実施する。特定防火対象物の防火管理者には、再講習を受講することにより、防火管理の重要性を再認識させ、自主防火体制を充実させる。
			取組内容	事業所における防火管理者育成のため、甲種防火管理新規講習を２回、甲種防火管理再講習を１回実施した。
	主施策コード 36220-004-01 消防広報・防火クラブ等推進育成事業	予防課	事業概要	火災件数の減少と、安全な地域社会づくりに向け、春と秋に実施する「火災予防運動」等広報活動により防火意識の高揚を図る。特に高齢者の死亡率が高い住宅火災の防止を強化する。地域婦人会、幼稚園、保育園を単位としてクラブ結成し防火意識の高揚を図る。
			取組内容	春・秋の火災予防運動の実施、消防年報、防火ポスターの作成、幼年消防クラブ育成、高齢者宅防火診断、消防団員による住宅防火診断、防火座談会等を実施した。
	主施策コード 36220-005-01 住宅防火対策推進等支援事業	予防課	事業概要	住宅火災による死傷者の減少をめざすため、設置義務化された住宅用火災警報器の全戸設置および、維持管理について啓発する。
			取組内容	啓発用のぼり旗を作成し、物品販売店舗等における街頭啓発およびアンケート調査の実施。 住宅用火災警報器維持管理用チラシを作成し、配布した。

関連する主要事業	主施策コード 36230-001-01 消防水利整備事業	警防課	事業概要	市内に設置する消防水利施設の充足率を高めるために、年次的に消火栓や防火水槽を設置するとともに必要に応じて既存の防火水槽の修理を行い、消防水利の強化および維持管理に努める。
			取組内容	消防水利整備計画に基づき防火水槽１基および消火栓５基を整備するとともに、修理不能の防火水槽１基を廃止とした。宅地開発指導要綱や開発行為に関する技術基準に基づいて、消火栓の設置を図った。
	主施策コード 36230-003-01 車両整備事業	警防課	事業概要	消防本部、消防署、消防団に配備している消防車両（消防、救急自動車）を車両整備計画に基づき更新整備を行い消防車両の万全を図る。
			取組内容	車両の更新年数変更も考慮し、消防団第８分団車、犬上分署救急車の更新整備を図った。また救急出場の増加に対応するため、本署に救急車１台を新規配備した。消防職団員には、車両、資機材の愛護に努めるよう指導した。
	主施策コード 36240-001-01 消防救急デジタル無線整備事業	通信指令課	事業概要	大規模災害等の発生時における広域な通信の確保・高度化を図ることは、市民の生命・身体・財産を保護のため、効果的かつ必要な事業で、早急に消防救急無線のデジタル化を整備することにより、災害発生時における消防広域応援や情報伝達を円滑に行う。
			取組内容	消防救急無線のデジタル化の整備(基地局、陸上移動局)は平成24年度で完了したが、引き続き無線機と関係するAVM(車両運用端末装置)の更新整備を行った。
	主施策コード 36240-002-01 消防団通信管理事業	通信指令課	事業概要	消防団が使用しているアナログ無線機の代替えに携帯型デジタル簡易無線機を配備することにより、災害発生時における情報収集や住民の避難誘導伝達を迅速確実に行うことにより市民の生命財産の被害軽減に繋げる。
			取組内容	携帯型デジタル簡易無線機の配備については、2ヵ年での計画で進めており、1年目の事業として、デジタル簡易無線機62台の配備が終わった。
	主施策コード 36250-001-01 救急活動事業	警防課	事業概要	救命率の向上を図るため、応急手当の必要性を市民に理解を求め、救命講習会等を開催する。
			取組内容	各種団体や企業などからの救命講習の要請に、積極的に応じ指導にあたった。また、応急手当普及員３０人を養成し、救命講習受講者の増加を図ることで、救命率向上や応急手当の普及啓発を図った。
	主施策コード 36250-003-01 警防活動業務管理事業	警防課	事業概要	市内で発生した火災等の災害に対して、活動隊員が迅速に対応するため、各種災害に適した資機材を整備・増強することにより、より効果的な活動を行い、市民の生命、身体を守り、被害を最小限にとどめ、更に隊員の安全を図る。
			取組内容	各種災害において、被害を最小限にとどめるため、職員においては各災害に適した資機材を活用した訓練を実施した。活用する資機材がより効率的、効果的なものになるよう、研究を重ねながら部隊訓練や消防緊急援助隊合同訓練等で活用した。
	主施策コード 36260-001-01 消防団教育等管理事業	消防総務課	事業概要	本市消防団活動を適正に推進するための事務事業であり、火災等の災害に対する団員の教育、訓練を実施することにより、その資質向上を図ると共に環境整備を整えることにより総合力を確保し、災害等の被害を軽減させる。
			取組内容	消防団員の任命から退団までの一連した事務処理と、条例に基づく災害等の出動手当（費用弁償）の支給や基礎および専門教育の積極的な受講を図った。
	主施策コード 36260-005-01 消防団活動推進広報事業	消防総務課	事業概要	崇高なボランティア精神に基づき活動している消防団員に対して、災害出動のしやすい体制を整えるために、地域住民および団員の勤める会社での理解や支援が不可欠であることから、消防団活動を広く広報し、住民等への理解を拡充する。
			取組内容	消防出初式や彦根鳶はしご演技披露による広報活動を実施、新聞広告、ポスター・パンフレット等の配布を行い、消防団活動を広く住民に理解を求めた。
	主施策コード 36260-006-01 彦根鳶はしご演技広報事業	消防総務課	事業概要	消防団活動の一環として歴史と伝統を誇る彦根藩町火消し「彦根鳶」を文化遺産として長く継承すると共に、はしご登り演技とその気風を保存することによって消防士気を高め、市民の防火意識の高揚を図ることを目的として広報活動を行なう。
			取組内容	彦根鳶はしご演技技術の習得と継承のため、小江戸彦根の城まつりと消防出初式において、反復練習により培った演技を市民や観光客に披露し、市民への防火意識の高揚を図った。

行政評価委員会の評価

コード	363
章	章　　名
第３章	人権・福祉・安全
政策名	（6）安全で安心できる生活環境の確保
施策名	**③危機管理対策の推進**

委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性
	○	◎	○	△

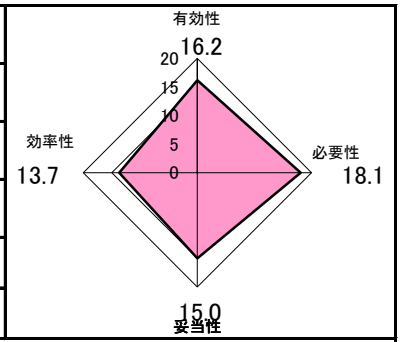

委員会での総括評価	
	◇評価できる点
	災害時の安全確保として、自治会や市民への緊急通報システムの運用等、防災体制の整備が充実してきている点は評価できます。
	◇努力・工夫を求める点
	危機管理意識については、問題が起こらないとなかなか意識されない可能性があります。自治会の防災訓練の実施数を目標設定するほか、啓発方法を見直すなど、防災意識を高めていただく必要があります。

【会議における意見等】

防災には自分が助かる自助の意識を常に持つことが必要です。近年危機管理の意識が高まってきていると感じられます。この時期を逃すことなく、市民一人一人の意識向上に向けて取り組んでいただく必要があると思います。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答
今事業の中で、地球の自然環境の変化による災害を注視して、備えや防災意識の向上に力を注がれており、大変重要な事業と考えており、防災活動を中心とした充分な防災訓練は必要なことと思われます。市の作成したハザードマップが各家庭や学校・団体等に配布されていると思いますが、ハザードマップを利用した防災活動はできていますか。	平成19年から「洪水ハザードマップ（琵琶湖、愛知川、宇曽川、犬上川、芹川、市全域）」、「地震ハザードマップ」および「土砂災害ハザードマップ」を順次作成し、「彦根市民防災マニュアル」とともに各家庭や関係機関へ配布してまいりました。 また、平成25年8月には、大河川だけでなく中小河川等があふれた場合もシミュレーションした最大浸水深図「地先の安全度マップ」が滋賀県から公表されたため、これまで作成した「洪水ハザードマップ」と重ね合わせを行い、「彦根市水害ハザードマップ（統合版）」として、平成26年3月に配布いたしました。 これらのハザードマップには、避難場所や災害情報入手方法など様々な防災情報も掲載されており、各家庭や学校・団体における防災活動に活用いただいているほか、市の出前講座（防災講習）においても活用しております。
行政が指揮管理をするポジションあるいはその指示を市民へ届けるポジションとのシュミレーションはできていますか。また、その訓練はされていますか。年々職場が変ったり、担当者が変ったりすると引継ぎが充分でないと感じることがありますが、その点は大丈夫ですか。	災害時の市対応は、危機管理室を事務局とした警戒本部、災害対策本部にて指揮を執っており、地域防災計画や彦根市災害時初動マニュアルにて行動詳細を取り決め、各職員に周知しております。 また、市民への避難準備情報、勧告、指示などの避難情報は、事務局からその対象となる各自治会役員あてに、緊急通報システムにより伝達をするほか、市ホームページやＮＨＫなどのメディアを使用するなど行っており、特に、緊急通報システムについては、毎年度当初に各自地会の連絡先を登録し、出水期までにシステムを使用しての伝達訓練を全ての自治会を対象に実施し、風水害等に備えております。 この緊急通報システムの運用をはじめ住民への伝達業務については、危機管理室員の業務として行っており、室員の人事異動の際は引継ぎを行っております。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　西川　利樹

コード	363	章	3　人権・福祉・安全	政策	(6)安全で安心できる生活環境の確保
施策名	③危機管理対策の推進	所管部署	部(局)名	総務部	課名　危機管理室

施策の概要

現状と課題	○市民生活に重大な被害を生じさせる事象に備えるとともに、そういった事態に迅速に行動できるよう計画を作成し、対応していく必要があります。 ○「彦根市地域防災計画」「彦根市水防計画」「彦根市国民保護計画」に基づき、各関係機関が連携を図り、予防、警戒、応急対策等の危機管理対策の充実を図る必要があります。 ○災害等の危機発生時、市民に対して、正しい情報を迅速かつ的確に伝える情報伝達体制の強化を図る必要があります。 ○安全で安心できるまちづくりを推進していくためには、自らの身は自らが守る「自助」、各種市民活動や地域の多様な主体による「共助」、行政の取組である「公助」の連携が重要です。
めざす成果	◆誰もが安全で安心して暮らし続けることができる災害に強いまちをめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	危機管理対策の強化	(1)	—	・彦根市地域防災計画、水防計画および国民保護計画の協議見直しを行い、防災危機管理体制の充実を図った。 ・鳥取県中部定住自立圏と湖東定住自立圏において災害時における相互支援協定を締結するなど防災における協定の充実を図った。
2	情報の収集および伝達体制の充実	(1)	—	・市有３施設について、緊急地震速報システムおよび全国瞬時警報システム（J-ALERT）の新規設置を行った。 ・災害対策本部用の衛星携帯電話を整備し、災害時等における通信手段の多重化を図った。
3	安全・安心のまちづくりの推進	(1)	—	・自主防災組織育成のために、自主防災組織活動に補助金を交付し、自主防災組織の育成を図った。 ・防災講習会等を開催し、地域コミュニティにおける防災の取り組みが活性化するよう支援を行った。
実施期間	平成23年度～平成27年度			関連する個別計画　地域防災計画、水防計画、国民保護計画

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
自主防災組織率	%	危機管理室	目　標	－	－				70
			現在値	43	49	52	55		
総合情報配信システム登録者数	人	危機管理室	目　標	－	－				8,000
			現在値	6,066	7,526	8,216	9,296		

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
■予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
（自主防災組織率）
財政的支援（資機材等購入費に対する補助金交付）や自治会長会議・防災講習会等での呼びかけにより、新たに2組織が結成された。
（総合情報配信システム登録者数）
広報や防災講習会での案内等により、目標値を上回った。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード　3633000201 自主防災組織育成事業	危機管理室	事業概要	防災・減災のためには地域の防災力の充実・向上が必要であり、自主防災組織の結成促進が重要であるが、防災資機材は高額なため地域の負担が大きく、組織結成の課題となっていることから、財政的支援を行い、組織結成を促進し、地域の防災力の強化を目指す。
		取組内容	出前講座（防災講習会）をはじめ、「広報ひこね」やホームページにより、地域コミュニティの必要性についての意識啓発に努め、自治会長会議等において自主防災会設置を呼び掛けている。また、自主防災組織育成のために、補助金を交付し、自主防災活動の活性化を促している。
主施策コード　3633000101 防災体制整備事業	危機管理室	事業概要	災害から市民および市域のすべての生命と財産を守り、災害時に迅速で的確な防災体制を確保するため、防災に関するハード・ソフト面で事業を実施しており、彦根市防災計画等の協議見直し、備蓄品の整備および防災情報等の収集・伝達体制強化を図る。
		取組内容	「広報ひこね」やホームページ、各種イベントを通じて、市民一人ひとりの防災意識の高揚に努めることに併せて、総合情報配信システムの周知を図っている。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 彦根市総合計画基本構想におけるコンセプトである「風格と魅力ある都市の創造」の実現に向けては、何よりも市民生活の生命・財産の安全が確保されてこそ可能となるが、市民の日常の努力ではできない部分については、市が防災対策を講じることにより初めて市民の安全を確保することができる。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 近年多発する自然災害等から市民の生命や財産を守ることは、市民生活の根幹である安全で安心して暮らすことのできるまちづくりには、必要不可欠である。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 災害の発生を未然に回避することは不可能であるが、災害時の被害を最小限にとどめるため、できる限りの対策を講じることが必要となる。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 災害時の対応は、費用対効果の評価になじまない点もあるが、防災体制にかかる整備費については、金額により比較できない市民の生命を日々守っていることから、費用対効果の効率性も高いと考えられる。
今後の施策の展開方法	・近年多発する自然災害等から、市民の生命や財産を守るためには、自助・共助が果たす役割が大きく、今後も引き続き自主防災組織育成のために、施策を継続する必要がある。 ・自然災害等以外の各種事故等に行政として的確に対応できるよう危機管理体制の充実を図るべく施策を継続する必要がある。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課				
	主施策コード	3633000101	危機管理室	事業概要	災害から市民および市域のすべての生命と財産を守り、災害時に迅速で的確な防災体制を確保するため、防災に関するハード・ソフト面で事業を実施しており、彦根市防災計画等の協議見直し、備蓄品の整備および防災情報等の収集・伝達体制強化を図る。
	防災体制整備事業			取組内容	彦根市防災会議の開催、備蓄品の整備、情報収集・伝達体制の整備
	主施策コード	3633000201	危機管理室	事業概要	防災・減災のためには地域の防災力の充実・向上が必要であり、自主防災組織の結成促進が重要であるが、防災資機材は高額なため地域の負担が大きく、組織結成の課題となっていることから、財政的支援を行い、組織結成を促進し、地域の防災力の強化を目指す。
	自主防災組織育成事業			取組内容	自主防災組織活動事業補助金の交付、防災講習会の開催
	主施策コード	3631000201	消防本部	事業概要	毎年実施されている市防災訓練および水防災害に水防団員を兼ねる本市消防団員が出場するにあたっての費用弁償、訓練用品（消耗品）の支給を行う。特に水防訓練として、年１回実施の市防災訓練に実践訓練として参加している。
	水防訓練災害出場事業			取組内容	水防活動は、悪天候、悪条件等の危険度の高い状況下での活動が多く、併せて、大量の資機材、人員が不可欠なことから、総合的に実施される市防災訓練を唯一の集中訓練の機会ととらえて、全団あげて取り組んでいる。

行政評価委員会の評価

コード	364
章	章　　名
第３章	人権・福祉・安全
政策名	（6）安全で安心できる生活環境の確保
施策名	**④地域安全対策の推進**

委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性
	○	○	○	○

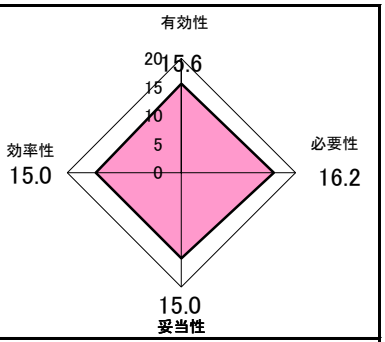

委員会での総括評価	
	◇評価できる点
	安全な生活環境の整備に基本的な事業を実施している点は評価できます。
	◇努力・工夫を求める点
	高齢化が原因となりスクールガードが減少しているとのことですが、地域を巻き込んだ活動を展開するなど、事業の効果を維持していくための対策をとる必要があります。

【会議における意見等】
・様々なところで高齢者のボランティア活動に委ねている部分はあると思います。ボランティアとして登録されている方々を一括して、活動を兼ねられる方に有償するという形はどうでしょうか。
・高齢者でボランティア活動されている中には、ボランティアしたいという意思があっても、健康上の理由から活動をやめられる方がおられます。そのような方々の声を分析するなどし、事業が成り立つようにするにはどうすればいいかを考えていただきたいと思います。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答
スクールガードの登録者数がここ数年大幅に減少していますが、その理由と今後の手立てを教えて下さい。	スクールガードの登録人数は、平成24年度1,467名、平成25年度1,221名、平成26年度1,197名（いずれも10月1日現在）と推移しています。年次的減少の理由として、スクールガードの高齢化を上げることができます。どの学区も60代70代80代が中心で、80代を迎えられた方から順次辞退を申し出られるのが現状です。今後は、「学校支援地域本部事業」との連携を図りながら、各自治会を通して依頼をするなど、働きかけを強めていきたいと考えております。
スクールガードや見守り行動活動への報酬はありますか。	スクールガード制度は、参加者のボランティア精神のもと成立している活動ですので、報酬はありません。ただし、万一の事故に備えて、傷害保険のみ加入しております。
自主防犯活動団体数がここ数年増加していませんが、この団体が組織されていない小学校区はどのような地域でしょうか。また、組織化されない理由は何でしょうか。	市内１７小学校区の内、結成済みが１３小学校区で、残りは、鳥居本、城南、若葉、稲枝東の４小学校区となっています。 これらの学区の内、城南学区と若葉学区は、設置に向けての関心をもっていただいておりますが、いずれも最終段階に至っていない状況です。 鳥居本学区については、小学校区と中学校区が同じで、地域内では、学区自治連合会を中心に活動は推進されていますが、防犯の組織化には進展していないものと思われます。 稲枝東学区においても防犯活動は推進されていますが、小字を持つ町がいくつもあり、町自体がすでに連合組織の様相を呈しており、学区単位での組織化までは至っていないものと考えられます。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　馬場孝雄

コード	364	章	3　人権・福祉・安全	政策	(6)安全で安心できる生活環境の確保
施策名	④地域安全対策の推進	所管部署	部(局)名	企画振興部	課名	まちづくり推進室

施策の概要

現状と課題	○ 住みやすく快適な市民生活のためには、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会であることが基本ですが、全国的に殺人･強盗などの凶悪犯罪をはじめ、窃盗やひったくり、子どもや女性を狙ったわいせつ事件のほか、振り込め詐欺やカード犯罪などの住民が身近に不安を感じる犯罪が発生しています。 ○ 本市では、平成１４年（2002年）をピークに減少していた刑法犯認知件数が平成２１年（2009年）に増加に転じており、犯罪率（人口１万人当たりの刑法犯認知件数）についても県内では高い状況にあります。 ○ 少年非行については、万引きなどの犯罪行為や深夜徘徊・喫煙などの不良行為が依然として発生しています。 ○ 犯罪が発生しにくい地域社会の実現に向けて、自主防犯活動の充実を図るとともに、環境の整備や青少年の健全育成などに、地域・行政・事業者が一体となって取り組む必要があります。 ○ スクールガードをはじめ、子どもへの声かけや見守り活動に多くの地域ボランティアが取り組んでいます。かけがえのない子どもの命を守る取組を今後も継続して推進していく必要があります。
めざす成果	◆自主防犯活動など地域ぐるみの取組により、犯罪が発生しにくい環境が整えられることをめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	地域安全活動の促進	(1)	—	概ね小学校区単位の自主防犯活動団体に対し補助を行い、地域安全活動を促進する。平成２４年度までに市内１７学区中１３学区で自主防犯活動団体が結成されており、残りの小学校区に対して結成に向けて働きかけてきたが、結成までは至らなかった。 補助限度額　　１団体　　４００，０００円 補助率　　補助対象事業費の　８／１０
2	防犯施設の整備充実	(1)	—	・安全な地域づくりのため自治会等が新設する防犯灯設置費用および既存の防犯灯をＬＥＤ灯に切替える費用の一部を補助する。（事業費の１／２以内） 【新設】 共架式（１灯式蛍光灯）　２４基（限度額　７，０００円） 共架式（ＬＥＤ灯など）　８３基（限度額　１２，０００円） ポール式　２０基（限度額　２３，０００円） 【切替】 共架・ポール式　９１７基（限度額　１２，０００円） ・集落と集落を結ぶ生活道路等で夜間の通行量が多く、特に暗い市道等に市が防犯灯を設置し、市民が安心して通行できる環境を作る。 【新設】共架式（LED灯）４５基　ポール式（LED灯）２３基 【電気代】既設　２７１基　新設　５６基 【修繕】管球等交換　５０基

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	—

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
彦根市内犯罪率（人口1万人当たりの刑法犯認知件数）	件	まちづくり推進室	目　標	－	－	130.0	130.0	－	130.0
			現在値	138.1	135.7	158.9	141.9		
自主防犯活動団体結成数	団体	まちづくり推進室	目　標	－	－	－	－	17	17
			現在値	11	13	13	13		
地域安全活動推進事業実施自治会数	団体	まちづくり推進室	目　標	－	－	－	－	280	285
			現在値	231	267	274	277		

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
■予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
市内における犯罪認知件数は平成21年度からは増加傾向であり、平成25年度の犯罪増加率は県内でも高い増加率となっている。特に、自転車盗難が多い状況となっている。このような中、地域における防犯意識の高揚を図ることが重要であり、自治会への防犯灯の設置補助や、犬上・彦根防犯自治会の取組、小学校単位での地域安全活動を実施する自主防犯団体の設立促進を行うことが重要となっている。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード　3641000201	まちづくり推進室	事業概要	概ね小学校区の地域に組織された自主防犯活動団体が行う事業に対して支援をすることにより、住民が安全・安心して暮らせるまちづくりを推進する。
地域自主防犯活動支援事業		取組内容	地域において「自らのまちの安全は自らで守る」を基本に、各団体が自主的・主体的に活動する経費の一部を補助するもので、自主防犯活動団体の未結成の４小学校区中の１小学校区に支援を予定していたが、設立までには至らなかった。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 犯罪や事故等から市民の生命や財産を守り、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、近年、多発する犯罪状況を考慮し、関係機関との連携を密にするとともに、地域での自主的な活動に主眼を置いた地域安全対策の取組は重要である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 近年、子どもや女性、高齢者を標的とした凶悪な犯罪が多発する中、通学路を中心に暗い道路への防犯灯の設置要望が多くある。さらには、「自分たちのまちの安全は自分たちで守る」を基本に、市民、事業者等と自主的に防犯活動に取り組む地域が増加しており、必要性は高い。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 防犯灯の設置については、「道あかり事業」として市が設置する事業と、自治会が設置する防犯灯に対して設置経費の一部を補助する事業があり、夜間の犯罪抑止力の効果の高い事業であると考えられる。また、小学校区単位で取り組む地域自主防犯活動については、「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識の高揚につながり、防犯活動の輪を広げていくためには有効であり、効果的な施策である。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 地域自主防犯活動への支援については、初期投資（備品等）を対象にしており、地域での自主的・主体的な取り組みへの契機になっている。また、防犯灯設置等については、犯罪抑止力の効果が高い一方で、各自治会への防犯灯設置の一部補助や電気料金補助のほか、市が全て負担する「道あかり事業」による防犯灯の設置箇所も多くなってきており経費負担が増大している。
今後の施策の展開方法	本施策については、継続して実施していくものの、地域の安全を守るには地域自らが積極的に取り組んでいくことが必要であることから、さらに地域自主防犯活動への支援に重点を置いた取組を推進する。		

	事務事業名および担当課				
関連する主要事業	主施策コード 3642000101 防犯灯設置補助金	まちづくり推進室	事業概要	安心して暮らせるまちづくりを推進するため、地域自らの人的な防犯活動に加えて地域内に防犯灯を設置し、地域の自主的な防犯対策を推進する。	
			取組内容	自治会等が設置する防犯灯の設置（新設およびLED灯への切替）費用の一部を補助するもので、２５年度は、新設１２７灯、切替９１７灯分を補助した。	
	主施策コード 3642000201 道あかり事業	まちづくり推進室	事業概要	夜間において、市民が安全に歩け、安心して暮らせるまちづくりを推進するため通行量の多い市道等に防犯灯を市が設置し、防犯対策を推進する。	
			取組内容	甘呂町～須越町間、犬上橋～中島団地入口間、開出今橋付近～県立大学間などの防犯灯としてLED灯６８灯を新設し、既存の５０灯を修繕した。また、防犯灯の電気代として、既設２７１灯、新設５６灯分を負担した。	
	主施策コード 3641000301 子ども見守り活動推進事業	保健体育課	事業概要	子どもたちが安全に安心して暮らせるよう、各校園、関係機関、地域の関係団体との連携をとりながら、かけがえのない子どもたちの命を不審者から守る取組みを推進する。	
			取組内容	子どもの下校時に安全パトロールを継続するほか、スクールガード活動の充実を図るため、スクールガードリーダーによる講習会の開催や、巡回指導を実施した。	
	主施策コード 3641000201 地域自主防犯活動支援事業	まちづくり推進室	事業概要	概ね小学校区の地域に組織された自主防犯活動団体が行なう事業に対して支援をすることにより、住民が安全・安心して暮らせるまちづくりを推進する。	
			取組内容	地域において「自らのまちの安全は自らで守る」を基本に、各団体が自主的・主体的に活動する経費の一部を補助するもので、自主防犯活動団体の未結成の４小学校区中の１小学校区に支援を予定していたが、設置にまでは至らなかった。	

行政評価委員会の評価

コード	365

章	章　　名			
第３章	人権・福祉・安全			
政策名	（6）安全で安心できる生活環境の確保			
施策名	**⑤交通安全対策の推進**			
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性
	○	○	○	○

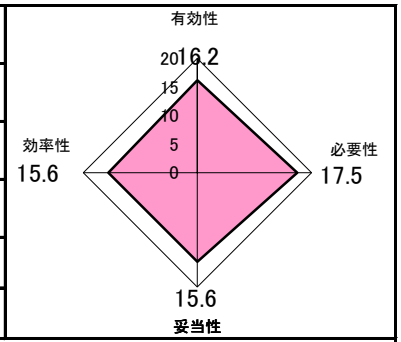

委員会での総括評価	
	◇評価できる点
	各世代に応じた交通安全教室により、交通安全意識の普及啓発が充実してきている点は評価できます。
	◇努力・工夫を求める点
	交通事故の件数が目標値より増えています。時代に沿った交通環境の整備や移動手段を確保する必要があります。

【会議における意見等】

高齢者の交通事故の多さは、高齢者の車に代わる交通手段がない中で、車を運転して事故にあわれていることも一つの要因と考えます。路線バスやデマンドタクシー、乗り合いタクシーの9,000円分の回数券を1回だけ配るだけでなく、車の代わりの移動手段となるような方法も検討されてはいかがでしょうか。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答
市内の昨年度の歩行者の事故は何件でしたか。	平成２５年度（4/1～3/31）の歩行者の事故は４７件発生しております。（前年度対比１３件減少）
交通安全教育は安全対策として重要であり拡充すべきと考えますが、小学生へは14回実施し2,238人の児童の児童が参加とありますが、どのような実施形態ですか。学校の授業の一環とすれば、もっと参加者は多いように思いますが、1学年のみということでしょうか。	交通安全教室につきましては、小学校からの依頼により、警察署交通課等との日程調整後、実施しております。実施校ならびに参加児童につきましては、基本的には各学校年１回以上の開催と、少しでも多くの児童の参加を目指しております。教室の具体的な実施内容につきましては、低学年には歩行練習、中高学年には自転車走行練習を中心に行っており、グランドに白線を引き、信号機や横断歩道などの模擬機材を設置し、実践体験中心の内容になっております。また当日のスタッフにつきましては、警察交通課職員、教諭、交通安全協会員、スクールガード、ＰＴＡ、地元老人会のご協力を得ながら開催しております。参加者数につきましては、各学校の特別授業時間ならびに他の行事等との調整をされますが、各学校によりまして、参加学年が一律ではなく、１学年のみという訳ではありません。なお各学校の規模にもよりますが、隔年開催の学校が３校、また他の団体・企業（クロネコヤマト　佐川急便）に依頼されている学校もあります。
交通安全施設の整備とは、どのような内容が行われたのでしょうか。	平成２５年度の主な施工実績は次のとおり カーブミラー　　２５箇所 防護柵　　４８１ｍ （ガードレール１９９ｍ、転落防止柵２８２ｍ） 道路照明　　１基 区画線　　１５，３２４ｍ

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　　廣田　進彦

コード	365	章	3　人権・福祉・安全	政策	(6)安全で安心できる生活環境の確保

施策名	⑤交通安全対策の推進	所管部署	部(局)名	都市建設部	課名	交通対策課

施策の概要

現状と課題	○平成25年（2013年）中の交通事故件数は前年と比べて微減したものの、高齢者が関わる事故が依然として多いほか、自転車による事故、運転手のルール無視やマナー違反等の課題があります。 ○交通事故を未然に防ぐため、交通ルールの徹底や交通マナーの向上を図る取組が重要であり、特に交通事故の被害者となりやすい幼児、児童、高齢者を対象とした交通安全教育の充実が必要です。 ○交通安全意識の普及徹底を図るため、本市における交通事故の傾向を常に把握しながら、これに即応した交通安全運動を展開していく必要があります。 ○交通安全意識の普及には、行政、警察、関係機関だけではなく、市民の自主的な取組が重要であり、指導者を育成していく必要があります。 ○交通安全対策は即効性のあるものではなく、継続的に実施していく必要があるほか、各世代に応じた取組や、湖東圏域の中心都市として広域的な取組を促進していく必要があります。
めざす成果	◆関係機関・団体と連携しながら、交通安全意識と交通道徳の普及に努め、交通事故のない安全で住みよいまちをめざします。

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	交通安全意識の普及啓発	(1)	交通安全教育の充実	交通安全教室を開催し、年齢に応じた交通安全教育を行った。 保育園や幼稚園…29回実施。園児2,132人、保護者836人が参加。 小学生…14回実施。2,238人の児童が参加。 老人会等…15回実施。788人の高齢者が参加。 大学生…1回実施。38人の学生が参加。
		(2)	交通安全教育自主活動の推進	幼児とその親子が、地域で自主的に交通安全教育が行われるよう、幼児カンガルークラブの活動を支援した。 市内26クラブ、幼児267人、保護者235人 クラブのリーダー研修会の開催（年１回）、巡回指導…20回
		(3)	広報・啓発活動の推進	毎月25日にマナーアップ運動を実施した他、通勤、通学時間帯に市内を広報車で巡回し、ドライバー等に広く交通安全を呼びかけた。また、死亡事故が多発した時には、関係機関と駅前や買物施設付近において、啓発活動を実施した。
		(4)	交通安全運動の展開	各運動期間に、関係機関や団体と連携し、啓発活動を実施し、市民に直接交通安全を呼びかけた。また、広報ひこねや彦根市ホームページに啓発記事を掲載した他、市内各自治会でポスターを掲示いただき、市全域に周知した。
2	交通環境の整備	(1)	―	自治会等からの地域における危険箇所の交通安全対策の要望に対し、関係機関との協議のうえ、必要に応じ交通安全施設の整備を進めた。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	交通安全計画（S46～H27年）

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
高齢者対象交通安全教室の開催回数	回	交通対策課	目　標	－	－	－	－	－	20
			現在値	2	17	17	15		
交通安全広報車の巡回数	回	交通対策課	目　標	－	－	－	－	－	35
			現在値	29	31	33	31		

【進捗状況の評価】

□予定より進んでいる
■予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】

昨年に引き続き、老人クラブ等に対して、広報ひこねや新聞等多くの媒体で交通安全教室の開催を積極的に呼びかけ、多くの地域から年間を通じて開催いただけるようになった。

また、指導方法については、寸劇を交えたポイントでの指導を行い、長時間にわたっても、高齢者の方が楽しみながら学べるよう工夫した。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード　3651100101	交通対策課	事業概要	人命尊重の理念のもとに交通事故の撲滅のため、関係機関との連携を密にしながら交通安全に関する施策を推進することにより、市民の交通安全意識の高揚と交通ルール・交通マナーの普及・徹底を図った。
交通安全推進事業		取組内容	カンガルークラブへの活動支援、交通安全運動の展開、広報・啓発活動、幼児や小学生、高齢者への交通安全教室

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 交通安全教育は市民一人ひとりの命を守るために必要な教育であり、貢献度は高いと言える。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 交通安全教育は、子どもから高齢者まで、道路を利用する全ての市民にとって必要な教育であり、市民一人ひとりがルールにのっとった運転、マナーのある行動をできなければ、交通事故は防ぐことができないため、今後も積極的に啓発をしていく必要がある。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 交通安全教室では、講話形式ばかりではなく、参加者の年齢層に合わせた参加・体験型を取り入れている。特に、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者には、交通安全教室の開催を積極的に呼びかけている他、彦根交通安全協会や警察と連携し、戸別訪問啓発にも取り組んでいる。 さらに、滋賀大学プロジェクト科目の中で、学生自身が交通安全啓発を企画してもらう取
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 啓発活動は地道な取り組みであり、活動回数を重ね、費用がかさんでも、交通事故の減少につながるとは限らない。
今後の施策の展開方法	○今後も、特に子どもや高齢者への交通安全教育を積極的に実施し、年齢に合わせた参加・体験型の指導方法でより分かりやすく指導していく。 ○一人でも多くの市民に啓発ができるよう、警察署や地域の交通安全協会など、関係機関と連携し、啓発を行っていく。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード 3651100201 交通指導員事業	交通対策課	事業概要	交通安全啓発日（１日、８日、１５日）を中心に、通学児童や高齢者などの交通弱者に対し、交通安全の確保や交通マナーの高揚を図るために、交通指導員による街頭啓発を実施するとともに、指導員資質向上のために研修会を実施する。
			取組内容	交通指導員３３名が、年間３３日、街頭指導にあたった。 研修会　１回開催
	主施策コード 3651100101 交通安全推進事業	交通対策課	事業概要	人命尊重の理念のもとに交通事故の撲滅のため、関係機関との連携を密にしながら交通安全に関する施策を推進することにより、市民の交通安全意識の高揚と交通ルール・交通マナーの普及・徹底を図った。
			取組内容	カンガルークラブへの活動支援、交通安全運動の展開、広報・啓発活動、幼児や小学生、高齢者への交通安全教室

行政評価委員会の評価

コード	366
章	章　　名
第３章	人権・福祉・安全
政策名	（6）安全で安心できる生活環境の確保
施策名	**⑥バリアフリーの推進**

委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性
	○	○	○	○

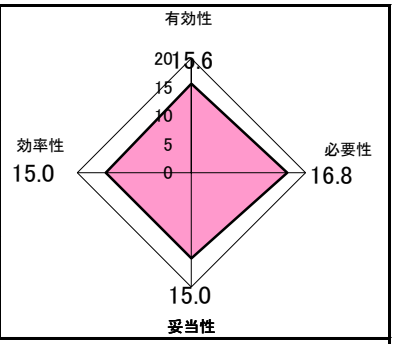

委員会での総括評価	
	◇評価できる点
	限られた財政状況の中で、公共施設および歩道のバリアフリーの整備を着実に進めている点は評価できます。
	◇努力・工夫を求める点
	ハード面が整備されていても、社会全体としてバリアフリー意識がまだ低いと思います。啓発活動への工夫などソフト面の対策をとる必要があります。

【会議における意見等】
・すでにある施設・設備に関しては改良でしか対応はできませんが、特に歩行者の立場での視点が重要です。
・公共交通機関に関しては行政の関わり方が難しいことは理解できますが、観光客をおもてなしするという観点からも、積極的な働きかけが必要です。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答
歩道のバリアフリー化についての事業推進上の課題に、公安委員会、交通事業者との調整、周辺住民の理解とありますが、具体的にどのような内容でしょうか。	公安委員会に対しては、バリアフリー化に伴う区画線や横断歩道の設置、信号機の移設や新設、自転車の通行場所の決定とそのために必要となる標識や路面表示の設置、沿道の家屋や事業所等への車両乗入部の位置変更等について、また、駅前ロータリー部における交通事業者（バス・タクシー）の新たな乗降・待機場所の決定や、一般車両の通行規制等について協議・調整を重ねて事業を実施しております。 交通事業者に対しては、駅前ロータリーにおけるバス・タクシーの新たな乗降・待機場所についての合意が必要であること、また、ＪＲやバス事業者の施設の一部を工事する必要があること等から、各交通事業者と協議・調整を重ねて事業を実施しております。 周辺住民の方々に対しては、車両乗入部の位置変更についてご理解とご協力をいたく他、駅前ロータリーについては、車道幅員を拡げる等、駅送迎車両の利便性についても考慮した計画であるとのご理解を得て、事業を実施しております。 なお、歩道の段差の確認や視覚障害者誘導ラインの設置等については、県立視覚障害者センターや県立盲学校と事前協議、現地立会いを重ねて事業を実施しております。
「指標による評価」で「予定より遅れている」と自己評価されていますが、現在目標に設定されている所は、彦根市全体でバリアフリーを必要と判断されているなかで、どの程度の割合をカバーされているのでしょうか。	平成18年に施行されたバリアフリー新法では、全ての公共施設が対象となっていることから、本市においても、バリアフリー化を推進するにあたって範囲を定めているわけではありませんが、特に優先的にバリアフリー化を進める地域として、「彦根市交通バリアフリー基本構想」では、彦根駅周辺、南彦根駅周辺を重点地区としています。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　廣田　進彦

コード	366	章	3　人権・福祉・安全	政策	(6)安全で安心できる生活環境の確保

施策名	⑥バリアフリーの推進	所管部署	部(局)名	都市建設部	課名	交通対策課 道路河川課

施策の概要

現状と課題	○誰もが安全で安心して移動でき、自立した日常生活や社会生活を送れるよう、今後も公共施設や公共交通施設等のバリアフリー化を進める必要があります。 ○安全で快適に道路等の通行ができるよう、放置自転車および違法駐車の防止に向け、自転車等利用者のモラルを高めるための指導・啓発を行う必要があります。 ○歩道のバリアフリー化については、平成15年度（2003年度）に策定した「彦根市交通バリアフリー基本構想」に基づき重点整備地区で事業実施を行ってきましたが、厳しい財政状況により、計画通りの進捗を見ていないことから、本構想の期間等の見直しを行うなど、計画的な事業推進を図る必要があります。
めざす成果	◆誰もが安全で安心して移動でき、自立した日常生活や社会生活を送れるようなまちをめざします。

市が取り組む主要な事業				24年度における主要な事業の取り組み概要
1	建築物の整備	(1)	公共施設のバリアフリーの推進	地域医療支援センター（くすのきセンター）　・・・「バリアフリー法」ならびに「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に適合して整備
		(2)	民間建築物に対する指導・啓発	建物計画時において「バリアフリー法」および「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき指導・啓発を行い、建築物のバリアフリー化を推進する。 ・「バリアフリー法」に基づく申請　1件 ・「福祉滋賀のまちづくり条例」に基づく届出　25件について指導を行った。
2	移動・交通対策の推進	(1)	交通施設のバリアフリーの推進	ＪＲ稲枝駅舎改築については、自由通路および駅舎橋上化の整備について、JR西日本と基本協定を締結した。
		(2)	高齢者や障害者等に配慮した車両、交通安全施設等の整備	路線バス「南彦根ベルロード線」の車両更新に伴い、ノンステップバスを導入した。
		(3)	駐輪・駐車対策の推進	歩道上の放置自転車をなくし、歩行者が安全で快適に通行できるよう、放置自転車の撤去を定期的に行うとともに、自転車駐車場を利用するよう啓発を行った。
3	歩行空間や公園等の整備	(1)	―	高齢者や障害者等すべての人が安全で安心して利用できるように、歩道のバリアフリー化を行った。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	交通バリアフリー基本構想（H15～H27年度）

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
JR等各駅へのエレベーター等の設置	駅	交通対策課	目　標	－	－	－	－		5
			現在値	4	4	4	4		
重点整備地区における歩道のバリアフリー整備率(再掲)	%	道路河川課	目　標	－	－	－			84
			現在値	63	66	77	79		84

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
■予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
学校施設、道路・公園施設におけるバリアフリー化関連事業や、施設改修等の必要度合いを考慮しながら、随時施設のバリアフリー化に取り組んできているが、厳しい財政状況により、進捗は遅れ気味である。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 13130 バリアフリー施設整備事業（２路線）	道路河川課	事業概要	高齢者や障害者等すべての人が安全で安心して利用できるように、歩道のバリアフリー化を行うもの。
		取組内容	計画的なバリアフリー整備を行う。
主施策コード 3662100101 駅関連施設等維持管理事業	交通対策課	事業概要	彦根駅（ＪＲ・近江鉄道）、南彦根駅、河瀬駅施設を維持管理を行い、利用者の利便性の向上を図る。
		取組内容	現在、彦根駅（ＪＲ・近江鉄道）、南彦根駅、河瀬駅のエレベーターやエスカレーターなどのバリアフリー設備の維持管理のほか、彦根駅、河瀬駅の自由通路の維持管理を行い、駅利用者が安全で快適に利用できるよう努めている。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 高齢社会の進展や社会・生活環境の変化等に伴い、障害のため移動に制約を持つ者は増加傾向にあり、こうした者を取り巻く環境が複雑多様化している中で、高齢者や障害者が住みなれた地域で自立して暮らしていくため、バリアフリーの推進は重要である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 障害者等が公共交通機関や公共施設等を円滑に利用でき、快適に社会参加ができるよう、道路、駅、建物の物理的な障壁をなくす取組の必要性は高い。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 バリアフリー化のため、施設の段差の解消等ハード面の整備を行うことにより、誰もが安全に安心して生活できるまちづくりを進めることができる。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 ソフト面、ハード面のいずれの整備も、その維持管理等に要する経費を常時必要とし、現行事業を継続し続けるならば、その費用は増大していくことになる。
今後の施策の展開方法	限られた財源の中で、彦根市交通バリアフリー基本構想等に基づく整備や公共施設におけるバリアフリー化に継続して取り組んでいくものの、各施設管理者の意識の向上が必要不可欠である。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード	3662100101	交通対策課	事業概要：彦根駅（ＪＲ・近江鉄道）、南彦根駅、河瀬駅施設を維持管理を行い、利用者の利便性の向上を図る。
	駅関連施設等維持管理事業			取組内容：彦根駅（ＪＲ・近江鉄道）、南彦根駅、河瀬駅のエレベーターやエスカレーターなどのバリアフリー設備の維持管理のほか、彦根駅、河瀬駅の自由通路の維持管理を行い、駅利用者が安全で快適に利用できるよう努めている。

行政評価委員会の評価

コード	367
章	章　　名
第３章	人権・福祉・安全
政策名	(6) 安全で安心できる生活環境の確保
施策名	**⑦消費者保護対策の推進**

委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性
	○	○	○	○

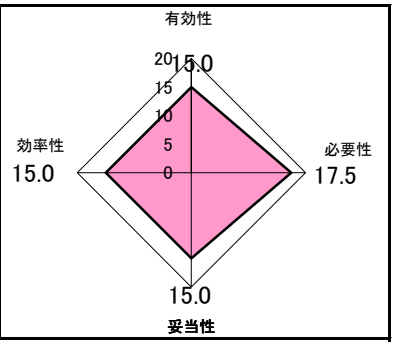

委員会での総括評価	
	◇評価できる点
	消費生活相談員２名体制で消費者トラブルに対応し、相談満足度が１００％であった点は評価できます。
	◇努力・工夫を求める点
	社会の急激な変化に伴い、消費者が注意するべき内容は複雑化し、潜在的な被害も増えると考えられます。市民に広く情報が行き渡るよう、効果的な場を利用した啓発を行う必要があります。

【会議における意見等】

潜在的な被害にも対応しようとすると、生活環境課のみで対応するのではなく、様々な所属と連携した対応が必要と考えます。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答
消費者生活講座について、開催される場所は各回、毎年、異なる場所で行われているのでしょうか。細やかな対応を考えると、出前講座は効果があるかと思いますが、増やしていくことはできますか。	自治会や老人会などから消費生活講座の申込みがあった場合、自治会館など申込団体が希望する場所で実施させていただいております。 現状では、申し込み時期が集中すると２名の相談員では対応ができないこともあり、日程の調整をお願いしているケースもありますが、出来る限り要望に応じた講座の開催させていただけるよう努めてまいります。
健康推進課や福祉が対象となる年齢層が集まるところに出前講義をされることも考えられてはどうでしょうか。	消費生活相談窓口は、２名の専門相談員で日常の相談業務にあたっており、出前講座についても相談員が実施しております。よって、現状では、出前講座が相談業務を圧迫しない程度でしか実施できないことから、申請のある自治会等へのみ講座を実施させていただいております。 今後は、講師の養成について検討を進めたいと考えています。
「現状と課題」にも指摘されていいるように「未成年や高齢者」が被害に受ける可能性が高くなっていますが、彦根市での被害状況は、年々高くなっているのでしょうか。また、未成年や高齢者に向けて、具体的にはどのような対策をされているでしょう。	本市でも被害にあった未成年者の保護者や高齢者の被害相談が増加傾向にあります。 保護者や高齢者に向けた啓発として、広報ひこねで「消費生活窓口つうしん」を毎月掲載したり、出前講座も実施しておりますが、未成年者を対象とした啓発には、学校や地域の協力が必要と考えており、啓発の手法について検討してまいります。 ○被害相談件数 未成年者　高齢者 Ｈ２３　１４件　１３３件 Ｈ２４　１６件　１４７件 Ｈ２５　２５件　２１８件 ○相談内容 未成年：ネットゲーム、アダルトサイトなど 高齢者：訪問販売、電話勧誘、未公開株など

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　山口　義信

コード	367	章	3　人権・福祉・安全	政策	(6)安全で安心できる生活環境の確保
施策名	⑦消費者保護対策の推進	所管部署	部(局)名	市民環境部	課名	生活環境課

施策の概要		
現状と課題	○新しい商品やサービスが市場にあふれ、消費者は多様な選択ができるようになってきました。これらの商品の購入やサービスの提供を受けるときに、確かな選択ができる消費者の育成を図る必要があるため、訪問販売トラブル対処方法などの講座を開催しています。また、製品事故や契約のトラブルが起こったときに、消費生活相談窓口で市民からの相談を受け、解決のために協力しています。 ○商品やサービスの販売形態、契約方法の多様化により契約によるトラブルは後を絶たないため、市民からの相談に応じる消費生活相談窓口の機能を充実する必要があります。 ○携帯電話やパソコンなどインターネットを通じて未成年者が被害に遭うケースが相次いで発生している。また、「振り込め詐欺」の手口が巧妙化してきており、今尚、消費者に不安を与えているため、未成年者や高齢者等へ正確で迅速な情報提供を図る必要があります。	
めざす成果	◆消費生活相談の積極的な利用により、トラブルの解決が図られることをめざします。 ◆情報の発信などにより、消費生活に関する知識を身につけ、確かな選択と判断ができる消費者が育つことをめざします。	

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	消費者保護の充実	(1)	消費生活推進事業	インターネットの普及が消費者を取り巻く社会情勢を変化させたことによる販売形態、契約方法の多様化に伴い被害に遭う消費者が増加していることから、消費生活相談窓口において、消費生活相談員２名により消費者トラブルの解決のための助言や関係機関のあっせんを行った。 ※相談件数　６４０件
2	消費者生活情報の提供	(1)	消費生活推進事業	消費者トラブルを未然に防ぐ観点から、契約に際し、自ら正しい判断が出来るよう広報誌に「消費生活相談窓口つうしん」を定期掲載するとともに、本市消費生活相談員を講師とし、公民館など住民に身近な場所で身近なテーマによる消費生活講座を実施した。 ※消費生活相談窓口つうしん掲載数　１２回/年 消費生活講座開催数　１３回/年

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	―

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
消費生活講座参加者数	人	生活環境課	目　標	－	－				500
			現在値	208	374	300	370		
			目　標	－	－				
			現在値						

【進捗状況の評価】

□予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
■予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
毎年または隔年で受講されている自治会等もあるが、自治会長会議や広報誌等で出前講座を案内することで、新たな団体からの申し込みも増加してきている。また、口コミでの広がりも窺えるが受講者数は伸び悩んでいる。一度受講されると数年間受講されない団体が多数であるが、振り込め詐欺や送りつけ商法などの手口は年々巧妙となっていることから、何度も受講いただけるよう更に内容を充実し、賢い消費者の育成に努めていく。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード　3671000101	生活環境課	事業概要	消費生活に関する諸問題の解決に当たるため、消費生活相談窓口を強化すると共に、賢い消費者を育成するため、本市消費生活相談員を講師とし、自治会や老人会などを対象とした消費生活の出前講座を開催し、消費者意識の高揚を図る。また、多岐にわたって複雑化する消費者問題に対応すべく、各種研修を通じて相談員や行政職員の資質向上を図る。
消費生活推進事業		取組内容	消費生活相談員２名体制で消費者トラブルの相談に対応した。また、本市消費生活相談員を講師とした消費生活講座の開催や広報誌で定期的に情報を提供し、消費者意識の高揚を図った。さらに相談員が各種研修に参加することで資質の向上を図った。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 質の高い豊かで安全な生活を送るためには、消費者が保護される立場にあるだけではなく、自立することが必要である。そのためにも消費生活に関する知識や情報を身につけ、消費者被害に遭ったとしても初期段階で気付き、行動を起こすことができる消費者を育成することが必要である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 民間でも様々な相談窓口が設置されたり、情報提供が行われたりしている。しかしながら、消費者安全法では、消費生活相談窓口を設置することに努めなければならないとされており、中立的な立場から消費者の育成に関与することは重要である。また、市民にとって相談しやすい環境という側面からも市が行う必要性は高い。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 消費者情報、講座開催ともに広報誌による啓発だけではなく、インターネットなどでそれぞれの年代や属性を考慮した効率的な啓発方法を検討する必要がある。 また、消費生活相談を市で行い適切な助言をすることは消費者保護の観点から重要である。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 複雑、高度化している消費生活相談に対応するため、専門の知識を持った相談員を配置することで、効率良く相談業務を行なっている。
今後の施策の展開方法	消費者基本法では、消費者の自立の支援を基本としているが、消費者と事業者間の情報量や知識の差は依然として大きい。賢い消費者を育成するため啓発活動の推進や教育の充実を図るとともに、消費生活相談窓口の更なるＰＲ、職員ならびに相談員の資質向上等、窓口の強化に継続して取り組む。 また、平成24年8月に制定された消費者教育推進法では、社会、経済、環境等に消費者が与える影響を考慮した選択や行動によって、公正で持続可能な社会の形成が求められている。今後は、様々な生活の場面やライフステージに応じて、生涯を通じた体系的かつ実践的な消費者教育の実現を目指し、関連する様々な主体との連携を図りながら効果的な手法を検討するとともに、消費生活講座などを通じて情報発信に努める。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード	3671000101	生活環境課	
	消費生活推進事業			事業概要：消費生活に関する諸問題の解決に当たるとともに、社会情勢の変化に対応できる賢い消費者を育成するため、消費生活相談員を講師とし、公民館など住民に身近な場所で消費生活講座を開催し、消費者意識の高揚を図る。また、複雑巧妙化する消費者問題に対応すべく、各種研修を通じて相談員や行政職員の資質向上を図る。
				取組内容：消費生活相談窓口において、消費生活相談員２名により消費者トラブルの解決のための助言や関係機関のあっせんを行った。また、広報誌に「消費生活相談窓口つうしん」を定期掲載するとともに、本市消費生活相談員を講師とし、公民館など住民に身近な場所で身近なテーマによる消費生活講座を実施した。

行政評価委員会の評価

コード	601

章	章　　名			
第６章	基本政策推進のために			
政策名	（1）広域連携の推進			
施策名				
委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性
	○	○	○	○

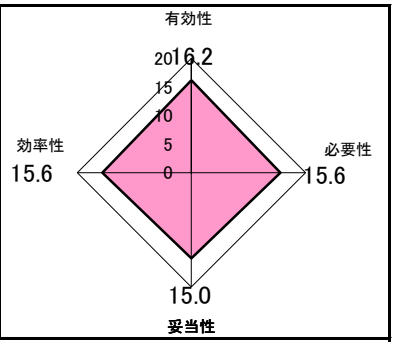

委員会での総括評価	
	◇評価できる点
	定住自立圏構想を活かす事業となるよう、中心市として、積極的に展開されている点は評価できます。
	◇努力・工夫を求める点
	定住自立圏構想の取組のうち、産科医師の確保や看護師の確保等、医療関係の整備が遅れています。事業の充実を図る必要があります。

【会議における意見等】

定住自立圏構想については、彦根市が中心市として周辺の町がお互い利益となるような認識を持てるような関係を築くことが重要です。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答
彦根市は「定住自立圏構想」において中心市としての役割を果たすことが期待されています。しかしながら、特に医療面（市立病院）において不十分さが目立ちます。地域医療の推進のためにも一層充実を図る必要があると考えています。	定住自立圏の取組として、圏域内の限られた医療資源を有効に活用し救急医療体制の強化を図るために、各医療機関相互の役割の明確化や連携強化、ネットワーク化を進めてきました。彦根市保健・医療複合施設（くすのきセンター）の整備や豊郷病院リハビリ病棟施設の整備、ネットワーク事業など着実に進展した事業もありますが、産科医の医師確保、看護師確保対策については、十分な成果がでず、今後の課題として引き続き関係機関への要請に取り組んでいきたいと考えております。
国は定住自立圏構想の推進を今後どのように展開していくつもりなのでしょうか。それに対して、それぞれの町の姿勢あるいは方向性はどうなっているのですか。	昨年6月に閣議決定された国の基本方針では、「定住自立圏構想を強力に進めていくため、圏域において各自治体が果たすべき役割に応じた適切な財政措置のあり方を検討する」とされ、それを受けた有識者会議「定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会」で自治体へのヒアリングを実施し、今年度からは、定住自立圏に取組む自治体への特別交付税が拡充されました。中心市は4,000万円から上限8,500万円に増加、近隣町でも1,000万円が1,500万円に増加しております。 当圏域においても、当初の計画期間が今年度最終となりますが、これまでの総括を行いながら今後もこれまで以上に連携して圏域の活性化に取り組むことを１市４町の首長とも合意しております。
湖東定住自立圏推進事業で実施されている主な事業は何ですか。また、その予算配分はどのようになっていますか。	湖東定住自立圏推進事業では、医療、福祉、教育、産業、環境、公共交通など２０項目について協定しており、それぞれの分野で多くの事業を実施しています。昨年１月に供用を開始した、彦根市保健・医療複合施設（くすのきセンター）の整備や、病児・病後児保育の実施、愛のりタクシーの運行、学校給食センターの整備などに取り組んでおります。平成２６年度予算では、定住自立圏事業の総額は、２５億５千２５０万１千円です。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　馬場　孝雄

コード	601	章	6　基本政策推進のために	政策	(1)広域連携の推進

施策名	―	所管部署	部(局)名	企画振興部	課名	企画課

施策の概要

現状と課題	○市民生活や行政ニーズの広域化に対応し、地方分権時代にふさわしい広域行政のあり方が求められています。 ○平成20年（2008年）総務省から、中心市と周辺市町が連携・役割分担を行うことで、地域の活性化を図っていくための「定住自立圏構想」が打ち出され、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町と本市の間で平成21年（2009年）に「湖東定住自立圏形成協定」を締結しました。平成22年（2010年）3月には「湖東定住自立圏共生ビジョン」を策定し、今後１市４町が連携・協力しながら、圏域全体の住民福祉の向上と地域振興を図っていく必要があります。 ○広域観光の推進を目的として、平成21年（2009年）に湖北・湖東・東近江地域において「びわ湖・近江路観光圏」が設立されており、今後、関係市町等との連携のもとに滞在型、宿泊型の広域観光の振興を図る必要があります。 ○効果的・効率的な行政運営の一環として、様々な分野における自治体間の連携、広域行政の推進を図る必要があります。
めざす成果	

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	自治体間の連携の推進	(1)	自治体間の連携の推進	湖北・湖東・東近江地域における「びわ湖・近江路観光圏」において、着「広域宣伝事業」「石田三成連携事業」とともに、湖東地域の「びわ湖湖東路観光事業」では、ウォーキング＆スタンプラリーやプレスツアーなどに取組んだ。 【事業内容は4-3-1　観光の振興で説明・評価】
		(2)	定住自立圏構想の推進	愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町と共に、国が提唱する定住自立圏構想の推進を図る。平成25年度も引き続き「湖東定住自立圏共生ビジョン」に掲載している事業を実施した。また、新たに「火葬場」の協定項目を追加した。
2	広域行政の推進	(1)	―	消防業務、小児救急医療、二次救急医療、廃棄物処理対策など、広域で取組むことで、効率的・効果的な分野において連携して取組んだ。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	湖東定住自立圏共生ビジョン（H22～H26年度）

指標による評価

指標				目標および進捗状況					
指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
―			目　標	－	－	－	－	－	
			現在値						
―			目　標	－	－	－	－	－	
			現在値						

【進捗状況の評価】
- □予定より進んでいる
- □予定どおり進んでいる
- □予定より遅れている
- □予定より著しく遅れている
- □ほとんど進んでいない

【理由等】

指標に関連する事務事業名	担当課

主施策コード		企画課	事業概要	
			取組内容	

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 湖東圏域が持続可能な地域として生き残っていくには、自然環境や歴史文化遺産を圏域固有の財産として活用するため、定住自立圏を形成し、様々な地域活性化策に積極的に取り組み、各地域の特性を活かした魅力あふれる地域を築いていくことが必要である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 人口減少社会において、定住人口の確保と交流人口の増加策として、定住自立圏構想を進め、圏域全体の魅力や住み心地の良さを発信していくことが必要である。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 定住自立圏構想であれば、市町が連携することで効果が期待される分野に限り、協定項目として連携を強化することで、地域の特性を活かしながら、圏域全体の共通課題の解決と活性化に向けた協力ができる。彦根市は圏域の中心市として近隣町との調整に努め、国の制度を最大限に活用し圏域の活性化を図る。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 連携による業務の共同化を図ることで、効率的な行政運営ができるとともに、総務省をはじめとする関係省庁からの支援を優先的に受けることもでき財政面においても効果が期待できる。
今後の施策の展開方法	人口減少社会の到来や市民生活や行政ニーズの広域化に対応するためには、従前から広域で取り組んでいる、救急医療体制や消防業務、廃棄物処理対策業務などに連携して取り組むとともに、観光の分野における「びわ湖・近江路観光圏」のように広域で連携することで、より効果が高まると考えられる分野については、新たな枠組みを構築していく必要がある。 また、湖東定住自立圏推進事業では、そうした従前からの取組を含め、共生ﾋﾞｼﾞｮﾝに掲げる事業を円滑に進めることにより、湖東圏域全体の活性化が図られるよう、中心市として圏域のマネジメントをしながら国の支援策を有効に活用し、様々な分野において連携を深め広域行政の推進を図っていく。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード			
	湖東定住自立圏推進事業	企画課	事業概要	愛荘町、豊郷町、甲良町、および多賀町と共に、国が提唱する定住自立圏構想の推進を図る。定住自立圏を形成し、政策分野ごとに協定を締結し、国の支援を受けながら、圏域の特性を活かしたまちづくりがことができる。人口定住のために必要な生活機能を確保しつつ、圏域全体の住民福祉の向上および地域振興を図る。
			取組内容	1市4町が湖東定住自立圏として、３つの政策分野「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」において、協定し、各種事業を展開しながら当圏域の活性化をはかる。

行政評価委員会の評価

コード	602
章	章　　名
第６章	基本政策推進のために
政策名	(2) 持続可能な行財政運営
施策名	

委員会の評価	有効性	必要性	妥当性	効率性
	◎	○	○	○

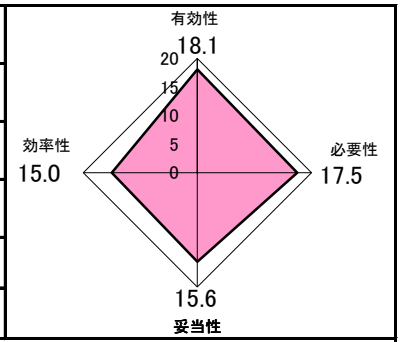

委員会での総括評価	
	◇評価できる点
	持続可能な行財政運営にむけて、実質公債費比率の改善をはじめ未集金の回収等、着実に事業を進めている点は評価できます。
	◇努力・工夫を求める点
	広報等で成果が市民にとって分かりやすい形となるよう表現方法を検討する必要があります。

【会議における意見等】

ふるさと彦根応援寄附事業は、ふるさとを大事にしておられる方々の気付きも大事な部分だと思います。その方々の気持ちを十分考慮いただいて、今後も活動をしていただきたいと思います。

【主な質問とその回答】

委員からの質問	担当課の回答
「ふるさと彦根応援寄付事業」の寄付件数が年々減少傾向にありますが、その原因はどのように分析されていますでしょうか。またそれに対してどのような対策を考えてられますか。	平成２２年１０月にひこにゃんファンクラブが発足し、会員資格として、本市へのふるさと応援寄附で、「みんなのひこにゃん応援事業」に５千円以上の寄附をした方を対象としたため、一気に寄附が増加しましたが、過去２，３年はこれが定着してきた傾向を示しております。２５年度では、寄附額は増加に転じておりますが、寄附による特典である年間パスポートの内容充実を図ったことも要因の一つと考えております。現在、２７年度に向け、特産品等も選べる制度とできないか等、制度の拡充を検討しているところです。
「市の財政状況は極めて難しいものとなっているため、更なる行財政改革を推進していく必要があります。」と記載されていますが、どのような対策を考えているのか教えて下さい。	持続可能な財政基盤の確立のため、「財政運営の健全化」・「歳入確保策の積極的な展開」・「効率的・効果的な行政体制の整備」を三本柱に取り組んできました。具体的には、未収金対策の強化、指定管理者制度をはじめとする民間活力の導入、自動販売機の一般競争入札等ですが、これらの取り組みを今後さらに進めるだけでなく、既存事業のスクラップ＆ビルドを加速させる必要があると考えています。また、行政だけでは現在の行政サービスを維持していくことは難しくなるので、市民やＮＰＯのみなさんとの協働によるまちづくりを進めていきたいと考えております。
「行政評価委員会運営事業」において何か数値目標は立てられないのでしょうか。	行政評価委員会運営事業の数値目標については、例えば、委員の皆様からいただいた意見のうち、次年度の事業や施策に反映した事業数を成果指標とすることが考えられますが、なかなか適切な数値目標が設定しにくいのが現状です。 しかしながら、行政評価委員会から出された意見等が言い放しとなるおそれがあることから、今年度の行政評価委員会から平成25年度に評価した施策のうち、低い評価を受けた施策について、その対応状況を確認するための会議を設けたところです。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　西川　利樹

コード	602	章	6　基本政策推進のために	政策	(2)持続可能な行財政運営
施策名	―	所管部署	部(局)名	総務部	課名	財政課

施策の概要

現状と課題	○社会の変化に伴う行政需要が増大している中、扶助費などの義務的経費等が増加する一方で、歳入の確保に苦慮するなど、本市の財政状況は、極めて厳しいものとなっているため、さらなる行財政改革を推進していく必要があります。 ○国において、地域主権改革関連の法律(第1次一括法・第2次一括法)が公布・施行されるなど、今後も地域の自主性と自立性を高めるための改革が推し進められると予想されることから、基礎自治体としての力量を高め、「自己決定・自己責任」による主体的な行政運営と、迅速で利便性が高く、かつ、質の高い行政サービスを提供していく必要があります。 ○厳しい財政状況のもと、施策の推進に当たっては、「選択と集中」の徹底を図り、戦略を立てて限られた経営資源（人・モノ・金）を効率的かつ効果的に配分していく必要があります。 ○持続可能な財政基盤を確立するため、マネジメントサイクル※の中で行政評価を行い、予算編成や組織目標と連動させる中で、成果・コスト志向に立った事業の見直しや職員の意識改革等を図りながら、効率的・効果的な行政運営に向けた取組を行う必要があります。 ○行政の透明性を高めるために行政評価結果を公表し、市民に対する説明責任を果たしていく必要があります。 ○職員一人ひとりが政策形成能力を高めつつ、組織目標の実現に向かって能力を最大限発揮し、使命感を持って職務を遂行する自律型職員を育成することにより、組織の活性化を図る必要があります。 ○市民と行政が信頼関係を高め、パートナーシップによるまちづくりを推進していくため、その基礎となる情報の共有化を図る必要があります。 ○市民に必要な情報のより円滑な提供に努め、情報提供の媒体、伝達方法など工夫を重ねていくとともに、市が保有している情報について、個人情報の保護および公共の福祉に留意しつつ、積極的に公開していく必要があります。 ○市民の持つ多様な意見・知識などを市政に活かし、開かれた市政を推進していくため、市民参加の多様な機会を設ける必要があります。
めざす成果	―

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	財政運営の健全化	(1)	―	公債費負担の軽減に継続して努めてきたことに伴い、平成22年度決算において公債費負担の指標である実質公債費比率が基準を下回ったため、平成23年度からは地方債の借入にあたり県からの許可が不要となっており、引き続き指標の動向に注視し投資的事業を推進してきた。 また、彦根市土地開発公社を解散し、公社が抱えていた債務について代位弁済を行い、その財源として、より低利で交付税措置がある第3セクター等改革推進債を発行したほか、市中銀行での地方債の借り入れにおいて、償還期間が10年超の発行については、従前の固定金利方式に加え、新たに利率見直し方式との選択性を採用し、支払い利息の縮減を図るなど、将来負担の削減に努めた。
2	歳入確保策の推進	(1)	―	自主財源の確保のため、庁舎１階に広告付き窓口案内システムを無償提供で設置した。従来機器のリース料を削減できるほか、システム設置に伴う行政財産の目的外使用による使用料と広告掲載料の収入があった。 その他、各種財源確保策、経費削減策の実施を行っている。
3	効率的・効果的な行政体制の整備	(1)	―	県主催により、県と市町の施策・事業のあり方についての見直しなどを議題とする会議（全4回）に出席した。また、政策形成能力養成研修をはじめ、階層別研修や専門研修など各種研修を実施し、職員の人材育成に取り組んだ。
4	情報の積極的な公開と広報活動の充実	(1)	―	249件の情報公開請求に対し、彦根市情報公開条例の円滑な運用に努めた。また、9件の個人情報開示請求に対し、彦根市個人情報保護条例の円滑な運用に努めた。
5	市民とともに進める市政の推進	(1)	―	「ふるさと彦根応援寄附事業」のPR用リーフレットを作成。寄附者には礼状のほか、年間パスポート、ふるさと彦根だよりを発送。 平成25年度寄附件数　773件　寄附金額　6,412,335円 「美しいひこね創造事業」として、活動参加者の登録と地域通貨の印刷。地域通貨「彦」の交付および換金と協力店の募集。 平成25年度末　登録者数　5,348人　　団体登録　129団体

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	―

指標による評価	指標				目標および進捗状況					
	指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	—			目　標	－	－	－	－	－	
				現在値						

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
■予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】

効率的な行政運営、財源の確保等により財政の健全化を図るとともに、効果的な組織機構の構築、成果重視の新しい行政運営の確立に努め、行政システムの改革を推進した。また、行政に新しい役割を担い得る人材の育成を図るとともに、新たな人材育成基本方針を策定した。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード		事業概要	
		取組内容	

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 この計画に掲げる諸施策を推進するためには、市行政一般にわたり思い切った発想の転換による経営改革を進め、市民との協力・協同のもとに、国、県の財政に依存しない、自立、自己責任型の地方経営を可能とする行財政システムの確立が必要である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 人口減少社会の到来など将来の動向を見据えながら、「安全・安心」で「活力ある社会」の実現に向けて、市民との協力・協同のもとに、市民の目線に立ったより良い行政サービスの提供ができるよう事務事業の簡素効率化や経費の節減に一層努めるとともに、施策の優先度、緊急度を見極めながら、「選択と集中」を徹底し、事業を再構築するなど多様な市民ニーズにメリハリをつけて対応していく必要がある。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 財源の確保および事務事業の簡素効率化や徹底した経費の削減に努め、経費のかかりにくい行政システムを築きあげる一方、選択と集中の理念のもと施策の重点化を図ることが必要である。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】市税等財源の確保と合わせ、事務事業の簡素効率化、経費の削減および選択と集中の理念のもとで事業の再構築を図り、第三者による外部評価を実施しながら、行政全体の効率性を高めるものである。
今後の施策の展開方法	平成２１年度策定の「持続可能な財政基盤の確立に向けた今後の取組指針」に基づき、効率的な行政運営、財源の確保等により財政の健全化を図るとともに、効果的な組織機構の構築、成果重視の新しい行政運営の確立に努め、行政システムの改革を推進する。また、新たな人材育成基本方針に基づき、目指すべき職員像に掲げる「変化に対応できる柔軟性を持ち、改革を実行する職員」の育成に努める。 また、平成25年度から平成27年度にかけて継続して実施している大型の建設事業の事業費のピークを迎えること、また社会保障関係経費や老朽化した市の施設の大規模修繕経費などが年々増加していることから、一般財源の総額を確保できるよう、財政健全化に向けて引き続き取り組んでいく。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード 60220017601 ふるさと彦根応援事務事業	まちづくり推進室	事業概要	「ふるさと納税制度」が導入されたことを受けて、市として自主財源の確保を図り、活力に満ちた魅力あるまちづくりを進めていくための事業を実施。
			取組内容	「ふるさと彦根応援寄附条例」に基づき、市内外に向けて寄附の呼びかけを行っている。PR手法としてリーフレットやポスターを作成し市内各施設等に設置するほか、多くの方が集まるイベント会場の一角に窓口を設けた。また寄附しやすい環境を整えるため「ふるさと彦根応援サイト」を開設し、平成25年9月からクレジットカードによる受付を開始した。寄附者へのお礼として「ふるさと彦根たっぷり満喫！年間パスポート」を贈っているほか、継続していただくための「ふるさと彦根だより」を送付するなど工夫を行っている。
	主施策コード 6023004801 行政文書管理事業	総務課	事業概要	(1)年22回発行する広報ひこねおよびその他市政に関する情報に関するチラシを市民へ配布する。 (2)例規システムの保守等を行うほか、文書保存箱および保存用フラットファイルの購入など公文書の管理を行う。 (3)市の各施設間の文書の送達および市の郵便物の発送を行う。
			取組内容	(1)　広報ひこね宅配(ポスティング)業務　民間業者へ業務を委託し、約15,500件へ年22回配布した。 (2)　自治会配布エリアまでの文書発送業務　民間業者へ業務を委託し、約400個を年22回発送した。 (3)　公文書管理　書庫の管理のほか、文書保存箱1,000箱、保存用フラットファイル9,000冊を購入した。 (4)　例規システム保守等　彦根市の条例・規則等の例規の事務を行うとともに、例規の作成から運用までを行う例規システムの保守を行った。 (5)　書庫整理等業務　本庁舎第1書庫および木造倉庫に保管している公文書の整理する業務を民間業者に委託し、公文書の適切な管理を行うとともに書庫のスペースの確保に努めた。 (6)　市各施設との連絡便業務　民間業者へ業務を委託し、市各施設間の文書の連絡を行った。

関連する主要事業	主施策コード	6025000201	まちづくり推進室	事業概要	「美しい行為」および「地域通貨」を通じて、市民が協働して市の活性化を図り、もって「美しいひこね」を創造する。
	美しい彦根創造事業			取組内容	平成18年度から登録受付を開始し、平成19年には参加資格および市民団体登録資格の拡大や地域通貨の使い道の拡大として特典を受けられる協力店でのサービスを開始した。また、平成21年度から“彦”とエコバックの交換を始めた。制度について広報誌やホームページ等でＰＲし、活動の促進を図った。
	主施策コード	6021002701	企画課	事業概要	平成21年に「持続可能な財政基盤の確立」を最重点課題とし、「財政運営の健全化」、「歳入確保対策の積極的な展開」、「効率的・効果的な行政体制の整備」を三本柱とした、「持続可能な財政基盤の確立に向けた今後の取組指針」を策定した。この指針に沿い、不断の改革改善に取り組む。
	経営改革推進事業			取組内容	･持続可能な財政基盤の確立に向けた今後の取組方針の進捗管理および総括を行った。 ･自主財源確保策の展開として、１階に広告付き窓口案内システムを設置し、使用料と広告掲載料を得た。 ･収納率の向上のため未収金対策の徹底を図るとともに、彦根市債権管理条例に基づき市の債権の適正管理に取り組んだ。
	主施策コード	602300101	企画課	事業概要	総合発展計画の進捗管理を行うため、平成18年度より導入する施策評価において、まちづくり指標の公平性や妥当性、進捗状況の把握等において、住民の視点から客観性を高めるため、外部機関として「行政評価委員会」を設置し、外部評価を行う。
	行政評価委員会運営事業			取組内容	総合計画全6章のうち、第1章および第2章にかかる15施策の評価。 全6回の委員会開催。
	主施策コード	6022001701	総務課	事業概要	彦根市が知的財産権として有している「ひこにゃん」商標の商品等への使用申請に対して、弁護士に審査業務や契約締結の代理業務を委託するなど適正な商標管理を行う。
	ひこにゃん商標管理事業			取組内容	「ひこにゃん」商標の商品等への使用申請に対して厳格な審査を行うとともに、契約を弁護士に委託し、審査・許諾業務を44日(70時間45分)実施して適切に管理を行った。有償使用申請に対する審査等の結果は、契約1,092件、取下げ2件、不許諾2件であった。 また、無償申請の中でも審査が困難な事案があり、それらの相談・協議を行った。無償使用申請に対する審査等の結果は、契約121件、取下げ6件、不許諾１件であった。

７　平成 25 年度の行政評価結果に対する施策・事業への反映状況の確認結果

先述のとおり、平成２５年度～平成２７年度については、ローリングで評価をおこうことから、平成２５年度に評価した施策については、委員が出した意見が言い放しとなるおそれがある。そのため、平成２５年度に評価した施策のうち、低い評価を受けた施策について、その対応状況を確認するための会議を開いた。

対象となる施策については、平成２５年度の外部評価結果で、各施策の評価項目のうち、いずれかの項目で「低い（▲）」以下の評価を受けた施策または、「やや低い（△）」の評価を２項目以上受けた施策を対象とし、「１１１　市街地の整備」、「１３２　公共交通ネットワークの整備」、「１４１　生活環境・自然環境の保全と創出」、「１４２　低炭素社会の構築」、「１４３　資源循環型社会の構築」、「２１１文化・芸術の振興」の６施策を対象とした。

次ページ以降、会議で使用した資料及び会議において出た意見・提案を記載した。

施策名		有効性		必要性		妥当性		効率性	
112	市街地の整備	17.5	○	17.5	○	12.5	△	13.7	△
132	公共交通ネットワークの整備	16.8	○	16.8	○	8.7	▲	11.8	△
141	生活環境・自然環境の保全と創出	16.2	○	16.2	○	10	△	12.5	△
142	低炭素社会の構築	16.2	○	17.5	○	12.5	△	13.7	△
143	資源循環型社会の構築	16.2	○	16.8	○	13.7	△	13.7	△
211	文化・芸術の振興	16.2	○	13.7	△	8.7	▲	11.2	△

行政評価結果に対する施策・事業への反映状況について

施策：　112　市街地の整備　　施策担当課：都市計画課

有効性 ○(17.5)　　必要性 ○(17.5)　　妥当性 △(12.5)　　効率性 △(13.7)

	行政評価委員意見等	意見に対する取組または予算措置予定
総括評価	彦根駅東土地区画整理やJR稲枝駅舎周辺整備などの大型事業の指標に関する取り組みについては、若干の遅れは見られるものの着実に進めておられており評価できます。中心市街地の空洞化に関しては、様々な取り組みを行っているようですが、関係機関で連携を行い、対策を講じてください。	中心市街地の活性化につきましては、本年度商工課では、地域の意向調査を含めた調査業務を実施しております。また、都市計画課におきましても、本年度から２年間で都市計画マスタープランを改定する予定であります。このマスタープランは、本市都市計画の基本方針であり、当然ながら商工課の調査内容を資料として中心市街地活性化への取組みの基本方針も検討することになります。改定においても学識経験者をはじめとする改定委員会を設置し検討を進めると共に、市関係課（12課程度予定）でつくるワーキング会議も設置し、情報共有しながら検討を進めていく予定です。 上記内容については、商工課、都市計画課ともH26では予算計上しており、H27にも必要経費を要求する予定です。
外部評価結果報告書	彦根駅の東に大型店舗が開店し、彦根市の近郊にスマートインターチェンジが開設されるなど、車や人の動きが変ってきているので、市街地の整備、まちづくりについて新たに検討する時期に来ているのではないかと考えるが。	ご意見のとおり本市の都市計画や都市交通における状況は変化しております。このことから、本市としても本年度から２年間で都市計画マスタープランを改定すると共に、新たに都市交通マスタープランを策定し、今後の都市計画や都市交通の課題解決のための基本方針としていきたいと考えております。なお、この２つのマスタープランについては、学識経験者を含む委員会を設置すると共に、情報共有のため市関係課でつくるワーキング会議を設置し、検討を進めていく予定です。 上記内容については、都市計画課においてH26では予算計上しており、H27にも必要経費を要求する予定です。

外部評価結果報告書	彦根駅東地区、稲枝駅周辺については、それぞれ事業を進めていると思うが、中心市街地の空洞化については具体的な取組はされているか。	現在は、ハード対策として歴史まちづくり計画に基づく施策により環境整備に取組んでおり、またソフト対策としては、商工課においてチャレンジショップ事業を実施しているところです。今後の空洞化への対策については、地域の意向を確認しながら進める必要がありますが、大規模な事業展開となると地域と共に本市においても多大なる事業費が必要となるため、本年度実施している商工課の調査業務の内容を把握し、都市計画マスタープランの改定において基本方針を検討していきたいと考えているところです。
	空洞化については、四番町やキャッスルロードなどは観光を中心に進めておられますが、居住地域では空き家対策を考えておられるか。	空き家対策につきましては、商工会議所が中心となって町屋バンクとして進めておりますが、中心市街地に定住人口を増やすことは重要であると考えておりますので、中心市街地の活性化と共にまずは対策の基本方針を検討していきたいと考えているところです。

妥当性および効率性で低い評価となったことに対する意見
・妥当性△ 中心市街地の活性化は、本市の重要な課題であります。これまでは、キャッスルロードや四番町の整備に多大なる事業費を投資し、一定の効果を発揮しているところでありますが、更なる対策は必要であると考えており、今後につきましは、地域の意向を確認しながらより良い手法で活性化に取組むことが必要であり、そのためにも都市計画マスタープランの改定において、基本方針を検討することが重要であると考えております。 ・効率性△ 改定委員会やワーキング会議で議論検討した結果として改定した新都市計画マスタープランに従い、中心市街地の活性化のため関係課が具体的な対策を計画し実施するというプロセスにより進めて行きたいと考えております。

行政評価結果に対する施策・事業への反映状況について

施策：　132　公共交通ネットワークの整備　　施策担当課：交通対策課

有効性 ○(16.8)　　必要性 ○(16.8)　　妥当性 ▲(8.7)　　効率性 △(11.8)

	行政評価委員意見等	意見に対する取組または予算措置予定
総括評価	今後、高齢化が進展すると、日常生活の中での移動手段としての公共交通の重要性が増してきます。特にバス路線については、全体的なビジョンの中で駅との結節だけではなく、生活に必要とされる交通網の策定を考えてください。また、路線バス利用者が伸びないのであれば、無料券を配布するなどして、移動手段としての路線バスを市民に一度認識してもらう工夫が必要です。	平成26年3月に、湖東圏域公共交通活性化協議会において、「湖東圏域公共交通総合連携計画」の第二次計画を策定しました。この計画のなかで、路線バスについては、鉄道との接続を強化するとともに、路線やダイヤを改善して、買物や通院などにも便利にする取り組みを進めることとしています。 また、１０月１日からは、これまでとは違った使い方をしてもらえるよう、駅周辺の近距離運賃を１００円とする社会実験を実施します。さらに、市民に移動手段として路線バスが認識してもらえるよう、ひこにゃんのラッピングバスなどを活用して、利用促進の広報に努めます。
外部評価結果報告書	路線バスについて、彦根市内へ有機的に繋がる路線が使いにくい状況になってきていると思います。	便利で分りやすい路線とダイヤを実現するよう検討します。また、インターネットや携帯電話（スマートフォン）を利用して時刻表や乗換情報の提供を進め、路線バスに乗り慣れていなくてもすぐに使える環境整備を進めます。
	路線バスについて、現状では、生活者、観光客ともに、どちらにも資するものになっていないと思う。利用しにくいからしない。利用率が低いから、さらに本数やダイヤが貧弱になるという悪循環が増幅しているのではないか。	市民の利用のない路線については、効率的な財政運営の観点から、必要性を厳しく判断していきますが、単に利用がないからという理由で便数を減らして利便性を損なうことのないようにするべきであると考えています。今後は、平成２６年度に策定予定の「彦根市都市交通マスタープラン」のなかで、彦根市における公共交通の役割を定めたうえで、今後の対策について検討していきたいと考えています。

外部評価結果報告書	彦根駅前の放置自転車の対策は大変顕著な効果を得られていると評価できますので対策を緩めることなく推進していただきたい。	彦根駅前の放置自転車対策については、自転車駐車場の不足など新たな課題の解決を図りながら、さらに効率的な事務執行に務めます。
その他委員会での質問	稲枝駅の周辺の駐車場の利用が多いということであれば、JR稲枝駅の利用者が多いことではないか。稲枝駅に繋がるバスを広げると、バスに乗る数も増えていくのではないか。	駅周辺の駐車場は、稲枝駅だけでなく彦根駅などでも盛んに利用されているところです。本市を含む湖東圏域は、交通手段の中でも自家用車への依存が高く、駅周辺道路の混雑や、CO2の排出が問題となっていますが、幹線道路の整備や、道路沿いに商業施設が多く立地するなど自家用車の利便性が向上しており、自家用車から路線バスに利用の転換を図ることは大変難しいと認識しています。 しかし、今後は、駅利用者にとって、便利な路線やダイヤの検討のほかに、できるだけ自家用車のように気軽に使える路線バスの実現のための取り組みを進めます。

妥当性および効率性で低い評価となったことに対する意見
・妥当性▲ 公共交通施策としては、予約型乗合タクシーの導入と利用促進に努めてきており、平成２５年度で約２７千人に利用されるなど、一定の成果があったと認識しています。また、路線バスについては、毎年、乗客の増加が見込める路線を延伸するなどの改善を進めています。妥当性が低く評価されたのは、現在の路線バスが使いにくい状況にあるためと考えていますが、今後は、主要な路線の便数の確保、シンプルで利用しやすい路線とダイヤの実現、インターネット等による情報提供などの取り組みを進め、利便性を高めていきます。 ・効率性△ 地域公共交通の現状は、全国的にも収益事業としては破綻しており、投資に見合う収入の増加は見込めなくなっています。本市の路線バスにおいても、状況は同じであり、利便性向上のための追加投資をしても、それに見合う増収を期待することは、大変難しくなっています。今後は、平成２６年度に策定予定の「彦根市都市交通マスタープラン」のなかで、彦根市のまちづくりにおける路線バスの役割を再検討し、投資に見合う住民福祉の向上を実現するよう取り組みます。

行政評価結果に対する施策・事業への反映状況について

施策：　141　生活環境・自然環境の保全と創出　施策担当課：生活環境課

有効性 ○(16.2)　　必要性 ○(16.2)　　妥当性 △(10.0)　　効率性 △(12.5)

	行政評価委員意見等	意見に対する取組または予算措置予定
総括評価	市全体に関して言えることですが、環境保全に携わる市民や団体の減少や高齢化が進んでいます。今後、若い人が参加しやすいシステムや、受け入れる側である行政が作る組織体制の簡略化、大学等研究機関との連携について議論してください。	環境保全指導員を養成する市民環境スクールをすべて休日に開催することで、若年層が参加可能となり、スクール参加者が増えました。また、大学との連携については、「環びわ湖大学・地域コンソーシアム大学地域連携課題解決支援事業」の採択を受け、滋賀県立大学と共に取り組んでいます。
外部評価結果報告書	水質調査の人員、調査地点の確保について、目標が達成されていないので、作業の簡略化なども検討していただきたい	簡易なデジタル測定器の導入の検討を行っていますが、調査方法を変えてしまうとデータに誤差等が生じる可能性もあるため、慎重に検討しているところです。調査員の人数は、市民環境スクールへの参加者が増えたことで、調査個所数を増やせることが期待されます。
	「環境保全員」「水質調査員」「環境推進員」を分ける必要はあるか。今後、一括して大学や地域、NPOなどの団体に任せる必要があるか。	水質調査員として活動されているのが、環境保全指導員であり、環境保全指導員を含む環境問題全般を取り扱っているのが、環境推進員です。環境保全指導員と環境推進員については、成立過程がことなることから、1本化は難しいですが、環境推進員の水環境の部分を担っているのが、環境保全指導員であることから、実質は1本であるという認識をしています。今年の環境イベントでは、多数の環境団体等にも参加を呼び掛ける予定であり、これを契機に各種団体への事業委任等も引き続き、検証いたします。
	水質調査参加指導者数および水質調査地点数が目標値に対し、不足しているが、どのように対処されているか。	調査員が不在の地域は、遠方の調査員がカバーすることで対応しています。

妥当性および効率性で低い評価となったことに対する意見
・妥当性△ 環境保全対策を進める中でのポイントは、多くの市民参画であることから、少しでも関心や余暇のある方を中心に、環境保全に参画していただきたいと考えています。残念ながら、様々な活動が十分市民に認知されている状態には達していないことから、住民周知に積極的に取り組んで参ります。 ・効率性△ 環境保全対策事業については、即効性のある施策はなく、継続的な取組みが求められています。市民団体や大学との連携など効率化に努めますが、より多くの市民が、各人にあったスピードで環境施策に参画していただければと考えています。

行政評価結果に対する施策・事業への反映状況について

施策：　142　低炭素社会の構築　　施策担当課：生活環境課

有効性 ○(16.2)　　必要性 ○(17.5)　　妥当性 △(12.5)　　効率性 △(13.7)

	行政評価委員意見等	意見に対する取組または予算措置予定
総括評価	公共施設で率先して緑のカーテンを導入し、利用者に体感してもらうことや、LEDを導入して電気代が削減されたなど、具体的な取り組みを積極的に市民に広報し、市全体に取り組みを広げていくことが重要です。	公共施設の緑のカーテンについては、本庁をはじめ、栽培場所を変更するなどアピールに努めました。エネルギーの使用量削減については、彦根市ホームページ等で周知を図ってまいります。
外部評価結果報告書	市民共同発電について、実績を数字で示し、その意義をきちんと伝えながら事業を実施すれば、潜在的に手を挙げる市民はいると思うので、効果的な方法で事業を続けていただきたい。	現在までの行政設置又は、行政が関与した事業については、国庫補助金を利用するなど約半額以上の財源を確保したうえで、実施しています。今後の国の補助の実施に備え、実績等を整理し、公表して参ります。
	電気使用量削減、温室効果ガス削減の観点から電力供給事業者の選定について検討されてはいかがか。	関西電力以外に本市公共施設が賄えるだけの供給事業者がいないため、随意契約しかできません。
	省エネについて、事例ベースのガイドブックなどで広報を行えば取り組みは進むと思うが。	宣言時には、広報等で事例紹介を行っていましたが、最近紙面の都合もあり、掲載できていません。イベント等やホームページでの照会に努めてまいります。
	「市民共同太陽光発電」とあるが、具体的にどこに設置されたのか。また、その効果は数値化されているか。	野瀬町の「森の子保育園」と正法寺町の「旭森地区公民館」にそれぞれ発電能力10ｋｗの設備が設置されています。データについては、協力市民団体のホームページで公表しています。
	省エネルギー、第3エネルギーのことにおいても、効果があるようなら、他の公共施設への呼びかけ方も考えられるのではないかと思うが。	公共施設への太陽光発電の設置は、耐震性の観点から本市の施設で設置できる場所は制約されています。また省エネルギー設備のデマンド装置については、福祉センターや本庁などでは既に設置済みです。今後も各設備の設置について検討を行います。

外部評価結果報告書	将来を担う子どもに対しては、教育課程での環境への意識・関心を高めることが重要と思う。小学校に対する「環境学習プログラム」は拡大されているが、実際の子どもの反応、学習成果はいかがか。継続して中学校や高等学校へ展開することは難しいか。	学校での学習量が増加する中で、指導要領にはない「環境学習」を単独で実施することは難しい状況です。小学校では、既存の社会科や家庭科などの授業の一環で実施できていますが、中学校や高等学校にもなると、適当な授業カリキュラムがないため、実施できないのが現状です。現状でも全小学校で実施できていないことからも、小、中、高において、実施可能な方法について、各校と情報交換に努めます。
その他委員会での質問	省エネの取り組みについて、省エネ機器に替えるなどの方法ではなく、ムダをなくすため、コンサルティングの紹介など、専門性の導入が必要になってくると考えるが、どのように考えるか。	コンサルティングについては、費用が発生することから、積極的な紹介は、行っていません。市の施設が老朽化する中で、改修を迫られる中、改修工事の中で、設計者やコンサルティングのアイディアを活用しながら、ムダをなくすよう取り組んで参ります。

妥当性および効率性で低い評価となったことに対する意見
・妥当性△ 低炭素社会の構築は、エネルギー政策に密着しており、施策の展開には、相応の資金が必要となります。そうした中、温暖化は確実に進行していることから、資金を費やさずとも、身近な取組みによって温暖化対策を進めたいと考えています。特に温暖化対策の中で、言われていることは「持続可能な社会」の構築です。こうしたことから、市としては、市民が持続可能である施策を中心に取り組んでいきたいと考えています。 ・効率性△ 市内の二酸化炭素排出量は、推計値であり実際の排出量を測定したものではありません。従って、彦根市単独で温暖化対策に取り組んでも具体的な数値として、表現することは難しい状況です。しかしながら、彦根市の取組みが滋賀県全体、あるいは全国の排出量の削減に貢献することから、今後も地道な取り組みを進めて参ります。

行政評価結果に対する施策・事業への反映状況について

施策：　143　資源循環型社会の構築　　施策担当課：清掃センター

有効性 ○(16.2)　　必要性 ○(16.8)　　妥当性 △(13.7)　　効率性 △(13.7)

	行政評価委員意見等	意見に対する取組または予算措置予定
総括評価	例えば、古紙の行政回収を行うことにより、可燃ごみの量が減り、リサイクル率も向上するなど、市民が、ゴミの減量や資源循環の効果を実感できるような制度作りとPRづくりが必要です。	さらなるごみの減量化・リサイクルの推進を図るため、広報誌やホームページ等を活用してごみの分別等について周知・啓発に努めています。 また、古紙等の行政回収については平成26年度より可燃ごみ収集日と区別して、回収する曜日を見直し設定をし、より資源として排出してもらえるよう意識付けしたところですが、さらなる資源化に向け周知徹底をしてまいります。
外部評価結果報告書	BDFについては、BDFそのものが資源を循環させているということに価値があるようなものなので、公用車への導入を積極的にしていただきたい。	現在、BDF燃料は清掃センターの一部の収集車に導入をしていますが、BDF燃料の使用に伴い燃料系統への負荷等がありトラブルを発生する事例もあるといわれているため、収集作業に影響のない範囲での使用に努めてまいります。
	リサイクルは、循環して成り立つものである。多少価格が高くても意識して購入するなどの啓発が必要であるが、グリーン購入という言葉では伝わりにくいため、リサイクルされたものを使いましょう等、具体的な言葉での啓発が必要である。	本市は、滋賀グリーン購入ネットワークに参画し、市自らグリーン購入に努めるとともに、市民の皆様に対しても推進しています。 グリーン購入とは、製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境に与える影響ができるだけ少ないものを優先して購入するものです。よって、リサイクル製品を購入することはもちろんですが、環境負荷の低減に努める事業者から製品やサービスを優先して購入することなどもグリーン購入となります。 ご指摘いただいたとおり、グリーン購入という言葉では、伝わり難いと思われますので、今後は、分かり易い表現で啓発に努めてまいります。

外部評価 結果報告書	不法投棄を抑止するために、監視カメラを積極的に導入していただきたい。	不法投棄監視員などによる不法投棄パトロールを実施するとともに、改善が見なられない場所等については、地元自治会等とも調整したうえで監視カメラを設置するなどして不法投棄の抑止に努めてまいります。 平成26年度からは委託による不法投棄パトロール回数を週3日から週5日へ強化しています。 平成25年度に監視カメラ2台をあらたに導入したところですが、今後も積極的に予算計上を進めてまいりたい。 清掃センター施設内において、不法投棄が発生していることから、平成26年度の整備工事で既存監視カメラの更新にあわせ録画対応の装置を整備します。
	BDF燃料給油率の目標達成に向けた努力はされるのか。	BDF燃料給油率については、すべての収集車両の燃料給油量を分母として算出していますが、BDF燃料の使用に伴い燃料系統への負荷等がありトラブルを発生する事例もあるといわれているため、収集作業に影響のない範囲での使用に努めることになると考えています。今後は目標設定を見直すか指標自体の見直しを検討いたします。
その他 委員会での 質問	地域循環型生活推進事業の目標とする指標の生ごみの資源化率が低い状況であるが、今後の方向性について現時点でなにか考えているか。	平成24年度までの指標は、市内に2機あります大型生ごみ処理機での生ごみ資源化率としておりましたが、その数値の算出方法は、資源化率というよりも、生ごみ処理機の稼働率という表現が適切なものであることから、平成25年度の指標からは、稼働率に変更させていただいております。 大型生ごみ処理機については、市内の二自治会に維持管理を委託しておりますが、自治会での維持管理が難しくなったことから、1機が昨年度末で廃止となっています。 今後については、現在、市内4団体で実施いただいているＥＭ菌を活用した簡易生ごみ処理普及事業による会員数を増やしていくことを考えております。
	EM（有用微生物群）をやっておられるが、小さな畑をしている人たちを募ってやってもらうなど、もっとPRされてはどうか。	平成25年度においては、EM菌を活用した簡易生ごみ処理普及事業を受託いただける団体を広報ひこねで募集し、今年度において2団体と新たな契約に漕ぎ着けております。今後もPRに努め、受託団体数を増やすとともに、団体での会員についても増やしていただけるよう取り組んでまいります。

その他 委員会での 質問	し尿処理手数料の徴収方法として、代引きや前金などの方法はできないのか。	し尿収集運搬については、一財）彦根市事業公社に委託しいていますが、料金の徴収については、公社に出納事務を委託する体制がないことから委託しておりません。また、チケット制による前金払いについては、他市の状況を確認すると、チケット制であっても収集の申し込みが先行するため、収集の際に便槽から溢れるような状況であれば、チケットが無くても収集をせざるを得ないことから、滞納は発生しているとのことです。今後は、滞納が発生しない方法について、研究してまいります。

妥当性および効率性で低い評価となったことに対する意見
・妥当性△、効率性△ 広報誌やホームページを活用し啓発活動に努めているところでありますが、ごみ関連情報を「みえる化」するなどし、より減量・資源化に対する意識付けを図り、ごみの減量化・リサイクルの推進に努めてまいります。 また、ごみの排出抑制を図り減量化を進めるため、ごみの排出量に応じた負担の公平化も進めていく必要があります。

行政評価結果に対する施策・事業への反映状況について

施策：　211　文化･芸術の振興　　施策担当課：文化振興室

有効性 ○(16.2)　　必要性 △(13.7)　　妥当性 ▲(8.7)　　効率性 △(11.2)

	行政評価委員意見等	意見に対する取組または予算措置予定
総括評価	彦根らしい文化という具体的なイメージが見えにくい状況にあります。文化というものは、非常に多様であるため、まず、彦根らしさを定義する前に、伝統的なものにこだわらずに、様々な文化・芸術に接する機会を提供する中で、彦根らしい文化の創造を後押しすることも一つの選択肢です。	美術展覧会、文化祭、市民文芸などは、半世紀以上にわたる伝統ある事業で、彦根市にとって大きな財産とも言えることから、社会環境等の変化に応じ、内容を見直しつつ今日まで実施してきています。美術展覧会においては、音楽などの異種の文化芸術との融合を図ったアートフェスティバルとして実施するとともに、次世代の育成を図るため、高校生の出品料の無料化を図りました。 また、伝統的なものにこだわらず、市民が参画し創造する事業としてプラザフェスティバル（舞踊、チャレンジ、邦舞・邦楽、児童劇、クラシック、バレエの6部門）を平成23年度から開催しており、26年度からは、ひこね文化プラザ指定管理者の必須事業として実施します。また、26年度から指定管理者が交代し、公募要項の業務仕様書や指定管理者の提案書に基づき、幅広いジャンルの文化・芸術作品が鑑賞できる機会を提供するとともに、文化・芸術をテーマとしたワークショップなどの事業が計画されています。教育委員会とひこね市文化プラザが連携し、市民や団体による様々な文化・芸術活動への支援や次世代を担う人材育成に積極的に取り組むとともに、多様な文化・芸術に接する機会の提供に努めていくこととしています。 次世代育成対策として、中学、高校の文化部が一堂に会する「美術展覧会中学生・高校生特別展　ガンバルひこねの生徒たち」を引き続き開催し、美術展覧会委員（6部門）に特別出品を願い、中学生、高校生に優れた作品を鑑賞する機会も提供します。また、小学生、中学生を対象とした「ひこね子ども文芸作品」の募集や「夏休み文芸ワークショップ」の開催、更には、子どもたちの文化芸術活動を応援し、一層の創作意欲を高めることを目的とした「ひこにゃん子ども文化芸術大賞」の表彰事業を実施します。 図書館については、青少年の読書創作活動につながる舟橋文学賞を引き続き運営し、若年層の創作活動に対する思いに刺激を与えるとともに、市民の文化活動の材料となりうる地域資料や情報等を積極的、継続的に収集、整理し、多様な要求に対して適切な情報提供を行っていきます。

外部評価 結果報告書	「彦根らしい文化」ということに関して、様々な芸術や文化に接する機会を増やすような事業を進めることで、「彦根らしい文化」の創造を後押しになると考えるが。	半世紀以上にわたり継承、発展してきた伝統ある事業は、市民による文化芸術活動を促進するもので、発表の場や鑑賞する機会を増やすための事業等を行うことは、より一層「彦根の文化」を高めるとともに、正に「彦根らしい文化」を創り上げる礎であると考えています。 また、高宮地域文化センターや開館15周年を迎えたみずほ文化センターによる地域文化活動への支援も重要と考えています。 みずほ文化センター開館15周年記念事業（通年事業に加え、アコースティックギター、パーカッションパフォーマンス、Ｊ－ＰＯＰ、声楽の4公演を実施）
	展覧会などで、著名な方を審査員とすると、出展数が増えると思うが。	権威ある展覧会等での審査は、著名な方が審査員を務められていると思いますが、彦根市美術展覧会は、「市民の文化・芸術に関する意欲的な創作発表を奨励するとともに、文化・芸術に親しみ、鑑賞する機会を提供することで、市民の文化の向上と芸術の一層の発展を図る」ことを目的としているため、多額の経費を必要とする著名な審査員をお願いすることは考えていませんし、権威ある美術展を目指しているものでもありません。 また、著名な審査員をお願いすることは、出品作品にも一定レベルを求めることにもなるため、市美術展覧会の趣旨にもそぐわないと考えています。 なお、限られた予算の中で最大限の効果（出品数および鑑賞者の増加）が得られるよう、美術展覧会委員に意見を伺ったり、出品者、鑑賞者などへのアンケートを行い、市民による市民のための美術展覧会となるよう努めています。
	「文化振興に関する基本方針を定める必要がある」とされているが、現在までに検討された基本方針、またはそれに基づいた事業は何かあるか。	毎年度、彦根市教育行政方針において、基本目標、主要な施策、重点事業等を定め、それに基づき文化振興事業に取り組んでいます。

外部評価 結果報告書	予算的な問題、応募数や人を集めるのは難しいと思うが、展覧会やイベントをネットで行ってはどうか。	展覧会では、展示された作品を直接鑑賞することで、モニターを通してでは感じられない、作者の思いや訴え、また会場の雰囲気を感じることができますし、多くの方々と作品の批評や技術的なことを話し合える機会であると考えていますので、ネットでの展覧会は考えておりません。（展覧会だけでなく、ホールでの舞台芸術なども同様です。） なお、今年度からは、入賞した優秀な作品や展示目録について、会期中にホームページへ掲載する予定です。 市民文芸作品の入選集は、昨年度までホームページに掲載するまで半年余り時間を要していましたが、26年度は表彰式直後に掲載しました。 なお、時代の変化に対応するとともに、若い世代の皆さんが気軽に応募しやすくなるよう、ネットを利用しての応募方法についても検討したいと考えています。
その他 委員会での 質問	審査員については、審査する方の経歴等をしっかり検討したうえでお願いしてはどうか。	美術展覧会の審査員は、委員の皆さんが経歴等や決められた審査謝金でお願いできる方を推薦いただいています。 市民文芸作品は、結社や団体等に偏りがなく、幅広く、公平かつ公正に審査いただける方を委嘱しています。
	賞を取られた方には、県や国の様々な展覧会についての情報提供をし、成長できるような場の情報を提供してはどうか。	展覧会やコンテストへの応募は、作品を創作されたご自身でお考えになり応募されていると思います。 なお、県等が実施する展覧会やコンテストについては、主催される団体が様々な媒体を利用しＰＲされていますが、教育委員会としても、ポスターの掲示やチラシ、募集案内等を各文化施設に設置しＰＲに努めています。
	市に言うことではないかもしれないが、作品を鑑賞しに行くときに、いいものが展示されていない。県の美術館も見たいのが入ってこない。もう少し、本物に近づいていけるよう、いろいろアイディアを考えていければいいと思うが。	彦根市に美術館はありませんのでお答えできませんが、彦根城博物館においては、内外に誇れる価値のある文化財が展示されています。

必要性、妥当性および効率性で低い評価となったことに対する意見
・必要性△ 　文化・芸術は、ハード事業とは違い、目に見えてすぐに評価できるものではありません。阪神大震災や東日本大震災の支援活動でも明らかなように、人々の生活は物質的なものだけでは豊かにはなりません。文化・芸術などによって、真に心が満たされ豊かになってこそ、未来への活力や希望が持てるのです。そうした意味で、文化・芸術は、人間の生活にとってなくてはならないものであることから、市民が日頃の創作活動の成果を発表し、誰もが文化芸術に触れることができる機会としての美術展覧会や文化祭の開催、市民文芸作品の募集など公募制事業の充実を図る必要があります。旧態依然の事業と言われる方もありますが、一貫性のない打ち上げ花火のような事業は、「文化を育てる」ことにはならないと考えています。 　また、未来の彦根の文化芸術を担う人材の育成をするための子ども文化芸術奨励事業（子ども文芸作品の募集、ひこにゃん子ども文化芸術大賞）、中学生、高校生を対象とした美術展覧会の特別展である「ガンバルひこねの生徒たち」など、次世代を育成する事業の充実も必要です。 　市民が参画し創造する事業のプラザフェスティバルは、継続性が必要であることから、26年度からは、ひこね市文化プラザ指定管理者の必須事業として実施します。また、ひこね市文化プラザにおいては、指定管理者公募要項の業務仕様書や指定管理者の提案書に基づき、偏りのない幅広いジャンルや市民が期待する芸術作品が鑑賞できる機会を提供するとともに、市民参加型や体験型などの事業も計画されています。 ・妥当性▲ 　市民の自主的な活動を促進するためには、作品を公募する展覧会や市民文芸作品、各団体等が自主開催する事業を広く募る文化祭の充実を図ることが望ましいと考えています。 　また、次世代の人材を育成するため、小学生と中学生を対象とした「子ども文芸作品の募集」や中学生と高校生を対象とした「美術展覧会特別展　ガンバルひこねの生徒たち」の事業を充実し、引き続き実施することが重要であると考えています。なお、中学生高校生特別展では、美術だけでなく、幅広い文化部への参加を求め、25年度は、茶道部、箏曲部が参加され、26年度は、華道部が新たに参加される予定となっています。 　教育委員会とひこね市文化プラザ指定管理者は、より一層の連携を図るとともに役割分担を明確にしながら、今まで以上に市民や文化芸術関係団体の創作活動に支援を行うとともに、より一層の文化芸術の振興を図ることとしています。 ・効率性△ 　文化振興政策は、短期間で効果が得られるものではありませんが、現在の事業見直しを図りつつ、継承、発展させていくこと、次世代の育成を図ること、ひこね市文化プラザとの連携を図ること、文化芸術団体の活動への支援を積極的に図ることで、より効率的で効果的な事業展開を行うこととしています。

８ 評価対象外施策の行政の内部評価結果

前述のとおり、平成２５年度から３年間、委員会での評価はローリングで行うこととし、評価対象施策は総合計画を構成する６章のうち、任意の２章に規定される施策とした。

これにより、平成２５年度は第１章および第２章に規定される施策を評価し、今年度は、第３章および第６章に規定される施策を評価したところであるが、行政においては、総合計画の各年度の進捗管理は適正に行わなければならないことから、施策評価調書について、全施策を毎年度作成し、広く公表することとしており、第１回行政評価委員会において、全施策の施策評価調書の資料提供を受けたところである。

このため、今年度の評価対象外施策の施策評価調書についても、参考資料として、以下に掲載する。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　廣田　進彦

コード	111	章	1　都市基盤・環境	政策	(1)計画的な土地利用
施策名	①適切な土地利用の推進	所管部署	部(局)名	都市建設部	課名　都市計画課

施策の概要

現状と課題	○ 市街化区域内の鳥居本地区および野田山、大堀、高宮地区においては、工業系の大型空閑地が未だ存在しており、適切な土地利用を誘導する必要があります。 ○ 都市計画マスタープランに基づき、大規模な土地利用の転換が進む地区については、用途地域の見直しを図る必要があります。 ○ 現行の都市計画マスタープランについては、平成27年度までの計画となっており10年が経過することから、今後の本市情勢を見据えた次期マスタープランを策定する必要があります。 ○ 環境や景観に配慮した土地利用を進めるために、高度地区（建築物最高高さの制限）の設定や地域特性に沿った地区計画の策定など新たな都市計画の決定を検討する必要があります。 ○ 登記所に備え付けられた土地に関する記録は、明治時代に作成されたものも多く、土地の実態を正確に把握することができない状況です。計画的で効率的な土地利用を推進するため、地籍調査により正確に把握していく必要があります。
めざす成果	◆ 彦根らしい地域特性の追求、市民ニーズを踏まえた適切な土地利用を図ることにより、まちの活性化をめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	土地利用計画の策定	(1)	—	地区計画2地区や都市施設となる市場について、都市計画決定することができた。これらの決定については、平成25年度においては都市計画審議会を3回開催し、審議を積み重ね、都市計画決定まで手続きを進めることができた。 また、これまで手続きを進めてきた南彦根駅南東部地区の用途地域の変更や地区計画の3地区については、都市計画決定の直前となる都市計画審議会の議決を得ることができた。 さらに、3年計画の2年目となる都市計画道路網の見直しについては、検討課題を整理しながら検討委員会で審議し、見直し案の作成に向け作業を進めた。
2	土地利用の誘導	(1)	—	民間の開発事業については、用途地域への適合や周辺地域への土地利用が促進されるよう指導しているところであり、これまで土地利用が進んでいなかった南彦根駅南東部地区については、周辺地域との調和を図りながら土地利用が促進するよう用途地域の変更を行った。
3	地籍調査事業の推進	(1)	—	平成23年度から本事業のモデル地区として着手していた賀田山町茂賀地区（0.11ｋ㎡）は最終年（着手から3年目）となり、土地の測量調査の結果に基づき、地籍図や地籍簿を作成し、土地所有者に内容の確認をいただいた。また、平成25年度から、事業実施の要望を受けた新海町で着手。事業面積（1.53ｋ㎡）が広大なことから、6地区に分け、平成25年度は第1工区（0.22ｋ㎡）で、登記簿や公図等の調査を行った。
実施期間	平成23年度～平成27年度			関連する個別計画　都市計画マスタープラン（H18～H27年度）

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
市街化区域内の大規模空閑地等低未利用地の箇所数	ヶ所	都市計画課	目　標	－	－	－	－	－	5
			現在値	7	6	6	6		
			目　標	－	－	－	－	－	
			現在値						

【進捗状況の評価】
- □予定より進んでいる
- ■予定どおり進んでいる
- □予定より遅れている
- □予定より著しく遅れている
- □ほとんど進んでいない

【理由等】
大規模空閑地の2箇所については、土地利用の相談を受けており、内の1箇所については、平成25年度中に開発事業の事前審査願が提出されたところである。本地区については、この開発事業（1.6ha）の実施により大規模空閑地としては解消される見込みとなっている。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 11110-002-01	都市計画課	事業概要	彦根市都市計画マスタープランに基づき用途地域などの土地利用計画や都市計画道路などの都市施設について、都市計画の変更決定を行うための業務である。
土地利用計画業務		取組内容	都市計画法に基づき各種都市計画について変更決定を行っており、この変更決定により縦覧必要な図書について、修正を行っている。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 良好な市街地の形成と農山村地域での自然環境を保持するためには、適正な制限のもとに計画的で適切な土地利用を推進することは重要である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 適切な土地利用については、良好な住宅地の形成など都市の健全な発展につながるものであり、市民ニーズや社会需要は高い。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 適切な土地利用を推進するため、都市計画法による用途地域、地区計画などの規制誘導措置を伴う手段は、適正で効果的である。また、これら規制誘導は「都市計画マスタープラン」に整合するものである。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 土地利用計画の策定や土地利用の誘導、地積調査事業の推進などに係る費用がどのように適切な土地利用の推進に効果を発揮したのかを定量的に把握することは困難である。
今後の施策の展開方法	社会情勢の変化に柔軟に対応し着実な土地利用を図るためには、土地利用の基本計画となる「都市計画マスタープラン」は、必要に応じ見直すことが重要である。なお、現計画については、平成27年度までの計画で10年が経過することから、今後の本市情勢を見据えた次期計画策定に向け平成26年度から改定作業に着手する。また、この「都市計画マスタープラン」の改定と同時に本市都市交通の整備方針となる「都市交通マスタープラン」も同時に策定する。 また、地区計画については、地区単位の都市計画といわれるものであることから、地区のまちづくりの手法として取り入られるよう積極的に広報していくものとする。 なお、地籍調査事業については、地元からの要望を基本に、自治会等の協力を得て、事業の推進を図る。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード 1111000201 土地利用計画業務	都市計画課	事業概要	用途地域や都市計画道路など本市の各種都市計画の変更決定を行うための業務であり、それらに関する計画策定についても実施する業務である。
			取組内容	各種都市計画の変更決定のための手続き業務や縦覧図書の修正等を行っているところであるが、平成26年度からの2ヵ年については、都市計画マスタープランの改定や都市交通マスタープランの策定業務を行う予定である。
	主施策コード 1111000301 市街化促進道路整備事業	都市計画課	事業概要	高宮町・大堀町地区に広がる空閑地における良好な土地利用を推進するため、および、土地利用拡大による交通量増加のための安全対策を図るため地区幹線道路の整備を図る。
			取組内容	道路の早期完成を目指し用地交渉や改良工事を施工している状況である。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　廣田　進彦

コード	112	章	1　都市基盤・環境	政策	(1)計画的な土地利用

施策名	②市街地の整備	所管部署	部(局)名	都市建設部	課名	都市計画課

施策の概要		
	現状と課題	○ 中心市街地の空洞化が進んでいる中で、四番町スクエアが完成するなど一部の区域ではにぎわいが戻ってきました。しかしながら、その周辺などではまだまだ空洞化に歯止めがかかっておらず、今後は、地区の特性を生かして、歴史まちづくり計画等の新たな手法で中心市街地の活性化に取り組んでいく必要があります。 　また、このような中心市街地の活性化策については、都市計画に関するまちづくりの方針も必要であることから、「都市計画マスタープラン」を改定し、整備方針を示していく必要があります。 ○ 本市の玄関口でもある彦根駅の東側地区については、その高い潜在能力を生かし高度利用を図るため、彦根駅東土地区画整理事業の早期完了が必要となります。 ○ 鉄道駅は複数の交通手段をつなぐ交通結節点であり、快適性や利便性の向上が求められており、また、少子高齢社会の進展に伴い駅周辺の都市に求められる機能も多様化しています。市内ＪＲ各駅周辺においては、南彦根駅および河瀬駅周辺は一定の整備を終えているものの、稲枝駅周辺については都市基盤が未整備であり、今後、地域の拠点としての都市機能を形成すべく、周辺地区の整備を図る必要があります。
	めざす成果	◆ 地域固有の特性を生かしながら、快適で質の高い都市空間が形成されることをめざします。

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	地域特性を生かしたまちづくり	(1)	—	【彦根駅東土地区画整理事業】 　区域内道路整備や街区造成工事を実施するとともに、工事に支障となる建物の移転を促進した。 物件移転（建物）補償　3　件 街区造成工事　19,000　㎡ 街区道路築造工事　300　m 【ＪＲ稲枝駅周辺整備事業】 　西日本旅客鉄道㈱と駅舎等改築に関する基本協定に基づく年度協定を締結し、西口駅前広場整備に係る用地測量を実施した。 自由通路整備　（平成25年度協定）　1　式 駅舎橋上化整備　（平成25年度協定）　1　式 用地測量　950　㎡

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	—

指標による評価	指標				目標および進捗状況					
	指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	彦根駅東地区の宅地の使用収益開始面積割合	%	市街地整備課	目　標	－	－	70	80	90	100
				現在値	43	62	67	80		
	稲枝駅周辺地区整備率	%	市街地整備課	目　標	－	－	3	10	50	90
				現在値	0	2	4	4		

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
■予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
本市の厳しい財政状況に加え、国庫補助金の交付率も厳しい状況のなか、事業費の確保が課題となっている。

指標に関連する事務事業名		担当課		
主施策コード	11210-001-01	市街地整備課	事業概要	彦根駅東地区の計画的な基盤整備を行い、新たな土地利用とまちづくりを進めるため、土地区画整理事業を推進する。
彦根駅東土地区画整理事業			取組内容	地区内道路と宅地造成の整備促進
主施策コード	11210-005-01	市街地整備課	事業概要	東西連絡自由通路を備えたＪＲ稲枝駅舎の改築や東西駅前広場、駅へのアクセス道路など稲枝駅周辺の整備を促進する。
JR稲枝駅周辺周辺整備事業			取組内容	東西駅前広場、アクセス道路の整備促進

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 駅を中心とする地域特性を生かした都市機能形成に資する基盤整備を推進するため、良好な「都市空間形成」への貢献度は高い。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 中心市街地、彦根駅東地区、その他駅周辺地区の整備はより快適で質の高い都市空間の形成が求められ、その必要性は高い。彦根駅東地区は当該地区住民はもとより多くの市民から駅周辺にふさわしい市街地整備の要望を受けており、また稲枝駅については老朽化による駅舎改築、西口の開設およびバリアフリー化など市民からの要望は大きく必要性は高い。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 駅へのアクセスおよび駅周辺整備とあわせた計画的な都市基盤整備と環境整備について、国の交付金制度の活用が可能であり、公共空間の整備手法としては適している。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 駅を中心とした土地利用および交通アクセスの利便性を発揮し、地域の活性化が飛躍的に見込まれ、投資を超える効果が期待できる。また、事業を計画的に進めることができるため、工事等の手戻りが少なく効率的である。
今後の施策の展開方法	中心市街地については、現在のところ歴史まちづくり計画に基づく施策により環境整備を実施しているが、今後は、さらなる活性化策を模索する必要があると認識しており商工課等と共同して検討していく予定である。 なお、平成26年度から2ヵ年をかけて都市計画マスタープランの改定作業や都市交通マスタープランの新規策定作業を行うことから、これらのマスタープランによって中心市街地の今後のまちづくり方針を示すことになる。 彦根駅東土地区画整理事業・稲枝駅周辺整備事業は、本市の重点事業であることから、早期完了を目指し、計画に沿った取り組みを推進する。 ○彦根駅東区画整理事業については、引き続き街区造成、道路築造工事に取り組むとともに、事業費確保に努める。 ○稲枝駅周辺整備事業については、平成２７年度末の駅舎および自由通路の供用開始を実現していくと共に、駅舎完成後の出来るだけ早い年度に駅前広場やアクセス道路の整備に着手出来るよう事業費の確保に努め、事業が円滑に進むよう用地取得を推進する。		

	事務事業名および担当課				
関連する主要事業	主施策コード	1121000101	市街地整備課	事業概要	彦根駅東地区の計画的な基盤整備を行い、新たな土地利用とまちづくりを進めるため、土地区画整理事業を推進する。
	彦根駅東土地区画整理事業			取組内容	地区内道路と宅地造成の整備促進
	主施策コード	1121000301	市街地整備課	事業概要	彦根駅東地区が湖東・湖北地域の中核都市にふさわしい都市機能が提供できるよう彦根駅東土地区画整理事業と一体的に関連事業を実施する。
	彦根駅東土地区画整理関連事業			取組内容	猿ヶ瀬第１雨水幹線整備促進
	主施策コード	1121000501	市街地整備課	事業概要	東西連絡自由通路を備えたＪＲ稲枝駅舎の改築や東西駅前広場、駅へのアクセス道路など稲枝駅周辺の整備を推進する。
	ＪＲ稲枝駅周辺整備事業			取組内容	東西駅前広場、アクセス道路の整備促進
	主施策コード	1111000201	都市計画課	事業概要	用途地域や都市計画道路など本市の各種都市計画の変更決定を行うための業務であり、それらに関する計画策定についても実施する業務である。
	土地利用計画業務			取組内容	各種都市計画の変更決定のための手続き業務や縦覧図書の修正等を行っているところであるが、平成26年度からの2ヵ年については、都市計画マスタープランの改定や都市交通マスタープランの策定業務を行う予定である。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　廣田　進彦

コード	121	章	1　都市基盤・環境	政策	(2)都市環境基盤の整備
施策名	①景観形成の推進	所管部署	部(局)名	都市建設部	課名　都市計画課

施策の概要

現状と課題	○ 本市の景観は、歴史的雰囲気を色濃く残すまち、山並みに包まれたまち、田園風景と一体となったまちなど、特色を持ったまちが集まって形づくられています。自然環境の悪化や住環境の変化により、景観に対する市民意識は高くなっています。 ○ 平成19年度（2007年度）には、景観法※の規定に基づき彦根市景観条例および彦根市景観計画の策定を行いました。建築物等の行為の制限事項を定め、行為の制限事項に適合するよう建築等計画の届出を求め、良好な景観の形成に努めています。また、周辺の景観を先導している建造物および樹木の指定に努めています。 ○ 調和のとれた景観形成のために、市民、事業者、専門家が自主的に、また相互に協力して取り組めるよう、活動等に対する支援を図っています。 ○ 市街地の景観は、土地利用の変化や商業活動等における屋外広告物の掲出により、良好な景観が阻害されているため、その対応が求められています。 ○ 市内には、歴史的景観を有する地域が数多く存在しています。これらの地域は、歴史的建造物と現代建築物が混在し、歴史的まちなみの風情が感じられなくなっているため、その対応が求められています。
めざす成果	◆　各種の景観形成手法により、まとまりと緩やかな調和をもった良好なまちなみが形成され、歴史的景観など地域固有の景観が形成されることをめざします。 ◆ 市民の景観に対する意識が高揚することをめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	景観まちづくりの推進	(1)	—	①景観計画区域内における行為の届出　全２０２件 ②風致地区内行為許可申請　全１５件 ③屋外広告物許可件数　全２９８件（個数全１，２６３個）
2	景観まちづくりの支援	(1)	—	①景観形成に取り組む団体への支援　１団体 ②大規模建築物等に対する指導助言　３件 ③地域のイベントで景観まちづくり啓発　１件 ④景観講演会の共催　１件
実施期間	平成23年度～平成27年度			関連する個別計画　彦根市景観計画(H19年度～)

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
景観形成地域指定件数	地域	都市計画課	目　標	－	－	5	5	5	8
			現在値	5	5	5	5		
景観に配慮した地区計画等の地区数	地区	都市計画課	目　標	－	－	0	3	3	4
			現在値	－	0	0	2		
景観に配慮した地区計画等の面積	ha	都市計画課	目　標	－	－	0	7	7	10
			現在値	－	0	0	12		

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
■予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
景観に配慮した地区計画の推進に対して、地域からの申し出により２地区の地区計画を決定した。また、その他１地区についても都市計画法に基づく手続きを行った。
景観形成地域の指定に向けて地域への景観まちづくりの啓発を行っているが、地域住民の目指すべき景観の意識の共有化に対して中長期的な期間を要する。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード　1211000101	都市計画課	事業概要	景観計画に基づき地域特性を活かした良好なめざすべき景観像の実現に向け、建築物等の景観誘導に取り組むとともに、住民の合意形成に向けた支援等を行う。
都市景観形成事業		取組内容	景観計画区域内における行為の届出　202件、景観形成に取り組む団体の支援　1件

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 「彦根市景観計画」に基づき、建築物・屋外広告物等に対して、地域のまちなみと調和するよう景観指導に努めるとともに、「景観重要建造物」の指定、「景観形成市民団体」の活動等の地域の景観を先導する取り組みにより、彦根市全域における「郷土を愛し、水と緑の美しいまち」の実現が図れる。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 全国各地で良好な景観形成に向けた様々な取り組みが進められているとともに、国も「美しい国づくり政策大綱」において、良好な景観の形成が重要課題として位置づけされている。本市でも、地域の景観特性を活かしたまちなみの視点および城下町彦根を訪れる観光客の観点から、彦根固有の景観形成に期待するところは大きい。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 「彦根市景観計画」により地域の景観特性に応じたゾーニングを行い、良好な景観形成の推進を図る。また、「彦根らしい景観」の形成に向けて、先導的役割をなす「景観重要建造物」の指定や地域住民が行う景観形成に向けた活動を推奨する施策は、効果的である。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 景観形成の方針に基づくまちなみの効果が現れてくるには相当の年月を要することから、これからも持続的な取組みが必要である。
今後の施策の展開方法	「郷土の特色を活かした水と緑の美しいまち」を実現するための重要な施策であるとの認識のもと、「彦根市景観計画」に基づき、建築物や屋外広告物等に対して良好な景観形成に向けた景観指導を継続的に取り組む。特に、屋外広告物に対しては、現行の県条例による基準から本市の景観施策と整合した市独自の屋外広告物ガイドラインを策定することを目指し、準備を進める。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード	1211000101	都市計画課	事業概要：景観法および景観条例の目的である良好な景観の形成のため、地域特性を活かしためざすべき景観像の実現に向け、建築物等の形態意匠の景観誘導を図るとともに、住民協定締結の合意形成への支援、景観形成活動を行う市民団体への援助を行う。
	都市景観形成事業			取組内容：景観計画区域内における行為の届出　２０２件 景観形成に取り組む団体への支援　１団体 景観啓発活動　２件

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　廣田　進彦

コード	122	章	1　都市基盤・環境	政策	(2)都市環境基盤の整備

施策名	②住宅対策の推進	所管部署	部(局)名	都市建設部	課名	建築住宅課

施策の概要

現状と課題	○ 「彦根市住宅マスタープラン」に基づき、地域住宅計画および彦根市公営住宅等長寿命化計画等を策定し、総合的な住宅・住環境整備に努めていますが、進捗に応じたプランの見直しの時期に来ています。 ○ 低所得者や住宅確保要配慮者（高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等）へ今ある住宅を有効活用し、居住水準の向上、居住における快適性や利便性、ゆとりやうるおい等市民の多様なニーズに応える必要があります。 ○ 中心市街地は郊外の住宅地への移住が続く等、居住人口の減少と「空家」や「空地」が増加しています。また、歴史的建造物が滅失する傾向にあることから、空家や空地の有効活用、歴史的建造物の保存等を進めていく必要があります。 ○ 昭和56年（1981年）5月31日以前に建築された住宅は、現行の耐震基準を満たさない恐れがあり、地震時の倒壊により人的・経済的な被害の発生が懸念されます。このようなことから、住宅の耐震化を促進する必要があります。 ○ 市内には4メートルに満たない道路（狭あい道路）が多数あり、救急・消防活動および安全な住宅地の形成に支障となっています。このようなことから、狭あいな生活道路について利用実態に合わせた改善を行う必要があります。
めざす成果	◆地域の特徴を追求し、良好な住宅地の確保・充実促進を図ることで、人にやさしい魅力ある住環境の形成をめざします。 ◆住宅セーフティネットとして充実させ、公営住宅等の質の向上を図り、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。 ◆空家を利活用することにより、管理されていない住宅が減り、地域の住環境が向上されることをめざします。 ◆住宅の耐震性の向上や生活道路の拡幅により、ゆとりある安全で安心な住宅地が形成されることをめざします。

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	既存公営住宅等の有効活用	(1)	—	彦根市公営住宅等長寿命化計画に基づき予防保全的な改善工事や下水接続工事を実施した。（芹川団地給湯器取替工事、甲田団地浴室改修工事、稲枝西団地1棟下水設備切替工事等） また、家賃未収金対策として、長期滞納者に対する指導および悪質な滞納者への法的措置を行ったほか、退去滞納者への取組みを進め、債権管理条例に基づき適正に処理を行った。
2	空家再生事業	(1)	—	歴史的風致形成建造物の保存修理　完成　1件（辻番所ほか）
3	安全で快適な住まいづくり	(1)	安全で快適な住まいづくり	市営住宅広野第2団地において住戸改善工事を実施し、下水道接続と併せてトイレの水洗化、浴室のユニットバス化、手すりの設置など、福祉対応化を図った。 市営住宅広野第2団地　8戸
		(2)	災害に強い安全な住宅の形成促進	地震に強いまちづくりを促進するために、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）による木造住宅の無料耐震診断を行うと共に、木造住宅の耐震改修について支援を行った。 木造住宅耐震診断　26戸 木造住宅耐震・バリアフリー改修　4戸 住宅耐震リフォーム　1戸

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	住宅マスタープラン(H24～H32年度) 地域住宅計画(H23～H27年度) 公営住宅等長寿命化計画(H22～H31年度) 既存建築物耐震改修促進計画(H20～H27年度)

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
市営住宅の福祉対応型個別改善戸数割合	%	建築住宅課	目　標	－	39	40	41	42	46
			現在値	36	39	40	41		

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
■予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
彦根市地域住宅計画および彦根市公営住宅等長寿命化計画に基づき改善整備を推進している。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 12231007001	住宅管理室	事業概要	彦根市公営住宅等長寿命化計画に基づき公営住宅等の改善整備を推進する。
公営住宅長寿命化事業		取組内容	下水道接続、トイレ水洗化など、居住性の向上と併せて手すりの設置等バリアフリー化を図る。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 「豊かな歴史・文化・自然を育む風格と魅力ある住まい・まちづくり」を基本理念として、住生活基本法に基づく住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 住宅施策において、次の4項目が今後の課題となる。 ①高齢社会の進展や障害者のニーズ等に対応した居住環境の向上 ②まちづくりと一体化した定住化の促進 ③安全・安心な住まいづくりの推進 ④環境に配慮した住まい・まちづくりの推進
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 住宅施策の基本方向として、次の3項目を推進する。 ①高齢者や障害者等にやさしい住まい・まちづくり ②歴史・文化や地域の特性を活かした住まい・まちづくり ③安全・安心で環境と調和した住まい・まちづくり
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 住宅施策の推進にあたっては、市民・民間事業者・行政がそれぞれの役割分担のもと、相互に連携・協力することが重要であるため、効率性の評価は困難である。
今後の施策の展開方法	①高齢者や障害者等にやさしい住まい・まちづくりの推進 高齢者や障害者等のニーズに対応した住まい・まちづくり、ユニバーサルデザインの住まい・まちづくり、 住宅セーフティネットの構築、民間賃貸住宅の活用 ②歴史・文化や地域の特性を活かした住まい・まちづくりの推進 歴史・文化を活かした住まい・まちづくり、既存住宅の有効活用、 景観を活かした住まい・まちづくり、良好な住宅・住環境の整備 ③安全・安心で環境と調和した住まい・まちづくりの推進 災害に強い住まい・まちづくり、環境への負担の低減に配慮した住まい・まちづくり、 災害時の住宅対策の体制充実、だれもが安心して暮らせるまちづくり		

関連する主要事業	事務事業名および担当課				
	主施策コード	12231007001	建築住宅課	事業概要	彦根市公営住宅長寿命化計画に基づき公営住宅等の改善整備を推進する。
	公営住宅長寿命化事業			取組内容	下水道接続、トイレの水洗化など居住性の向上と併せてバリアフリー化や手すりの設置などの福祉対応化を図る。
	主施策コード	1223200601	建築指導課	事業概要	地震に強いまちづくりを促進するため、木造住宅や民間特定建築物の耐震診断について支援するとともに、木造住宅等の耐震改修についても支援を行うもの。
	既存建築物耐震化促進事業			取組内容	木造住宅耐震診断　26戸、　民間特定建築物の耐震診断　0件 木造住宅耐震・ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ改修　4戸、　住宅耐震ﾘﾌｫｰﾑ　1戸

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　廣田　進彦

コード	123	章	1　都市基盤・環境	政策	(2)都市環境基盤の整備
施策名	③公園緑地の整備	所管部署	部(局)名	都市建設部	課名　都市計画課

施策の概要		
	現状と課題	○ 経済社会動向の変化とあいまって市民の公園緑地に対する期待は高まりつつあり、地域のコミュニケーションや余暇活動の場として、また、身近な自然とのふれあいや世代交流の場となるような魅力のある公園づくりが望まれており、快適な都市空間となる都市公園の整備を推進していく必要があります。 ○ 都市公園はもとより、宅地開発等で設置された開発公園に対しても、適切で経済的な管理運営を図っていく必要があります。そのために、各公園の規模や設置目的に応じ、常に快適、安全な状態で公園機能が増進されるよう、自治会や社会奉仕等の市民団体、事業者、ＮＰＯ等にも維持管理への参画を広げていく必要があります。 ○ 公園緑地は、良好な都市環境を形成し、市民の健康や文化的な都市生活に寄与するものであり、市民に公園緑地の必要性を啓発すること等が必要となっています。 ○ 良好な都市環境の形成のため、道路、河川、学校など公共・公益施設にはできるだけ緑化が図られるよう緑化施設を設けるほか、一般住宅や工場等事業所についても緑地を保全する必要があります。
	めざす成果	◆都市公園の整備と都市公園等の適切な管理運営に取り組むことにより、良好で緑豊かなまちをめざします。 ◆緑地保全と緑化推進の啓発により、良好な都市環境が形成されることをめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	都市公園の整備と都市公園等の適切な管理運営	(1)	—	都市公園の整備においては、千鳥ヶ丘公園駐車場の舗装打ち替えや金亀公園における大型遊具の設置、エントランス広場改築など既存公園の再整備に取り組み、公園機能の再生を図っている。 管理運営面では、総合公園である金亀・荒神山公園については、引き続き指定管理者により効率的な管理運営を行う。また、平成26年度以降の指定管理者の選定を行い、次期指定管理者と協定を締結した。 その他の開発公園のような小規模な公園については、市民（自治会等）により管理に参画してもらう公園数を238箇所から251箇所に拡大した。
2	緑地保全と緑化推進の啓発	(1)	—	宅地造成や建築時における開発指導および景観指導と連携して、緑化推進を指導している。
実施期間	平成23年度～平成27年度			関連する個別計画：彦根市緑の基本計画（H18～H37年度）

指標による評価	指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	市民１人当たりの公園面積	㎡	都市計画課	目　標	－	－	－	－	－	12.63
				現在値	12.37	12.55	12.63	12.91		
	市民による公園の管理箇所数	箇所	都市計画課	目　標	－	－	－	－	－	244
				現在値	223	234	238	251		

【進捗状況の評価】

■予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
一人当たり公園面積については、都市公園規模基準を見直し、これまでその他の公園に位置付けられていたものを都市公園として開設したことにより、増加することができた。
市民による公園の管理箇所数は、主に開発公園について、地元自治会との管理委託契約数を毎年増やすことにより、少しでも多くの市民に公園の日常管理に参画していただいている。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 1231000601	都市計画課	事業概要	幅広い世代の集う安全で安心な都市公園の再整備をめざし、老朽化した施設の安全性を確認し、必要な施設改修を実施する。
都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業		取組内容	都市公園安全安心対策緊急総合支援事業は平成25年までの国庫補助事業であることから、制度を積極的に活用し、老朽化の進む公園施設の改修に取り組む。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 公園・緑地は存在そのものが都市基盤の充実、環境の向上をもたらし、各施設においては利用者である市民のスポーツやレクリエーション等による生涯学習、次世代育成および市民交流の場となり、幅広い分野において施策に貢献が期待できる。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 公園・緑地は、良好な環境が整った憩いの場、スポーツ・レクリェーションの場であるとともに、火災の類焼を防いだり震災対策の避難地として提供できるものもある等、防災効果があることから、市民ニーズや社会需要に即している。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 公園・緑地は多くの人々の公共空間であり、整備には国庫補助金の交付が受けるられること、整備後の適切な維持管理は財産管理者としての責務があること等から本市が整備や管理の主体となるのは当然のことである。また、整備された公園・緑地の「緑の保全と適切な維持管理」に地域の人々や市民、ＮＰＯ、企業等が関係することで良好な環境が整えられることは、協働のまちづくりの効果が発揮されることになる。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 公園・緑地整備の面積規模やグレード等から公園整備費が高くなることや整備費が高くなることで整備期間が長期化し公園・緑地の効果を直ぐに発揮出来ない。また、整備したことにより維持管理費が増加する。しかしながら、公園・緑地には良好な環境づくりや維持管理に参画することで地域の連帯意識を保つ要素があることから、市民のコミュニティを推進することに貢献する。
今後の施策の展開方法	良好な環境を整えるための「緑化推進」については都市計画決定された未供用の都市公園の整備が少しでも着手出来るよう用地や事業費の確保に努め、また公園・緑地における「緑地の保全」についてはコミュニティ活動を通じた地域の人々による適切な維持管理の促進を図り、市民、ＮＰＯ、企業等の参画による維持管理の促進を図る。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード	1231000601	都市計画課	事業概要：幅広い世代の集う安全で安心な都市公園の再整備をめざし、老朽化した施設の安全性を確認し、必要な施設改修を実施する。
	都市公園・安全安心対策緊急総合支援事業			取組内容：都市公園安全安心対策緊急総合支援事業は平成25年までの国庫補助事業であることから、制度を積極的に活用し、老朽化の進む公園施設の改修に取り組む。平成25年度は千鳥ヶ丘公園の駐車場、庄堺公園の遊具、パーゴラ、荒神山公園のパーゴラ、金亀公園の遊具、エントランス広場、園路の改築を実施した。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　下山　隆彦

コード	124	章	1　都市基盤・環境	政策	(2)都市環境基盤の整備

施策名	④上水道の充実	所管部署	部(局)名	上下水道部	課名	上下水道総務課 上下水道業務課 上水道工務課

施策の概要

現状と課題	○ 現在、上水道の普及率は99.8%に達し、ほぼ市域全域への給水が可能となっていますが、節水意識の浸透や節水型機器の普及により使用水量は減少傾向が強くなっていることから、給水収益も著しく減少傾向にあります。 ○ 縮小する財政基盤を前提とした上で、安定給水に取り組むとともに、老朽施設の更新や耐震対策など重要な施設の建設改良については、優先順位を的確に設定し、中長期にわたって計画的に進める必要があります。
めざす成果	◆ 上水道の安全で良質かつ安定した水道水の供給を図り、効率的な経営の推進ををめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	安全で良質な水道水の供給	(1)	—	○安全で良質な水道水を供給するため、大藪浄水場をはじめ各浄水施設の日常管理やパトロールを実施し、点検・整備を行った。
2	安定した水道水の供給	(1)	—	○安定した水道水を供給するため、東部配水池の築造工事を施工中であり、またこれに伴う送配水管の布設工事を実施した。 ○災害に強い水道施設の整備を図るため、老朽管更新事業の推進と公共下水道工事等に伴う配水管布設替工事を実施した。
3	効率的な経営の推進	(1)	—	○施設の更新時期と給水収益の減少が重なりつつある中で、財政的な将来見通しは厳しいが、第２期中期経営計画に基づき経営の効率化に取り組んでいる。平成25年度は計画の中間年にあたるため、計画の見直しを行った。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	水道事業第5次拡張事業計画(H12～H28年度) 水道事業第2期中期経営計画(H23～H28年度)

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
普及率	%	上下水道業務課 上水道工務課	目　標	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
			現在値	99.8	99.8	99.8	99.8		
管路の耐震化率	%	上水道工務課	目　標	6.5	4.7	5.2	5.8	6.4	7.00
			現在値	4.2	5.9	7.7	8.7		

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
■予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
○普及率は、社会経済情勢等の影響があり、水道事業独力での効果は出にくいが、指標が下がらないように努める。
○管路の耐震化率は中期経営計画に基づき、老朽管更新事業、管網整備事業等の事業を積極的に行うことで、耐震管への更新を図っている。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 124	上水道工務課	事業概要	安定した水道水の供給を確保するため、配水管等の改良や更新を推進する。
配水管等改良事業		取組内容	・公共下水道関連布設替工事 ・配水管管網整備工事 ・その他配水管関係工事 ・老朽配水管更新工事 ・配水管布設跡舗装復旧工事 ・消火栓設置工事

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 市民への安心・安全で良質な水道水を安定して供給するため、浄水場内の適正な日常管理と施設の点検整備を行うとともに、送・配水管整備工事や東部配水池整備事業を実施し、地震等の災害に強い施設づくりに努めた。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 安定した水道水の供給のため、大藪浄水場をはじめ各施設の日常点検やパトロールを実施するとともに、耐用年数が経過した老朽管の更新等を行った。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 水道水の水源から給水栓（蛇口）までの水質管理及び施設管理の、強化・充実を図ることによって、市民が安心しておいしく飲める水道水の供給に努めた。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 第２期中期経営計画に基づき、効率的な事業運営と財政面の強化を図るため、計画に沿ったコスト削減として徴収業務等の業務委託を実施するとともに、人材育成に努めながら、人員削減を行ってきた。また、この他にも経費の抑制に努めており、平成２５年度純利益として１億７千万円余り（税抜）を計上した。
今後の施策の展開方法	今後の人口構造などから、給水人口や給水収益の見込みを注視し、上水道事業の更なる効率化とサービスの質の向上を目指して、事業展開していく必要がある。今後においても、見直しを行った第２期中期経営計画（平成２３年度～平成２８年度）に沿った施策の展開を行い、安全で安心な水道水を安定して供給することに努める。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課				
	主施策コード	124	上水道工務課	事業概要	安全で良質な水道水の安定供給を目指し、水道施設の整備拡充を図る。
	第５次拡張事業			取組内容	東部配水池築造工事を施工中であり、これに伴う送配水管の布設工事を実施した。 ・東部配水池整備工事（配水池築造工事、電気設備工事） ・送水管布設工事　・配水管布設工事　・布設跡舗装復旧工事
	主施策コード	124	上下水道総務課	事業概要	効率的な経営や給水の安定供給を目指して、併せて経営の透明性を高めるため、外部委員による事業評価を行う。
	事業評価制度			取組内容	彦根市水道事業評価委員会を年間を通じて６回開催し、評価結果を公表した。
	主施策コード	124	上下水道業務課	事業概要	平日の窓口開設時間の延長や土日の窓口開設などサービス向上を図るため、「お客様サービスセンター」を設置し、民間事業者への委託方式により検針や料金徴収等の業務を実施する。
	料金徴収委託業務			取組内容	営業時間：平日　8時30分～19時　土日祝（年末3日間）　9時～17時　1月1日～3日を除く 現委託契約：平成23年10月1日～平成26年9月30日までの3年間

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　下山　隆彦

コード	125	章	1　都市基盤・環境	政策	(2)都市環境基盤の整備
施策名	⑤下水道の整備	所管部署	部(局)名	上下水道部	課名	上下水道業務課 下水道建設課

施策の概要	現状と課題	○普及率は平成25年度(2013年度)末で82.4%となりました。未普及地域解消のため整備を進める必要があります。 ○今後、必要に応じて段階的に進められる流域下水道の整備は効率的に行われることが求められています。 ○水洗化は水質や環境保全だけでなく、下水道事業の運営資金となる使用料に直結し、公共投資の早期回収につながることから、水洗化率が向上するよう普及促進と啓発活動の推進が必要です。 ○ 公共下水道管渠の整備延長は、平成25年度（2013年度）末で489.1kmとなり、今後さらに施設のストックが増大していく中で、施設機能を十分に発揮させるため効率的な維持管理対策が求められています。 ○本市の農業集落排水(農村下水道)は、平成9年(1997年)4月に7地区の整備が全て完了し、現在は快適な農業農村環境を創造するため、処理施設や管渠等の維持管理に努めています。しかしながら、供用開始から15年以上が経過し、毎年処理場にかかる維持管理費が増加傾向にある中、処理場運転経費の大半を占める光熱水費や汚泥処理にかかるコスト縮減は、難しい現状です。また、水洗化率は98%を超えていますが、地区内の人口は減少傾向にあり、今後、歳入の大幅な増加は見込めない状況などにより、公共下水道との接続による、抜本的な合理化が課題となっています。 ○これまでの事業に要した下水道事業債の元利償還金（公債費）が、予算の約70%を占めるようになっており、健全経営に向けた第４期経営計画（平成23年度～平成27年度）を着実に推進していく必要があります。
	めざす成果	◆ 下水道の整備および維持管理を着実に行うことにより、河川や琵琶湖の水質保全に寄与し、身の回りの環境を改善し、市民生活が、健康で住みやすく快適なものになることをめざします。

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	公共下水道の整備	(1)	管渠の整備	未普及地域の解消に向け、引き続き整備に取り組んだ結果、平成25年度末現在の整備済管渠延長は489.1km（H24 +7.8km ）、整備済面積は2,062.4ha（H24 +33.4ha）となり公共下水道の人口普及率は78.3%（H24末 77.4%）となった。
		(2)	流域下水道の整備促進	滋賀県東北部浄化センターの耐震対策および処理場整備、さらに幹線管渠整備工事に継続して負担金を支出した。
2	水洗化の普及促進	(1)	—	宅内工事台帳の過年度書類のデジタル化、新規供用地域での説明会および未接続家屋の訪問活動に取り組んだ。
3	維持管理体制の充実	(1)	公共下水道管渠・施設の維持管理	昭和57年度の工事着手以来30年を経過する下水道施設について、将来にわたり計画的な維持管理および更新を行うため、長寿命化計画に基づきマンホールポンプ施設の長寿命化工事を実施した。また、新たにマンホール蓋の長寿命化計画を策定した。
		(2)	農業集落排水事業（農村下水道）の管渠・施設の維持管理	整備完了から15年以上経過したことから、引き続いて施設の適切な維持管理を行うとともに更新作業に取り組んだ。
4	経営の健全化	(1)	効率的な経営	上水・下水の行政組織統合の効果を発揮するため、引き続き経営の効率化に取り組んだ。
		(2)	自主財源の確保	負担金（分担金）に引き続いて使用料の徴収マニュアル策定に取組み、未納金等を発生させないよう取り組んだ。
実施期間	平成23年度～平成27年度			関連する個別計画：彦根市公共下水道事業第4期経営計画（平成23年度～平成27年度）

指標				目標および進捗状況					
指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
公共下水道使用者人口	人	上下水道業務課 下水道建設課	目　標	－	－	－	78,745	80,521	82,173
			現在値	71,637	75,531	77,686	78,919		
農村下水道使用者人口	人	農林水産課	目　標	－	－	－			4,959
			現在値	4,875	4,802	4,866			

指標による評価

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
■予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】　多額の市債(H24末残額 467億円）を償還しつつ、積極的な予算配分と経済設計等により安定的に普及率の向上が図られた。
※平成２４年度に統計数値の取扱いに変更があり、従来、住民基本台帳人口で算定していた区域内人口に旧外国人登録者数を含むこととなった。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 125410608	上下水道業務課	事業概要	受益者負担金・分担金、使用料の徴収
公共下水道運営事業		取組内容	徴収マニュアル等に基づく徴収ならびに未納金の発生防止。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 下水道の整備は、公共用水域の水質保全に大きな役割を果たすものであり、総合計画に掲げる良好で快適なまちづくりの達成のために有効性は高い。また、基本的なライフラインとして災害時にも利用可能な施設整備は安心で安全なまちづくり達成に寄与するところは大きい。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 基本的な社会資本として、公共用水域の水質保全や水資源の活用のみならず、身近な生活環境の快適性確保のため早期整備を求める市民要望は高い。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 公共用水域の水質保全のため公共下水道の果たす役割は大きく社会資本として不可欠な施設である。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 公共用水域の水質保全のため公共下水道の果たす役割は大きく社会資本として不可欠な施設であるが、未整備地域の解消には相当の年数とコストが必要とされることから、効率的な整備促進を図る必要がある。
今後の施策の展開方法	下水道事業の計画的かつ健全な事業経営を図るために策定している第４期経営計画に基づき、未整備地域を早期に解消するため経済的な工法選定など建設コストの縮減を図るとともに、水洗化の促進やコミュニティプラントの接続などにより普及率の向上および使用料収入の増収を図る。また、国が推進している地方公営企業会計制度の見直しについて、地方公営企業法の適用を推進し、移行することにより、財務情報の開示の拡大、債務等の適正管理、長期にわたる収支を考慮した経営方針や費用対効果等の検証に役立てるものとする。		

	事務事業名および担当課			
関連する主要事業	主施策コード 1254100608 公共下水道運営事業	上下水道業務課	事業概要	受益者負担金・分担金ならびに下水道使用料の徴収
			取組内容	マニュアルに基づき効率的に徴収事務に取り組むとともに、引き続き未納金を発生させないよう取り組んだ。
	主施策コード 1252000108 水洗化促進啓発事業	上下水道業務課	事業概要	公共下水道への接続促進・啓発。宅内改造費の融資等。
			取組内容	継続して水洗化普及員を配置し啓発事業に取り組むとともに、融資制度や水洗化補助金等を活用し公共下水道への接続を促進した。また、新規供用区域での説明会を開催し、公共下水道事業への理解を深めていただいた。
	主施策コード 1251100808 公共下水道事業(国庫補助)	下水道建設課	事業概要	第4期経営計画に基づき市街化区域内の未整備地域解消のため実施する下水道管渠の整備および既存施設の計画的な維持管理および更新のための長寿命化対策
			取組内容	国道8号線上流地域の整備に重点的に取り組むとともに、コミュニティプラントの接続を実施した。また、計画的な維持管理および更新のための長寿命化対策として、マンホールポンプ施設における長寿命化工事の実施および新たにマンホール蓋の長寿命化計画を策定した。
	主施策コード 1251101108 特定環境保全公共下水道事業（国庫補助事業）	下水道建設課	事業概要	第4期経営計画に基づき市街化調整区域内の未整備地域解消のため実施する下水道管渠の整備
			取組内容	市域南部地域における未整備地域間のバランスを考慮し整備に取り組んだ。
	主施策コード 1251100308 公共下水道推進事業	下水道建設課	事業概要	下水道整備促進に係る啓発事業等
			取組内容	関係する団体や自治体と連携し、下水道整備促進にかかる国等への要望、住民啓発に取り組むとともに、適正な経営の在り方について審議会を開催し事業の進捗や経営状況を報告し、専門家、有識者等から意見を聴いた。また滋賀県下水道公社の解散後の県と市町の協議体制について検討した。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　廣田　進彦

コード	131	章	1　都市基盤・環境	政策	(3)総合的な交通体系の確立
施策名	①道路の整備	所管部署	部(局)名	都市建設部	課名　道路河川課

施策の概要	現状と課題	○ 幹線道路の整備については、平成10年度（1998年度）に策定した「彦根市道路整備プログラム」に基づき事業を行ってきましたが、厳しい財政状況により、計画に基づき進捗することが困難であったことから、平成21年度（2009年度）に本プログラムの見直しを行ったところであり、これに基づき効果的な整備を図っていく必要があります。 ○ 国・県事業については、円滑な事業促進のため、国や県に提言を行っています。国や県においても厳しい財政状況でありますが、財源の確保と計画的な事業促進を図っていただく必要があります。 ○ 道路の維持管理については、定期的なパトロールを実施し、危険箇所の早期対応を行っていますが、限られた予算の中で、増大する市民からの要望に迅速かつ効果的に対応する必要があります。また、橋りょうについては長寿命化を図っていく必要がありますが、平成22年度から24年度の3箇年で橋梁点検を実施し、H25年度から「修繕計画」を策定しているところです。 ○ 除雪対策については、規定値以上の積雪時に主要幹線道路で実施しています。生活道路については、地域住民の協力を求めており、今後も広報等を通じ啓発を図っていく必要があります。 ○ 道路のバリアフリー化については、平成15年度(2003年度)に策定した「彦根市交通バリアフリー基本構想」に基づき事業を実施してきましたが、厳しい財政状況により、計画に基づき進捗することが困難であったことから、平成22年度（2010年度）に見直しを行ったところであり、これに基づき効果的な整備を図っていく必要があります。
	めざす成果	◆ 幹線道路の整備によって、市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間が形成されることをめざします。 ◆ 道路の適切な維持管理や歩道のバリアフリー化により、誰もが安全で安心して通行できるまちが形成されることをめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	幹線道路の整備促進	(1)	—	芹橋彦富線（彦富工区）、稲部本庄線（稲部工区）および大薮磯線については、境界確定作業と並行して用地買収を進めた。大薮日夏線については、一級河川野瀬川に架かる橋梁を河川改修計画に合わせて架け替えるため、仮橋を架設、旧橋撤去および橋梁基礎杭打設工を実施した。清崎南川瀬線については、残用地を買収し、道路改良工事を実施し、新たに65mの区間が完了した。なお、彦根口川瀬馬場線については、H23年度に事業が完了している。 都市計画道路の立花船町線および彦根駅大薮線については、引き続き用地買収および物件移転補償を行った。
2	道路の適切な維持管理	(1)	—	市道等を常に良好に保つため、平成25年度に舗装工事15件、側溝・擁壁工事14件その他工事2件および補修修繕工事を179件発注し道路環境の保全を図った。 また、芹橋彦富線（日夏工区）については、前年度に引き続き舗装工事（Ｌ＝188m）を実施し、計画区間（L=1150m）の全工事を完了した。
3	道路のバリアフリー化	(1)	—	福満団地１号線ついては、今年度、新たに約77mの区間が完成したことにより、計画区間(320m) 全てのバリアフリー化が完了した。引き続き、南彦根駅西口ロータリー等のバリアフリー化工事を実施していく予定。 彦根駅平田線については、今年度着手した約95mについては、H26年度も引き続き整備を行い完成断面に仕上げる予定。
実施期間	平成23年度～平成27年度			関連する個別計画：交通バリアフリー基本構想(H15～H27年度) 道路整備プログラム(H22～H31年度)

指標による評価	指標				目標および進捗状況					
	指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	道路整備進捗率 (幹線市道、都市計画道路)	%	道路河川課	目　標	－	－	－	－	－	47
				現在値	39.7	42.6	42.6	42.8		
	バリアフリー整備率	%	道路河川課	目　標	70	72	74	78	81	84
				現在値	63.3	66.0	76.9	79.0		

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
■予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
幹線道路等の整備については、前年度と比べて整備延長はあまり伸びていないが、用地買収等において地権者の協力が得られていることから、事業は予定どおり進捗している。なお、工事は、用地買収が一定区間連続して完了した後に実施する予定。
また、バリアフリー整備については、関係機関や地元調整に時間を要したものの、工期の短縮等に努め、目標以上に進捗することができた。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 13110・13130	道路河川課	事業概要	近年、自動車利用の増加や輸送・流通体系の変化などに伴い慢性的な交通渋滞が生じている。また、市街地においては、城下町特有のクランクやＴ字交差点が多く、道路も狭隘であるため「彦根市道路整備プログラム」に基づき計画的に道路整備を実施し、交通の円滑化を図ると共にバリアフリー化を進め歩行者の安全性の向上を図る。
道路の整備(9路線)		取組内容	計画的な幹線道路の整備・歩道のバリアフリー整備を行う。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 社会資本である道路を整備することは、まちの機能を効率的に発揮させるために欠くことが出来ないものであり、「活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり」を進めるうえで重要である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 都市計画法および「彦根市道路整備プログラム」で位置づけされたもので、円滑な移動の確保、環境・防災等の面で良好な空間の確保、居住空間の構成に必要な施設である。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 道路整備は本市が行なう社会資本整備の大きな部分を占めている。住民のニーズも高く、他の手法での対応は困難である。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 道路の整備は、日常生活における利便性の向上、街の活性化、慢性的な渋滞の解消や緩和等の効果があるだけでなく、将来における車両の飽和を抑制することから効率性も高い。
今後の施策の展開方法	近年の自動車利用者の増加や輸送・流通体系の変化による車両の増加に加えて、本市においては、城下町特有のクランク、Ｔ字交差点が多い上、狭隘な道路も多い。また、築城400年祭以降は、観光客数が増加しており、市内各所で慢性的な交通渋滞が発生していることから、渋滞緩和と安全性の確保のため、幹線となるバリアフリー機能も備えた道路の早期整備が望まれている。 また、市民の公共交通機関の利用を促進することからも、各ＪＲ駅周辺の道路整備と過去に整備した道路の早期バリアフリー化が望まれている状況である。 しかしながら、国の政策や厳しい財政状況から、道路事業に関する予算はけっして十分とは言えない。こうした中、「彦根市道路整備プログラム」や「交通バリアフリー基本構想」に基づく道路整備については、社会資本整備総合交付金を最大限有効に活用して安定的に財源を確保し、早期完了できるよう努力していきたい。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード 13110 道路の整備 〔幹線道路の整備促進〕 (7路線) 立花船町線、彦根駅大藪線、大藪磯線、大藪日夏線、芹橋彦富線(日夏工区)、芹橋彦富線(彦富工区)、稲部本庄線	道路河川課	事業概要	市内各所で慢性的に発生している交通渋滞の解消、緩和と通学路等の安全性を確保するため幹線道路の整備を行う。また、住民の公共交通機関の利用を促進するため、駅へのアクセス道路の整備を行う。
			取組内容	「彦根市道路整備プログラム」に基づき計画的に道路整備を実施し、交通の円滑化と安全性を図る。
	主施策コード 13130 道路の整備 〔歩道のバリアフリー化〕 (2路線) 彦根駅平田線 福満団地1号線	道路河川課	事業概要	高齢者や障害者をはじめとする全ての人々が安全で安心して利用できるように、歩道のバリアフリー化を行う。
			取組内容	「彦根市交通バリアフリー基本構想」における計画路線について、計画的に歩道のバリアフリー整備（車道の整備を伴う）を行う。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　　廣田　進彦

コード	132	章	1　都市基盤・環境	政策	(3)総合的な交通体系の確立
施策名	②公共交通ネットワークの整備	所管部署	部(局)名	都市建設部	課名　交通対策課

施策の概要		
	現状と課題	○ 市内に4駅あるJR琵琶湖線については、老朽化した稲枝駅の改築を進めるとともに、新快速電車の増発等、輸送力拡充をさらに関係機関に働きかける必要があります。 ○ 市内に7駅ある近江鉄道については、市内駅の活性化に努力されていますが、景気の動向やマイカー利用により利用者数の落ち込みが懸念され、地方鉄道の存続を図るために今後ますます利用を促進していく必要があります。 ○ 路線バスの利用者数は増加したものの、市の財政負担が増大しており、市民や観光客の大切な移動手段としての役割を果たせるよう、利用の促進とコスト削減の両立を図っていく必要があります。 ○ 定住自立圏構想に基づく湖東圏域（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町）において、JR琵琶湖線の4駅と近江鉄道11駅を公共交通結節点とした公共交通ネットワークの構築を図る必要があります。 ○ 公共交通ネットワーク構築のため効率的・効果的な交通サービスを推進していく必要があります。 ○ 鉄道利用者等のために整備している市営駐車場および自転車駐車場について、効率的かつ市民ニーズに即した快適な管理運営が求められています。 ○ 放置自転車や違法駐車の防止のため、利用者のモラルを高めるための指導・啓発を行う必要があります。
	めざす成果	◆ 公共交通のネットワークを構築していき、市民や観光客等が快適・便利に移動できるまちをめざします。 ◆ 駅周辺の放置自転車等に対する啓発・撤去を行うことにより、良好な景観の維持と歩行者の安全が確保されることをめざします。

	市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	広域公共交通の整備促進	(1)	—		湖東圏域南部の玄関口として、東西連絡自由通路を備えたＪＲ稲枝駅舎の改築、東西駅前広場、駅アクセス道路など稲枝駅周辺の整備を推進しました。 湖東三山スマートＩＣは、平成25年10月開通しました。
2	地域公共交通の利用促進	(1)	—		バス路線については利用者増加と補助金額の削減に向け、企業等からの要望や利用者アンケートを基に、通勤通学利用に特化したダイヤ・路線設定を行った他、かねて市民から要望のあったひこにゃんをラッピングしたバス車両を導入し、南彦根ベルロード線のＰＲに努めました。 また、予約型乗合タクシーについては、利用状況および利用者ニーズをもとに、効率的な運行を検討しました。 湖東圏域の公共交通の現状と課題を整理し、平成２６年度から３年度間の取組方針を明らかにするため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、湖東圏域地域公共交通総合連携計画（第二次計画）の策定を行いました。
3	駐輪・駐車対策の推進	(1)	—		「彦根市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき、自転車等放置禁止区域に指定されている彦根駅前、南彦根駅前ならびに河瀬駅前における放置自転車撲滅のための啓発活動および定期的な放置自転車の撤去を行っています。 彦根市シルバー人材センターに放置自転車の撤去・移送・保管・記録・返還業務を委託し、啓発と撤去の回数を増やした結果、放置自転車等の撤去台数は前年に比べて１３％近く減少し、各駅周辺に放置される自転車等は１０％ほど減少しました。
実施期間	平成23年度～平成27年度			関連する個別計画	

指標による評価	指標				目標および進捗状況					
	指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予約型乗合タクシー年間利用者数（圏域計）	人	交通対策課	目　標	－	－	－	－	－	3,000
				現在値	1,745	12,443	21,531	27,043		
	近江鉄道乗車人員（圏域内駅）	万人	交通対策課	目　標	－	－	－	－	－	132
				現在値	130	132	128	178		

【進捗状況の評価】
■予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】　予約型乗合タクシーの利用者数は、前年に比べて1.25倍増加しました。しかしながら、中長期的な目標である乗合率は、1.36と微増に留まっており、利用者増加に伴う市町の財政負担は大きくなっています。継続して、湖東圏域の公共交通網のＰＲに努め、鉄道やバス、予約型乗合タクシーの複合的な利用促進を行っていく必要があります。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード　1322000201	交通対策課	事業概要	湖東圏域公共交通活性化協議会が策定した湖東圏域地域公共交通総合連携計画に基づき、公共交通を持続的に維持できるよう効率的に運行し、より快適・便利に市民が利用できる公共交通を実現するための施策を行った。
公共交通活性化事業		取組内容	バス路線の系統・ダイヤ改善の検討、予約型乗合タクシーの運行、公共交通サービスに関する情報提供、公共交通利用促進、湖東圏域地域公共交通連携計画（第二次計画）の策定等について、湖東圏域公共交通活性化協議会において検討、実施した。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 路線バスや鉄道等の公共交通については、積極的に利用されることにより、市民や観光客、または将来における公共交通の利用者が快適・便利に移動できるまちを目指す。 また、放置自転車は都市景観を損ない、歩行者の安全を脅かし、盗難等の犯罪を助長することから、快適なまちづくりを実現する上で対策が不可欠である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 モータリゼーションが進展し、日常の移動では自家用車を利用する市民が多い現状はあるが、市民の交流の促進、環境保全、光津安全の推進等、公共交通に期待される役割は多い。そのため、路線バスの利用者減に歯止めをかけ、同時に予約型乗合タクシーの運行を軌道に乗せることで持続可能な公共交通を実現する必要があり、社会的需要も高い。 また、駅周辺に自転車駐車場を設置し、放置自転車を撤去していくことにより、歩行者の安全性向上を図ることができる。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 地域公共交通のまちづくりのなかでの役割を果たすなかで、公共交通事業者の自発的な取組のみで実現を期待することは、モータリゼーションの進展と自家用車利用率が増大するなかで、採算を確保することが困難になっており、公共交通事業全般にわたり行政が関与・支援することが必要となっている。そのため、湖東圏域公共交通活性化協議会等にて、１市４町の住民の利便性向上と利用者の増加を図っていくため、効果的な施策を検討、実施している。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 利用者が極めて少ないエリアにおいて、初期投資をかけず、最低限のコストで住民の移動手段を確保することができている。 しかし、路線バスについては、近年事業者がコスト削減を優先したことから、車両等ハード整備ができておらず、今後、車両更新のための費用等の増加が見込まれる。
今後の施策の展開方法	低炭素社会の構築、少子高齢化、燃料代の高騰などの要因から、全国的にも公共交通のあり方が見直されつつあるなか、運行コスト削減と利便性の向上という二律背反の命題を解決するため、今後は行政や事業者だけでなく地域でも公共交通を支え、将来にわたり自立的で持続可能な公共交通体系を確保・維持させることが求められます。		

	事務事業名および担当課				
関連する主要事業	主施策コード	1322000201	交通対策課	事業概要	湖東圏域公共交通活性化協議会が策定した湖東圏域地域公共交通総合連携計画に基づき、公共交通を持続的に維持できるよう効率的に運行し、より快適・便利に市民が利用できる公共交通を実現するための施策を行った。
	公共交通活性化事業			取組内容	バス路線の系統・ダイヤ改善の検討、予約型乗合タクシーの運行、公共交通サービスに関する情報提供、公共交通利用促進、湖東圏域地域公共交通連携計画（第二次計画）の策定等について、湖東圏域公共交通活性化協議会において検討、実施した。
	主施策コード	1323000101	交通対策課	事業概要	銀座商店街、南彦根駅、河瀬駅、稲枝駅の周辺に路外駐車場の設置および指定管理者による管理運営を行い、鉄道利用者の利便性の向上のほか、道路交通の円滑化や違法駐車の防止等、都市機能の向上に努める。
	駐車場管理運営事業			取組内容	現在、中央駐車場、南彦根駅前駐車場、河瀬駅西口駐車場の３ヶ所の市営駐車場を設置、指定管理者による管理運営を行っている。
	主施策コード	1323000201	交通対策課	事業概要	放置自転車対策事業と共に、都市景観の保全、歩行者の安全確保、治安の維持を図るため、彦根駅および河瀬駅に市営の自転車駐車場を設置し、指定管理者による管理運営を行う。
	自転車駐車場管理運営事業			取組内容	彦根駅前および河瀬駅前に市営の有料自転車駐車場、近江鉄道の高宮駅、鳥居本駅、フジテック前駅には無料の自転車駐車場を設置している。市営の自転車駐車場に関しては、指定管理者による管理運営を行っている。
	主施策コード	1323000301	交通対策課	事業概要	ＪＲおよび近江鉄道の各駅周辺における放置自転車禁止の啓発および放置自転車の計画的な撤去を行うことにより、都市景観の保全、歩行者の安全確保、治安の維持に努める。
	放置自転車対策事業			取組内容	各駅周辺に放置される自転車の台数が減少したことにより、撤去台数は前年に比べて１３％近く減少した。今後も駅周辺機関と連携を図り、放置自転車の定期的な撤去作業等の対策を継続的に行い、放置自転車の撲滅を目指す。
	主施策コード	1323000301	交通対策課	事業概要	路線バスの運行を維持するため、バス事業者に補助金を交付するとともに、関係機関等との調整や湖東圏域公共交通活性化協議会において、圏域内のバス交通のあり方や利用者増について検討を行う事業。
	路線バス対策事業			取組内容	利用者増加と補助金額の削減に向け、企業等からの要望等を基に、通勤に特化したダイヤ・路線設定を行った。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　　山口　義信

コード	141	章	1　都市基盤・環境	政策	(4)環境保全型社会の構築
施策名	①生活環境・自然環境の保全と創出	所管部署	部(局)名	市民環境部	課名　生活環境課

施策の概要

現状と課題	○ 住宅と商工業施設・農地との接近や混在、レジャー利用や深夜における活動により騒音、悪臭等の身の回りの環境問題が年々増大してきています。環境調査や原因者と相談者の調整等、対応していますが、市民からの相談は、広範多岐にわたっています。 ○ 世界的に様々な生物の絶滅が危惧されています。本市においても例外ではなく、多様な生物が、地域の自然的社会的条件に応じて生息できる環境を保全していかなければなりません。自然観察会等を継続して実施していくことで、市民の意識を高めていく必要があります。 ○ 外来生物の脅威により、地域固有の生態系が侵されてきています。近隣自治会や市民団体と協働で駆除を実施していますが、外来生物は量、範囲とも年々増加・拡大してきており、対応に苦慮しています。
めざす成果	◆ 快適な生活環境をめざします。 ◆ 地域の生態系を守り、人と自然が共生するまちをめざします。

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	快適な生活環境の確保	(1)	環境汚染の防止	公害防止協定に基づく監視や、県との合同での工場立ち入り。
		(2)	快適な生活環境の形成	浄化槽設置整備事業の推進。浄化槽法定検査の効率化の推進。
		(3)	地域活動の推進	彦根市環境保全指導員による水質監視活動や啓発事業の実施。
		(4)	化学物質等による環境リスクの低減	公害防止と環境保全に関する協定の見直し。
2	自然環境の保全と創出	(1)	生物多様性の保全	市天然記念物であるオニバスの食害調査。
		(2)	身近な自然の確保	市民団体による自然観察会の支援。
		(3)	外来生物への対応	特定外来、県指定外来生物の駆除。
3	環境意識の普及啓発	(1)	情報の共有化	広報や、ＨＰでの活動紹介や、プレスへの告知。
		(2)	環境学習の推進	環境学習プログラム（キッズＩＳＯ）の実施やその他出前講座の実
	推進体制の整備	(1)	市民参画の場の提供	市民環境フォーラム「チャレンジ・ザ・ごみダイエット」の開催。
		(2)	各主体の連携	環境推進員ほか各種市民団体の活動支援。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	環境基本計画および地域行動計画 (H23～H32年度) 生活排水対策推進計画 (H23～H32年度)

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
市民による水質調査員の人数	人	生活環境課	目　標	－	－	－	－		60
			現在値	40	65	53	64		

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
■予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
現在は、目標値を超過しているが、調査員が高齢化してきており、今後の人数確保が課題。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード　1411300101	生活環境課	事業概要	彦根市環境基本計画および地域行動計画に掲げられた環境像である「歴史と文化が暮らしにとけこみゆたかな自然と共に歩む　ふるさと彦根」を目指し、市民団体による水質調査、生活排水の改善に向けた啓発活動を実施する。
生活排水対策事業推進事業		取組内容	市民団体による身近な河川・水路の水質調査の定期的継続的実施。 水質汚濁の現状や変化を把握しイベント等での生活排水対策の啓発等を通じて市民の生活排水改善に向けての意識高揚を図る。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 環境問題の解決には、身近な環境課題に関心をもってもらい、地域で取組むべき事案であるため。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 良好な環境の創出と保全に向けての基本的な施策であり、必要性は高い。一方で関心は高いものの、主体的な住民参加が課題となることから、市民環境フォーラムを含めた住民参加型事業について検討する必要がある。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 住民による環境負荷を住民がチェックすることは、効果的な手法である。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 行政、市民、市民団体による協働事業であり、総合的に施策展開を行う必要があることから、現状の手法は有効であるといえる。
今後の施策の展開方法	環境基本計画を各主体の連携の下、推進する。市民等の環境意識の向上を図るため、情報提供や環境学習を推進する。		

	事務事業名および担当課			
関連する主要事業	主施策コード 1411100101 公害防止対策事業	生活環境課	事業概要	公害防止体制の強化及び工場・事業場に対しパトロールや指導を行い、公害防止対策の積極的な推進を図る。また、市内の河川や事業場等の水質、土壌、大気汚染状況、更には道路交通等に伴う騒音・振動や悪臭の調査を実施し、現状の把握及び指導データを得るとともに、法の的確な運営を図る。
			取組内容	公害防止協定に基づくコミュニケーション、パトロールの実施、公害苦情の対応、環境調査の実施、職員の研修。
	主施策コード 1411300101 生活排水対策推進事業	生活環境課	事業概要	彦根市環境基本計画および地域行動計画に掲げられた環境像である「歴史と文化が暮らしにとけこみゆたかな自然と共に歩む　ふるさと彦根」を目指し、市民団体による水質調査、生活排水の改善に向けた啓発活動を実施する。
			取組内容	環境保全指導員による身近な水路での水質調査。
	主施策コード 1411400201 環境マネジメントシステム構築事業	生活環境課	事業概要	平成１２年度に策定した環境基本計画を基に、環境優先の理念を市行政全体に浸透させるため平成１４年９月にＩＳＯ１４００１の認証を取得。平成１５年９月、平成１６年９月に認証範囲を拡大し現在では市の全施設で認証を取得した。継続的な改善を進めるため第３者による審査を受ける。
			取組内容	認証取得の維持と、システムの管理。
	主施策コード 1411300101 環境保全対策事業	生活環境課	事業概要	広域的な視点から環境保全、自然保護を推進するため、琵琶湖ラムサール条約連絡協議会や滋賀グリーン購入ネットワークに加盟し、県および他市町村との連携を図る。さらに市民の自然保護意識の高揚を図るため、環境学習の推進や地域でのリーダー的な役割を担う「環境推進員」の養成に努める。
			取組内容	自然観察会の開催支援や、環境美化活動への支援、各種関係団体への参画。
	主施策コード 1414100101 環境基本計画推進事業	生活環境課	事業概要	平成11年3月に彦根市環境基本条例を制定し、平成23年3月に第2期環境基本計画および地域行動計画を策定
			取組内容	環境推進員の養成 市民環境フォーラムの開催。

<table>
<tr><td rowspan="2">関連する主要事業</td><td>主施策コード</td><td>1411300301</td><td rowspan="2">清掃センター</td><td>事業概要</td><td>自治会等で公共下排水路、側溝等の一斉清掃後の揚げ土等の運搬を民間に委託し回収する。衛生害虫の発生場所に対し、業者に委託して薬剤を散布する。また市道上の猫や狸等の小型動物の死体の回収、その他、猪、鹿等の大型動物等の処分も民間に委託している。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域清掃活動および衛生事業</td><td>取組内容</td><td>一斉清掃を実施する自治会数は年々増加しており、毎月第1、第3日曜日（1月、2月を除く）に回収車の配車をしている。市内約４６０箇所の衛生害虫発生場所に対し、業者に委託し、発生防止の薬剤を散布している。また、市道上等で死亡した猫、狸等の動物回収を委託するほか、へい死した猪、鹿等の大型動物等の処分を委託している。</td></tr>
</table>

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　山口　義信

コード	142	章	1　都市基盤・環境	政策	(4)環境保全型社会の構築
施策名	②低炭素社会の構築	所管部署	部(局)名	市民環境部	課名	生活環境課

施策の概要

現状と課題	○ 温暖化に起因する気候変動（干ばつ、局地的豪雨等）は、人類の生存基盤である地球環境に大きな影響を与えており、早急に温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、自然界の吸収量と同等レベル以下にすることが求められています。 ○ 市内の二酸化炭素排出量は、平成2年（1990年）と比べ約8%増で、ここ数年横ばいで推移しています。本市は「彦根市低炭素社会構築都市宣言」を平成20年(2008年)7月に行い、今後とも、あらゆる分野において、温室効果ガスの排出削減のための行動を実践していかなければなりません。
めざす成果	◆ 温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、持続可能な社会システムの構築により、低炭素社会の実現をめざします。

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	省資源・省エネルギー対策の推進	(1)	省エネルギー、新エネルギー機器導入促進	非常用発電設備を目的とした蓄電池付き太陽光発電システムを人権・福祉交流会館に設置。
		(2)	省資源・省エネルギー活動の促進	環境家計簿「みるエコおうみ」の利用を促進、小学校での環境学習プログラムの展開。緑のカーテン栽培講習会（本市50名参加）とコンテストの実施（本市79名参加）。
		(3)	事業者のエネルギー管理の促進	公害防止と環境保全に関する協定を事業者と締結し、省エネルギーの取組みを推進。
2	低炭素を意識したまちづくり	(1)	緑化の推進	森林、保存樹木の保全と管理。
		(2)	地産地消の推進	学校での地産地消の推進。
		(3)	交通対策の推進	バス路線の見直しなどの公共交通機関の利用促進。
		(4)	環境産業の育成	リサイクルプランターやＢＤＦの利用促進。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	環境基本計画および地域行動計画 (H23～H32年度) 温室効果ガス排出抑制等実行計画 (H23～H27年度) 温暖化抑制推進計画（地域計画） (H23～H27年度)

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
市内の二酸化炭素排出量	千t－CO_2	生活環境課	目　標	－					464
			現在値	556	693	711			

【進捗状況の評価】
- □予定より進んでいる
- □予定どおり進んでいる
- ■予定より遅れている
- □予定より著しく遅れている
- □ほとんど進んでいない

【理由等】
全国的に原子力発電所の稼働が停止し、電力源を化石燃料に依存していることから、二酸化炭素量が上昇している。国の削減目標も大幅に緩和されており、目標の見直しが必要。今後は環境家計簿の利用による家庭でのエネルギー利用の削減や環境学習プログラムでの啓発、緑のカーテン事業の推進を行う。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 142100101	生活環境課	事業概要	低炭素社会を実現するため、出前講座の実施、「環境学習プログラム」を全小学校に拡大実施する。具体的な行動として、家庭部門と交通部門のＣＯ２削減のための補助事業を実施する。
低炭素社会構築事業		取組内容	緑のカーテン事業、環境学習プログラム事業、キッズＩＳＯ事業、環境家計簿事業

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 地球温暖化は、生態系の維持や水環境の保全などすべての環境政策に影響を与えることから重要な問題であり、かつ一人ひとりの取組みが功を奏することから、地域環境を保全する上で有効な施策であると考える。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 温暖化に起因する問題（異常気象、食糧不足、生態系の破壊）が大きく、市民全体で取り組まなければならない問題である。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 省エネ機器の導入などは、国の施策などによって一定のインセンティブが付与されており、市民一人ひとりの行動に訴える必要性から、妥当である。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 主に啓発や家庭での取組みを中心に展開しており、費用対効果は高い。
今後の施策の展開方法	地球規模の環境保全に対応するため、産・官・学が連携して国際的な情報交換や協力を推進し、生活の中のあらゆる行動を省資源の観点から見直す実践運動と併せ、資源の有効活用を図る運動の促進を図る。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード	1421000101	生活環境課	事業概要：低炭素社会を実現するため、出前講座の実施、「環境学習プログラム」を全小学校に拡大実施する。
	低炭素社会構築事業			取組内容：緑のカーテン事業の実施 （H25は講習会50名出席、コンテスト79個人と団体がエントリー）。 環境学習プログラム事業 （4年生のごみと水道、5年生の地球温暖化、6年生のキッズISO）

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　山口　義信

コード	143	章	1　都市基盤・環境	政策	(4)環境保全型社会の構築
施策名	③資源循環型社会の構築	所管部署	部(局)名	市民環境部	課名	清掃センター

施策の概要

現状と課題	○ 大量消費、大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルは、廃棄物の増加や不法投棄の増大等を招くとともに、環境に大きな負荷を与えてきました。これまで、リサイクルの推進を図るとともに、生ごみ対策など、ごみの減量化施策を実施してきました。また、不法投棄防止対策の強化や一斉清掃の実施など、美化保全に努めてきました。ごみの減量化とリサイクルの推進は市民、事業者、行政が各々の役割を分担し、諸対策を進めていく必要があります。 ○ 各ごみ処理施設は、計画的な修理・補修を行ってきていますが、老朽化も進んできていることから、広域での新処理施設の建設が必要となってきています。 ○ し尿処理については、公共下水道の普及によるし尿の減少に適切に対処しながら衛生的で効率的な処理に努めていかなければなりません。下水道の整備が当面見込めない地域では、浄化槽の設置が義務付けられており、適正な維持管理や検査体制等の充実を図る必要があります。
めざす成果	◆ ごみの減量化とリサイクルの推進によって、環境への負荷を軽減するとともに、資源の有効活用が図られるまちをめざします。 ◆ ごみ処理の効率化と熱回収等のエネルギー対策により、循環型社会が構築されることをめざします。 ◆ し尿処理の効率化と浄化槽対策の実施により、衛生的なまちが持続することをめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	ごみ等減量化対策の推進	(1)	—	生ごみ処理機の購入補助の他、市内4団体にバイオ菌を利用した簡易生ごみ処理の普及事業を委託し、生ごみの減量化に取り組んだ。 ※委託団体会員延べ人数　185人 環境美化活動「ごみゼロ大作戦」では約520人が、24時間テレビ「愛は地球を救う」との協賛の「びわ湖の日」では約2300人が、「環境美化の日」では562人の参加があった。不法投棄監視員や職員において、パトロールを実施しているほか、監視カメラや防止看板を設置するなど不法投棄の防止対策に取り組んだ。 自治会等でのごみ説明会の実施や小学生の施設見学において、分別の徹底やごみ減量、リサイクルの推進の啓発に取り組んだ。
2	リサイクル対策の推進	(1)	リサイクル事業の拡大	市民の廃棄物減量と資源化の意識高揚を目的とした古紙や衣類の集団回収に対する奨励金の交付および古紙・衣類の行政回収を実施した。 ※集団回収量　2,852ｔ、行政回収　600t
		(2)	資源循環システムの整備	分別収集したプラスチック製容器包装、ペットボトル、缶・金属、びん等を中間処理し、ごみの減量と資源化に取組んだ。
3	廃棄物（ごみ）処理対策の実施	(1)	—	直営によるごみ収集のほか、資源ごみ（びん、缶金属類、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ）およびごみ収集業務の一部を民間委託を行った。ごみ減量化を推進するため、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ回収ﾎﾞｯｸｽの設置や古紙・衣類の行政回収を実施した。円滑かつ適正に安定して処理するため、ごみ焼却場および粗大ごみ処理場等の処理施設の保守・整備を行い施設の機能維持を図った。
4	し尿・浄化槽対策の推進	(1)	—	生し尿の搬入量減少に伴う汚泥負荷低減化と施設の老朽化が進んでいるが、運転管理の適正化および施設の整備等により安定した処理を行った。また、円滑なし尿収集を行うため、し尿収集を委託している彦根市事業公社と連携を図った。 安定した収納率を確保するため、嘱託徴収員による戸別訪問の他、職員による電話催告の定期的な実施によって、慢性的な滞納の解消に努めた。また、長期滞納者に対し支払督促を実施し、債権の回収に至った。現年分の滞納については、督促状および催告書を発送し、滞納を早期に解決することで収納率向上を図った。 また浄化槽については、下水道供用開始7年以上の地域について、設置補助を行い、生活排水を含めたし尿処理対策を行った。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	環境基本計画および地域行動計画(H23～H32年度) 分別収集計画(H23～H27年度) 一般廃棄物処理基本計画（H18～H32年度）

指標による評価	指標				目標および進捗状況					
	指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	ごみの最終処分量（埋立て量）	t /年	清掃センター	目　標	－	－	－	－		6,000
				現在値	7,248	7,256	6,987	7,585		
	市民１人１日当たりのごみ等発生量	g	清掃センター	目　標	－	－	－	－		1,000
				現在値	1,046	1,086	1,070	1,111		

【進捗状況の評価】

□予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
■予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】

1人あたりのごみ量およびごみの最終処分量がともに増加をしているが、平成26年4月より粗大ごみ手数料を改定したことに伴い、一時的に多量のごみ搬入があったことなどに伴うものと考えられる。また、最終処分量の軽減につながる各リサイクル事業に取り組むものの古紙等が集積所に未だ排出されるなど、施策が浸透していない面も見られる。

指標に関連する事務事業名		担当課		
主施策コード	1431000301	清掃センター	事業概要	ごみ問題に対する意識の高揚を図り、市民・事業所・行政が一体となってごみ減量・資源化を推進する。
ごみ減量・資源化推進啓発事業			取組内容	ごみ等説明会や清掃センターでのごみ処理現場の見学で、分別の徹底とごみ減量、リサイクル推進の重要性を啓発している。さらに、広報ひこね、市ホームページ等でごみの出し方、分別、減量を啓発する情報を広く市民に提供している。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進といった環境への負荷の低減を図る資源循環型社会の構築が国民的課題とされており、本市においても市民や事業者のごみ減量・分別に対する意識向上を図りながら、取り組みを一層推進していく必要がある。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進といった環境への負荷の低減を図る資源循環型社会の構築が国民的課題とされており、その実現に向け、ごみの減量化、分別収集を進め、近年増加している不法投棄や散在性ごみ対策の推進やごみの資源化について意識向上を図りながら、取り組みを一層推進していく必要がある。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 市民への啓発や事業者への啓発・指導を行い、指定専用袋の使用の徹底を図り、生ごみ処理機の利用促進を通じて、適正な廃棄物処理のため、分別の徹底に努めるとともに、環境美化への意識啓発や不法投棄監視員によるパトロールの実施、また、企業・各種団体および市民の参加による清掃活動を促進することは、ごみの不法投棄や散在性ごみを未然に防ぐために有効である。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 資源ごみ（缶・金属、ビン、ペットボトル）の回収にかかる業者委託のほかは、ごみ収集は直営収集を実施しているが、民間活力の活用など適正な業務分担の見直しを行い効率や業務の確実性、安定性を比較検討する必要がある。また、ごみの排出抑制や再生利用の推進、ごみの減量化を進めるため、排出量に応じた負担の公平化および市民の意識改革を進める必要がある。
今後の施策の展開方法	本施策については、継続して取り組んでいくものの、環境への負荷の低減を図る資源循環型社会の構築のため、市民や事業者のごみ減量・分別に対する意識向上に重点をおいた取り組みを推進する。 資源循環型社会を構築するため、ごみ処理基本計画、分別収集計画に沿って施策を推進する。市民自らのリサイクル活動を推進するとともに、再資源化設備の整備、回収体制の整備に努める。		

	事務事業名および担当課			
関連する主要事業	主施策コード 1431000301 ごみ減量・資源化推進啓発事業	清掃センター	事業概要	ごみ減量・資源化を進めるため、ごみの分別方法などわかり易い啓発に努めるとともに、施設見学やごみ等説明会などを開催し、ごみ問題に対する意識の高揚を図り、市民・事業所・行政が一体となってごみ減量・資源化を推進する。
			取組内容	ごみ等説明会や清掃センターでのごみ処理現場の見学で、分別の徹底とごみ減量、リサイクル推進の重要性を啓発している。さらに、広報ひこね、市ホームページ等でごみの出し方、分別、減量を啓発する情報を広く市民に提供している。
	主施策コード 1432100201 資源ごみ選別・減容事業	清掃センター	事業概要	びん、缶・金属およびペットボトルを選別・減容することにより資源の有効利用の促進およびリサイクルの推進を図る。
			取組内容	びんは4色に分類後、カレット状にして、缶・金属は手選別後、スチール缶とアルミ缶に分け圧縮成形して、各々独自ルートでリサイクル。ペットボトルは圧縮梱包後、分別基準適合物として公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引渡しリサイクルしている。
	主施策コード 1432200301 プラスチック製容器包装分別処理事業	清掃センター	事業概要	分別収集している容器包装プラスチックを「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の分別基準適合物としてリサイクルする。
			取組内容	容器包装プラスチックの資源化事業を民間に委託し、選別・圧縮・梱包を行い分別基準適合物としたうえで公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引渡しリサイクルしている。
	主施策コード 1431000401 ごみの散乱防止事業	清掃センター	事業概要	県条例で規定された清掃基準日（5月30日・7月1日・12月1日）の前後において市民・企業等が参加する環境美化活動を県と共催する。さらに河川沿いなどにおける不法投棄パトロールを実施する。その他監視員8人で不法投棄の監視と巡回パトロールを実施する。
			取組内容	今年度の環境美化活動では、「ごみゼロ大作戦」は約520人の参加が、「びわ湖の日」は、24時間テレビ「愛は地球を救う」との協賛により県内外から約2300人の参加が、「環境美化の日」では562人の参加があった。また、不法投棄監視員や職員において、適宜パトロールを実施しているほか、監視カメラや防止看板を設置するなど不法投棄の防止対策に取り組んでいる。
	主施策コード 1432200201 ごみ収集事業	清掃センター	事業概要	家庭から生じる一般廃棄物の収集・運搬および粗大ごみの有料戸別収集に要する経費ならびに使用済み乾電池の処理事業や自治会のごみ集積所の設置費用に対する補助を実施している。
			取組内容	直営によるごみ収集のほか、資源ごみ（ビン、缶金属類、ペットボトル）およびごみ収集業務の一部を民間委託している。さらに、ごみ減量化を推進するため、ペットボトル回収ボックスの設置や古紙・衣類等の行政回収を実施している。

関連する主要事業	主施策コード	1431000101	生活環境課	事業概要	生ごみは有機肥料として土へ還すことのできる貴重な「資源」であり、資源循環を行うことによりごみ全体の減量化にもつながるという観点から、家庭から排出される生ごみについて、その排出から再利用までの循環システムを構築する。
	地域循環型生活推進事業			取組内容	生ごみ処理機の購入に対する補助金の交付や市内２箇所で大型生ごみ処理機の維持管理を自治会へ委託するとともに、市内３団体に簡易生ごみ処理普及事業を委託することで生ごみの減量に努めた。
	主施策コード	1432100101	生活環境課	事業概要	市民自らが行う資源循環型社会構築の手段としての新聞紙等の集団回収をはじめとしたリサイクル活動、容器包装リサイクルにかかる紙類の資源リサイクルを推進、廃棄物の減量、資源化の意識付けを行う。
	リサイクル推進事業			取組内容	市民の廃棄物減量と資源化の意識高揚を目的とした古紙や衣類の集団回収に対する奨励金の交付および古紙・衣類の行政回収を実施した。
	主施策コード	1434000101	生活環境課	事業概要	市民の健康で快適な生活を維持するため、し尿収集運搬業務を（財）彦根市事業公社へ委託する。
	し尿処理事業			取組内容	毎月、定期収集と臨時収集と合わせて約2,300件の収集業務を委託した。
	主施策コード	1434000201	生活環境課	事業概要	生活雑排水を適正に処理し、生活環境の悪化と公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道の整備が当分の間見込まれない区域での合併処理浄化槽の設置を積極的に推進する。また、既設の浄化槽の適正な維持管理を指導する。
	浄化槽対策事業			取組内容	浄化槽設置補助　下水道が７年以上整備されない区域に合併処理浄化槽を設置する者に対し補助を行なう。 既設単独浄化槽撤去補助　下水道が７年以上整備されない区域で既設単独浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する者に対し補助を行なう。
	主施策コード	1434000401	生活環境課	事業概要	し尿収集申し込みの受付および手数料の徴収を行う。また、現年分の滞納者に督促状および催告書の発送する。さらに、過年度分滞納者に対し、戸別訪問徴収、法的措置を含めた滞納整理事務を行う。
	し尿処理手数料収納事業			取組内容	過年度分滞納者に対しては、嘱託徴収員による継続的な戸別訪問の実施や、職員による戸別訪問および電話催告の定期的な実施によって、慢性的な滞納の解消に努めた。また、現年分の滞納について、督促状および催告書を発送し、滞納を早期に解決することで収納率向上を図った。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　小椋　清和

コード	211	章	1 文化・文化財	政策	(1)文化・芸術の振興

施策名	①文化・芸術の振興	所管部署	部(局)名	教育部	課名	文化振興室

施策の概要

現状と課題	○文化・芸術に対する関心が、ライフスタイルの変化や団塊世代の退職などの社会状況のもとで、高まってきています。一方、地域・経済の振興や健康・福祉の増進などとの関わりからも、文化振興の必要性が求められています。 ○ 文化振興に関する基本方針を定め、市民の主体的な文化芸術活動が活発に行われるような事業に取り組み、その主要な場となっている文化施設の機能を充実させ、市民にとって使いやすい施設整備に努める必要があります。 ○ 彦根の文化に多大な功績を残した井伊直弼、舟橋聖一および日下部鳴鶴などの歴史的な文化芸術と現在の市民が中心となった文化芸術が融合した新たな文化を創出する必要があります。 ○ 子どもたちが文化芸術に触れる機会が少ないことから、次世代への文化芸術の浸透を図る必要があります。 ○ 舟橋文学賞により、引き続き、文化の香り高い彦根市を全国へ発信していき、市内外の青少年の読書創作活動を振興する必要があります。また、市史編さん関連資料等を整理・保存し、市内外に公開する必要があります。
めざす成果	◆ 伝統文化の継承と発展や市民の主体的な文化芸術活動の支援、文化の発信に取り組むことにより、“彦根らしい”新たな文化を創出し、市民の文化資質が向上され、地域への誇りと愛着がより一層高まることをめざします。 ◆ 市民の文化・芸術活動が社会的に評価され、文化芸術活動が社会で喜ばれる場づくりが進むことをめざします。 ◆ 子どもたちをはじめ市民が、文化芸術に触れ交流を広げることで、文化芸術活動の振興と文化をリードする人材が育成されることをめざします。 ◆ ひこね市文化プラザ等の文化施設の機能の充実と地域性や市民ニーズ等を踏まえた魅力ある自主事業の実施により、市民が親しみやすく利用しやすい施設になることをめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	文化芸術環境の整備	(1)	—	文化芸術振興の拠点機能を充実させるため、ひこね市文化プラザにおいて、指定管理者によるコンサートや演劇公演など一般鑑賞型事業の他、市民大学講座や歴史手習塾、生涯学習型事業を展開するとともに、市民が利用しやすい施設の管理運営に努めた。また、地域活動や地域文化を醸成するため、みずほ文化センターにおいては、自主事業を実施するとともに、高宮地域センターにおいては、サークル活動などへの支援に努めた。
2	市民の主体的な文化芸術活動の推進	(1)	—	文化芸術団体等が日頃の文化芸術活動の成果を発表し、市民が鑑賞できる機会を提供するため、文化祭や市民文芸作品募集、美術展覧会、直弼杯囲碁・将棋大会、プラザフェスティバルを開催した。さらに、ひこね市文化プラザ指定管理者においては、市民による第九演奏会やオペラ物知講座、ダンスインテンシブの他、地元ゆかりのアーティストによる演奏会などに対し、積極的な支援・協力が行われた。 また、舟橋文学賞においては、第7回文学賞･第25回青年文学賞･第28回文学奨励賞を選考し、授賞者を決定。受賞作の新聞掲載を行い、授賞式当日に舟橋聖一文学賞受賞者から自らの体験を通じて,次代を担う各受賞者に対し、文学について語っていただくことにより、青少年読書創作活動の一助とした。
3	収集資料の整理・保存・公開	(1)	—	市立図書館の資料収集要領では、彦根市および隣接する地域(旧彦根藩領域)に関する資料を優先して収集するとしており、自治会などで刊行される郷土史なども収集し、整理･保存・提供している。 また、所蔵している一部の絵図をデジタル化し、館内で公開し利用者に提供している。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	—

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
美術展覧会出品数	件数	文化振興室	目　標	－	－	510	510	510	510
			現在値	487	502	464	447		
春・秋市文化祭協賛行事数	件数	文化振興室	目　標	－	－	80	80	80	80
			現在値	63	73	70	61		

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
■予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
美術展覧会出品数、文化祭協賛事業数とも、わずかに減少した。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 2112000101	文化振興室	事業概要	文化芸術団体等が日頃の活動成果を発表し、市民に鑑賞する機会を提供するため、各種事業を開催するとともに、文化芸術の振興を図るため、市内の文化芸術団体等の活動に支援を行う。
文化振興事業		取組内容	文化祭や市民文芸作品募集、美術展覧会、直弼杯囲碁・将棋大会、プラザフェスティバルの開催

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 市民の文化芸術活動による特色のある地域文化の創造が地域に誇りと愛着を持つ契機となり、市民の主体的で多様な地域づくりを支える力となる。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 今日の社会情勢や生活様式の変化に伴い、心の豊かさやゆとりを求める傾向が強まり、市民の文化芸術への関心が高まってきており、市民が日頃の創作活動の成果を発表し、誰もが文化芸術に触れる機会として、美術展覧会や文化祭の開催、市民文芸作品の募集など公募制の事業の充実が必要である。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 市民の自主的な活動を促進するためには、作品を公募する展覧会や各団体等が自主開催する事業を広く募る文化祭などの事業を充実させることが望ましいと考えられる。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 市民が日頃の創作活動の成果を発表し、誰もが文化芸術に触れる機会を提供するとともに、文化芸術団体の育成を図ることは、文化振興施策として重要である。
今後の施策の展開方法	市民の自主的な創作活動を促進するため、伝統ある美術展覧会や文化祭、市民文芸作品募集などの事業を継続して実施していく。 継続実施にあたっては、美術展覧会への出品数や市民文芸作品の応募点数、文化祭協賛事業数が増加するよう、ＰＲや情報発信に努めるとともに、鑑賞・観覧されることで、より創作意欲が高まるよう、美術展覧会等への来場者の増加を目指し事業内容の充実を図る。 舟橋聖一顕彰文学賞事業については、引き続き、より多くの方々から文学作品を応募いただくために、効果的なＰＲを行い続けることが必要となる。		

	事務事業名および担当課				
関連する主要事業	主施策コード	2112000101	文化振興室	事業概要	文化芸術団体等が日頃の活動成果を発表し、市民に鑑賞する機会を提供するため、各種事業を開催するとともに、文化芸術の振興を図るため、市内の文化芸術団体等の活動に支援を行う。
	文化振興事業			取組内容	文化祭や市民文芸作品募集、美術展覧会、直弼杯囲碁・将棋大会、プラザフェスティバルの開催
	主施策コード	2112000401	文化振興室	事業概要	子どもたちの文化芸術活動への参加を促進し、将来の文化芸術活動を担う人材を育成するため、ひこね子ども文芸作品の募集を行うとともに、日頃から文化芸術活動に熱心に取り組む子どもたちの努力と栄誉を称え表彰する。
	子ども文化芸術奨励事業			取組内容	ひこね子ども文芸作品（４部門）の募集・選定および表彰、夏休み文芸ワークショップの開催、ひこにゃん子ども文化芸術大賞等の選定および表彰
	主施策コード	2111000401	文化振興室	事業概要	指定管理者による効率的な施設の管理運営を行うとともに、自主事業や貸館による利用率の向上と市民が利用しやすい文化芸術振興の拠点施設としての機能の充実を図る。
	ひこね市文化プラザ管理運営事業			取組内容	各ホールや会議室等の施設や、備品、植栽も含めた設備の効率的かつ適切な管理を行うとともに、施設機能を活かしたコンサート等の一般鑑賞型事業やセミナー等の生涯学習型事業を開催。
	主施策コード	2112000301	図書館	事業概要	舟橋文学賞は、基準日から概ね前1年間に刊行された文芸作品の中から舟橋文学の世界に通ずる優れた文芸作品を選考し、賞を贈る。舟橋顕彰文学賞は全国の青年や小・中学生・高校生を対象に作品を募集・選考し、賞を贈る。11月上旬に授賞式を開催。
	舟橋聖一文学賞・舟橋聖一顕彰文学賞事業			取組内容	舟橋顕彰文学賞の募集について、図書館や各学校にﾎﾟｽﾀｰやﾁﾗｼを送付するとともに、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞや公募雑誌に掲載するなどの募集を行う。予備選考会から本選考会を経て授賞者を決定。「彦根ｷｬｯｽﾙﾎﾃﾙ」にて、授賞式を開催。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　廣田　進彦

コード	221	章	2　文化・文化財	政策	(2)歴史まちづくりの推進

施策名	①歴史まちづくりの推進	所管部署	部(局)名	都市建設部	課名	都市計画課

施策の概要

現状と課題	○ 彦根では、伝統産業、伝統行事および伝統芸能などの市民の活動が現在も引き継がれており、歴史上価値の高い建造物(歴史的建造物)と周辺の市街地とが一体となって、風情のあるきわめて良好な市街地の環境(歴史的風致)が今も維持されてきた。しかし、都市化とともに価値観の多様化や歴史的建造物所有者の高齢化等の問題により急速に失われつつあります。 ○ 歴史的風致を維持向上させるため、平成20年度(2008年度)に彦根市歴史的風致維持向上計画(歴史まちづくり計画)を策定し、国の認定を受け、歴史まちづくりに着手したところです。計画期間は平成20年度(2008年度)から平成29年度(2017年度)の10年間です。 ○ 歴史的なまちなみが残る地域では、歴史的風致を維持向上させるため、地域の実情に応じた固有のまちづくり計画を策定する必要があります。 ○ 歴史的建造物に対する市民の関心が高まり、まちなみや周辺環境も含めた保存整備が求められています。 ○ 城下町を中心とした重点区域は、彦根の中心市街地でもあり、経済活動が進展することによって、歴史的風致の風化や滅失の可能性があります。
めざす成果	◆ 歴史まちづくりを実施することにより、市民の誇りとなるまちを実現することをめざします。 ◆ 歴史的建造物の多くは、良好な歴史的風致を形成しており、歴史的風致形成建造物の指定とその保存修理を行うことによって、貴重な歴史的風致が良好な形で後世に伝わることをめざします。 ◆ 歴史まちづくりを推進することにより、彦根の魅力を高め、ひいては観光客が増加することをめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	歴史的建造物の保存と活用	(1)	—	□歴史的風致維持向上計画の進行管理 ①歴史的風致形成建造物（辻番所ほか１棟）の保存修理工事の完了 ②特別史跡彦根城跡（石垣）および名勝玄宮楽々園（地震の間他・護岸）の保存修理工事 ③金亀会館の移築復元に向けた調査検討
2	道路・駐車場・駐輪場の整備	(1)	—	□歴史的風位維持向上計画の進行管理 ①自転車エコステーション設置（辻番所） ②公共サインの整備に向けての検討 ③屋外広告物ガイドラインの検討
3	地域まちづくり計画の策定	(1)	—	①芹橋二丁目のまちづくりの推進に向けて助言 ②本町二丁目のまちづくりの推進に向けて助言

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	彦根市歴史的風致維持向上計画 (H20～H29年度)

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歴史的風致形成建造物の指定件数	件	都市計画課	目　標	－	－	12	14	16	17
			現在値	6	12	12	12		
歴史まちづくりを実現する市民活動団体の数	団体	都市計画課	目　標	－	－	12	12	12	12
			現在値	7	10	12	13		

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
■予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
彦根の城下町の風情や暮らしを色濃く残している地域では、昔ながらの路地によるまちなみが残っているが、住民の高齢化や防災等の課題も多く若者世代のまちばなれが進行している。また、町屋など城下町の風情が残る建物の除却化や空家化が進行しており、その対策が課題となっている。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード　2211000201	都市計画課	事業概要	「彦根市歴史的風致維持向上計画」の推進により、良好な市街地環境と個性豊かな地域社会の実現と本市の健全な発展および文化の維持向上に寄与する。
歴史まちづくり事業		取組内容	地域まちづくり計画の策定に係る地元支援　１団体 公共サイン整備計画検討委託　１件

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 先人から受け継いだ歴史的風致は、周辺の建造物とともに本市の特徴ある風情であることから、良好な形で歴史的環境を維持向上させ、後世に継承することは、彦根ならではの歴史的・文化的都市づくりに寄与するものである。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 地域の歴史文化によって形成されてきた歴史的風致が、都市化とともに価値観の多様化や所有者の高齢化等の問題から急速に失われつつある。しかし、歴史文化のコアとなる施設である貴重な歴史的建造物の保存活用を推進することによって、地域の歴史まちづくりに対する活動拠点の環境を整えることができる。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 「彦根市歴史的風致維持向上計画」の推進を図ることは、彦根ならではの歴史的・文化的都市づくりを目指した、文化・芸術の香り高いまちをつくることに効果的である。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 後世から引き継がれてきた歴史的建造物を適正に保存することに対して、多大な時間と費用が必要である。
今後の施策の展開方法	「歴史と伝統を生かし、文化の香り高いまち」を実現するための重要な施策であるとの認識のもと、「彦根市歴史的風致維持向上計画」に基づき、地域活動の拠点となる歴史的建造物の保存活用を推進、および、その周辺の良好な環境の維持・向上の推進に継続的に取り組む。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課				
	主施策コード	2211000201	都市計画課	事業概要	歴史まちづくり法に基づき認定を受けた「彦根市歴史的風致維持向上計画」の推進を図ることにより、歴史的風致を維持向上させ、個性豊かな地域社会の実現と本市の健全な発展および文化の向上に寄与する。
	歴史まちづくり事業			取組内容	地域まちづくり計画の策定に係る地元活動の支援　１団体 公共サイン整備に向けた検討　１件
	主施策コード	2213000401	文化財課	事業概要	城下町の随所に歴史的建造物や歴史的景観がその姿を留めており、文化財群として後世に残していくため、「彦根市歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史的なまちなみの保全と活用を図る。
	歴史まちづくり事業			取組内容	足軽組辻番所ほか１棟の保存修理工事の完成 金亀会館保存修理に向けた発掘調査の実施

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　西山　武

コード	231	章	2　文化・文化財	政策	(3)文化財の保存と活用

施策名	①文化財の保存と活用	所管部署	部(局)名	文化財部	課名	文化財課

施策の概要

現状と課題

○ 彦根は今日でも、先人達から受け継いだ豊かな文化財が存在します。しかし、それらの多くが今も市内に埋もれていると考えられ、廃棄や散逸を防ぎ、文化財として保存・活用していく必要がある。
○ 収集・収蔵している文化財の調査研究を進めるとともに、保存と活用を積極的に行う必要がある。
○ 特別史跡彦根城跡や名勝玄宮楽々園などの保存整備を進め、有効活用を図る必要がありますが、建造物の老朽化や石垣の崩落などが進んでいる。
○ 伝統的建造物群保存地区の指定など、地域において育まれた歴史的環境に応じた整備を進めていく必要がありますが、空家や居住者の高齢化など問題が山積している。
○ 地域に根ざした無形民俗文化財や伝統芸能を後世に継承していく必要がありますが、後継者が不足している。
○ 市内に存在する文化財への理解と認識を深めるため、展示や普及活動などの取組を進める必要がある。
○ 文化財の適切な保存、管理および活用を図るため、老朽化が顕著になっている彦根城博物館の施設や設備の計画的な整備や改修が必要である。
○ 新修彦根市史「通史編　現代」の発刊にむけ執筆者と今後とも継続して協議する必要がある。
○ 世界遺産暫定一覧表に記載されている彦根城を、世界遺産へ登録にむけた取組を推進していく必要がある。

めざす成果

◆ 先人達から受け継いだ文化財を次世代に継承し、市民が郷土への理解と愛着が深まることをめざす。
◆ 市内に散在する多様な文化財の寄贈・寄託を受けることで、文化財の保護と調査研究を図ることをめざす。
◆ 特別史跡彦根城跡や名勝玄宮楽々園など文化財の保存修理や整備を積極的に推進し、文化財を良好な形で後世に伝承することをめざす。
◆ 市民との協働により、歴史的な建造物や町なみを生かしたまちづくりをめざす。
◆ 彦根城博物館や開国記念館などの展示収蔵施設の整備や改修を進め、文化財の適切な保存と活用をめざす。
◆ 市史編さん事業を通じて、地域の歴史や文化に対する関心が高まることをめざす。
◆ 「彦根城」の世界遺産登録を推進し、彦根城が世界の宝として保護されることをめざす。

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	文化財の保存	(1)	—	・指定文化財の保存修理に対する補助 ・埋蔵文化財の発掘調査、未指定文化財の調査 ・市指定文化財の新規指定 ・民俗文化財の調査と収集 ・文化財パトロールの実施 ・歴史まちづくり事業に伴う市指定文化財の保存修理
2	特別史跡および名勝の保存整備	(1)	—	・特別史跡彦根城跡での石垣保存修理工事の実施（天秤櫓上） ・名勝玄宮楽々園魚躍沼護岸の第2区保存修理工事および第3区測量と発掘調査の実施 ・楽々園地震の間棟ほか3棟保存整備工事（部分解体）の実施 ・特別史跡彦根城跡の公有地化（4筆、7,308.76㎡） ・特別史跡彦根城跡詳細測量（登り石垣）の実施
3	文化財の普及と活用	(1)	—	・城内にある全ての櫓の一般公開および文化財建造物の特別公開 ・文化財修理の現地見学会の開催 ・開国記念館の企画展示「佐和山城と石田三成」 ・歴史探索ウォーク、出前講座、文化財取扱講習会の開催 ・「マンガ彦根の歴史」の日本語版制作 ・エフエムひこね「わが町文化財情報」の放送

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	特別史跡彦根城跡保存管理計画(S59年度～) 特別史跡彦根城跡整備基本計画(H5年度～) 名勝玄宮楽々園整備基本計画(H8年度～) 名勝旧彦根藩松原下屋敷(お浜御殿) 庭園保存管理計画(H15年度～)

指標による評価

指標				目標および進捗状況					
指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
市指定文化財の件数	件	文化財課	目　標	－	－	80	83	86	89
			現在値	66	77	82	84		
出前講座の年間実施件数	件	文化財課 彦根城博物館 市史編さん室	目　標	－	－	－	－	－	60
			現在値	42	69	114	86		

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
■予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
・文化財の指定件数については、所有者の協力を得て、未指定文化財の調査を継続的に実施できており、指定に価する文化財については、順次指定を行っている。その結果、目標値を上回る件数を指定できている。
・出前講座については、自治会や地域の学習グループからの要請が多く定着化してつつあり、平成27年度の目標値を上回る実績となっている。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 2311000101	文化財課	事業概要	市内に豊富に存在する文化財への市民意識の高揚を図り、文化財保護や地域文化に対する理解を高める取組を実施する。
文化財保護事業		取組内容	・未指定文化財および指定文化財調査　9件 ・出前講座の開催　86回

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 本市は、悠久の歴史の中で形造られてきた貴重な歴史文化遺産を数多く有するまちであり、彦根城をはじめとする歴史文化遺産を適切に保存・整備・活用することは魅力と個性あるまちづくりを進める上で重要であり、貢献度の高い施策である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 市民から自発的に「文化財出前講座」や歴史に関する各種講座開催依頼があり、彦根城をはじめとして、彦根の歴史や文化財に対する市民の関心は高いことから、市民ニーズに合致した施策である。また、特別史跡彦根城跡は、日本でも数少ない保存状態のよい近世城郭であり、正しく護り伝え、彦根城を見たいという市内外の方々からの需要に応じた施策である。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 彦根城をはじめとする文化財の保存・整備・活用は、専門的な知識を必要とし、文化財を正しく護り伝えていくためには、市が中心となって事業を実施すべきである。また、「文化財出前講座」においては、専門的な知識を有したものが、日頃の研究成果等を踏まえ、地域に出向いて地域の歴史を語ることは、地域住民が地元に愛着を持つことから効果的な手段である。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 文化財の保存・整備・活用を行うためには、専門的な技術や経験が必要であり、多くの時間と経費がかかることから、費用対効果や効率性が高いとは言い難いものの、文化財が持つ本来的な価値を保つためには、これらの取組みは欠かすことはできないものである。今後とも国・県補助金の確保に努めるとともに、計画的・効果的な保存整備や公有地化等を図る必要がある。
今後の施策の展開方法	近年、歴史や文化財に対する関心が高くなっており、本市の魅力と個性あるまちづくりを進める上で、本施策は欠かすことのできない施策であり、今後とも継続していく必要がある。 文化財の保護に関しては、行政の活動だけでは効果が小さく、所有者である市民や地域の方々の理解と協力が不可欠である。そのため、文化財の調査研究を進めるとともに、その成果についての展示等を行うことで活用し、所有者をはじめとして市民に対して積極的な普及啓発を行っていく。 特別史跡彦根城跡については、今後の保存と整備に向けた計画の見直しを実施し、文化財としての価値を更に高めるための取組みを推進するとともに、名勝庭園も含め保存修理を継続して行い、後世に良好な形で残していく。また、歴史まちづくりや文化的景観、伝統的建造物群保存地区の取組を進め、点在する文化財を文化財群としてとらえて、ハード面だけでなく、そこに生活する人々の生業も含めて本市がもつ歴史資産に位置づけていく。		

	事務事業名および担当課				
関連する主要事業	主施策コード	2311000501	彦根城世界遺産登録推進室	事業概要	・彦根城世界遺産登録推進委員会および同ワーキング会議の開催 ・(仮称)国宝四城世界遺産登録推進会議準備会の開催
	世界遺産登録推進事業			取組内容	・彦根城世界遺産登録推進委員会　1回開催 ・(仮称)国宝四城世界遺産登録推進会議準備会　3回開催、ワーキング会議　2回開催
	主施策コード	2311000301	文化財課	事業概要	・範囲確認調査・個人住宅発掘調査 ・特別史跡彦根城跡詳細測量調査・清涼寺井伊家墓所詳細測量調査 ・藩校弘道館発掘調査
	埋蔵文化財 緊急発掘調査事業			取組内容	・本調査5件、試掘45件、立会62件 ・彦根城の特徴である登り石垣1箇所の詳細測量・佐和山城跡の発掘調査 ・井伊家墓所の破損した石垣の平面測量（175㎡）・藩校跡地の発掘調査
	主施策コード	2312000201	文化財課	事業概要	「名勝玄宮楽々園整備基本計画」に基づき、歴史的建造物の保存修理を行うとともに、玄宮園の池護岸の保存修理工事を行う。
	名勝「玄宮楽々園」 保存整備事業			取組内容	・楽々園地震の間棟ほか3棟保存修理工事（部分解体） ・玄宮園魚躍沼護岸保存修理工事（第2区）、発掘調査（第3区）
	主施策コード	2312000401	文化財課	事業概要	「特別史跡彦根城跡整備基本計画」に基づき、石垣の保存修理を行う。
	特別史跡「彦根城跡」 保存整備事業（補助）			取組内容	・石垣保存修理工事の実施（天秤櫓上） ・水手御門虎口測量調査および発掘調査
	主施策コード	2313000101	市史編さん室	事業概要	・編さん委員会、編集委員会を開催する。
	『新修彦根市史』編さん事業			取組内容	「通史編　現代」を刊行せずに新修彦根市史編さん事業を終了することになったため、編さん委員会、編集委員会を開催しなかった。
	主施策コード	2313000201	市史編さん室	事業概要	市史編さんの過程で収集した歴史資料を市史の執筆資料として整理するとともに、彦根市の歴史的資産として後世に伝えるため、記録保存する。
	歴史資料収集保存事業			取組内容	新聞記事の収集など、彦根市域に関する史料の収集を進め、データベースを作成した。

関連する主要事業	主施策コード	2313000701	市史編さん室	事業概要	歴史講座や史料展を開催する。
	歴史資料活用事業			取組内容	「市史を読む会」を8回開催したほか、写真パネル展（渋谷博のカメラアイ）を4会場で開催した。
	主施策コード	2313001101	市史編さん室	事業概要	新修彦根市史編さん大綱に基づき、刊行を進め、市史・地図集等の販売を行う。
	『新修彦根市史』刊行事業			取組内容	「通史編　現代」の刊行問題について協議を行った。市史・地図集の販売について、学術雑誌への広告掲載、書店組合への販売委託などにより促進した。
	主施策コード	2311001301	彦根城博物館	事業概要	博物館資料のうち、劣化損傷により展示が困難もしくは危険な状態で修理を必要とする作品の保存修理を実施する。平成23年度からは、質・量ともに日本屈指のコレクションである雅楽器の修理を行っている。
	博物館資料修理事業			取組内容	箏1面、竜笛2管、篳篥1管の修理を委託実施した。
	主施策コード	2311001501	彦根城博物館	事業概要	重要文化財「彦根藩井伊家文書」のうち損傷程度が高く、保存および活用に支障を来している資料を、国庫補助金を受けて保存修理を行う。（平成20年度～25年度）第2期保存修理計画に基づき、41点を修理した。
	井伊家文書保存修理事業			取組内容	江戸幕府老中奉書44点の保存修理を実施した。
	主施策コード	2313000301	彦根城博物館	事業概要	市民が博物館に親しみ、博物館資料や日本の美術・歴史へ関心が高まるよう講座等を開催し、印刷物を発行する。
	博物館普及活動事業			取組内容	学芸員による講座・教室・ギャラリートーク・キッズサマースクール博物館体験等を開催するとともに、広報誌「博物館だより」を発行した。また、井伊直弼の人物像をまとめた図録『直弼のこころ』を発行した。
	主施策コード	2313001201	彦根城博物館	事業概要	市民や彦根を訪れる人々を対象に、彦根や近江をキーワードとした美術や歴史に触れ親しみ学ぶ機会を提供するために、展示室1（規模に応じて展示室1・2）を会場に展覧会を開催する。なお、この中で、人権をテーマとする展覧会を2、3年に一度行う。
	博物館テーマ展Ⅱ開催事業			取組内容	美術シリーズ「近江と能－霊場・名所・物語－」を開催し、図録を作成した。 歴史シリーズ「彦根藩筆頭家老・木俣清左衛門家資料」を開催し、図録を作成した。
	主施策コード	2313002001	彦根城博物館	事業概要	夏休み期間中に小学生（5・6年生）を対象として、「狂言教室」を開催し、高度な体験学習機会の提供を行う。
	夏休み子ども狂言教室開催事業			取組内容	夏休み子ども狂言教室の開催。 ＊狂言の所作・実技を基本から学び、博物館の能舞台で発表。 ＊全７日間　＊講師：和泉流狂言師

平成25年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　小椋　清和

コード	411	章	4　生涯学習・産業	政策	(1)生涯学習・生涯スポーツの充実
施策名	①生涯学習の推進	所管部署	部(局)名	教育部	課名　生涯学習課

施策の概要		
現状と課題	○国際化や情報化、少子高齢化が進み、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化する中で、市民の学習ニーズは、多様化、高度化しています。 ○市民の生涯にわたる多様な学習ニーズに応え、学習活動を積極的に支援するため、幅広い学習情報の収集、提供に努める必要があります。 ○公民館や図書館など社会教育施設はもとより、あらゆる公的施設についても相互の情報共有を図るとともに、学校、家庭、地域および関係諸機関が一体となった特色のある生涯学習のまちづくりを進める必要があります。 ○学んだ成果が地域づくりなどに生かせるように、市民活動への支援や環境づくりを推進する必要があります。 ○近年、科学に対する児童・生徒の興味・関心が低く、また、日常生活において必要と思われる基礎的な科学知識を持たない人が増えてきている現状を踏まえ、地域に根付いた科学教育環境の提供とそれを支える指導者の育成が必要です。	
めざす成果	◆市民一人ひとりが、それぞれのニーズにあった学習を継続することで、精神面での豊かさを得られるとともに、習得した知識や技術を日常生活の様々な場面で生かすことで、生きがいを見出されることをめざします。 ◆知識や技術が社会に還元され、生かされることで、地域全体の教育力が持続的に向上するとともに、このことがまた、個人の学習意欲や活動を活性化するといった、「知の循環」が構築されることをめざします。	

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	生涯学習体制の基盤整備			公民館や図書館などの社会教育施設が連携しながら、市民の学習活動を支援した。また、豊富な知識や技能、経験等を身につけた人材を幅広く発掘し、その情報を提供することにより、本市の生涯学習の振興と地域社会の活性化を図ることを目的として、「ひこね生涯学習人材バンク」を設置した。さらに、学んだ成果が、地域づくりなどに生かせるように、学校、家庭、地域および関係諸機関が一体となり、学校支援地域本部事業を推進した。
2	生涯学習機会の充実			地域に根づいた科学教育環境の提供と、それを支える指導者育成等のため、彦根市サイエンス・ラボを活動拠点とした彦根市サイエンスプロジェクトを実施し、ロボットやパソコンを使用した社会人向けや子ども向け講座を開催した。また、市民全体の生涯学習社会の実現と地域の教育力向上を目指し、体系的な生涯学習大学である淡海生涯カレッジを開設している。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	―

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
学習の成果を今後の地域活動等に生かそうと思う人の割合	%	生涯学習課	目　標	－	－	58	62	66	70
			現在値	―	53	59	64		

【進捗状況の評価】

□予定より進んでいる

■予定どおり進んでいる

□予定より遅れている

□予定より著しく遅れている

□ほとんど進んでいない

【理由等】

サイエンスプロジェクトについては、この事業で学んだ社会人が、子どもたちを支える指導者として「彦根ノード」を立ち上げ、学習の成果を還元している。

また、淡海生涯カレッジは、多様な学習の場を提供しているが、受講生の一部は、受講後、学びの成果を生かす場として、健康推進委員をはじめ、ニュースポーツサークルへの参加、カレッジオブザーバーなどとして活動している。

さらに、学校支援地域本部事業では、地域の方々が、ゲストティーチャーや学習補助、図書館や読み聞かせ等の学校支援に関わっていただくなど、ボランティアの人数が増えてきている。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 41120002 湖東定住自立圏　彦根市サイエンスプロジェクト推進事業	生涯学習課	事業概要	平成21年度から、地域に根づいた科学教育環境の提供と、それを支える指導者育成を目的に、彦根市サイエンス・ラボを活動拠点として、社会人向け講座や子ども向け講座を開催する、彦根市サイエンスプロジェクトを実施している。
		取組内容	自律型ロボット研究室(子ども向け)や指導者育成講座(社会人向け)の開催、サッカーロボット対決ひこにゃんカップやロボカップジュニア彦根ノード大会を開催する。また、彦根市サイエンスプロジェクト活動拠点施設(彦根市サイエンス・ラボ)を開設し、様々な講座の開催や情報交換、ロボット競技の練習の場としている。
主施策コード 41100001 生涯学習推進事業	生涯学習課	事業概要	市民全体の生涯学習社会の実現と地域の教育力向上を目指し、体系的な生涯学習大学である淡海生涯カレッジを開設する。問題発見から理論学習まで多様な学習の場を提供している。
		取組内容	問題発見講座、実験・実習講座、理論学習講座の連続した講座を開設し、公民館、男女共同参画センターウィズ、彦根城博物館、県立高校、県立大学等の様々な施設での学習を提供した。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 淡海生涯カレッジは、公共機関などでの日常的な学習から、高等学校での体験的な学習、大学などでの専門的な学習を組み合わせて学ぶ、地域を一つのキャンパスにした学習の場であり、体系的な知識と経験を得ることが出来る。 また、彦根市サイエンスプロジェクトの推進は、子どもたちへの科学を学ぶ機会の提供や大人へのＩＴスキル習得の機会につながり、有効性のある事業となっている。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 毎年、健康等をテーマに開催する淡海生涯カレッジは、地域に存在する多様な学習機関の連携を深め、公共施設等での体験的な学習から、大学などを利用した高度な学習を組み合わせて学ぶ「地域の大学」であり、そのニーズは高い。 理科に対する生徒・児童の興味・関心が低下している中、サイエンスプロジェクトを実施することにより、子どもたちの科学への好奇心や探究心を引き出し、ものづくりの楽しさを体験することは、教育界・産業界に寄与できる人材育成のため、必要である。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 淡海生涯カレッジは、地域の多様な学習機関の協力を得て、体験的な学習から高度な学習を組み合わせて学ぶ「地域の大学」であり、効果的な事業である。 また、彦根市サイエンスプロジェクトは、子どもにものづくりの楽しさや科学への好奇心を育むために開催しており、ロボカップジュニアの世界大会や5年連続で全国大会に出場チームを輩出しているなど短期的な成果もあげている。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 サイエンスプロジェクトについては、この事業で学んだ社会人が、子どもたちを支える指導者として「彦根ノード」を立ち上げ、学習の成果を還元している。なお、人材育成という観点においては、その評価を短期的なスパンで考えることは難しい。 淡海生涯カレッジの卒業生の一部は、受講後、カレッジオブザーバーとして、当事業に関わっていただくなど、効率的な事業運営がなされている。
今後の施策の展開方法	公民館や図書館などの社会教育施設が相互に連携しながら、市民一人ひとりのニーズにあった学習活動を支援していくとともに、学んだ成果が、地域づくりなどに生かせるように、学校、家庭、地域および関係諸機関が一体となり、学校支援地域本部事業や地域でのサークル活動など、地域の方々の活躍の場所の提供や環境づくりを推進していく。 また、彦根市サイエンスプロジェクト推進事業については、地域に根付いた科学教育環境の提供やそのための指導者の育成を行うため、自立型サッカーロボット研究室や基礎ＩＴスキル講座等の開催など、彦根市サイエンス・ラボを拠点とした地域の中での取り組みを推進していく。また、ロボカップジュニア大会への参加やそれに向けての教室等を通して、子どもにものづくりの楽しさや科学への好奇心を育むための取り組みを引続き推進していく。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード 5143000101 学校支援地域本部事業	生涯学習課	事業概要	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員の子どもと向き合う時間の増加、地域住民等の学習成果の活用機会の拡充および地域の教育力の向上を図ることを目的として実施している。
			取組内容	具体的な支援の内容は、授業等の学習補助、教職員の業務補助、部活動の指導補助、学校行事への支援、学校環境の整備作業の支援、児童・生徒の登下校時の見守り・安全指導の支援、読書活動の支援等である。
	主施策コード 4112000201 湖東定住自立圏彦根市サイエンスプロジェクト推進事業	生涯学習課	事業概要	平成21年度から、地域に根づいた科学教育環境の提供と、それを支える指導者育成を目的に、彦根市サイエンス・ラボを活動拠点として、社会人向け講座や子ども向け講座を開催する、彦根市サイエンスプロジェクトを実施している。
			取組内容	自律型ロボット研究室(子ども向け)や指導者育成講座(社会人向け)の開催、サッカーロボット対決ひこにゃんカップやロボカップジュニア彦根ノード大会を開催する。また、彦根市サイエンスプロジェクト活動拠点施設(彦根市サイエンス・ラボ)を開設し、様々な講座の開催や情報交換、ロボット競技の練習の場としている。
	主施策コード 41100001 生涯学習推進事業	生涯学習課	事業概要	市民全体の生涯学習社会の実現と地域の教育力向上を目指し、体系的な生涯学習大学である淡海生涯カレッジを開設する。問題発見から理論学習まで多様な学習の場を提供している。
			取組内容	問題発見講座、実験・実習講座、理論学習講座の連続した講座を開設し、公民館、男女共同参画センターウィズ、彦根城博物館、県立高校、県立大学等の様々な施設での学習を提供した。

平成25年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　小椋　清和

コード	412	章	4　生涯学習・産業	政策	(1)生涯学習・生涯スポーツの充実
施策名	②社会教育の推進	所管部署	部(局)名	教育部	課名　生涯学習課

施策の概要		
現状と課題		○都市化、核家族化などによる地域社会の人間関係の希薄化は、地域や家庭の教育力を低下させ、いじめの問題や犯罪の低年齢化など、子どもたちの心の豊かさの欠如に起因する深刻な問題を引き起こしています。 ○社会状況が急激に変化する中、平成18年に教育基本法が改正され、また、これを受けて平成20年には社会教育法が改正され、学校や家庭、地域との連携・協力など社会全体で教育力の向上に努めていくことが明記されました。 ○生涯学習社会にあって、市民の学習ニーズはますます拡大、多様化していますが、社会教育施設の人的・量的な整備、充実は困難な状況が続いています。 ○社会教育の推進に当たっては、民間活力の導入の必要性が叫ばれていますが、本市においても平成20年度から、中地区公民館において指定管理者制度を導入し、施設の管理面や社会教育事業の展開において充実が図られています。 ○図書館は、市北部に位置しており、図書館から離れた地域へは移動図書館などによるサービスを展開しています。市民が身近に図書館を利用でき、専門的な調査などにも対応できる充実したサービスを行うためには、図書館サービス網を整備するとともに引き続き、図書資料および専門職員の充実を図る必要があります。
めざす成果		◆学習の場や機会を提供し、学習を支援することで、一人ひとりの豊かな人間形成がなされることをめざします。 ◆公民館を拠点に、住民相互がふれあい、地域の課題を発見し、学習の成果として地域課題を解決することで、地域全体の教育力が向上していくことをめざします。 ◆市民の生涯学習に必要な情報やサービスを提供し、日常生活や文化活動などを支援することにより、地域文化が活性化されることをめざします。

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	社会教育施設の整備・機能充実	(1)	公民館機能の充実	旭森地区公民館の空調取替工事や南地区公民館および鳥居本地区公民館の高圧電気設備改修工事等を行った。また、各公民館施設については築30年を経過するものも多く、老朽化が進んでいることから、公民館施設の安全面を重視し、積極的に修繕等を実施した。
		(2)	図書館サービスの充実	平成22年度から3年計画で図書費の増額を図り、新刊図書や雑誌タイトルを増やしてきた。また、湖東定住自立圏の形成に関する協定に基づき、愛荘町・豊郷町・甲良町多賀町と連携しながら1市4町で共同行事を開催するとともに、部会、分科会、館長会議を計16回開催し、公共図書館整備のあり方について検討を行った。
2	社会教育活動の促進	(1)	―	公民館では社会教育・福祉活動や地域住民の学習サークルに活動場所を提供している。また、図書館では、平成23年度4月から専門職（司書）を配置するとともに、湖東定住自立圏のネットワークの一つとして、1市4町の全図書館員を対象に合同で研修会を開催し、資質の向上に努めた。
実施期間	平成23年度～平成27年度			関連する個別計画　―

指標による評価				目標および進捗状況					
指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
公民館の利用者数	千人	生涯学習課	目　標	－	－	200	210	218	190
			現在値	186	190	177	185		
市民1人当たりの貸出冊数	冊	図書館	目　標	－	－	5.1	5.4	5.7	6.0
			現在値	4.7	4.9	5.3	5.2		

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
■予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
公民館については、住民ニーズに応じた講座内容の充実に努めており、サークル活動や社会教育等への活動場所の提供、さらには子育て支援や青少年支援の推進も図っており、今年度については利用者数が増加した。
図書館では、平成22年度から3年計画で資料費の増額を図っており、新刊書数を増やしたが、貸出冊数は前年度よりやや減少した。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード　41211003 公民館活動事業（東地区）	生涯学習課	事業概要	公民館は、日常生活圏における住民の身近な生涯学習の拠点として、地域文化の向上と住民相互の交流と連帯の輪を広げるため、各種講座等を積極的に開催し、地域に根ざした公民館活動を行う。
		取組内容	地域住民や時代のニーズに応じた講座等を開催し、地域住民のサークル活動や社会教育・福祉活動に活動場所の提供をしている。また、地域の公民館として、子育て支援や青少年育成の推進も図っている。
主施策コード　41212007 図書館サービスの充実推進事業	図書館	事業概要	湖東定住自立圏構想のもと図書館サービスの充実を図るため、資料費を増額し、新刊図書や雑誌タイトル数を増やす。
		取組内容	平成22年度から3カ年計画で順次資料費を増額し、全国の同規模図書館の平均を達成した。雑誌購入においても、3カ年でタイトル数を約75増やすことができた。また、情報と利用者をつなげる役割を果たすのに重要な図書館司書としての専門職採用を実施した。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 公民館や図書館において、各種学習機会の充実などにより、社会の課題についての市民の学びを支援している。また、生きがいのある生活、潤いのあるくらしを実現していくためには、常に新しい知識・技術を習得していくことが必要となってきており、社会教育の充実は重要である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 住民が自己実現や生活向上のために、自らの課題解決に向け学習を進める社会教育を柱とした生涯を通じた学習が尊ばれる環境を醸成していくことが必要となってきている。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 全市民を対象とする社会教育の場として、公民館、図書館それぞれの機能や活動の充実は必要である。さらに利用を促進するためには効果的な広報や情報提供を計る必要がある。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 公民館、図書館の各施設維持管理や図書、市長の充実には多額の経費を要する。施設の修繕や備品購入については、計画的な執行を行うとともに、事業の計画等については、民間の斬新なアイデアを取り入れるなど、費用対効果を高める工夫が必要である。
今後の施策の展開方法	本施策については、継続して取り組んでいくものの、施設の修繕や備品購入については一層計画的な執行に務めるとともに、社会情勢や市民のニーズ等を十分考慮した事業を企画する。また、図書館では新刊書や雑誌を増やすなどの資料の充実に努め、本市の図書館サービスを向上させるとともに、湖東定住自立圏構想のもと愛荘町･豊郷町･甲良町･多賀町の4町と連携を図りながらネットワークの構築と図書館整備の検討を進めていく。		

	事務事業名および担当課			
関連する主要事業	主施策コード 41211003 公民館活動事業（東地区）	生涯学習課	事業概要	公民館は、日常生活圏における住民の身近な生涯学習の拠点として、地域文化の向上と住民相互の交流と連帯の輪を広げるため、各種講座等を積極的に開催し、地域に根ざした公民館活動を行う。
			取組内容	地域住民や時代のニーズに応じた講座等を開催し、地域住民のサークル活動や社会教育・福祉教育に活動場所を提供している。また、地域の公民館として子育て支援や青少年育成の推進も図っている。
	主施策コード 41211005 公民館活動事業（西地区）	生涯学習課	事業概要	公民館は、日常生活圏における住民の身近な生涯学習の拠点として、地域文化の向上と住民相互の交流と連帯の輪を広げるため、各種講座等を積極的に開催し、地域に根ざした公民館活動を行う。
			取組内容	地域住民や時代のニーズに応じた講座等を開催し、地域住民のサークル活動や社会教育・福祉教育に活動場所を提供している。また、地域の公民館として子育て支援や青少年育成の推進も図っている。
	主施策コード 41211007 公民館活動事業（旭森地区）	生涯学習課	事業概要	公民館は、日常生活圏における住民の身近な生涯学習の拠点として、地域文化の向上と住民相互の交流と連帯の輪を広げるため、各種講座等を積極的に開催し、地域に根ざした公民館活動を行う。
			取組内容	地域住民や時代のニーズに応じた講座等を開催し、地域住民のサークル活動や社会教育・福祉教育に活動場所を提供している。また、地域の公民館として子育て支援や青少年育成の推進も図っている。
	主施策コード 41211009 公民館活動事業（河瀬地区）	生涯学習課	事業概要	公民館は、日常生活圏における住民の身近な生涯学習の拠点として、地域文化の向上と住民相互の交流と連帯の輪を広げるため、各種講座等を積極的に開催し、地域に根ざした公民館活動を行う。
			取組内容	地域住民や時代のニーズに応じた講座等を開催し、地域住民のサークル活動や社会教育・福祉教育に活動場所を提供している。また、地域の公民館として子育て支援や青少年育成の推進も図っている。
	主施策コード 41211016 公民館活動事業（鳥居本地区）	生涯学習課	事業概要	公民館は、日常生活圏における住民の身近な生涯学習の拠点として、地域文化の向上と住民相互の交流と連帯の輪を広げるため、各種講座等を積極的に開催し、地域に根ざした公民館活動を行う。
			取組内容	地域住民や時代のニーズに応じた講座等を開催し、地域住民のサークル活動や社会教育・福祉教育に活動場所を提供している。また、地域の公民館として子育て支援や青少年育成の推進も図っている。
	主施策コード 41211018 公民館活動事業（南地区）	生涯学習課	事業概要	公民館は、日常生活圏における住民の身近な生涯学習の拠点として、地域文化の向上と住民相互の交流と連帯の輪を広げるため、各種講座等を積極的に開催し、地域に根ざした公民館活動を行う。
			取組内容	地域住民や時代のニーズに応じた講座等を開催し、地域住民のサークル活動や社会教育・福祉教育に活動場所を提供している。また、地域の公民館として子育て支援や青少年育成の推進も図っている。

関連する主要事業	主施策コード	41211019	生涯学習課	事業概要	公民館は、日常生活圏における住民の身近な生涯学習の拠点として、地域文化の向上と住民相互の交流と連帯の輪を広げるため、各種講座等を積極的に開催し、地域に根ざした公民館活動を行う。
	公民館活動事業（稲枝地区）			取組内容	地域住民や時代のニーズに応じた講座等を開催し、地域住民のサークル活動や社会教育・福祉教育に活動場所を提供している。また、地域の公民館として子育て支援や青少年育成の推進も図っている。
	主施策コード	41211020	生涯学習課	事業概要	公民館は、日常生活圏における住民の身近な生涯学習の拠点として、地域文化の向上と住民相互の交流と連帯の輪を広げるため、各種講座等を積極的に開催し、地域に根ざした公民館活動を行う。
	公民館管理事業（中地区）			取組内容	地域住民や時代のニーズに応じた講座等を開催し、地域住民のサークル活動や社会教育・福祉教育に活動場所を提供している。また、地域の公民館として子育て支援や青少年育成の推進も図っている。
	主施策コード	41212002	図書館	事業概要	市民の知る自由や生涯学習を保障する場として、図書その他の資料を収集し、市民の求める資料を提供する。
	館内図書資料の整備・充実事業			取組内容	利用者からのリクエスト、蔵書構成、地域性や出版流通情報、社会情勢などを考慮しながら、週1回の間隔で選書会議を開催し、図書資料の受け入れを行っている。
	主施策コード	41212003	図書館	事業概要	本館から遠距離地域の市民の利便を図るため、移動図書館「たちばな号」による巡回や地域文庫の設置などにより図書館サービスを提供する。
	館外図書資料の整備・充実事業			取組内容	移動図書館「たちばな号」は、図書資料約3,000冊を積載し、市内52カ所のステーションを月1回巡回し図書館サービスを提供している。また、地域文庫は市内15カ所設置し、地域に密着した活動を行っている。
	主施策コード	41212004	図書館	事業概要	館内奉仕活動および館外奉仕活動の充実。
	図書館サービスの向上事業			取組内容	利用者の定着を図るために、定例の「おはなし会」などの行事を開催するとともに、関係団体と共催でロビーコンサートを行うなど新たな利用者の拡大も図った。
	主施策コード	41212005	図書館	事業概要	時代の要請に基づいて必要とする視聴覚教育は、視覚と聴覚に訴える学習をより東夷にかつ確実にするもので、図書と並んで必要不可欠のものである。図書資料とは別に整理・保存し貸し出しの用に供している。
	視聴覚資料の整備・充実事業			取組内容	法に基づき彦根市視聴覚ライブラリーを設置し、視聴覚機材および資料の保管と貸出しを行っている。25年度は市民から要望が高かったプロジェクターを購入し、市民の活用に備えている。
	主施策コード	41212007	図書館	事業概要	湖東定住自立圏構想のもと、図書館サービスの充実を図るため、資料費を増額し、新刊図書や雑誌タイトル数を増やす。
	図書館サービスの充実推進事業			取組内容	平成22年度から3カ年計画で順次資料費を増額し、全国の同規模図書館の平均を達成した。雑誌購入においても、3カ年でタイトル数を約75増やすことができた。また、情報と利用者をつなげる役割を果たすのに重要な図書館司書としての専門職採用を実施した。
	主施策コード	41212014	図書館	事業概要	湖東定住自立圏の形成に関する協定に基づき、本市の図書館サービスを向上させるとともに、湖東圏域の拠点となる図書館の整備を検討する。また、愛荘町･豊郷町･甲良町･多賀町の4町と連携を図りながら、ﾈｯﾄﾜｰｸを構築する。
	図書館整備およびネットワーク構築推進事業			取組内容	図書館整備の検討および図書館ネットワーク構築のため、図書館部会・分科会をはじめ、館長会議を開催。また、圏域内職員の合同研修会を開催した。
	主施策コード	41220002	生涯学習課	事業概要	地域全体で子どもを育む環境を整備するため、土曜・日曜日や放課後の時間帯に地域の集会所・ 公民館・学校等を会場にして、地域の人材を指導員として配置し、スポーツ・文化自然体験等を通して子どもの居場所づくりを進める。
	地域子ども教室推進事業			取組内容	市内10か所（稲枝西・旭森地区・河瀬地区・高宮・中地区・稲枝地区・西地区・東地区・鳥居本地区・南地区）で主に休日において、地域の人材を指導者に、スポーツ・文化・自然体験活動を通しての子どもの居場所づくりに努めた。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　小椋　清和

コード	413	章	4　生涯学習・産業	政策	(1)生涯学習・生涯スポーツの充実

施策名	③生涯スポーツの推進	所管部署	部(局)名	教育部	課名	保健体育課

施策の概要

現状と課題	○近年、少子高齢化や核家族化が進むとともに、インターネットの普及や車社会の進展などから社会生活における利便性が追求され、日常生活でのコミュニケーションや体を動かすことの不足を感じている人が多く見られます。 ○団塊の世代と言われる人々が退職の時期を迎えるとともに、生活習慣病予防の啓発等が進んできていることなどから、幅広い年代において健康志向が高まりを見せており、生涯を通じて心と体の健康を保持増進するため、スポーツ活動に対する関心や欲求がこれまで以上に高くなっています。 ○スポーツ活動に対するニーズは、競技志向的なものから、家族や地域のふれあいや健康を目的としたものまで多様化しており、これらに対応するために、市民が主体となった自立した活動を促進しながら、より多くの市民がスポーツ活動に取り組めるよう支援することが求められています。
めざす成果	◆市民が主体となった自立した活動を促進しながら、より多くの市民がスポーツ活動に取り組めるよう支援することにより、市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめることをめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	スポーツ・レクリエーションの促進	(1)	—	社会体育関係団体活動支援事業として、彦根市体育協会には市民体育大会の開催委託、各種大会参加助成等を実施。彦根市スポーツ少年団には、所属団体活動助成や各交流大会の助成を実施。彦根学童野球連盟には、親善友好都市である高松市の少年野球チームとの交流大会参加の助成を実施。 スポーツ行事開催および開催支援事業として、学区スポーツ大会の開催やシティマラソン、元気フェスタに開催補助を実施。
2	スポーツ・レクリエーションの振興	(1)	—	生涯スポーツ管理運営事業として、スポーツ推進委員を設置し、各種スポーツレクリエーション大会の開催や市が実施するスポーツ大会への運営協力を実施。 市民体育センター自主事業として、幼児から高齢者までの幅広い市民を対象とした各スポーツ教室を開催。
3	スポーツ施設の充実と適切な維持管理	(1)	—	社会体育施設管理運営事業として、安全快適に使用してもらうため各体育施設の日常点検を行うとともに、稲枝地区体育館の建具回り防水工事を行った。 市民体育センター管理運営事業として、安全快適に使用してもらうため体育館の日常点検を行うとともに、建物の耐震改修を行った。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	—

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
元気フェスタ参加人数	人	保健体育課	目　標	－	－	－	－	－	2,500
			現在値	2,310	3,247	3,267	3,351		
市民体育センター利用人数	人	保健体育課	目　標	－	－	－	－	－	131,000
			現在値	127,957	137,436	85,408	73,577		

【進捗状況の評価】
■予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】近年の健康志向の高まりから、元気フェスタでは、参加者が毎年増加の傾向がある。
また、保健体育課、健康推進課、参加団体との協力体制もしっかりできている。
体育センターの利用状況は、土曜日・日曜日・祝日や平日の夜間の利用は空日がほとんどない状況で、また自主事業への参加者も、ほぼ定員いっぱいの状況である。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 41310-001-01 スポーツ行事開催および開催支援事業	保健体育課	事業概要	「体育の日」の趣旨に基づき、幼児から高齢者にいたる幅広い年齢層の市民を対象として、「元気フェスタ」を開催している。実行委員会を組織し、「スポーツ」「健康」「ふれあい」をテーマに、保健体育課、健康推進課と協力して実施している。
		取組内容	保健体育課では「スポーツ部門」の行事として、「体力測定」「ニュースポーツ講座」「健康体操講座」等の実施や体育協会加盟団体による各種スポーツ講座を実施している。
主施策コード 41320-002-01 市民体育センター自主事業	市民体育センター	事業概要	市民への体育・スポーツの普及推進と健康維持、体力増進を目指し、多くの市民に受講いただけるよう初心者向けのスポーツ教室を各種開催している。市民の要望に応えた教室を企画し開催することで、市民体育センターの利用人数の増加を図る。
		取組内容	親子体操、チビッコ体操（４歳児・５歳児）、ジュニアスポーツ、フィットネス（５教室・６コース）、シニア健康体操等のスポーツ教室を春期、秋期、冬期の３期に分けて開催している。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 スポーツ推進委員・学区体育振興会を中心に、各学区ごとに地域に根ざした活動をしていくことで、市民の交流を図っている。また、体育協会を中心とした活動でトップレベルの競技者・指導者を輩出することにより、他都市の人々との交流・アピールにつながっている。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 高齢化社会、青少年の健全育成など、幅広い年齢層にわたってスポーツに対する市民の多様なニーズがあることや、スポーツレジャーが多様化する今日、多くの人々がスポーツをする場を求めている。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 各種団体の取り組み支援、各施設を一般開放することで、スポーツをする機会、場所を提供することができ、市民の活発なスポーツ活動を推進している。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 本市のスポーツ振興の発展のために各種スポーツ大会の運営や各種団体への補助など効率よく実施することにより、効果をあげている。また、施設の老朽化、突発的な故障などの対応は、充分であるとはいえず、見直し等も必要である。
今後の施策の展開方法	本施策については、継続して取り組んでいくものの、さらに、市民の多様化・高度化するスポーツ活動のニーズに応え、市民の誰もが生涯を通じてそれぞれの年齢や体力、目的に合ったスポーツ活動を安全に継続できる環境づくりを行うため、市民が参加できる彦根市体育協会加盟団体の各種大会・行事を彦根市ホームページに掲載することや彦根市民体育センターに情報コーナーを設置するなど、スポーツ機会の情報提供に取り組んでいる。今後は、各スポーツ団体へ各種大会・イベント等での体験コーナーの設置を促すなど、初心者が気軽にスポーツに参加できる機会を増やすための取り組みを推進していく。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード 41320-001-01 生涯スポーツ管理運営事業	保健体育課	事業概要	市民のスポーツ意欲の向上、生涯スポーツの振興を図るための政策立案に係る事業。また、こうした目的を達成するために、各小学校区単位にスポーツ推進委員を配置し、体育振興会等と連携を図りながら、地域スポーツ振興の中心的役割を担わせる事業。
			取組内容	各小学校単位にスポーツ推進委員を設置し、地域スポーツの中心的役割のほか、各種スポーツレクリエーション大会の開催や市が実施するスポーツ関連事業の運営協力を依頼。
	主施策コード 41310-002-01 社会体育関係団体活動支援事業	保健体育課	事業概要	市民が主体となって自立した活動を促進するため、各種の社会体育関係団体の活動を支援する事業。
			取組内容	彦根市体育協会には市民体育大会の開催委託、各種大会参加助成等を実施。彦根市スポーツ少年団には、所属団体活動助成や各交流大会の助成を実施。彦根学童野球連盟には、親善友好都市である高松市の少年野球チームとの交流大会参加の助成を実施。
	主施策コード 41310-001-01 スポーツ行事開催および開催支援事業	保健体育課	事業概要	各地域のスポーツ振興を図るため、各種スポーツ大会の開催や学校体育施設の開放や地域独自のスポーツレクリエーション活動に助成。
			取組内容	「学区スポーツ大会」「シティマラソン」「元気フェスタ」の開催。市内24小中学校の体育施設開放事業（地域の体育振興会に委託）。地域スポーツ振興補助金交付事業。
	主施策コード 41320-002-01 市民体育センター自主事業	市民体育センター	事業概要	市民への体育・スポーツの普及推進と健康維持、体力増進を目指し、各種スポーツ教室を開催するもの。
			取組内容	親子体操、チビッコ体操、ジュニアスポーツ、フィットネス、シニア健康体操等のスポーツ教室を年間３期に分けて開催

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者 西川 政美

コード	421	章	4　生涯学習・産業	政策	(2) 活力ある地域産業の振興

施策名	①農業の振興	所管部署	部(局)名	産業部	課名	農林水産課

施策の概要

現状と課題	○農業者・農業者団体による需給調整システムへの移行や国の施策への迅速な対応が求められるとともに、消費者の視点が反映され、需要量に応じた農業生産の推進が必要です。 ○化学合成農薬、化学肥料使用低減による環境に配慮した先進的な営農活動を推進することが必要です。 ○安全・安心や健康等に関心が高まっていることから、地産地消の推進と、消費者の意識や価値観の変化に対応した食育の取組が必要です。 ○米・麦・大豆の主要作物の他、野菜や果樹の振興を図るとともに、今後は六次産業化や農商工連携を強め、付加価値の高い生産・消費の振興を図ることが必要です。 ○農家の大部分は第２種兼業農家が占め、また、農業者の高齢化が進んでおり、農業者・集落営農などの担い手を育成・確保するとともに、増加しつつある耕作放棄地の解消が必要です。 ○農業用施設の長寿命化・低コスト化等を図るため、予防的修繕助成事業の必要性が高まってきています。また、担い手への農地集積等が必要な地域においては、農地の多面的利用に対応したほ場整備等の農地整備が必要です。 ○近年、野生獣が増加し、農作物への被害が拡大しているため、被害防止対策を講じることが必要です。 ○各種協議会が設置されているものの、農業振興の企画立案や役割分担等を協議する場が少なく、今後は農村環境改善センターの機能充実や、各種協議会との連携により、農業者や市民へ情報やサービスを提供することが必要です。
めざす成果	◆市民が求める「安全・安心な食」を提供することで、食生活の向上や「食育」を通じて将来の地域農業を支える人材の育成が図られることをめざします。 ◆耕作放棄地の解消や地域ぐるみの効果的な有害鳥獣対策によって、健全な農地管理の継続、生産者の経営安定に繋がり、食料自給率の向上や農業振興が図られることをめざします。

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	農産物の生産振興	(1)	地産地消の推進	湖東定住自立圏地産地消事業 ・地産地消の店認証事業の実施 ・学校給食契約栽培推進事業の実施
		(2)	生産振興	湖東定住自立圏地産地消事業 ・生産基盤整備事業の実施 ・学校給食契約栽培推進事業の実施
		(3)	六次産業化や農商工連携の推進	「近畿農業・農村６次産業倶楽部」に参加し、情報収集を行うとともに、市内で６次産業に取り組もうとする団体を側面的に支援
2	担い手の育成	(1)	―	担い手育成支援促進事業 本市農業の担い手の中心的役割を果たす認定農業者への支援や担い手育成支援に関する研修会の開催
3	農業生産基盤の整備・維持管理	(1)	農地の整備	農地の利用集積を図り、大規模な経営が可能となる大区画ほ場の整備
		(2)	農業団体の運営基盤の強化	既設土地改良区の健全かつ適正な運営が図られるよう１土地改良区で運営定期検査を実施。
4	農村の整備	(1)	農村環境の整備	農地・農業用水等の保全向上を地域の参画を得て、総合的・一体的に実施する取組に対して支援
		(2)	農地等の保全管理	遊休農地の現況調査とデータの整理、有害鳥獣による農作物被害の防止

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	彦根農業振興地域整備計画 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（彦根市基本構想）（H22～H31年度）

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
学校給食の地場産農産物の使用割合（県内産）※食材数	%	保健体育課	目　標	－	－	－	－	－	25.0
			現在値	14.3	21.0	22.8	25.4		
学校給食の市内産農産物の使用割合（市内産野菜のみ）※重量	%	保健体育課	目　標	－	－	－	－	－	25.0
			現在値	2.1	18.5	16.2	7.1		
環境こだわり農業の推進	ha	農林水産課	目　標	－	－	－	－	－	1,000
			現在値	714	771	782	836		

【進捗状況の評価】

□予定より進んでいる
■予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】

学校給食の地場産農産物の使用割合は、食材数ベース、重量ベースともに、気候等の影響があり落ち込んだ年度を除き、供給体制の整備および契約生産により平成21年度と比較して進んでいる。

環境こだわり農業についても、食育・地産地消意識の向上により、安全・安心な農産物への市民ニーズの向上に対応するため、作付面積が増加している。

指標に関連する事務事業名		担当課		
主施策コード	42111-004-01	農林水産課	事業概要	学校給食への安定した食材の提供を図るため、供給に当たってのルールづくりや食材供給グループの組織化を通じて、出荷量の確保と拡大を図っている。
湖東定住自立圏地産地消事業（学校給食契約栽培推進）			取組内容	ＪＡ東びわこ、地域の農家、教育委員会給食担当者と調整し、給食食材（野菜）の供給を図っている。
主施策コード	42111-008-01	農村環境改善センター	事業概要	学校給食への安定した食材の提供を図るため、学校給食で常時使用する野菜について、彦根市内の農家を対象に、JA東びわこと契約し、出荷量の確保と拡大を図っている。
湖東定住自立圏地産地消事業（学校給食契約栽培推進）			取組内容	契約先農家は、地域性と実態を考慮し、JA東びわこ彦根営農センター、稲枝営農センター、東部営農センターの各管内において栽培し、収穫作物は主に、学校給食で使用する他、地場農産物の使用を求める事業者への提供、収穫体験での使用を求めた。
主施策コード	42142-021-01	農林水産課	事業概要	地域において農地・水環境の良好な保全と質的向上を図るため、農地・農業用水等の保全のために効果の高い共同活動と、環境保全に資する高度な保全活動等を多様な団体の参画を得て集落ぐるみで総合的・一体的に実施する取組に支援する。
農地・水保全管理支払交付金事業			取組内容	平成１９年度から始まった農地・水・環境保全向上対策事業(第一期事業)の成果を基に、平成２４年度からは新たに第二期事業を開始。現在、共同活動については４1の組織で実施され、また向上活動については２つの組織で実施されており、活動報告書の作成等の指導を行って適切な事業の推進を図った。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 農業は、食料を安定的に供給することや国土の保全等、多面的な機能を有し、国民の生活に直結する重要な役割を担っており、市民生活の基礎となる「食」を安全かつ安心に市民へ届けるための施策であり有効である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 食の安全や健全な食生活に対する市民の関心は高く、食育や地産地消、環境こだわり農産物の推進と需要に応じた農産物の生産振興などの取組の必要性は高い。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 市民へ、安全・安心な農産物を提供するには、持続的な農業の発展が必要であり、効率的な農業経営と担い手の施策の推進を図る必要がある。 このため、生産振興・担い手育成・農業生産基盤の整備と維持管理・農村の整備を推進してきており、妥当性は高い。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 本市の土地利用型農業（米・麦・大豆）の競争力維持と強化、さらには、食育・地産地消による食の安全・安心への市民ニーズに対し、環境こだわり農産物の推進、地元野菜生産の促進と消費者への販路の確保を具体的に図っており、今後も効果の検証を行う必要はある。

今後の施策の展開方法	今後も、環境こだわり農産物の推進、湖東定住自立圏地産地消事業を推進するほか、六次産業化や農商工連携を強め、付加価値の高い生産・消費の振興を図ることを検討する。 また、農業者・集落営農などの担い手を育成・確保するとともに、増加しつつある耕作放棄地の解消や農業用施設の長寿命化・低コスト化等を図るための予防的な修繕助成事業の必要性を検討する。さらには、担い手への農地集積等が必要な地域においては、農地の多面的利用に対応したほ場整備等の農地整備を検討する。 さらに、近年、野生獣が増加し、農作物への被害が拡大しているため、被害防止対策を講じる。 そのほか、農村環境改善センターにおいては、農業者や市民へ情報やサービスを提供することが必要な役割であることから、センターのさらなる機能充実や、各種協議会との連携を図る。

	事務事業名および担当課			
関連する主要事業	主施策コード 42111-002-01 湖東定住自立圏地産地消事業（生産消費状況調査委託）	農林水産課	事業概要	湖東定住自立圏域の農産物の生産から流通、消費の実態を調査（委託）し、生産振興に活用する。
			取組内容	平成22年度に調査を実施し、平成23年度はフォロー調査とモデル集落における実態調査を実施した。この調査の結果、大きな経年経過が確認されなかったことから、平成26年度に最終検証のための調査を再実施する。
	主施策コード 42111-003-01 湖東定住自立圏地産地消事業（生産基盤整備）	農林水産課	事業概要	地産地消に取り組む生産者や生産団体の育成を図る。
			取組内容	地産地消に取り組む生産者や生産団体に対し、野菜や果樹などの生産に係る必要な施設や機械等の導入を支援した。
	主施策コード 42111-004-01 湖東定住自立圏地産地消事業（学校給食契約栽培推進）	農林水産課	事業概要	学校給食への安定した食材の提供を図るため、供給に当たってのルールづくりや食材供給グループの組織化を通じて、出荷量の確保と拡大を図る。
			取組内容	ＪＡ東びわこ、地域の農家、教育委員会給食担当者と調整し、給食食材（野菜）の供給を図った。
	主施策コード 42111-007-01 湖東定住自立圏地産地消事業（推進体制整備）	農林水産課	事業概要	生産者と消費者をはじめ関係機関が連携し、地産地消の取組を積極的に展開するために、地産地消の行動方針を策定するとともにＰＲなどの推進事業などを実施する。
			取組内容	平成22年度に地産地消推進協議会を設置し、湖東定住自立圏における諸事業の検討を行い、平成23年3月に「地産地消行動方針」をまとめた。また、平成25年度においては、同協議会で「地産地消の店」認証制度の要綱を決定した。
	主施策コード 42111-008-01 湖東定住自立圏地産地消事業（学校給食契約栽培推進）	農村環境改善センター	事業概要	学校給食への安定した食材の提供を図るため、供給に当たってのルールづくりや食材供給グループの組織化を通じて、出荷量の確保と拡大を図っている。
			取組内容	契約先農家は、地域性と実態を考慮し、JA東びわこ彦根営農センター、稲枝営農センター、東部営農センターの各管内において栽培し、収穫作物は主に、学校給食で使用する他、地場農産物の使用を求める事業者への提供、収穫体験での使用を求めた。

関連する主要事業	主施策コード 42111-009-01 農村環境改善センター推進事業	農村環境改善センター	事業概要	農業者の研修の場、また農業状況を的確に捉える拠点とて、農業の普及振興・健康増進・発表展示・中核農家育成等に係る各種事業を行う。
			取組内容	一般市民や消費者の農業に対する理解を深めるため、自主講座とともに食育体験活動として農産物加工の講座を行った。
	主施策コード 42111-010-01 湖東定住自立圏地産地消事業（地産地消の店認証事業）	農林水産課	事業概要	圏域内での消費者ニーズを把握し、地産地消に取り組む事業者のＰＲを行うことで地産地消の推進を図る。
			取組内容	特産品認証ロゴマークやキャッチフレーズを作成し、ポスターやのぼりなどのロゴマーク等を利用した啓発品を作成した。また、事業の推進に向けて、地産地消推進協議会で実施要領を決定した。
	主施策コード 42120-011-01 湖東定住自立圏地産地消事業（新規就農者発掘）	農村環境改善センター	事業概要	本市での地場農産物の生産振興を図るため、研修ほ場による作付けの体験をすることにより、新規就農者の発掘を行う。
			取組内容	公募により園芸作付体験希望者を求め、県の技術普及員と連携しながら、作付と管理に必要な知識と指導を行った。 平成25年度は10区画で実施。
	主施策コード 42120-012-01 湖東定住自立圏地産地消事業（農業体験推進）	農林水産課	事業概要	農業体験を通じて小中学校の児童生徒と生産者が交流し、農業や食の大切さを学ぶことにより、地産地消の推進・定着を図る。
			取組内容	湖東定住自立圏地産地消事業として消費者との交流事業の一環として、松原町の農地で松原農業組合の協力の下、近隣の城北小学校と西中学校の児童生徒を対象に、野菜の作付け・収穫等の体験を実施した。
	主施策コード 42120-013-01 担い手育成支援促進事業	農林水産課	事業概要	本市農業の担い手育成を図るため、認定農業者の会等と協力および連携を行う。
			取組内容	定期的に行われる役員会、研修会、総会等において、講師による研修や農業後継者などとの交流の機会を設け、ネットワーク形成を行った。
	主施策コード 42142-001-01 有害鳥獣駆除事業	農林水産課	事業概要	農作物に被害を与えている野生鳥獣の銃器駆除および被害集落が行う有害鳥獣駆除対策費用への助成の他、侵入防止柵等の設置費用に対する補助を行う。 また、追い払い用(威嚇)のロケット花火を被害集落へ配布する。
			取組内容	鳥居本の中山間地域や荒神山周辺に檻を設置し有害鳥獣の捕獲に努めるとともに、滋賀県猟友会彦根支部に委託し、銃器により駆除も行った。また、山間部の集落へ捕獲用檻の維持管理費用の一部を助成し、さらに被害防止を目的とした侵入防止柵等の設置に対して助成を行った。
	主施策コード 42142-004-01 農業振興地域整備計画管理事業	農林水産課	事業概要	彦根市の土地利用の基本計画である彦根市国土利用計画に沿い、農業の振興を図るため、農業振興地域整備計画について社会的・経済的情勢の変動に応じた見直しを行い、優良農地の確保を図る。
			取組内容	農業振興地域制度は、社会情勢の変動、その他の推移に即した制度の適切な運用と農業振興地域における農業施策の計画的な実施を行うために、彦根市の土地利用の方向を踏まえながら、農業振興地域整備計画を運用する。
	主施策コード 42142-021-01 農地・水保全管理支払交付金事業	農林水産課	事業概要	地域において農地・水環境の良好な保全と質的向上を図るため、農地・農業用水等の保全向上を地域ぐるみで効果の高い共同活動と、集落ぐるみで環境保全に向けての活動を多様な団体の参画を得て総合的・一体的に実施する取組に支援する。
			取組内容	平成１９年度から始まった農地・水・環境保全向上対策事業(第一期事業)の成果を基に、平成２４年度からは新たに第二期事業を開始。現在、共同活動については４1の組織で実施され、また向上活動については２つの組織で実施されており、活動報告書の作成等の指導を行って適切な事業の推進を図った。
	主施策コード 42142-025-01 農業委員会地域活動	農業委員会	事業概要	農業者の代表である農業委員が積極的に地域農業・農地管理状況の現状を把握し、地域農業者・農業組合との意見交換等を行う中で情報収集を図り、地域に密着した農業委員活動を実施する。
			取組内容	農業委員の地域に密着した活動と農地法改正に伴う新たな職責を果たすための活動を展開した。 ・担当地域農業の実情の把握 ・担当地域における農地の管理（遊休・不耕作等）の実態把握、農地パトロールの実施 ・地域農業組合からの情報収集　他

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者 西川 政美

コード	422	章	4　生涯学習・産業	政策	(2)活力ある地域産業の振興

施策名	②林業の振興	所管部署	部(局)名	産業部	課名	農林水産課

施策の概要

現状と課題	○林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷、林業生産経費の高騰による経営意欲の減退、林業従事者の高齢化、さらに、若年者の山林離れによる後継者不足等厳しい状況にあり、維持管理の行われない森林の増加によって、森林の持つ本来の機能の低下が懸念されています。 ○多面的機能をもつ森林資源を森林浴の場、野外教育や環境教育の場、精神的な豊かさを養う場などとして市民に提供する必要があります。 ○近年、野生獣が増加し、特にシカによるスギ・ヒノキ等の樹木の皮剥被害が深刻化していることから、官民が一体となった対策が必要となっています。
めざす成果	◆将来にわたって森林を保全し、森林の持つ公益的機能が発揮されることをめざします。

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	林業の推進	(1)	森林資源の整備	林業振興事業 ・林業協会への参画、彦根市犬上郡営林組合の負担金支払い
		(2)	林産物の振興	間伐等促進対策事業 ・シカ害駆除の定額助成、苗木助成
		(3)	林業経営基盤の整備	森林整備地域活動支援交付金事業 ・鳥居本森林生産組合の支援 林道防災事業 ・既設林道の補修

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	森林整備計画（H22～H31年度） 特定間伐促進計画（H25～H32年度）

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
森林間伐実施率	%	農林水産課	目　標	－	－	－	－	－	22
			現在値	4	19	25	25		
			目　標	－	－	－	－	－	
			現在値						

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
■予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
維持管理の行われない森林が増加傾向にあるため、奥山での間伐や里山整備に取り組むよう、市は働きかけている。山林所有者の高齢化が進み、境界などの継承がなされなくなってきた。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 42211-002-01	農林水産課	事業概要	木材の健全な成長を図ることを目的として、間伐を必要とする森林において、人工林に対する間伐対象木の選定、伐倒を行う。また間伐材の有効活用のため、搬出を行う。
単独間伐対策事業		取組内容	特定間伐促進計画と一体的に行う必要のある森林で、間伐・搬出を行う予定であったが、地元土地所有者間の境界確認が合意に至らず、事業実施ができなかった。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 森林は、自然環境の保全や水資源のかん養のほか、森林浴や野外教育、環境教育など精神的な豊かさを養う場を提供するなど、安全かつ豊かな市民生活を送る上で重要な役割を果たしており、林業振興は、今後さらに重要性を増してくると思われる。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 林業は、木材を安定的に供給するとともに森林の多面的機能を保持することで、国民の生活に直結する重要な役割を担っている。また、森林が持っている公益的機能が生活の向上、経済の発展に寄与していることが評価され、近年、森林空間の保護・休養・森林レクレーション・文化・教育の場として利用することの要請の高まりも見られる。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 林業を産業としていくことが困難で厳しい情勢の中、地域に密着した適正な森林間伐を着実に実施するための支援は必要である。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い □どちらともいえない ■やや低い □低い	【理由等】 森林資源の整備とともに林業基盤の整備や担い手育成に対する支援など、「彦根市森林整備計画」に基づいた計画的な施業を行うことにより、効率的な森林資源の整備や林業経営基盤の確立を図っているが、現在の林業のおかれている状況からは効率性の確保は難しい。
今後の施策の展開方法	地域における意欲ある林家、森林組合等の多様な担い手を育成する。また、持続的な林業経営を確立していくためには、小規模で分散した森林をとりまとめ、効率的な森林整備を進めていく必要がある。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課				
	主施策コード	42211-006-01	農林水産課	事業概要	シカによる杉・檜の皮剥ぎ被害が増大しているため、被害防止や軽減を目的として、森林の健全な成長を図る。
	野生鳥獣被害防除事業			取組内容	地元土地所有者間の境界確認が合意に至らず、シカ防止のテープ巻作業を実施することができなかった。
	主施策コード	42211-002-01	農林水産課	事業概要	木材の健全な成長を図ることを目的として、間伐を必要とする森林において、人工林に対する間伐対象木の選定、伐倒を行う。また、間伐材の有効活用のため、搬出を行う。
	単独間伐対策事業			取組内容	地元土地所有者間の境界確認が合意に至らず、特定間伐促進計画と一体的に行う必要のある間伐・搬出を実施することができなかった。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　西川政美

コード	423	章	4　生涯学習・産業	政策	(2)活力ある地域産業の振興

施策名	③水産業の振興	所管部署	部(局)名	産業部	課名	農林水産課

施策の概要

現状と課題	○本市の水産業は、琵琶湖での漁業とアユ養殖業により支えられており、琵琶湖では、エリ網漁、刺網漁など多様な漁業が営まれています。近年、地域の環境変化、琵琶湖の水質悪化、カワウや、オオクチバス、ブルーギルの食害や、水草などの動植物の影響のため漁場環境が悪化している厳しい状況です。このため、漁業環境の整備改善が求められています。 ○漁獲量の減少に伴う生産・出荷額の減少による経営悪化、漁業就業者の高齢化により漁業従事者が減少しています。水産業を維持するために、漁業者の経営安定と、担い手の確保が求められています。
めざす成果	◆「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換と各課題の取組により、アユの回復と、在来魚を確保する取組が求められています。また、漁業協同組合組織の整備育成を進めることで、本市の水産業の安定が図られることを目指します。

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	水産業の推進	(1)	—	・漁業環境を保全する取組 琵琶湖全域の取組で、外来性動植物の駆除強化に併せ、漁港に繁茂する水草の除去を漁業者に働きかけ、漁港内のひし除去を実施します。 ・漁業者の経営安定を図る取組 漁業者が経営不振、高齢化で減少しているため、漁港管理を行い担い手の経費縮減に資するものとします。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	—

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
漁場清掃実施回数	回	農林水産課	目　標	－	－	－	－	－	3
			現在値	2	4	4	4		
			目　標	－	－	－	－	－	
			現在値						

【進捗状況の評価】
- □予定より進んでいる
- ■予定どおり進んでいる
- □予定より遅れている
- □予定より著しく遅れている
- □ほとんど進んでいない

【理由等】
彦根漁港等管理条例に基づき、市が管理する３箇所の漁港施設の維持保全を図った。
漁港巡視は毎月２回以上実施した。漁港清掃を毎月実施した。水草、ヒシ除去に労力を要した。また、台風による漂着ゴミの処理に大変な労力を要した。なお、漁港清掃実施回数(4)は、漁港ごとのカウント(3)、台風後処理を別カウント(1)の和である。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 42310-003-01	農林水産課	事業概要	市が管理する漁港施設の維持管理を行う。 琵琶湖および漁場環境の変化（台風による漂着ごみの発生等）に合せた漁港管理を行う。
漁場管理事業		取組内容	彦根市内３箇所の漁港等施設（芹川船だまり、宇曽川漁港、柳川漁港）の維持管理を実施した。３箇所の港内の水草やひしを除去した。台風後の漂着物を回収処理した。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 水産業の振興には、漁場である琵琶湖と漁港環境の保全が不可欠である。本市の水産業の現状は厳しいが、漁業者、関係者の経営の安定を図ることは、地域産業の振興のために重要な施策である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 水産業および漁業者と市民とが関わる機会が少なく、琵琶湖の恵みに親しむ人の減少が懸念される。食文化の継承の観点から市民ニーズと調和した、新たな需要創出が求められている。食育・地産地消の観点からの一層の取組が必要である。琵琶湖やその周辺は、市民の憩いの場であり、市民の関心は高い。漁港等の適正な管理は、琵琶湖の環境美化や景観を守ることに貢献している。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 現在は漁港管理を中心とした取組で、水産業の振興としては限定的であるが、漁港管理は漁場環境の保全、水産資源の保護につながる取組であり、漁業者が求める琵琶湖の保全と水産資源の保護するために必要なものである。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い □どちらともいえない ■やや低い □低い	【理由等】 漁港利用者である市内の漁業者から漁港使用料を徴しているが、高額な使用料負担を求めることは、びわ湖沿岸の他自治体が管理する漁港施設の利用者負担との均衡を図る必要があり、効率性を優先できない事情がある。
今後の施策の展開方法	漁業者の育成や組織化は依然進展していない。漁業経営基盤の安定と、琵琶湖の水産業の存続のため、滋賀県と連携を図りながら引き続き漁場である琵琶湖の環境保全に寄与する漁港等の適切な管理を行っていく。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード	42310-003-01	事業概要	琵琶湖沿岸の漁場および市が管理する漁港施設の維持管理を行う。 琵琶湖および漁場環境の変化（台風による漂着ごみの発生等）に合せた漁港管理を行う。
	漁場管理事業		取組内容	彦根市内３箇所の漁港等施設（芹川船だまり、宇曽川漁港、柳川漁港）の維持管理を実施した。３箇所の港内の水草やひしを除去した。台風後の漂着物を回収処理した。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　西川　政美

コード	424	章	4　生涯学習・産業	政策	(2)活力ある地域産業の振興
施策名	④工業の振興	所管部署	部(局)名	産業部	課名	商工課

施策の概要

現状と課題	○新たな企業立地・既存企業の高度化と集積を図り、地域の活性化につなげていくため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）により策定した、彦根市企業立地基本計画に基づいて事業を実施していくことが必要です。 ○企業による工場の新設、増設等を奨励するため、彦根市工場等設置奨励措置を実施しています。平成18年度と19年度で奨励措置対象となった設備投資額は、452億円となっていましたが、不況の影響を受けて平成20年度以降は、一転して各企業とも設備投資を控える傾向にあります。 ○市内3大学、彦根工業高等学校等の教育機関が持つ資源を活かし、技術開発支援や人材育成といった分野で、企業との連携をこれまで以上に強化するため、これら産学連携をコーディネートしていく必要があります。 ○地場産業については、ライフスタイルの変化、他の産地や輸入品との競合により厳しい状況にあります。このような状況の下、バルブ業界では大学や県工業技術センターとの共同により、環境に配慮した付加価値の高い新商品の開発に成功し、今後は販路の開拓に向けた取組が始まっています。他の地場産業界でも、同様に新商品の開発や販路開拓やマッチング等の取組が始まっており、これらに対する支援が必要です。 ○世界同時不況により、市内の企業を取り巻く環境は非常に厳しくなっており、緊急経済対策として「住宅リフォーム促進事業」やセーフティネット保証付融資を受けた者に対する、信用保証料の一部を補給する事業を実施し、雇用対策として「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別事業」に取り組んでいます。 ○ベンチャー企業などによる起業や新分野への進出などの取組を支援するため、インキュベーション施設や制度融資等の紹介・相談などを充実させていく必要があります。 ○中小企業者は、市場経済の変動により経営状況が左右されやすいため、景気後退時には経済対策を講じる必要があります。また、信用力、担保力が乏しいことにより、金融機関等から融資を受けられない小規模企業の振興発展には、公的で、簡易かつ低利な融資を行うことが必要です。
めざす成果	◆企業立地を促進し、雇用機会の拡大、消費力の向上、本市財政基盤の強化をめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	企業立地・産業集積の促進	(1)	—	企業立地を促進するため、滋賀県産業立地推進協議会事業に参加し、企業情報の積極的な入手に努めた。さらに、「湖東圏域企業立地基本計画」により企業立地の推進に努めた。また、工場の新設・増設および移設を行うものに対して、彦根市工場等設置奨励条例に基づき、必要な奨励措置を講じた。
2	地場産業の振興	(1)	—	中小企業や地場産業等の振興を図るため、地場産業連絡協議会が実施する諸事業や仏壇・バルブ組合等が実施する地場産業新戦略支援事業をはじめ、異業種交流研究会が実施する融合化の推進に係る事業等を支援した。
3	中小企業の育成	(1)	—	居住用住宅のリフォーム経費を一部補助することにより、市民の消費を喚起し、その波及効果による地域経済の活性化を図った。
実施期間	平成23年度～平成27年度			関連する個別計画：企業立地基本計画（H22～H26年度）

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
工場等設置奨励措置件数(累計)	件数	商工課	目　標	－	－				62
			現在値	53	55	56	60		
工業製品出荷額	億円	商工課	目　標	－	－				6,008
			現在値	5,833	5,389	5,758	5,757		

【進捗状況の評価】
- □予定より進んでいる
- □予定どおり進んでいる
- ■予定より遅れている
- □予定より著しく遅れている
- □ほとんど進んでいない

【理由等】
製造業をめぐる状況は厳しさを増している。特に電力不足については、原子力発電所の再稼働の問題もあり、今後数年にわたり影響が出る可能性がある。今後について、国内にはマザー工場機能や、研究開発拠点は立地される可能性が高いが、生産拠点は海外移転の傾向になっている。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 4241000101	商工課	事業概要	彦根市工場等設置奨励条例に基づき、本市への工場の新設、増設および移設を行うものに対して、必要な奨励措置を講ずるもの。
工場設置奨励事業		取組内容	彦根市工場等設置奨励条例に基づく工場等設置奨励措置の指定を行った企業に対して、工場等設置奨励金・雇用奨励金の交付を行っている。25年度は、工場の増設を行った4社を新たに指定した。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 工業の振興は、雇用機会の増大や消費力の向上を生み、さらには安定的な税収を確保するための重要な施策である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 地域経済の活性化とともに、地元雇用の期待は大きい。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 工場等設置奨励の対象業種を拡大しているが、さらなる拡大に向け検討をしていく必要がある。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 現在の奨励措置については、財政健全化とのバランスの上で最も現実的で有効な措置といえる。
今後の施策の展開方法	先行き不透明な経済情勢の中、優良企業の誘致や既存企業の設備増強による地域経済の活性化を湖東圏域が一体となって図るため、企業立地促進法に基づく産業の集積と活性化に係る「企業立地基本計画」を彦根市域から湖東圏域に拡大した。今後は、本計画に沿って施策を推進していく必要がある。		

	事務事業名および担当課			
関連する主要事業	主施策コード 4241000101 工場設置奨励事業	商工課	事業概要	彦根市工場等設置奨励条例に基づき、本市への工場の新設、増設および移設を行うものに対して、必要な奨励措置を講ずるもの。
			取組内容	彦根市工場等設置奨励条例に基づく工場等設置奨励措置の指定を行った企業に対して、工場等設置奨励金。雇用奨励金の交付を行っている。25年度においては、工場の増設を行った4社を新たに指定した。
	主施策コード 4241000201 企業立地促進事業	商工課	事業概要	新しい時代に対応する企業の立地を促進するため、滋賀県産業立地推進協議会事業への参加を通じて、県内外の企業情報の積極的な入手に努める。さらに企業立地促進法に基づき、策定した「彦根市企業立地基本計画」により企業立地の推進に努めるもの。
			取組内容	滋賀県産業立地推進協議会が行う各種事業（びわ湖環境ビジネスメッセ・企業立地担当者研修会）に参加をし、企業情報等の入手に努めた。
	主施策コード 4241000301 湖東定住自立圏企業立地促進事業	商工課	事業概要	湖東定住自立圏において、協力して企業立地に取り組むことで、圏域内の産業振興を図り、雇用を促進し、経済を活性化させるもの。
			取組内容	広域での企業立地を促進し、産業の集積と活性化を図るため、「彦根市企業立地基本計画」を湖東圏域に拡大し、「湖東圏域企業立地基本計画」を策定した。
	主施策コード 4242000101 彦根仏壇振興事業	商工課	事業概要	彦根市の地場産業の1つで、国指定の伝統的工芸品である「彦根仏壇」の振興を図るため、組合の行う調査研究・研修事業、振興事業に補助を行うとともに、優秀な伝統的工芸技術を有する者の表彰を行い、技術者の地位向上と後継者の育成に努めるもの。
			取組内容	彦根仏壇事業協同組合へ補助金を交付し、事業の支援を行った。その他、彦根市伝統的工芸品産業技術者表彰式を開催した。
	主施策コード 4242000201 地場産業等振興対策事業	商工課	事業概要	中小企業や地場産業等の振興を図るため、地場産業連絡協議会が実施する諸事業や、仏壇・バルブ組合が実施する地場産業新戦略支援事業をはじめ、異業種交流研究会が実施する融合化の推進に係る事業等を支援するもの。
			取組内容	彦根異業種交流研究会・彦根地場産業連絡協議会・彦根仏壇事業協同組合・滋賀バルブ協同組合へ補助金を交付し、事業の支援を行った。
	主施策コード 4243000301 緊急経済対策住宅リフォーム促進事業	商工課	事業概要	居住用住宅のリフォーム経費を一部補助することにより市民の消費を喚起し、その波及効果による地域経済の活性化を図るもの。
			取組内容	リフォーム費用の20％（限度額20万円）で、340件・5,838万円の補助を実施した。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　西川　政美

コード	425	章	4　生涯学習・産業	政策	(2)活力ある地域産業の振興

施策名	⑤商業サービス業の振興	所管部署	部(局)名	産業部	課名	商工課

施策の概要

現状と課題	○消費者ニーズの多様化に対応した郊外型大型量販店等の出店や、コンビニ、インターネット販売など新たな業態の誕生により、既存商店街への顧客が減少し、空き店舗の増加、中心市街地人口の減少を誘発しています。 ○平成11年に「彦根市中心市街地活性化基本計画」を策定し、これまでハード事業を中心に整備を行ってきましたが、依然として中心市街地の空洞化は進行しているため、整備された施設等を有効に活用したソフト事業の展開など、新たな試みが求められています。 ○7月の「高宮納涼花火大会」や、8月の「七夕まつり」、11月の「ゑびす講」など、地域に密着した伝統的な商店街のイベントに加え、花しょうぶ通り商店街が主催する「勝負市」や、彦根商店街連盟による「ゆるキャラ®まつり」など、交流人口と市内消費の増加につながるイベントも誕生しています。一方でマンネリ化や継続が困難な例もあり、こうしたイベントをいかに盛り上げ、活性化につなげていくのかが、課題となっています。 ○花しょうぶ通り商店街が実施している「ひこね街の駅事業」に代表されるように、地元大学やＮＰＯ法人等との協働により空き店舗や空き家を再活用することで、地域の活性化を促進する取組が始まっています。今後はこれらの新しい取組を周辺の商店街に広げて行く必要があります。 ○高齢化、後継者等の問題を抱え、事業の継続が困難な店舗が増加しているため、商店街全体の活気が低下しつつあり、その運営は厳しい状況にあります。 ○市内商業者を取り巻く環境は厳しくなっていることから、緊急経済対策として、プレミアム商品券発行に係る補助や、セーフティネット保証付融資を受けた者に対する、信用保証料の一部を補給する事業などを行っています。 ○中小小売商業者は、市場経済の変動により経営状況が左右されやすいため、景気後退時には消費者の購買力を高める施策を講じる必要があります。また、信用力、担保力が乏しいことにより、金融機関等から融資を受けられない中小小売商業者に対しては、簡易かつ低利な公的融資を行うことが必要です。 ○消費者ニーズの多様化、市場外流通や大型店独自流通の拡大等により、卸売業者の取扱高が年々減少していることから、彦根総合地方卸売市場株式会社では卸売業者等に対する施設使用料の減免により支援をしています。 ○物産の振興を図るためには、「観光と物産展」や各地の物産展等において、本市の物産を広く宣伝・紹介していますが、今後は観光客を対象とした付加価値の高い特産品の開発や、新たな販路を開拓することが求められています。
めざす成果	◆周辺住民のニーズを反映した商店街の取組を支援することで、商店街と住民の交流と協働を促進し、商店街の地域コミュニティの担い手としての役割を強化するとともに、持続的な地域経済の活性化をめざします。 ◆地域住民やＮＰＯ法人など多様な主体が商店街の取組に参画することで、新たな人的ネットワークの構築や異業種交流が促進され、地域活性化のための魅力的な取組が行われることをめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	魅力ある商業のまちづくり	(1)	—	消費者の利便性確保や集客力向上のみならず、商店街の果たすべき社会的・公共的役割の向上を目的とし、商店街が実施する商店街等活性化推進事業に支援を行った。また、中心市街地の活力を増加するため、地域交流センターの公共的機能を充実し、施設の機能保持を図った。
2	中小小売商業サービス事業者の育成	(1)	—	多様化する消費者ニーズに対応した魅力ある商店街づくりに向け商店街団体の実施する事業に対し支援を行った。併せて、商工会議所・商工会が実施する地域の小規模事業者の経営改善を図るための相談指導事業等に補助を行った。その他、経営の安定に支障が生じている中小企業に対し認定を行った。
3	物産の振興	(1)	—	彦根の物産を広く宣伝・紹介し、販路の開拓を図るため、各地の物産展等に積極的に参加し、物産の振興を図った。また、物産展を通じ、本市と交流関係にある都市との一層の親睦と友好を図った。その他、新たな彦根名物「ひこね丼」の普及に努めた。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	—

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
多様な主体の参画を得て活性化に取組む商店街の数	商店街数	商工課	目　標	－	－				4
			現在値	1	1	1	1		
既存商店街の空き店舗数	%	商工課	目　標	－	－				9.5
			現在値	11.9	13.5	15.2	14.9		

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
■予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
商店街の活性化を図るためには、景観統一などのハード面の整備と併せ、各商店街が特色のある事業を展開する必要がある。高齢化による後継者問題等を抱え、事業の継続が困難な店舗が増加しているが、市内各所で新たなイベントも誕生しており、新たな商店街の姿を模索している時期にあると考える。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 4251000201	商工課	事業概要	消費者の利便性確保や集客力向上のみならず、商店街の果たすべき社会的、公共的役割の向上を目的とし、商店街が独自で実施する協同施設設置事業や、商店街等活性化推進事業に対して滋賀県と協調して支援を行う。
商店街基盤整備事業		取組内容	商店街等活性化推進事業費補助金として、3組合に対し約135万円の補助を行った。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 地域経済の活性化を図るためには、中小企業者の経営安定、商店街の活性化は必要であり、関係機関との連携を密にしながら、中小企業者への支援、商店街への支援を行うことは重要である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 商店街の活性化、中心市街地の活性化、中小企業者の育成を図ることは、商業・サービス業の振興により市民生活の利便性を向上させることであり、少子・高齢化社会と多様化する市民ニーズ・社会需要に応えるものである。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 商店街街は、地域のコミュニケーションの場として、その役割を果たしてきた。また、少子高齢化が進展する中、地域コミュニテイの場としての商店街の役割は今後増大すると考えられる。また、市内の中小企業者を支援することは、本市経済の活性化を図るうえで必要である。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 中小企業者は信用力・担保力に乏しく、社会状況の変化を直に受けることから、継続的な支援が必要となっている。
今後の施策の展開方法	市域の発展を考える場合は、工業の振興と併せ、商業サービスの振興は切り離すことが出来ない。高齢化による後継者の問題等を抱え、事業の継続が困難な店舗が増加している既存商店街の活性化と中心市街地の居住人口の増加、まちの活性化を図るため、費用対効果を検証しつつ、事業の継続を行っていく。		

	事務事業名および担当課			
関連する主要事業	主施策コード 4251000101 中心市街地活性化対策事業	商工課	事業概要	彦根市中心市街地商店街の活性化を図るために、ＴＭＯ機関（彦根商工会議所）が実施する事業の推進を支援するもの。
			取組内容	機関が実施する委員会・勉強会・検討会等の開催費用、各種事業、交通量調査に対し、補助を行った。
	主施策コード 4251000201 商店街基盤整備事業	商工課	事業概要	消費者の利便性確保や集客力向上のみならず、商店街の果たすべき社会的、公共的役割の向上を目的とし、商店街が独自で実施する協同施設設置事業や、商店街等活性化推進事業に対して滋賀県と協調して支援を行うもの。
			取組内容	商店街等活性化推進事業補助金として、3組合に対し、約135万円の補助を行った。
	主施策コード 4251000301 地域交流センター等運営事業	商工課	事業概要	彦根城、夢京橋キャッスルロードへの来訪者を街なかに誘導し、中心市街地の活力を増加するため、歴史文化資源を活かした魅力的で回遊性のある街なか観光の充実にむけて、地域交流センターの公共的機能を委託し、施設の機能保持を図るもの。
			取組内容	地域交流センターの運営にあたって公的施設を担う部分を運営母体の㈱四番町スクエアに委託し、補助を行った。
	主施策コード 4252000101 中小小売商業対策事業	商工課	事業概要	地域のコミュニテイーの中心としての様々な役割を持つ商店街において、多様化する消費者ニーズに対応した魅力ある商店街づくりに向け商店街団体の実施する事業に対し支援を行うもの。
			取組内容	彦根七夕まつり・プレミアム商品券発行事業など、6事業に対し約2,730万円の補助を行い、事業の支援を行った。また、地域経済効果測定事業の業務委託を行った。
	主施策コード 4252000201 商工会議所・商工会育成事業	商工課	事業概要	商工会議所・商工会が実施する地域の小規模事業者の経営改善を図るための相談指導事業に対して、県の支援に併せて市も一定の補助を行うもの。また、同団体が広く行う各種講演会や、地域活性化のための事業に対して支援を行うもの。
			取組内容	商工会議所・商工会の2つの団体が実施する各種の事業に約1,547万円の補助を行った。

関連する主要事業	主施策コード	4252000301	商工課	事業概要	信用力、担保力の乏しい小規模企業者の経営の安定化を図るため、簡単で低利な事業資金融資を行う。また、経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている中小企業に対し「中小企業信用保険法第2条第5項」の規定に基づく認定を行うもの。
	金融対策事業			取組内容	運転資金・設備資金を貸付ける貸付資金枠確保のため、滋賀県信用保証協会に出損金として出資し、市内3金融機関へ預託を行った。その他「中小企業信用保険法第2条第5項」の規定に基づく認定証の発行を行った。
	主施策コード	4252000401	商工課	事業概要	彦根総合地方卸売市場株式会社の経営健全化のため、開設時の施設整備に要した経費の内、借入金利子について補助を行うとともに、役員およびプロパー職員の人件費について補助を行うもの。
	彦根総合地方卸売市場経営健全化対策事業			取組内容	健全化のため、約1,303万円の補助を行った。
	主施策コード	4253000101	商工課	事業概要	彦根市の物産を広く宣伝・紹介し、販路の開拓を図るため、各地の物産展等に積極的に参加し、物産の振興を図る。また、物産展を通じ、本市と交流関係にある都市との一層の親睦と友好を図るもの。
	物産振興事業			取組内容	高松市、水戸市を始め14市町参加のもと「姉妹城・親善都市と交流都市の観光と物産展」を開催し交流を図った。また、全国菓子大博覧会出展への補助を行った。
	主施策コード	4253000201	商工課	事業概要	市制施行75周年記念事業として、ご当地グルメ「ひこね丼」のレシピを公募し、彦根の新名物として商品化を図り、地域への普及および定着に努めるもの。
	彦根の食創出・育成事業			取組内容	協力店の募集を行うとともに、ひこね丼誕生祭・ひこね丼キャンペーンを開催するとともに、各種イベントにも出店し、普及に努めた。
	主施策コード	4253000301	商工課	事業概要	本館は彦根（近江）の歴史文化の紹介、観光情報の提供および地域活性化の拠点施設として設置しており、本市の「ろうそく」や「あかり」に関する歴史・文化の紹介も併せて行うもの。
	夢京橋あかり館運営管理事業			取組内容	指定管理者に管理料を支払うとともに、2階展示室で企画展示を行い集客に努めた。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　西川　政美

コード	431	章	4　生涯学習・産業	政策	(3)魅力ある交流の場の創出
施策名	①観光の振興	所管部署	部(局)名	産業部	課名　観光振興課

施策の概要

現状と課題	○本市は、魅力的な観光資源を有していますが、観光による経済効果を高めるためには、宿泊を伴った着地型観光を推進することが重要です。そのためにも、新たな観光メニューの開発や景観の創出等社会資本整備が必要です。 ○彦根城は本市の観光にとって欠くことのできない観光資源であり、リピーターの確保や新たな来訪者層の獲得に向けて、さらに城郭の魅力を発信する必要があります。 ○彦根城域だけでなく、街なかや佐和山山麓への回遊が徐々に増加していることから、受け入れ環境の整備を図るとともに、荒神山、中山道においては、観光資源として活用していくことが求められています。 ○交通渋滞の増加など交通対策が重要となっており、公共交通機関の利用の推進はもとより、駐車場の確保、道路網の整備、二次交通アクセスの改善等が重要であり、併せて安全で安心なまちづくりを進める必要があります。 ○観光の広域連携は必須となってきており、共通のテーマやストーリー性を持った連携により、面的広がりを持った魅力的な観光地として国内外に発信する必要があります。 ○国は、観光立国・地域活性化戦略として、特にアジアからの誘客に重点を置くなど、訪日外国人の増加をめざしており、本市も、近隣市との連携の中で、観光資源のＰＲや受入体制の充実を図り、競争力の高い観光地づくりを行う必要があります。 ○本市の魅力を広くＰＲするため、パンフレット・ポスターの作成や各種媒体での広告宣伝、各地でのキャンペーン等を展開しています。今後もニーズに応じた効果的な情報の提供が求められています。 ○少子高齢化の進行が予測される中、地域経済活性化のため、観光客等、交流人口の拡大を図る必要があります。各種会議や大会等の誘致を積極的に働きかけることで効果的な誘客、交流人口の増加を図ることが必要です。 ○彦根城をはじめとする本市の歴史・文化遺産は従来から映画等の撮影に使用されてきましたが、近年市民による誘致活動なども功を奏し、ロケの件数が増えています。市としてもフィルムコミッション室を立ち上げ、撮影支援と映画を活用した広報宣伝を積極的に行う必要があります。
めざす成果	◆街なか観光や滞在型観光の促進により、地域の活性化に繋がり、経済効果が生まれることをめざします。 ◆来訪者を気持ちよくおもてなしのできるまちをめざします。

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	観光資源の活用	(1)	既存資源の活用	地域創造事業として、各種団体が地域を活性化する事業を実施される際、補助を実施し支援した。
		(2)	観光資源の付加価値の創出	10月にフィルムコミッション室を立ち上げ、ロケ地としての魅力を発信することにより、観光資源の付加価値の創出を図った。
		(3)	回遊性あるまちなか観光の推進	ボランティアガイド協会の運営、巡回バスの運行について補助を実施するとともに、レンタサイクルの事業を実施した。
		(4)	観光駐車場対策の検討	指定管理者により観光駐車場を運営するとともに、民間駐車場の活用、臨時駐車場の設置に努め、情報をラジオ等で伝えた。
2	イベントの充実	(1)	—	城まつり、ご当地キャラ博等、彦根城周辺でのイベントの充実を図った。また、彦根城内や佐和山山麓で、戦国や彦根でロケのあった映画をテーマとしたイベントを開催した。
3	広域観光の促進	(1)	—	びわこ湖東路観光協議会やびわ湖・近江路観光圏協議会、湖東定住自立圏等の取組みを通して、広域観光の促進に努めた。
4	国際観光の振興	(1)	—	フランス・パリで開催されたJapanExpoに出展し、ひこにゃんと本市のPRを行った。また、英語、中国語、韓国語版のパンフレットを作成し、韓国、香港、台湾のエージェント等へ彦根の観光情報を発信した。
5	広告宣伝の充実	(1)	—	四季折々の情報誌や魅力的なポスターを作成し、キャンペーンなどあらゆる機会で効果的な広告宣伝に努めた。さらに、フェイスブック等SNSを戦略的に活用した情報発信を実施した。
6	集客都市の実現に向けた取組	(1)	—	市内で開催される学会、各種大会、同窓会等に対し、ひこにゃんブランドの袋や彦根城等の招待券を提供した。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	びわ湖・近江路観光圏整備計画（広域計画）(H21～H25年度)

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
滋賀県観光入込客統計調査における彦根市内入込観光客数	人	観光振興課	目　標	－	－	－	－	－	3,300,000
			現在値	3,228,900	3,594,500	3,327,200	3,190,500		
外国人観光客数	人	観光振興課	目　標	－	－	－	－	－	40,000
			現在値	18,342	12,522	22,020	31,088		

【進捗状況の評価】

□予定より進んでいる
■予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】

本市ならびに近隣地域での大型イベントなどプラス要因が少なく、観光入込客数は昨年度に引き続き若干減少したが、外国人観光客については順調に増加しており、京都に近い穴場の観光地として認知されつつある思われる。

<table>
<tr><td colspan="2">指標に関連する事務事業名</td><td>担当課</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>主施策コード</td><td>4312000401</td><td rowspan="3">観光振興課</td><td rowspan="2">事業概要</td><td rowspan="2">観光客の誘致促進を図るため、（公社）彦根観光協会の一般管理事業、自主事業に対する運営補助等を行い、観光イベントの開催や観光ＰＲを支援する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">観光推進事業</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td>（公社）観光協会およびひこねお城大使選定委員会への補助。（社）びわこビジターズビューローへの負担金支出等。</td></tr>
</table>

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 観光振興政策は、人口減少社会の中にあって交流人口を増やし街を活性化させるため、各地域において重要な位置を占めている。 現在、彦根城を核とした、夢京橋キャッスルロードや四番町スクエアへの来訪者の回遊促進、彦根城等のライトアップなど夜間イベントによる宿泊促進は、観光消費額の増加と、それに伴う地域への経済波及効果の創出に効果を挙げている。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 彦根市が所有している彦根城跡の保存活用が進み、推進組織が立ち上がるなど世界遺産登録への機運が高まっている。また、四季折々に開催されるイベントや、ご城下巡回バス、レンタサイクル事業など二次アクセスの確保により来訪者の回遊性が高まり、経済波及効果をあげている。さらに、「地域創造事業」のイベントや映画を活用したイベントなどが多数開催され、市民活動が盛んになってきている。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 彦根城跡等の主要な観光資源を引き続き活用するとともに、諸々のイベントを開催することで、多くの来訪者に本市の魅力を提供している。また、回遊性を高める巡回バスの運行やレンタサイクルの運営、ボランティアガイドによる街なか案内により、滞在型の観光に繋がっている。さらに、佐和山、荒神山、中山道等を観光資源として活用することを検討するとともに、農家民泊など体験型観光にも取り組んでいる。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 民間団体と連携した各種イベントの実施や二次アクセスの確保、駐車場や各施設の指定管理化により運営の効率化を図っている。また、ボランティアガイドの活用や「地域創造事業」による市民活動の支援により、効果的な誘客と情報発信に努めている。さらには、民間組織と連携した映画誘致にも取り組んでいる。
今後の施策の展開方法	今後も本市の観光の核となる彦根城の有効活用は最大のテーマであり、平成26年度は城郭の魅力を全国PRする「全国城サミットin彦根」を誘致するとともに、秋のイベントをトータルコーディネートする「彦根城フェス」を開催して誘客を促進する。 また、広域観光の重要性は更に増してきており、事業計画年度が終了するびわ湖･近江路観光圏については、これまでの成果を踏まえて発展的に改編し、本市ならびに長浜市･米原市の共通の観光資源である「石田三成」及び、2020年の東京五輪を念頭に置いた「外国人観光客誘致」を柱に連携を深めていく。 ひこにゃんについては、これまでファンに支持されてきた要素を大切にしつつ、更なる活用の可能性を探っていく。 本市中南部地域においては、修学旅行など教育旅行の受入を農家などで行う「農家民泊事業」を湖東4町との連携の中で進め、新たな体験型観光資源として位置付けていく。 また、フィルムコミッション室の立ち上げにより、映画等の誘致を積極的に行うとともに、本市に縁のある映画等については有効に活用して誘客促進に繋げていく。		

	事務事業名および担当課				
関連する主要事業	主施策コード	4311100203	観光振興課	事業概要	彦根城を核としたまち歩き観光を促進する観光ボランティアガイドの育成等の支援を行い、観光地としての付加価値を高める。
	ボランティアガイド育成事業			取組内容	ガイド員の育成や案内活動、講座の開催といった彦根ボランティアガイド協会運営に対する補助および、ご城下巡回バスへの添乗や佐和山の案内にかかる委託を実施。
	主施策コード	4311100303	観光振興課	事業概要	旅行者の利便性と回遊性を高めるため、市内巡回バスの運行に補助し、公共交通機関を利用した二次アクセスの確保による誘客推進を図る。
	観光地巡回バス運行事業			取組内容	桜まつり、ゴールデンウィーク、夏休み、秋の行楽シーズンを中心に巡回バスを運行。
	主施策コード	4311100501	観光振興課	事業概要	本市への誘客を促進するため、彦根市キャラクター「ひこにゃん」を効果的に運用する。また、市民が中心となって活動されている事業や地域活性化を創造する市民事業に補助を実施する。
	新観光振興事業			取組内容	ひこにゃんの彦根城登場（毎日）、市内外へのＰＲ派遣、およびひこにゃんファンクラブの運営。
	主施策コード	4311200201	観光振興課	事業概要	彦根を舞台とした映画、テレビドラマ、CM等のロケーション撮影を誘致し、映像を通じて彦根市の歴史・文化遺産等を広く発信することにより、市のイメージアップと観光振興を図る。
	フィルムコミッション事業			取組内容	ロケの問合せ対応、ロケハン等同行、撮影支援（各種手続き・立会い等）、滋賀ロケーションオフィスや彦根を映画で盛り上げる会との情報共有と連携等。
	主施策コード	4311400503	観光振興課	事業概要	車で来訪された観光客の利便を図るため観光駐車場を設置し、その運営について、指定管理者である（公社）彦根観光協会に委託する。
	観光駐車場設置事業			取組内容	指定管理者制度による観光駐車場の管理運営。

関連する主要事業	主施策コード	4312001303	観光振興課	事業概要	彦根城が持つ情緒的な魅力を夜間ライトアップにより醸し出し、玄宮園を利用した「虫の音を聞く会」や「錦秋の玄宮園ライトアップ」とともに夜間イベントとして実施する。
	光の祝祭開催事業			取組内容	城内の堀沿いの道を夜間ライトアップする、光の祝祭彦根城ライトアップ「夢灯路」事業を実施。
	主施策コード	4312001601	観光振興課	事業概要	本市の夏の夜間イベントとして、彦根大花火大会、彦根ゆかたまつりを実施し、各実行委員会に補助を行う。また、彦根ばやし総おどり大会を（公社）彦根観光協会に委託して実施する。
	彦根夏の陣開催事業			取組内容	彦根大花火大会および彦根ゆかたまつりへの補助、彦根ばやし総おどり大会の委託、広告宣伝等。
	主施策コード	4312001701	観光振興課	事業概要	11月3日の城まつりパレードを中心に、10月から11月にかけて、小江戸彦根の城まつりを開催するもの。
	小江戸彦根の城まつり事業			取組内容	彦根いい秋散策プラン、広告宣伝事業を小江戸彦根の城まつり実行委員会へ委託。また、城まつりパレードを（公社）彦根観光協会へ委託して実施。
	主施策コード	4313000201	観光振興課	事業概要	1市4町で構成するびわこ湖東路観光協議会および3市5町の地域を観光圏とするびわ湖・近江路観光圏協議会の事業負担を行う。また、歴史街道推進協議会等の負担金を拠出する。
	広域観光振興事業			取組内容	びわこ湖東路観光協議会：シャトルバス運行やパンフレット発行、プレスツアー催行等 びわ湖･近江路観光圏：大型キャンペーン出展、石田三成連携事業、広域情報発信等
	主施策コード	4314000201	観光振興課	事業概要	インバウンド・ツーリズム振興を担う独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）と連携し、外国人観光客の誘致促進を図る。
	国際観光振興事業			取組内容	パリで開催されたJapanExpoに出展し、PRを行って本市への誘客を図った。
	主施策コード	4315000801	観光振興課	事業概要	本市の観光資源等を有効かつ効果的に広く周知するため、広告媒体やキャンペーン事業等を行い誘客促進を図る。
	誘客・宣伝事業			取組内容	情報誌、ポスターの作成、観光キャンペーンの実施、各種媒体を使ったＰＲを実施。さらに、旅行会社等への情報発信を実施。
	主施策コード		観光振興課	事業概要	彦根市内での各種会合や学会、同窓会等の開催を誘致するとともに、会場や宿泊施設の紹介、観光情報の提供等、支援を推進する。
	コンベンションサービス推進事業			取組内容	観光パンフレットやひこにゃん袋、彦根城・彦根城博物館招待券を提供。日本コングレスコンベンションビューローに加盟し、国際ミーティングエキスポに出展。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　西川　政美

コード	441	章	4　生涯学習・産業	政策	(4)雇用の促進と勤労者福祉の充実
施策名	①雇用の促進と勤労者福祉の充実	所管部署	部(局)名	産業部	課名　商工課

施策の概要

現状と課題	○本市は、国の緊急雇用対策事業に呼応し、「緊急雇用創出特別推進事業」や「ふるさと雇用再生特別推進事業」に取り組んでいます。 ○高校・大学新卒者の就職は、依然として厳しい状況が続いています。また、外国籍市民やニート、フリーター、高齢者等は、厳しい雇用情勢の中で不安定な状況です。今後は、関係機関等との連携を図りながら、就労対策や自立に向けた取組を進める必要があります。 ○従業員の就労意欲を高めるため、関係機関との連携により、優良従業員表彰を行うとともに、障害者雇用の促進を図るため、障害者雇用推進事業所表彰を行ってきました。今後も、雇用の促進と安定のため、こうした取組を継続する必要があります。 ○ひこね燦ぱれすや彦根勤労福祉会館においては、就労を支援するための講座や教室等が開催されています。今後も利用者のニーズを踏まえた事業展開やサービスの向上に向けた取組を進める必要があります。 ○中小企業の従業員等の福利厚生事業を行っている彦根地域勤労者互助会については、会員数拡充等の取組に対して支援する必要があります。 ○近年の労働時間は10数年間高止まりで推移しており、仕事に忙殺される傾向にあることから、自己啓発や家事、育児、地域活動に参加する時間的余裕もなく、長時間労働により健康を害する労働者も少なくありません。また、共働き世帯が過半数となるなど人々の生き方が多様化している一方、働き方や子育て支援などの社会的基盤は、こうした変化に十分対応したものにはなっていません。 ○平成19年12月、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、仕事と生活の調和の実現に向け、官民一体となって取組が進められています。本市では、これまで各種啓発にかかる事業所訪問時に関係機関と連携を図りながら、働きやすい職場環境づくりに向けて周知・啓発を行ってきました。今後も関係機関との連携のもと、こうした取組を継続する必要があります。
めざす成果	◆関係機関との連携による雇用の促進に向けた施策や就労意欲の向上への取組により、勤労者の雇用が安定されることをめざします。 ◆中小企業従業員や事業主の福利厚生の充実により、勤労者福祉が向上されることをめざします。 ◆市民が健康で豊かな生活を送るために必要な時間が確保でき、市民の多様な働き方、生き方が選択できる社会をめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	雇用環境の充実	(1)	—	彦根公共職業安定所管内における、雇用の促進と雇用の安定、勤労者福祉の充実を図るため、彦根地区雇用対策協議会事業の補助を行うとともに、優良従業員表彰や障害者雇用推進事業所表彰を実施した。
2	勤労者福祉の充実	(1)	—	勤労者福祉施設の利用促進を図るため、指定管理により、講座内容等の充実や施設の整備に努めた。また、勤労者福祉の増進を図るため、中小企業の従業員と事業主の福利厚生事業の充実および彦根地域勤労者互助会への加入促進により自立化に向けた取組を支援した。
3	健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会の実現	(1)	—	健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会の実現を推進するため、男女共同参画の啓発時や企業内同和問題の啓発にかかる事業所訪問時に公共職業安定所等、関係機関と連携を図りながら、働きやすい職場環境づくりに向けて周知・啓発を行った。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	企業立地基本計画（H22～H26年度） 男女共同参画計画（H23～H32年度） 子どもきらめき未来プラン（H22～H26年度）

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
有効求人倍率（彦根管内）	倍	商工課	目　標	－	－				1.28
			現在値	0.42	0.71	0.77	1.08		
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計	事業所	商工課	目　標	－	－				35／35
			現在値	15／15	87／35	83／34	87／35		

【進捗状況の評価】

□予定より進んでいる
■予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】

最近の日本の景気は回復基調が続いているが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、このところ弱い動きも見られる。景気動向指数の一つである有効求人倍率については、平成26年3月には全国平均で1.07倍、県平均で0.93倍、彦根市を含む彦根公共職業安定所管内では1.29倍となり、前年同月比より0.42ポイント回復してきている。今後も、彦根公共職業安定所、彦根労働基準監督署などの関係機関との連携をより一層図りながら、各種施策を展開する必要がある。

<table>
<tr><td colspan="2">指標に関連する事務事業名</td><td>担当課</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>主施策コード</td><td>4411000101</td><td rowspan="2">商
工
課</td><td>事業
概要</td><td>彦根公共職業安定所管内における、雇用の促進と雇用の安定、勤労者福祉の充実を図る。こうしたことを実現するため、彦根地区雇用対策協議会事業の補助を行うとともに、優良従業員表彰や障害者雇用推進事業所表彰を実施するもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">雇用対策事業</td><td>取組
内容</td><td>彦根地区雇用対策協議会が実施する各事業に対し、側面的援助を行い、産業の発展と併せて雇用の促進や職場環境の改善等を図った。また、労働者の資質や技術等の向上や産業の振興を図るため、優良従業員表彰を実施し、平成25年度は48事業所･116人を表彰した。さらに障害者雇用推進事業所として2事業所を表彰した。</td></tr>
</table>

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 地域経済の活性化を図るためには、本市企業に働く勤労者の労働環境の整備・改善、福利厚生の充実を図ることが重要である。 さらに、本市企業への雇用の促進と安定を図ることは、企業の労働力確保や企業の安定的発展を促すためにも重要である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 本市企業の雇用の促進と安定は、市民の雇用機会の拡大と安定が図れるとともに、労働環境の整備・改善、福利厚生の充実は、勤労者の基本的ニーズである。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 雇用については、彦根地区雇用対策協議会や彦根公共職業安定所等とより緊密に連携しながら、広く事業所に対して啓発等を行っている。 また、勤労者福祉については、中小企業に働く勤労者を対象に事業を展開するとともに、特に勤労者互助会では、1事業所では実施が困難である中小企業の従業員の福祉厚生事業を彦根市・愛知郡・犬上郡の広域のエリアで事業展開しており、勤労者福祉の向上につながっている。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 雇用については、関係機関と連携しながら実施しているため、単独実施に比べ経費が抑えられている。 勤労者福祉については、受益者の満足を高めるには事業内容の充実を図る必要がある。また、勤労者互助会は、広域で事業を展開しており、スケールメリットを生かした福利厚生事業が実施されている。
今後の施策の展開方法	各施策については、継続して取り組んでいくが、福利厚生事業については、会員事業所自らが運営していくものであることから、さらに自主運営への支援に重点をおいた取り組みを推進する。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課				
	主施策コード	4412000301	商工課	事業概要	彦根市、愛知郡、犬上郡内の中小企業の事業主および従業員に対して、個々の事業所ではできない福利厚生事業を行い、中小企業で働く人々が安心して働ける環境づくりに寄与し、側面的に中小企業の振興を図る彦根地域勤労者互助会の運営に対し、会員加入拡大の推進、事務局経費に対する支援を行っている。
	彦根地域勤労者互助会補助事業			取組内容	福利事業の充実および会員の拡大が図られてきたが、近年の経済状況の低迷などにより会員数が伸び悩んでいることから、中小企業の会員事業主・従業員への福利厚生事業の実施および事務局体制の整備等に対する助言を行うとともに、会員の加入拡大に向けた取り組みに支援を行った。
	主施策コード	4412000201	商工課	事業概要	勤労者の福祉活動の拠点施設である彦根勤労福祉会館の運営に対して公益的な見地から運営費の補助や駐車場借上料の負担により支援している。また、老朽化している施設の改修経費に対し補助を行っている。
	彦根勤労福祉会館補助事業			取組内容	勤労者福祉の増進のための事業に対して補助するとともに、市として勤労福祉会館の理事会に参画し、会館事業について助言等を行った。
	主施策コード	4412000101	商工課	事業概要	ひこね燦ぱれすは、平成18年度から(一財)彦根勤労福祉会館を指定管理者として指定し、施設の管理運営を委託している。現在も、勤労者をはじめ市民のための会館として、自主事業の充実などサービスの向上に努めている。また、順次老朽化している施設の改修を行い、利便性の向上に努めている。
	燦ぱれす管理運営事業			取組内容	指定管理者と「ひこね燦ぱれすの管理運営に関する協定書」を締結し、本協定書に基づき管理運営を委託し、民間の活力を導入した管理運営により効率的な運営に努めた。また、老朽化している施設の部分的な修繕（壁タイル張替）を行った。
	主施策コード	4411000101	商工課	事業概要	彦根公共職業安定所管内における、雇用の促進と雇用の安定、勤労者福祉の充実を図る。こうしたことを実現するため、彦根地区雇用対策協議会事業の補助を行うとともに、優良従業員表彰や障害者雇用推進事業所表彰を実施するもの。
	雇用対策事業			取組内容	彦根地区雇用対策協議会が実施する各事業に対し、側面的援助を行い、産業の発展と併せて雇用の促進や職場環境の改善等を図った。また、労働者の資質や技術等の向上や産業の振興を図るため、優良従業員表彰を実施し、平成25年度は48事業所・116人を表彰した。さらに障害者雇用推進事業所として2事業所を表彰した。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　和気　豊文

コード	511	章	5　次世代育成・市民交流	政策	(1)次世代育成支援対策の推進
施策名	①子ども家庭支援の推進	所管部署	部(局)名	福祉保健部	課名	子ども未来室

施策の概要

現状と課題	○乳幼児の子育てに関する情報がいつでも手に入れられ互いに交流ができる場所や、親子がふれあい安心して学ぶ機会づくりが必要です。 ○子育て支援に関して、関係機関の広域での情報共有や人材育成が必要です。 ○育児に関する知識や経験が少ない子育て世代にとって、無料で病院を受診できる乳幼児福祉医療費助成制度は、安心して子育てできる環境づくりの強い味方であり、「セーフティネット」の役割も果たしています。医療費の高騰や医療技術の高度化により、県や市の負担は年々増加していますが、子育ての経済的負担の軽減に対する子育て世代の要望は強く、乳幼児福祉医療費助成制度の充実や継続的、安定的な制度運営に努める必要があります。 ○子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、早期発見に努めるとともに子どもが有する問題や子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な支援を早期に行う必要があります。 ○都市化や核家族化が進み、人間関係が希薄となっている今日において、社会的な事由により児童の養育が困難となる家庭は増加しています。また、配偶者等の暴力により一時的に避難する場を求める母子も増加しており、施設等による一時的保護を必要とするケースが増えています。 ○母子家庭の生活の安定や向上をめざして、安定した就業への支援のため教育訓練費の一部補助を行っています。母子家庭の就業自立をより一層推進していく必要があります。
めざす成果	◆地域において、安心して親子がふれあい子どもが成育する環境を社会全体でつくり支えていくしくみが構築されることをめざします。 ◆子育て相談をはじめ、子どもに関する様々な問題の相談・支援により虐待のない家庭、社会づくりをめざします。 ◆乳幼児福祉医療費助成制度などの子育て支援策により、子育て世代が経済的な不安を抱えることなく、安心して子育てできる環境づくりをめざします。 ◆国・県において進められる、ひとり親家庭の自立を促進する施策を活用し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減や就業支援、生活相談などの自立支援により、誰もが安心して子育てできる環境づくりをめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	子育て支援施策の推進	(1)	—	地域全体で子育てを支援する体制整備を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、保護者等が抱える育児不安等の相談、子育てサークル育成、子育てひろば等を開催するとともに、気軽に外出できる環境整備の一環として赤ちゃんの駅の登録周知、子育て情報の提供、関係機関の連絡調整会議、子育てサポーター養成も行った。また、経済的な支援策として乳幼児福祉医療費助成制度を充実させ、経済的な負担の軽減を図った。
2	児童虐待防止対策の推進	(1)	—	児童虐待の早期発見および養育者への支援が、継続的・総合的に行われるよう、彦根市要保護児童対策地域協議会が中心になって児童虐待防止対策の取組みを推進した。また、啓発活動の一環として、児童虐待防止シンポジウムを開催した。
3	ひとり親家庭支援の推進	(1)	—	ひとり親家庭の保護者が疾病や仕事等の理由で、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に利用する子育て支援事業の利用料金の半額を補助する。また、ひとり親家庭の経済的な自立を促進するため、母子自立支援員を雇用し、就業や自立に向けた相談活動を行うとともに、母子家庭等の親の就労支援のため、自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭等高等技能訓練補助事業を行う。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	子どもきらめき未来プラン（H22～H26年度）

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
子育てひろば箇所数	箇所	子ども未来室	目　標	－	－	－	－	－	20
			現在値	15	20	20	20		
子育てサポーター数	人	子ども未来室	目　標	－	－	－	－	－	80
			現在値	53	40	45	64		

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
■予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】　子育て支援施策のうち、子育てサポーターの養成については新規講座を年１回およびスキルアップ研修を年4回実施し、その充実を図っている。養成研修修了者を登録しているが、計画的な増員とはなっていない。また、子育てひろば箇所数については、地域のボランティアや、民生委員児童委員等の協力により、箇所数は安定しており、昨年度以降引き続き目標を達成することが出来た。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード　51110	子ども未来室	事業概要	地域において安心して親子がふれあい子どもが成長する環境をつくるため、保護者が抱える育児不安の相談窓口、子育てひろばなどを開催するとともに、子育てサークルの育成支援、子育て情報の提供、関係機関との連絡調整会議、子育てサポーターの養成を行う。
地域子育て支援センター事業		取組内容	彦根市子どもセンター、彦根乳児保育所との2箇所で事業を実施。拠点施設である子どもセンターではひろばを毎日開催するとともに、子育て情報の提供や子育てサポーター養成講座を実施するなど一体的な取り組みを行い、より充実した事業展開と機能の充実を図っている。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】　子育てに不安や悩みを持つ親が増えているため、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより、少子化に歯止めをかけ、児童の健全育成につながる。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】都市化や核家族化が進み、人間関係が希薄となっている社会において、子育てに関する不安や悩みを相談できず、孤立化する親が増えており、気軽に参加できる「ひろば」など子育てに関する支援の要望は多く必要性が高い。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】　子どもセンター、彦根乳児保育所との２箇所で事業を展開するとともに、市内8箇所の公民館を利用して教室を開催しているが、他に地域の保育所や幼稚園における子育て支援となる事業展開も考えられる。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】　核家族化の進展や子育て不安の解消への要望は増加し、コスト増も考えられるが、市民や地域が担う役割も拡大すると考えられる。
今後の施策の展開方法	地域における人間関係の希薄化や核家族化の進行に伴い、家庭の子育て環境が孤立化する傾向にあり、今後もこの傾向が進行するものと考えられ、子育て支援センターが実施する子育てに関する情報提供や育児不安等の相談、ひろばなど親子で広く交流できる場の提供、ボランティアの育成、支援者のネットワーク化等、子育て家庭への支援活動の必要性は増加するものと考えられる。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード 51110 家庭児童相談室運営事業	子ども青少年課	事業概要	子どもに関する各般の問題につき、家庭等からの相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う。
			取組内容	子ども青少年課に、家庭相談員２名を配置し、電話相談や窓口相談・訪問活動を通じた生活指導等を行った。 相談件数　509件
	主施策コード 51120 児童虐待防止対策事業	子ども青少年課	事業概要	児童虐待の早期発見および虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関が連携しながら、市民への啓発や深刻化している児童虐待問題に対応する。
			取組内容	彦根市要保護児童対策地域協議会が中心になって　児童虐待の早期発見および虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護ならびに養育者への支援等を行った。また、啓発活動の一環として、児童虐待防止シンポジウムを開催した。 虐待通告件数　96件
	主施策コード 51110 ブックスタート事業	子ども未来室	事業概要	親子が絵本の読み聞かせを通して、肌のめくもりを感じながら言葉と心を通わす機会を持つことを目的として、４か月健診時に絵本サポーターによる読み聞かせを実施し、絵本と子育て情報を親子にプレゼントする。また１０か月健診時にもフォローアップとして読み聞かせを実施する。
			取組内容	平成19年8月よりブックスタートを取り入れ、絵本の読み聞かせおよび絵本とリーフレット、バッグの手渡しを実施し、好評を得ている。本事業を実施することにより、暖かい親子のふれあい、乳幼児を健やかな育成の機会を図っている。 実施人数　　ブックスタート　1,079人　　フォローアップ　1,098人
	主施策コード 51110 家庭教育支援事業	子ども未来室	事業概要	行政と地域の子育て支援グループやＮＰＯ等の団体が協力して家庭や地域の子育て力を高めるための事業を展開する。各公民館を開催場所としてすくすく教室などの講座を年間を通して開催する。
			取組内容	市内8箇所の地区公民館を利用して、地域の子育て支援グループやＮＰＯに委託して、子育て中の親子を対象に教室やひろばを開催し、行政と民間が一体となり地域の子育て支援体制を構築している。委託された団体が年間10回程度の講座を企画・運営し学習の場を提供するとともに、地域と子育て中の親子を結んだ。 すくすく、のびのび教室 参加組数 2,101組、わいわいひろば　延参加者数 1,155人

関連する主要事業	主施策コード 51110 地域子育て支援センター事業	子ども未来室	事業概要	地域において安心して親子がふれあい子どもが成長する環境をつくるため、保護者が抱える育児不安の相談窓口、子育てひろばなどを開催するとともに、子育てサークルの育成支援、子育て情報の提供、関係機関との連絡調整会議、子育てサポーターの養成を行う。
			取組内容	彦根市子どもセンター、彦根乳児保育所との2箇所で事業を実施。拠点施設である子どもセンターではひろばを毎日開催するとともに、子育て情報の提供や子育てサポーター養成講座を実施するなど一体的な取り組みを行った。 きらきらひろば　延参加者数　大人10,744人、子ども11,938人 さくらひろば(毎週水曜日開催) 延参加者数　大人　941人、子ども1,040人 子育て講座(12回開催)　延受講者数　580人(大人280人、子ども300人)
	主施策コード 51110 湖東定住自立圏ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	事業概要	男女が平等な立場で就業できる状況を創出するため、仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行うことにより、労働者および児童の福祉の向上を図る。
			取組内容	援助を必要とする者（依頼会員）と援助を行いたい者（提供会員）の会員登録制度により組織された「ファミリー・サポート・センター」を設置し、会員相互の需要と供給を仲介することにより援助活動を展開している。事業を広域で実施（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）
	主施策コード 51130 ひとり親家庭援護事業	子育て支援課	事業概要	ひとり親家庭の保護者が疾病や仕事等の理由で、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に利用する子育て支援事業の経費の一部を助成することにより、ひとり親家庭生活の安定および児童福祉の増進を図る。
			取組内容	ひとり親家庭の保護者が疾病や仕事等の理由で、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に利用する子育て支援事業の利用料金の半額を補助する。 限度額　１世帯あたり　35,000円（年間）
	主施策コード 51210 母子家庭自立支援事業	子育て支援課	事業概要	ひとり親家庭の経済的な自立を促進するため、母子自立支援員を雇用し、就業や自立に向けた相談活動を行うとともに、母子家庭の母の就労支援のため、自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭高等技能訓練補助事業を行う。
			取組内容	母子自立支援員を雇用し、就業や自立に向けた相談活動を行うとともに、母子家庭等の親の就労支援のため、自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭等高等技能訓練補助事業を行う。
	主施策コード 34550 福祉医療費助成事業	保険年金課	事業概要	小学校就学前の乳幼児が、保険診療で受診した際の医療費の自己負担分の助成を行う。また、彦根市独自の施策として、平成２４年１０月からは小学生の、平成２５年１０月からは中学生の入院に係る医療費助成を実施。
			取組内容	乳幼児福祉医療費助成事業については、県と共同で実施しているが、県制度においては所得制限および一部自己負担金があるため、県の助成対象外となる部分を、独自施策でカバーすることで、乳幼児の医療費の無料化を図っている。 平成25年度実績　114,976件　209,037,404円 小学生の入院医療費助成　93件　4,370,774円 中学生の入院医療費助成　3件　248,036円
	主施策コード 51110 赤ちゃんの駅事業	子ども未来室	事業概要	赤ちゃん連れの保護者が外出時に気軽に立ち寄り、おむつ替えや授乳等ができる市内の施設を取りまとめ、「赤ちゃんの駅」として認証、周知して子育て家庭の利便性を図る。
			取組内容	彦根市ホームページを利用し制度説明と登録施設の募集等の周知を図るとともに、市内の民間事業所を数社訪問し、制度説明等の呼びかけを実施している。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　和気　豊文

コード	512	章	5　次世代育成・市民交流	政策	(1)次世代育成支援対策の推進

施策名	②乳幼児の保育・教育の推進	所管部署	部(局)名	福祉保健部	課名	子育て支援課

施策の概要	現状と課題	○保育のニーズが高まる中、待機児童が増加しているため、保育所の新設や増設等による受入枠の拡大が求められており、保護者の生活スタイルの変化等による多様な保育サービスが求められています。また、国の保育における質の向上のためのアクションプログラムに沿った取組が重要です。 ○国において、幼保一体化を始めとした「子ども・子育て支援新制度」が平成２７年度から実施予定であり、利用者本位の子ども・子育て支援制度に向けた取組が求められています。 ○子育てに不安や悩みを抱える保護者が増えており、子ども同士、親同士のかかわりも希薄化しています。「親と子が共に育つ幼稚園」「地域に開かれた幼稚園」としての子育て支援の充実に努めていくことが必要です。 ○市立幼稚園においては、平成１５年度（2003年度）から３歳児保育の充実に向け取り組んでいるところです。３歳児の入園希望が定数枠を超えるなど、市民のニーズが高く、３歳児待機幼児の解消が喫緊の課題となっています。 ○特別支援を必要とする幼児が集団生活に適応できるよう取り組んでいるところです。個別のきめ細かな対応がより一層求められていることから、一人ひとりに応じた適切な指導が求められています。 ○市立幼稚園施設については、市内10園中6園の耐震診断の結果に基づき早期に耐震化を推進するなど、施設整備に取り組む必要があります。
	めざす成果	◆保育所の拡充を図ることにより待機児童が解消され、また多様な保育サービスの充実を図ることにより働きながら子育てができる環境や市民が安心して子育てのできる環境をめざします。 ◆就学前教育としての幼稚園と保育所の連携や幼保一体化等の施策の検討、職員の資質の向上により、子育て支援の充実をめざします。 ◆幼稚園の３歳児保育において、待機児童の解消に努めるとともに、保育内容の充実をめざします。 ◆施設の充実に努めることにより、よりよい保育・教育環境となることをめざします。

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	多様な保育サービスの充実	(1)	―	民間保育所（90名定員）1園の新設工事（H26.4開園）に対して補助を行うとともに、時間延長保育、休日保育、病児・病後児保育、一時預かり事業など多様な保育サービスを実施した。
2	幼稚園教育および保育内容の充実	(1)	保・幼・小の連携の充実	幼児教育から小学校教育への滑らかな接続をめざし、保育園、幼稚園、小学校が合同研修会に参加したり、お互いの保育、授業を参観して、連絡会を行ったりして、より良い連携のあり方について学びあった。
		(2)	幼稚園3歳児保育の充実	３歳児保育においては、個々の発達段階に応じた支援に心がけ毎日の園生活が楽しく充実できるような指導の工夫に努めた。
		(3)	障害のある子ども等への支援	障害の種別や程度に応じた適切な保育が受けられるよう、相談・指導の充実を図り、関係機関等との連携に努めた。障害児の保育の充実のため、職員の資質の向上や職員の配置などの整備を行った。
		(4)	研究・研修の充実	保育研究会や実技講習会を開催し幼児教育の在り方について研究を深め、教員の資質の向上に努めるとともに、更なる専門性を磨いていった。
3	幼稚園施設の整備充実	(1)	―	平成24年度までに園庭用として取得した用地の整備を行った（平田幼稚園）。また、下水道の切替工事を行った（稲枝東幼稚園）。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	子どもきらめき未来プラン（H22～H26年度）

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
保育所待機児童数	人	子育て支援課	目　標	－	－	－	－	－	0
			現在値	39	30	72	46		
幼稚園3歳児の待機児童数	人	学校教育課	目　標	－	－	－	－	－	0
			現在値	63	38	55	48		

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
■予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
・定員の増員により、待機児童は若干改善されたものの、核家族化の進行等により保育需要がさらに増加したため、需要に供給が追いついていない状況である。
・幼稚園の３歳児の待機については、平成２３年度から、３歳児の募集人数を６０名増やしたことで、待機児童数がかなり減ったが、今後、受け入れる保育室がないことから、改善が見込めないのが現状である。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード　51210	子育て支援課	事業概要	保育所が保育の向上を図るため、環境整備の一環として施設整備を実施する場合に、彦根市保育所整備運営補助金交付要綱に基づき助成する。
民間保育所施設整備事業		取組内容	平成25年度に90名定員の民間保育所1園の新設工事（H26.4開園）、また民間保育所4園の老朽化施設改修工事等に対する補助を行った。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 急速な少子高齢化の進行により、日本は本格的な人口減少社会に突入しているが、それゆえに次代を担う子どもたちの育成がより重要となっており、安心して子育てのできる環境や子育て支援の充実をめざす本施策の貢献度は非常に高いと考えられる。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 共働き家庭の増加や核家族化の進行により、保育ニーズは年々高まり、子育て家庭への支援は益々必要とされていることから、必要性は非常に高く、市民ニーズ等に対応した施策であると考えられる。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 次代を担う子どもたちの健全な育成のため、市民ニーズ調査を実施し、ニーズが反映された次世代育成支援行動計画「子どもきらめき未来プラン」を策定し、本計画に基づき全庁的に様々な施策を展開していることから、対象と手段はともに適正で効果的であると考えている。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 市民ニーズに対応するため、次世代育成支援行動計画「子どもきらめき未来プラン」に基づき、様々な施策を展開しているものの、結果が見えにくく、費用対効果という点では評価が難しい。
今後の施策の展開方法	次世代育成支援行動計画「子どもきらめき未来プラン」の評価および進捗管理を適切に実施するとともに、情勢の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しも図りながら、重点施策を中心に様々な施策を展開し、安心して子育てのできる環境づくりや子育て支援の充実に努めていく。 また、平成２７年度からの「子ども・子育て支援新制度」に対応するため、「（仮称）彦根市子ども・若者プラン」の策定や「彦根市子ども・子育て会議」において施策の総合的かつ計画的な推進に関して必要な事項等を審議していく。		

	事務事業名および担当課			
関連する主要事業	主施策コード 51210 家庭支援推進保育事業	子育て支援課	事業概要	在園児で家庭環境等に問題を抱える児童およびその家庭への助言や指導、および、地域の子育て家庭の育児不安等についての相談指導や支援を行う為に、保育士の加配を行い、入所児童の処遇の向上および、子育て支援機能の充実を図る。
			取組内容	市立西保育園・市立ふたば保育園・彦根福祉会立旭森保育園・彦根福祉会立東山保育園・どんぐり会どんぐり保育園・慈水会めぐみ保育園に家庭支援推進保育士を配置し、配置している民間保育園には彦根市保育所整備運営補助金交付要綱に基づき補助金を交付するとともに、担当保育士の資質向上等を目的に家庭支援連絡会議を開催する。
	主施策コード 51210 保育所就園援助事業	子育て支援課	事業概要	保育料以外の保護者負担の軽減を図り、就園支援を行うため、保育料徴収基準額表の一定基準以下の者に対して、就園援助費を支給する。
			取組内容	入所児童一人あたり月額1,000円の就園援助費を支給する。
	主施策コード 51210 乳児保育促進等事業	子育て支援課	事業概要	低年齢児保育の充実を図るため、一定数を越えて入所している民間保育所に保育士定数以外に保育士を加配する。また、市基準と国・県の基準に差が生じる低年齢児入所保育所に市単独保育士を加配し、保育の充実を図る。
			取組内容	彦根市低年齢児保育実施保育所保育士等配置要綱・滋賀県低年齢児保育保育士等特別配置事業実施要綱・滋賀県3歳児保育特別配置事業実施要綱に基づき、保育士を加配するため、民間保育所に補助金を交付する。
	主施策コード 51210 時間延長保育事業	子育て支援課	事業概要	就労形態の多様化により、早朝から夕方までの長時間保育のニーズが高まっていることから、開所時間を延長して保育を実施する。
			取組内容	彦根市時間延長保育事業実施要綱に基づき時間延長保育を実施する民間保育所へ補助金を交付する。
	主施策コード 51210 一時預かり等促進基盤整備事業	子育て支援課	事業概要	在宅児家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、保育所が第二種社会福祉事業として位置づけられた一時預かり事業または自主的に一時保育に取り組む場合に補助を行うことにより、児童福祉の増進を図る。
			取組内容	彦根市保育所整備運営補助金交付要綱に基づき事業実施保育所へ補助金を交付する。（実施保育所は公立1園、民間17園の計18園）

関連する主要事業	主施策コード	51210	子育て支援課	事業概要	日曜祝日における保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の保育需要に対応するため、 休日の保育を行う保育所に対し補助を行うことにより、児童の福祉の向上を図る。
	休日保育事業			取組内容	市立ふたば保育園、大樹会旭森乳児保育園で休日保育を実施している。民間園に対しては、彦根市保育所整備運営補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。
	主施策コード	51210	子育て支援課	事業概要	保育所が保育の向上を図るため、環境整備の一環として施設整備を実施する場合に、彦根市保育所整備運営補助金交付要綱に基づき助成する。
	民間保育所施設整備事業			取組内容	（福）こだま保育園の保育所新設工事、彦根福祉会立多景保育園他3園の老朽化施設改修工事等に対する補助を行う。
	主施策コード	51210	子育て支援課	事業概要	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図るため、病気またはその回復期にあるため、集団保育が困難な児童を一時的に保育する病児・病後児保育事業を医療機関に委託して実施する。
	湖東定住自立圏病児・病後児保育事業			取組内容	藤野こどもクリニックに事業を委託して実施する。（定員４人）
	主施策コード	51223	子育て支援課	事業概要	障害児保育を推進するため、障害児を受け入れている保育所に対し保育士の加配を行うことにより、障害児の処遇の向上を図る。
	障害児保育事業			取組内容	重度と中度の障害児の処遇については、彦根市障害児保育処遇委員会を設置し、個々の状況を審議したうえで、彦根市障害児保育実施保育所保育士等配置要綱に基づいて保育士を加配するとともに、重度と中度以外の障害児については３：１で保育士を加配する。 なお、保育士を加配する民間保育所に対しては、彦根市保育所整備運営補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　小椋　清和

コード	513	章	5　次世代育成・市民交流	政策	(1)次世代育成支援対策の推進

施策名	③小学校・中学校教育の充実	所管部署	部(局)名	教育部	課名	学校教育課

施策の概要

現状と課題

○家庭や地域社会の価値観の多様化や大人社会のモラルの低下など、子どもを取り巻く環境は必ずしも良好なものとはいえず、子どもたち一人ひとりに「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」からなる「生きる力」を育む学校教育を推進することが重要です。また、学校と家庭や地域とより連携を深め、各種関係機関等の協力を得て健全育成に取り組むことが求められています。
○ 小・中学校に在籍するＬＤ（学習障害）、ＡＤＨＤ（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症等の発達障害を含む障害のある児童生徒に対する指導や支援をはじめ、ニーズに応じたきめ細かな対応が重要です。
○ 不登校、不登校傾向の児童生徒に対してきめ細かな支援・指導の必要性から、学校不適応児童生徒、その保護者へのカウンセリングの充実と、不登校（傾向）を示す児童生徒が通う適応指導教室の施設や指導員等の充実が重要です。
○ 体を動かす機会が減り、生活リズムや食の乱れなど子どもたちの正しい生活習慣の定着に課題が認められることから、子どもたちの健康の保持増進を図るため、子どもたちが生活習慣を改善する必要性に気づき、改善するために必要な力を育てることが求められています。
○ 部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の解決と、人権尊重の意識が根付いた社会の実現をめざして、教職員の研修、校種を越えた情報交換や取組、さらに家庭や地域との連携を一層深め、人権尊重の実践的態度を育成する教育活動の充実を図る必要があります。
○ 学校における教育実践上の諸問題に対応するため、調査研究・教育実践研究・各種研修会を進め、教職員の資質および指導力の向上に努める必要があります。
○ 小・中学校施設については、東中学校の改築（平成23年度完成）により、全ての耐震化が完了しましたが、今後も施設・設備の計画的な整備を行う必要があります。また、教育機器等についても、計画的な更新や整備に努めていく必要があります。

めざす成果

◆基礎・基本の確実な定着を図り、自ら学び、考え、判断する力を育む教育を推進し、豊かな人間性や社会性を育成するための体験活動等を生かした取組に努め、子どもたちが確かな学力や豊かな心を身につけることをめざします。
◆障害のある児童生徒皆が持てる力を発揮し、将来に向け自立や社会参加ができる力が育まれることをめざします。
◆保護者や児童生徒に対して相談活動や指導体制を充実することにより、不登校やいじめ等の悩みの解決に努め、児童生徒が充実した学校生活を過ごすことをめざします。
◆生涯にわたって健康な生活を送ることができる基礎を養うため、児童生徒が運動に親しみ健康管理や正しい食習慣をよりよく理解し、健康の保持増進のための資質や能力を身につけることをめざします。
◆人権尊重の精神を日常生活において具現できる児童・生徒の人間形成につなげることをめざします。
◆学校施設、教育機器等を整備することにより、よりよい教育環境になることをめざします。

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	児童生徒の育成	(1)	創意ある教育課程の編成と実施(彦根教育)	教育フォーラムを開催し、彦根市の子どもの現状と課題を調査から明らかにし、携帯電話や生活習慣について提言を行った。また、中学生地域貢献活動やボランティア活動を推進した。
		(2)	特別支援教育の推進	障害のある子どもに対する適正な就学指導、教育対応に努めた。特別支援教育に関する研修会を開催した。「言葉の教室」の運営および合同野外活動、学習発表会の開催を推進した。
		(3)	生徒指導の充実	直面する課題に対して、教員等研修会や連絡協議会を開催した。地域や小中高・関係機関との連携を図った。また、進路指導資料の作成により、進路指導の充実を図った。
2	心と身体の健康の保持増進	(1)	学校体育の充実	小中学校体育振興事業として、各種競技大会の実施や学校体育諸活動の助成、外部指導者の派遣等により小中学校児童生徒の体育技術の向上を図った。
		(2)	学校保健の充実	学校保健管理事業として、学校保健安全法に基づく健康診断、各種検診・検査を実施し、児童･生徒、教職員の健康増進を図り、また、教職員の資質向上のための研修会を実施した。
		(3)	学校給食の充実	安全な学校給食の提供を図るため、調理員・栄養職員等に各種研修会・講習会を開催するとともに、赤痢菌等の検査、調理室の害虫駆除を行い、衛生管理の徹底を図った。また、一部学校においては、調理業務の民間委託を実施した。
3	積極的できめ細かな人権教育の推進	(1)	—	児童生徒に正しい人権意識を身につけさせることをねらいに、学校・園の全教育活動の中に人権教育の実践を明確に位置づけ、年間計画に沿った中で取組を進めた。また、教職員の人権意識の向上には各校園での職員人権研修の実施や市教委主催の指導者育成講座の開講、各中学校ブロックごとに保幼小中高の縦の連携を通した人権教育の推進、シティズンシップ教育を通した人権教育の研究校を指定するなどの取組を行った。家庭での人権教育の推進の一助としての愛らぶカレンダーを作成し、親子の語り合いをすすめ、人権尊重の精神の涵養に努めた。
4	教育研究所機能の充実	(1)	教育相談活動の充実	教育相談活動および適応指導教室の運営を通して、児童生徒の学校不適応の未然防止および適応力の向上に努めます。
		(2)	調査研究・教育実践研究・教職員研修の充実	今日的な教育課題に関する調査研究および教職員の研修事業・教育実践研究を推進します。

施策の概要					
	5	小・中学校施設および教育機器等の整備充実	(1)	学校施設の整備充実	鳥居本小学校「体育館屋根塗装ほか」6件の工事を行い、彦根西中学校「シャワー室設置ほか改修工事」ほか1件の工事を行いました。
			(2)	教育機器等の整備充実	各小中学校における教材用消耗品、備品の購入および整備充実。 学級文庫・学校図書の整備充実
	実施期間	平成23年度～平成27年度		関連する個別計画	子どもひらめき未来プラン（H22～H26年度） ひこね食育推進計画（H21～H25年度）

指標による評価	指標				目標および進捗状況					
	指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	児童生徒の基礎・基本的な学習内容の習得状況(小学校)	%	学校教育課	目　標	－	－	－	－	－	57.0
				現在値	54.0	－	－	65.2		
	児童生徒の基礎・基本的な学習内容の習得状況(中学校)			目　標	－	－	－	－	－	62.0
				現在値	59.3	－	－	70.1		
	新体力テスト総合評価平均値（小学校6年生）	点	保健体育課	目　標	－	－		－	－	3.33
				現在値	3.09	3.08	3.11	3.14		
	新体力テスト総合評価平均値（中学校3年生）			目　標	－	－		－	－	3.64
				現在値	3.54	3.42	3.32	3.41		

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
■予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】　２５年度は悉皆調査で行われた。進捗状況については、各学校において授業改善の取り組みを進めており、基礎基本の定着が図られつつあるが、一層の改善が必要であるとともに、ＩＣＴ機器等の充実など学ぶための環境整備も望まれる。
　児童生徒の運動能力の二極化が深刻である。また、スポーツ少年団員が毎年減少傾向にあることから、運動に対する興味関心にも格差がうかがえる。児童生徒を惹きつけるスポーツ環境の充実が望まれる。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 51311-003-01 学力向上推進事業	学校教育課	事業概要	子どもの健やかな成長のためには、学校・家庭・地域の連携が重要である。そのため、彦根教育学びの提言を作成し、広く啓発するとともに、教育課題へ対応していくため、学校・家庭・地域が一丸となった取り組みを推進している。
		取組内容	・教育の今日的な課題をテーマとし「教育フォーラム」を開催する。 ・教員の指導力向上を目指して「ひこね教師塾」を開催する。 ・中学生の地域貢献活動、ボランティア活動を推進する。 ・彦根市学力テストを実施し、学力向上に向けた取組を進める。
主施策コード 51321-002-01 小中学校体育振興事業	保健体育課	事業概要	小中学校児童生徒の体育技術力の向上を目指し、各種競技会を実施し、学校体育諸活動を助成するとともに、指導者の研修を実施し、専門的な知識及び指導方法を広め、もって学校体育諸活動の充実を図る。
		取組内容	滋賀県小体連彦根支部および彦根市中体連が、各小中学校における体育授業の研究および年間体育行事等の開催に尽力し、児童生徒の体力および体育技術の向上に努めている。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】子どもの健全育成ということから公共性は高い。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】地域の教育力の向上がより求められる。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】市が行なうことにより、より教育力の高まりが期待される。 地域の理解力や協力が得やすい。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】課題に応じた新たな事業を展開する必要がある。
今後の施策の展開方法	現在の子どもたちの現状をつぶさに把握するとともに、各課それぞれの事業の成果と課題を適確に捉え、ＰＤＣＡサイクルで取り組む。また、喫緊の課題に対しては、事業間や各課の間で緊密に連携し、総合的・重点的に対応する。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード 5131100101 ＥＳＤによる特色ある学校・園づくり推進事業	学校教育課	事業概要	各校の独自性を生かした特色ある学校、園づくりを進めるため、各学校、園においてＥＳＤ教育活動を立案・実施する。また、地域の子どもを地域で育てるという雰囲気を醸成し、家庭・地域とともに学校、園教育を充実・推進する。
			取組内容	地域人材の学校、園教育への活用は各校園で積極的に進められているが、各学校・園が自校園の実態に応じた地域人材活用や地域ボランティア協力等をより一層推進する。
	主施策コード 5131100201 国際理解教育推進事業	学校教育課	事業概要	外国語指導助手を中学校に配置し、外国語教育の充実に努める。国際理解教育アドバイザーの派遣により小学校における英語活動・国際理解教育の充実を図る。相談活動の充実を実施し、外国人児童生徒の教育環境の改善を図る。
			取組内容	ＡＬＴ４名を７中学校に配置し、教師との協働により授業を進める。また、小学校英語活動講師３名を小学校に派遣する。学校・園の要請に基づき外国人児童相談員を派遣する。
	主施策コード 5131102301 教科等研究研修事業	学校教育課	事業概要	研究推進校・園を指定し、知徳体の調和のとれた、豊かでたくましい心を育む教育を推進する。学び方や学ぶ意欲、関心、態度を身につける指導の充実に努め、幼児児童生徒の生きる力を育成し、確かな学力の向上を図る。
			取組内容	教育課程等にかかる教育研究推進校を指定し、教育実践研究の充実・深化を図る。その研究成果の公表により、各学校・園での実践に役立て本市教育の充実を図っている。また、教員の研究・研修の機会を設け、指導の充実を図っている。
	主施策コード 5131100101 特別支援教育推進事業	学校教育課	事業概要	障害のある子どもに対する適正な就学指導、教育対応、個別の指導計画・支援計画の策定、研修会の開催し、特別支援教育の充実を図る。
			取組内容	彦根市ことばの教室を運営する。また、彦根市特別支援教育推進委員会の設置し就学相談を実施している。教職員向けに研修会を開催し、理解と対応の充実を図っている。
	主施策コード 5131300101 生徒指導総合推進事業	学校教育課	事業概要	直面する課題に対して研修会を開催し教員の指導力・対応力の向上を図る。また、小中高・地域・関係機関との連絡協議会を開催し、連携している。進路指導資料を作成し、進路指導の充実を図っている。
			取組内容	教員対象や各校の支援員対象の研修会を開催している。小中合同・中高合同の連絡協議会を開催し、生徒指導担当者が情報交流と連携を図る。また、関係機関との連携を密にする。
	主施策コード 5131300301 いじめ等問題行動対策総合事業	学校教育課	事業概要	小中学校では、いじめや不登校等の課題が多いことから、迅速かつ適切に対応するため学校支援室を設置する。課題の大きな学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒の心の安定を図り、充実した学校生活が送れるよう支援する。
			取組内容	学校で、いじめや人間関係のトラブル等から、不安定になり不登校等学校生活に影響が出た段階で、学校と協議し、臨床心理士を派遣する。また、教員等向けの研修や助言指導により、学校の対応の充実を図る。

関連する主要事業	主施策コード	5132100201	保健体育課	事業概要	小中学校児童生徒の体育技術力の向上を目指し、各種競技会を実施し、学校体育諸活動を助成するとともに、指導者研修を実施し、専門的な知識及び指導方法を広めている。
	小中学校体育振興事業			取組内容	滋賀県小体連彦根支部および彦根市中体連が、各小中学校における体育授業の研究および年間の体育行事等の開催に尽力し、児童生徒の体力のおよび体育技術の向上に励んでいる。しかしながら、児童生徒の体力は年々低下傾向にあることから、対策が必要である。
	主施策コード	5132200301	保健体育課	事業概要	児童生徒等の心身の成長・発達の現状を把握し、問題点を見つけ、自ら健康な生活習慣を確立でる子供の育成を目指し、保健活動を実施する。
	学校保健管理事業			取組内容	児童生徒等および教職員の健康診断の実施をはじめ、生活習慣予防対策事業、歯・口の健康つくり推進事業、学校保健会活動、学校環境保全の保持・改善に努めるとともに、養護教諭の資質向上をめざし、ヘルスカウンセリング研修会等を実施している。
	主施策コード	5132300401	保健体育課	事業概要	児童生徒の心身の健全な発達を助けるため、栄養バランスがとれた食事を衛生管理に十分配慮しながら提供するとともに、生涯にわたって健康で充実した生活を送るための基礎を培う食育の推進を図る。
	学校給食衛生管理事業			取組内容	安全でおいしい学校給食を提供するため、献立検討委員会や物資選定委員会を開催や、食育の充実を図るために給食関係者の研修会を行なった。また、学校給食の衛生管理を徹底するため、関係者の検便や調理室の害虫駆除を実施し、安全な学校給食の提供に努めている。
	主施策コード	5132300501	保健体育課	事業概要	中学校における昼食対策として、家庭弁当との選択性で業者委託方式によるスクールランチを提供する。稲枝中学校を除く６中学校で実施。
	中学校スクールランチ事業			取組内容	利用者の減少により弁当製造業者の参入意欲が低下していることから、委託業者のコストを下げるため、委託業務の一部を学校職員に依頼した。 ランチボックスが老朽化するとともに在庫がなくなったことから、スクールランチ事業運営委員会に諮り新調した。
	主施策コード	5132300701	保健体育課	事業概要	正規調理員の退職に伴って各校に配置すべき正規調理員数に不足が生じさせないよう、調理業務を民間に委託する。
	学校給食委託事業			取組内容	小学校６校において、調理業務の民間委託を実施している。
	主施策コード	5133000101	人権教育課	事業概要	人権教育の充実（各校園内研修、校園外における教職員の研修等）、人権教育研究推進校の指定、児童生徒学力向上、人権教育指導資料の作成などを通して、幼・小・中学校（園）の系統的・継続的な人権教育の推進を図り、校種間の連携によりその成果の拡大を図る。
	学校・園人権教育推進事業			取組内容	各校園での職員全員研修やリーダー育成を目指しての人権教育指導者育成講座の実施、シティズンシップ教育を通しての人権教育推進の研究校指定、学力向上や地域との連携をねらいとした中学校ブロックごとの研究実践。中学生向け学習資料集の活用事例集を作成。
	主施策コード	5133000201	人権教育課	事業概要	日常生活の中にある人権を題材とした写真を市民から募集し、入選作品をもとにカレンダーを作成し、人権感覚を磨き合うための啓発資料として児童・生徒等に配布した。
	愛らぶカレンダー作成事業			取組内容	学校・園等を通して写真の募集を行い、10作品を選定し3500部のカレンダーを作成し、作成年度に各幼・小・中学校（園）を卒園・卒業する児童・生徒等に配布した。
	主施策コード	5134100201	教育研究所	事業概要	不登校をはじめとする様々な学校不適応の未然防止と早期対応のため、「訪問教育相談員」を委嘱し、市内各幼小中学校園に派遣する。また、スーパーバイザーによる「ともづな教育相談」を開催し、教育相談事業の充実を図る。
	ともづなカウンセリング事業			取組内容	教職経験者を訪問教育相談員として委嘱し、スーパーバイザーによるビジョンをもとに、訪問教育相談員が各校園に出向き、相談活動に当たる。また、スーパーバイザーによる「個人面談」を月6回程度、「親の会」を月1回程度実施する。
	主施策コード	5134200401	教育研究所	事業概要	学校教育の推進や今日的な教育課題に対応して、教科指導、心の教育、生徒指導、教育相談などの実践的な諸課題について、各種研修会を開催し、教職員の資質向上を図る。
	教職員研修事業			取組内容	・教育相談や教育課程、教育課題等に関する各種研修会を開催する。 ・青年教員研修を実施して、教員としての使命感と確かな指導力をもった若手教員を育成する。
	主施策コード	5134200501	教育研究所	事業概要	教育実践上の今日的な課題について、その改善や問題解決につながる基礎的・実践的な調査研究を行い、教育振興のための提言や資料を提供する。
	教育課題に関わる調査研究事業			取組内容	・教育実践上の今日的な課題から４つの調査研究部門を選定し、調査研究員（各部門10名程度）を委嘱して研究を進める。 ・研究成果の発表の場をもち、研究成果の普及・浸透を図る。

関連する主要事業	主施策コード	5134100701	教育研究所	事業概要	不登校（傾向）の児童生徒を対象に、適応指導教室「オアシス」を開設し、好ましい人間関係を築き、集団生活への適応力を高める指導や援助を行う。
	適応指導教室「オアシス」運営事業			取組内容	学校や家庭と連携を図りながら、適応指導教室「オアシス」入室者一人一人の状況に応じた様々な活動を工夫する。
	主施策コード	5135200701	教育総務課	事業概要	学校文庫・学校図書の整備充実に努め、児童の健全な教養育成に努める。
	小学校図書整備事業			取組内容	学級数・児童数に応じた学校文庫・学校図書の購入
	主施策コード	5135201001	教育総務課	事業概要	学校文庫・学校図書の整備充実に努め、児童の健全な教養育成に努める。
	中学校図書整備事業			取組内容	学級数・生徒数に応じた学校文庫・学校図書の購入
	主施策コード	5135200901	教育総務課	事業概要	教材用消耗品、備品の充実を図り、教育効果の向上に努める。音楽備品の充実を図り、豊かな人間性の育成に努める。
	小学校学習教材充実事業			取組内容	授業の遂行に必要な消耗品や備品の購入および整備充実。トランペット鼓笛の編成に必要な楽器の購入
	主施策コード	5135200801	教育総務課	事業概要	教材用消耗品、備品の充実を図り、教育効果の向上に努める。音楽備品の充実を図り、豊かな人間性の育成に努める。
	中学校学習教材充実事業			取組内容	授業の遂行に必要な消耗品や備品の購入および整備充実。ブラスバンドの編成に必要な楽器の購入
	主施策コード	5135103101	教育総務課	事業概要	佐和山小学校のグラウンドは児童数増加にありながら狭隘の状態であり、グラウンド拡張のために用地を確保し、整備する
	佐和山小学校グラウンド整備事業			取組内容	用地拡張を行ったグラウンド用地に暗渠排水、遊具の移設、新設、およびマーカーの設置を行うとともに、駐車場の移設整備も行った。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　和気　豊文

コード	514	章	5 次世代育成・市民交流	政策	(1)次世代育成支援対策の推進

施策名	④青少年健全育成の推進	所管部署	部(局)名	福祉保健部	課名	子ども青少年課

施策の概要

現状と課題	○地方青少年問題協議会法に基づき市の付属機関として設置されている彦根市青少年問題協議会では、青少年の諸問題についての総合的施策の樹立をめざして必要な事項を調査・審議するとともに、関係行政機関および関係団体相互の連携および機能分担による活動をめざす必要があります。 ○家庭教育機能の低下や地域の連帯感の希薄さ・大人社会のモラルの低下・有害環境の増加など、現代社会のもつ歪みが青少年に悪影響を与えています。次代を担う青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進するために、青少年育成市民会議ならびに各学区（地区）青少年育成協議会の活動を支援して、啓発活動、関係者の研修、社会環境浄化活動、子どもの安全見守り活動を進めていく必要があります。 ○ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子ども・若者の抱える問題が深刻化しています。平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子ども・若者を支援するネットワークの整備について、関係機関等と検討・調整していく必要があります。 ○地域・家庭・学校がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携して青少年育成に取り組めるように研修の機会を提供したり、青少年健全育成の市民の意識の高揚を図るための集会を開催したりする必要があります。 ○青少年が地域社会との関わりの中で地元のよさやすばらしさを再発見し、自ら進んで地域に貢献する青少年の社会参加活動を推進する必要があります。 ○非行を繰り返す少年や無職の少年等への立ち直り支援が必要であり、さらに学校や関係機関との連携が求められます。 ○児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として原則小学生１年生～３年生までの児童で、保護者が就労等で昼間保育できない児童を放課後児童クラブにおいて保育していますが、保護者の就労形態の多様化や経済状況の変化による利用希望者の増加に対応していく必要があります。 ○子どもが安心して遊べる空間が減少する中、主体的に遊んだり、体験的に学ぶことができる場や機会をつくる必要があります。
めざす成果	◆「地域の子どもは地域で守り育てる」という気運を高め、市民総ぐるみで青少年を取り巻く社会環境をよりよくし、青少年が生き生きと心豊かに暮らせる地域や家庭をつくることをめざします。 ◆地域の子どもたちが積極的に参加する行事の企画および遊び場の充実を図ることにより、体験的に学びながら仲間づくりを進めるとともに、郷土愛を育むことをめざします。 ◆希望する全学年の児童が放課後児童クラブを利用することで、昼間保育を受けられない児童の健全育成を推進することをめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	青少年育成活動の推進	(1)	—	青少年育成市民会議等の活動を支援しながら、青少年健全育成に係る啓発活動、関係者の研修、社会環境浄化活動、子どもの安全見守り活動等を進めた。
2	青少年の非行防止と相談活動の推進	(1)	—	青少年指導員や学校関係者の支援のもと、不良行為に走る恐れのある場所を中心として、計画的・組織的に巡回指導を行った。
3	地域に根ざした開かれた特色ある教育の推進	(1)	—	教育フォーラムを開催し、彦根市の子どもの現状と課題を調査から明らかにし、携帯電話や生活習慣について提言を行った。また、中学生地域貢献活動やボランティア活動を推進した。
4	青少年の社会参加の促進	(1)	青少年の社会的自立の促進	各学区青少年育成協議会を支援し、青少年が自ら進んで地域に貢献できる場の設定、呼びかけなど、青少年の社会参加活動を促進した。
		(2)	青少年団体、リーダーの育成	自立した積極的なリーダーを養成するために、体験的活動事業や研修会等の取り組みを委託し、青少年の健全育成と指導者の資質向上を図った。
5	児童健全育成事業の充実	(1)	—	放課後児童クラブは、保護者等の就労その他の事情により、昼間保護者のいない家庭の小学生低学年児童等に対し、遊びと生活の場を与えて児童の心身の健全な育成を図った。また、子どもセンターの屋内を会場に、実行委員会およびジュニアボランティアの子どもたちが中心となり、企画、運営をし、体験活動を通じて交流や親睦を図ることを目的に子どもフェスティバルを開催した。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	子どもきらめき未来プラン（H22～H26年度） 子ども読書活動推進計画（H20～H25年度）

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
関係機関・団体の実施事業の提言反映状況	事業数	子ども青少年課	目　標	－	－	－	－	－	500
			現在値	456	546	539	539		
地域行事や祭等に参加した中学生の参加率	%	学校教育課	目　標	－	－	80	－	－	100
			現在値	80	99	72	64		

【進捗状況の評価】

■予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
平成22年度に青少年問題協議会からなされた提言について、関係行政機関、団体において具現化された施策・事業数が、平成23年度において目標値を上回った。
また、地域行事や祭等に参加した中学生の参加率については、延べ人数で100%を超えたため、今年度から実人数での目標に変更したことにより、減少したものです。

<table>
<tr><th colspan="2">指標に関連する事務事業名</th><th>担当課</th><th colspan="2"></th></tr>
<tr><td>主施策コード</td><td>51410</td><td rowspan="3">子ども
青少年課</td><td rowspan="2">事業概要</td><td rowspan="2">次代を担う青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進するため、青少年育成市民会議と学区（地区）青少年育成協議会が核となり、関係機関、団体が連携しながら、啓発活動、関係者の研修事業、非行防止対策、環境浄化活動等に取り組む。</td></tr>
<tr><td colspan="2">青少年健全育成事業</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>取組内容</td><td>青少年育成市民会議が中心となり、市内小中学生からの作文・絵画の募集、初発型非行防止パトロール、「子ども１１０番の家」の推進等に取り組んだ。</td></tr>
<tr><td>主施策コード</td><td>51311</td><td rowspan="3">学校教育課</td><td rowspan="2">事業概要</td><td rowspan="2">子どもの健やかな成長のためには、学校・家庭・地域の連携が重要である。そのため、彦根教育学びの提言を広く啓発するとともに、教育課題へ対応していくため、学校・家庭・地域が一丸となったとなった取組を推進する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">ひこね教育推進事業
（施策513：再掲）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>取組内容</td><td>・教育の今日的な課題をテーマとし、「教育フォーラム」を開催する。
・教員の指導力向上を目指して「ひこね教師塾」を開催する。
・中学生の地域貢献活動、ボランティア活動の推進。</td></tr>
</table>

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 家庭教育機能の低下や地域の連帯感の希薄さ・大人社会のモラルの低下・有害環境の増加など、現代社会のもつ歪が少なからず子ども社会に悪い影響を与えている状況から、青少年の健全育成を進めるための環境づくりの推進は、次世代育成という面において有効な施策である。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 子どもたちが安全に安心して生活できるため様々な社会問題に対応し、青少年の健全育成を図っていくことに対する市民ニーズは非常に高い。このニーズに対応し、「地域の子どもは、地域で守り育てる。」ことができるよう地域の教育力を高め、また、関係機関や各種団体との連携のもと様々な施策展開を図っていく必要性は高い。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 青少年の健全育成を図るうえにおいて、青少年育成協議会など各地域の青少年関係団体の果たす役割は非常に大きく、各種団体の青少年への関わりや有害社会環境の浄化活動は重要である。また、青少年が地域社会との関わりの中で地元のよさを再発見し、自ら進んで地域に貢献できるような支援施策が必要である。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 学校教育、行政による青少年健全育成事業との連携により、地域における各種団体や一般市民のボランティアの活動を基本とした事業を促進している。
今後の施策の展開方法	「地域の子どもは、地域で守り育てる」という気運を高めながら、各学区ごとに青少年の健全育成に関わる各種団体、機関がネットワークを構築し連携を図りながら、それぞれの地域で青少年が生き生きと心豊かに暮らせる地域・家庭づくりへの市民意識の高揚と活動の広がりに向けて取り組みを推進する。		

	事務事業名および担当課			
関連する主要事業	主施策コード 51110 放課後児童クラブ運営事業	生涯学習課	事業概要	保護者等の就労その他の事情により、昼間保護者のいない家庭の小学生低学年児童等に対し、遊びと生活の場を与えて児童の心身の健全な育成を図る。
			取組内容	市内17小学校区全ての学区において、放課後児童クラブを開設し、112人の指導員により運営を行った。また、NPO法人等に指導員業務の委託を行った。（11クラブ） なお、平成25年度より子育て支援課から生涯学習課へ事業を移管した。
	主施策コード 51410 青少年問題協議会運営事業	子ども青少年課	事業概要	青少年問題協議会において、青少年の健全育成にかかわる調査、審議を行うとともに、関係団体、機関が連携しながら青少年施策の推進を図る。
			取組内容	彦根市青少年育成に関する施策・事業を取りまとめた冊子を作成し、関係機関・関係団体に配布した。
	主施策コード 51410 青少年健全育成事業	子ども青少年課	事業概要	次代を担う青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進するため、青少年育成市民会議と学区（地区）青少年育成協議会が核となり、関係機関、団体が連携しながら、啓発活動、関係者の研修事業、非行防止対策、環境浄化活動等に取り組む。
			取組内容	青少年育成市民会議が中心となり、市内小中学生からの作文・絵画の募集や青少年健全育成フォーラムの開催、初発型非行防止パトロール、「子ども１１０番の家」の推進等に取り組んだ。
	主施策コード 51420- 少年センター一般管理経費	少年センター	事業概要	合同街頭補導、特別街頭補導を通して青少年の非行防止に努める。 また、青少年指導員の研修を実施し、資質の向上に努める。
			取組内容	・合同街頭補導は、月２５日、地区別街頭補導は年８回出務割当を決め、実施した。 ・矯正施設への訪問、青少年育成活動推進大会、人権学習会への参加等の研修により青少年指導員の資質向上に努めた。
	主施策コード 51420- 青少年支援センター設置事業	少年センター	事業概要	非行を犯した少年を立ち直らせ、再非行を防止するため、生活習慣の改善、就学・就労への支援、家庭環境の改善等に必要なプログラムを策定し、支援を実施する。
			取組内容	課題をもつ少年を立ち直らせ、再非行を防止するため、個々の少年のアセスメントに基づいた支援プログラムによる個別の支援を実施した。また、支援を効果的にするため、学校関係者とのケース会議を定期的に開催した。

<table>
<tr><td rowspan="6">関連する主要事</td><td>主施策コード</td><td>51441-</td><td rowspan="2">生涯学習課</td><td>事業概要</td><td>新成人自らが参画する実行委員会の運営のもと、互いに祝福するとともに自らの社会的責任と使命を認識し、住みよい社会づくりに貢献しようとする意識を高める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">新成人のつどい事業</td><td>取組内容</td><td>新成人のつどい(祝賀記念交歓会)を企画、運営する新成人を公募したうえで、実行委員会主催による「新成人のつどい」を、ひこね市文化プラザにおいて開催した。</td></tr>
<tr><td>主施策コード</td><td>51441-</td><td rowspan="2">生涯学習課</td><td>事業概要</td><td>中学１年生が一堂に会し、日頃、学校や家庭、地域社会に対して抱いている思いを発表したり、各学校の特色ある取組を知ったりすることを通して、自分自身を見つめ直し、中学生として前向きに進んでいこうとする機会を設ける。</td></tr>
<tr><td colspan="2">中学生広場開催事業</td><td>取組内容</td><td>中学生自身が実行委員として企画・運営を行うことで、社会的行事に参画することの大切さなどを知り、また、中学1年生が一堂に会し、各学校の特色ある取組を知ったり、作文発表を聞いたりすることで、自分自身を見つめ直す機会となった。</td></tr>
<tr><td>主施策コード</td><td>51450</td><td rowspan="2">子ども未来室</td><td>事業概要</td><td>就学前から青少年までの子ども同士、大人と子どもがふれあえる場として子どもフェスティバルを開催する。フェスティバルは、公募した高校生・大学生・一般市民で組織する実行委員会と小中学生のジュニアボランティアが相互に関わりながら活動する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">子どもフェスティバル事業</td><td>取組内容</td><td>このフェスティバルは、就学前の子どもから青少年までの子ども同士が交流できる場、大人と子どもがふれあえる場である。また、実行委員会は、公募した高校生・大学生・一般市民で組織し、小中学生のジュニアボランティアと相互に関わりをもって活動するものであり、当日は3,000人の来客があり、盛況に終わった。
実行委員会開催回数　7回、ジュニアボランティア会議開催回数　16回</td></tr>
</table>

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　馬場　孝雄

コード	521	章	5　次世代育成・市民交流	政策	(2)市民交流の促進

施策名	①コミュニティ活動の促進	所管部署	部(局)名	企画振興部	課名	まちづくり推進室

施策の概要

現状と課題	○日常生活の中で生じている様々な社会的課題の解決に向けて、自治会等の地縁型住民組織やＮＰＯ、ボランティア団体等の目的型住民組織が連携して地域コミュニティを活性化していくことが必要です。さらに、市民、行政、企業、大学など社会を支える様々な主体が互いの役割、特性、立場などを理解し合いながら連携し体制の整備を図ることが必要です。 ○従来から地域コミュニティの基礎とされてきた自治会等においては、ライフスタイルや住民意識の変化などから、近隣との関係の希薄化や加入率の低下が見られるほか、高齢化や負担が大きいこと等により自治会役員の担い手不足が課題となっているところもあります。さらに、個人情報保護の観点から、福祉や防災時の活動が進めにくくなっていることも課題となっています。 ○福祉、環境、教育、まちづくりなど幅広い分野においてＮＰＯ、ボランティア団体等の市民活動団体が、新たな公共サービスの担い手として注目され、期待されていますが、組織や財政などの運営基盤が弱く、継続的・安定的な活動を行うことが難しい状況にあります。 ○市民活動団体の組織運営基盤を強化していくため、情報の集約や提供、各種相談への対応、人材育成、資金助成、各団体間の交流促進やネットワーク化の構築などの役割を担う中間支援機関が必要です。
めざす成果	◆市民主体のまちづくり活動を促進することにより、地域コミュニティが活性化されることをめざします。 ◆市民、行政、企業、大学等が連携して地域の課題に取り組むことにより、多様な社会的ニーズに対して幅広く対応できることをめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	市民の主体的活動の促進	(1)	—	新たな公共サービスの担い手として様々な分野で広がりを見せている市民活動の促進を図るため、自主的・自立的に社会貢献活動を行う市民団体への支援を行う。 「ひこね市民活動促進助成事業」２４事業 パンフレットラックの整備による情報発信や、ホームページによる情報発信を行った。
2	コミュニティ活動促進体制の整備	(1)	—	・コミュニティ活動の促進を図るための拠点として設置する集会所施設に対して補助を行う。　平成２５年度　対象なし ・自治会等における地域の連帯感や自治意識の向上と地域コミュニティ活動の活性化を図るとともに、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、自治会が自主的に行う各種事業に対して補助を行う。 ○自主的防犯活動に対して、自治会等が設置した防犯灯の電気料金を補助　１０，４８５基 ○自治会が加入した自治会保険の補助　３１，８６２世帯 ○備品等の整備に要した経費の一部補助　５８件

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	—

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
市民活動団体情報登録数	団体	まちづくり推進室	目　標	－	－	－	－	－	200
			現在値	－	35	41	42		
			目　標	－	－	－	－	－	
			現在値						

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
□予定どおり進んでい
■予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
平成21年度から「ひこね市民活動促進助成事業」を実施し、市民活動団体が自主的・自立的に行う社会貢献活動に対し、必要経費の一部を助成している。また、市民活動センターでは、毎月の情報交換会や「ひこねば・市民活動まつり～防災編」を開催。さらに、市民活動データベースの整備がされており、これらの活動への支援を行い連携を図っているが、このような市民活動を支援する体制等については検討する必要がある。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード　5211000601	まちづくり推進室	事業概要	新たな公共サービスの担い手として様々な分野で広がりを見せている市民活動の促進を図るため、自主的・自立的に社会貢献活動を行う市民活動団体との連携と支援を行う。
市民活動促進事業		取組内容	地域福祉、教育、防犯、まちづくりなど様々な分野で、市民、ボランティア、ＮＰＯ等による活動が活発化しており、各分野で活動する各種団体に対して、活動費の一部を補助する市民活動促進事業として、２５事業を採択し、２４事業が実施された。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 様々な分野で市民、ボランティア、ＮＰＯ法人等による活動が活発化し広がりを見せている中、新たな行政サービスの担い手として注目されている市民活動団体に対し、人材育成への支援や情報の提供、市民活動団体の運営基盤の充実を支援していくことは、地域の活性化につながる。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 まちづくりを行政だけで進めていくには限界がある。市民やボランティアまたＮＰＯ法人等の協働によることが必要である。そうした中、市民活動は活発化してきてはいるが、市民の主体的な活動への参加意識の高揚のほか、市民活動（団体）に対し市民が理解を深めていくことが必要であると考える。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 市民活動団体の組織運営基盤の強化をしていくためには、情報の集約や提供、各種相談への対応、人材育成、団体間の交流促進などの役割を担う中間支援機関が必要であり、ひこね市民活動センター等との連携を図っている。また、市民活動団体の継続的な活動を支援していくため、「ひこね市民活動促進助成事業」にて、必要経費の一部を助成しているが、助成制度を施行して５年となり、見直しが必要な時期となっている。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 「ひこね市民活動促進助成金」については、団体の継続的な活動への支援や情報集約する方法として一定の成果をあげているが、各種団体の実情等について調査等を行い、助成のあり方について検証し、見直していくことが必要である。
今後の施策の展開方法	新たな公共サービスの担い手として注目される市民活動団体への支援として助成金事業を実施する中で、情報収集や意見集約を行い、より多くの人々が共感し参加できる市民活動促進のため、市の基本的な考え方や施策の方向を検討していく。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課				
	主施策コード	5211000401	まちづくり推進室	事業概要	自治会等における地域の連帯感や自治意識の向上と地域コミュニティの活性化を図るとともに、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、自治会が主体的に行う各事業に対し補助する。
	自治会支援事業			取組内容	自治会等が地域の安全確保のために自主的に行う活動に対して「地域安全活動促進事業補助金」、自治会活動における事故等の損害補償のために加入する保険に対して「自治会等活動保険加入事業補助金」、地域の連帯感や自治意識の向上を図り、自治会活動の活性化を図るために必要な備品等の整備に対し、「コミュニティ活動推進事業補助金」の総合補助金化を図り、自治会を支援している。
	主施策コード	5211000501	まちづくり推進室	事業概要	自治会が、地域連帯感に支えられた豊かな生活を営む場としてコミュニティづくりとコミュニティ活動の促進を図るための拠点として設置する集会所施設に対して補助を行う。
	集会所設置補助事業			取組内容	集会所設置については、県の「草の根ハウス」設置事業補助金により昭和52年度から設置促進が行われ、平成12年度からは県市町村振興補助金を利用して補助を行ってきた。平成21年度からは、補助金から自治振興交付金に変更になり満額補助は見込めない状況となったが、「彦根市集会所設置事業補助金交付要綱」により補助を実施するもの。
	主施策コード	5211000601	まちづくり推進室	事業概要	新たな公共サービスの担い手として様々な分野で広がりを見せている市民活動の促進を図るため、自主的・自立的に社会貢献活動を行う市民活動団体との連携と支援を行う。
	市民活動促進事業			取組内容	地域福祉、教育、防犯、まちづくりなど様々な分野で、市民、ボランティア、ＮＰＯ等による活動が活発化しており、各分野で活動する各種団体に対して、活動費の一部の補助を行う。　「ひこね市民活動促進助成事業」　24事業

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　山口　義信

コード	522	章	5　次世代育成・市民交流	政策	(2)市民交流の促進

施策名	②国際交流の推進	所管部署	部(局)名	市民環境部	課名	人権政策課

施策の概要

現状と課題	○本市は米国ミシガン州アナーバー市および中国湖南省湘潭市と姉妹（友好）都市提携を行い、中学生交流団や市民使節団の相互派遣などを中心にした幅広い都市間交流を進めてきました。これまでの交流の経過を踏まえ、今後は交流の質的な充実が必要です。 ○姉妹都市・友好都市との交流だけでなく、幅広い視点で外国との友好交流、国際協力への理解を深める必要があります。
めざす成果	市内に暮らす外国人への理解が深まり、地域の国際化が進展することをめざします。

	市が取り組む主要な事業			25年度における主要な事業の取り組み概要
1	交流活動の充実	(1)	—	彦根市中学生代表団を9月28日～10月11日にかけて、アナーバー市、トロント市、シアトル市に派遣しました。 トロント滋賀県人会創立40周年記念事業に参加しました。同事業には、江州音頭の音頭取りを派遣しました。
2	国際協力の推進	(1)	—	

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	—

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
姉妹都市・友好都市交流派遣事業の参加市民数	人	企画課	目　標	－	－	－	－	－	300
			現在値	173	212	239	258		
			目　標	－	－	－	－	－	
			現在値						

【進捗状況の評価】
□予定より進んでいる
■予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
ほぼ予定通りですが、平成24年度と平成25年度の市民や中学生による湘潭市派遣を中止した影響で、若干ですが、目標数値から遅れている。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 5221000301 中国湘潭市交流事業	人権政策課	事業概要	中国湘潭市との「交流協力の強化に関する覚書」に基づき、隔年で市民を含む、行政代表団を相互派遣しています。
		取組内容	彦根市、湘潭市がそれぞれの代表団（市民を含む）を隔年で派遣しています。平成25年度は彦根市から湘潭市へ中学生交流団を派遣する予定でしたが、応募者少数であったため、派遣を中止しました。
主施策コード 5221000401 彦根市国際協会委託事業	人権政策課	事業概要	市民参加の継続的な国際交流を促進するため、各種国際交流事業に取り組んでいる彦根市国際協会に、中学生の交流事業を中心に事業委託しています。また、国際交流サロンの管理運営を国際協会に委託しています。
		取組内容	湘潭市、アナーバー市から中学生等を受け入れたときには、ホームステイにより、できるだけ、現在の日本の家庭生活を体験してもらっています。一方で、北米や中国を訪問する日本の中学生には、日本との違い、特に、多くの民族が暮らす社会をできるだけ体験してくるよう指導しています。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 交流事業には、大人の交流事業と中学生の交流事業の２種類があります。いずれも、市民が事業に参加し、外国との友好交流を深めることを目的としていますが、同時に参加する市民や、その周辺の人たちが、市内に在住する外国人への理解を促す効果を期待しています。また、中学生の事業については、市内の中学生が、海外での生活を体験し、ほかの国の同世代の人との交流を通じて、国際的な見識や視野を広げることを期待しています。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 市民の国際理解、国際化を進め、国際感覚豊かなのまちづくりを進めるために、本施策は必要であると考えます。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 国際化、在住外国人への理解は、全市に共通するものであり、中学生を含め、市民の参加を促す方法は妥当であると考えます。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 国際交流事業は市民団体をはじめボランティア等の活動に支えられている部分が大きい。このなかで、行政として実施すべき部分、ボランティア活動に委ねる部分の区別を明確化し、効率的な事業運営に努めなければなりません。
今後の施策の展開方法	中学生の事業については、ホームステイや現地学校へ登校することなどの体験を通じて、主に参加中学生の国際感覚を養ってきました。これからは、それだけでなく、日本が今後迎えると予想される、多文化共生社会に向けて、特に自分が住む地域における異文化理解、外国籍市民への理解につながるような事業としていかなくてはならなりません。 一方、湘潭市との行政間の事業については、両市のニーズに合った、互いにメリットのある事業とするための工夫が必要です。また、できるだけ市民が参加しやすい事業となるようにしなければならなりません。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課				
	主施策コード	5221000301	人権政策課	事業概要	中国湘潭市との「交流協力の強化に関する覚書」に基づき、政府代表団の交流、中学生の交流などを行っています。
	中国湘潭市交流事業			取組内容	彦根市、湘潭市が、それぞれの代表団を隔年で派遣しています。本市においては、行政機関だけでなく、公募による市民団員も含めて、湘潭市を訪問し、交流を行っています。
	主施策コード	5221000401	人権政策課	事業概要	市民参加の継続的な国際交流を促進するため、各種国際交流事業に取り組んでいる彦根市国際協会に、中学生の交流事業を中心に事業委託しています。また、国際交流サロンの管理の促進も含め、職員の配置に要する経費を補助しています。
	彦根市国際協会委託事業			取組内容	中学生の北米派遣（毎年）、中学生の中国派遣（隔年）、湘潭市中学生の受入（隔年）、アナーバー市中学生の受入（隔年）などを彦根市国際協会に委託して実施しています。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者　馬場　孝雄

コード	523	章	5　次世代育成・市民交流	政策	(2)市民交流の促進

施策名	③高等教育機関との連携	所管部署	部(局)名	企画振興部	課名	企画課

施策の概要

現状と課題	○大学との緊密な連携と相互協力の充実を図り、地域社会の発展に資するため、龍谷大学、滋賀大学、滋賀県立大学とそれぞれ包括的な協定を結んでいます。 ○各大学では、大学間競争の激化の中、地域貢献を果たすため、公開講座などにより地域における高等教育機会の提供を始め、大学間、大学と行政、大学と企業、大学と地域など、様々な連携に取り組まれています。 ○本市では、大学のみならず、ミシガン州立大学連合日本センターおよび高等学校の学生のインターンシップによる受入れを行っています。今後は、こうした学校等との交流をより一層進めていくとともに、学校等と地域との交流も促進していく必要があります。 ○各大学等においては、それぞれが存在感を持って個性輝く大学づくりを進めておられることから、行政は、これらの連携を結び付ける橋渡し役を担いながら、学生たちがまちに溶け込んでいけるような取組を進めていく必要があります。
めざす成果	◆「知の拠点」である高等教育機関等との連携およびその有効活用（行政や地域での諸課題の調査、研究、提言等）を図り、行政施策・地域施策に反映させていくことにより、地域力が高められ、地域社会が活性化されることをめざします。 ◆大学の役割の一つである地域貢献や多様な社会的ニーズを踏まえた、新しい時代を切り拓く人材が育成されることをめざします。 ◆地域で学び、地域を学んだ学生の地元企業等への定着を図ることにより、地域に新たな活力が創出されることをめざします。

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	大学、民間部門等との連携強化	(1)	—	・滋賀大学を中心に実施している実践的な教育研修である「地域活性化プランナー学び直し塾」の運営経費の一部を負担すると共に、2名の職員が受講した。 ・県内大学と大学所在自治体等で組織する「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」の運営費の一部を負担すると共に、同コンソーシアムにより、自治体職員と大学教職員が相互に連携し、地域課題の解決に貢献する取り組みを行ったほか、交流フェスタに参加した。 ・滋賀大学、滋賀県立大学、聖泉大学の3大学が行う単位互換制度である「彦根・湖東学」で、市長が講義を行い、彦根城博物館で文化財部職員の講義を行った。 ・大学生等のインターンシップを受け入れ、職場体験を行っていただいた。 ・その他、市と大学の連携により、各種事業を実施している。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	—

指標による評価

指標				目標および進捗状況					
指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
大学と地域との連携・相互協力事業数	事業	企画課	目　標	－	－	－	－	－	20
			現在値	14	122	134	145		
			目　標	－	－	－	－	－	
			現在値						

【進捗状況の評価】
■予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
地域連携事業を積極的に行っている滋賀県立大学において、平成24年度に引き続き、100件を超える計105事業が報告された。受託研究、共同研究のほか、学生が中心となり地域に入って行われている活動も多く、地域活性化につながるものと思われる。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 5231000101	企画課	事業概要	滋賀大学を中心に実施されている実践的な教育研修である「地域活性化プランナー学び直し塾」の運営経費を一部負担し、職員を派遣する。また、県内大学と大学所在自治体等で組織する「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」の運営費の一部を負担し、各種事業に参画する。
大学連携促進事業		取組内容	行政職員の地域政策立案能力の向上を目的とする「地域活性化プランナー学び直し塾」については、係長昇任試験合格者を中心に毎年2名の職員を派遣している。 また、「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」では、自治体職員と大学教職員が相互に連携し、地域課題の解決に貢献する取り組みを行ったほか、交流フェスタに参加した。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 「知の拠点」である高等教育機関等と連携を深め、行政施策や地域施策に反映させていくことは、地域社会の活性化につながる。また、大学等には若い学生が多数在籍しており、その若い力を活用した様々な活動により地域活性化が図られており、章題である「次世代育成・市民交流」につながるものであると考える。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 大学と連携すること自体は、さほど市民からのニーズが高いと感じられるものではないが、各種取組において必要な専門的知識を有する高等教育機関との連携を行った結果として、市民ニーズ・社会需要に応えていくことができると考える。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 現在、予算化されているのは、「地域活性化プランナー学び直し塾」および「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」の負担金が主であり、政策的なものではない。今後、市・高等教育機関とのニーズが合致し、マッチングがなされれば戦略的な事業の組み立ても考えていかなければならない。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 予算化されているのは、上記のとおり各種負担金と職員の旅費程度であり、予算額は少ない。それ以上にインターンシップの受け入れなど、費用負担のない取り組みも多く、費用対効果は高いといえる。
今後の施策の展開方法	互いに対等な関係の中で、双方の長所や集積した情報、ノウハウ等を活かし、補完して効果を高めあうような連携を推進していく。特に彦根市においては、4年制大学が3校も設置されており、重要な地域資源と言えるものであるため、地域活性化が図られるような、連携・協力を積極的に進めていく。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード	5231000101		
	大学連携促進事業		企画課	事業概要：滋賀大学を中心に実施されている実践的な教育研修である「地域活性化プランナー学び直し塾」の運営経費を一部負担し、職員を派遣する。また、県内大学と大学所在自治体等で組織する「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」の運営費の一部を負担し、各種事業に参画する。
				取組内容：行政職員の地域政策立案能力の向上を目的とする「地域活性化プランナー学び直し塾」については、係長昇任試験合格者を中心に毎年2名の職員を派遣している。 また、「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」では、自治体職員と大学教職員が相互に連携し、地域課題の解決に貢献する取り組みを行ったほか、交流フェスタに参加した。

９ 資料集

○彦根市行政評価委員会の進め方について

- 施策評価調書（資料①）
- 事務事業評価表（資料②）
- 外部評価事前質問意見用紙（資料③）
- 事前評価チェック表（資料④）
- 行政評価結果に対する施策・事業への反映状況（資料⑤）

○彦根市行政評価委員会委員名簿

○彦根市行政評価委員会設置要綱

○彦根市行政評価委員会公開要領

○活動記録

彦根市行政評価委員会の進め方について

○内部評価の作成

各担当課で「事務事業評価表（主要事業）」（資料①）および「施策評価調書（全施策）」（資料②）を作成する。

この資料の中から、彦根市総合計画全６章のうち任意に選定する２章（平成 26 年度は第３章および第６章）に規定される施策に係る施策評価調書および施策に関連する事務事業評価表を行政評価委員にお渡しする。（あわせて、参考として全ての施策評価調書および事務事業評価表も別にお渡しする。）

○行政評価事前評価

内部評価資料をもとに

まず、「外部評価事前質問意見用紙」（資料③）により、施策や主要事業について、わからない点や疑問に思うことなどについて、質問や意見を述べていただく。

この質問、意見に対して市の各担当部局が回答し、その回答の内容も踏まえた上で、「事前評価チェック表」（資料④）に評価項目（有効性・必要性・妥当性・効率性）へのチェックおよび総括評価（評価できる点・努力工夫を求める点）と施策に対する意見を記述いただく。

○行政評価委員会当日

当日の施策評価に先立ち、３０分程度前回の委員会を振り返り、事前評価の点数や総括評価の内容、委員会の意見の内容の調整、確定を行う。

その後、当日評価対象となっている施策を所管する次長から、施策評価調書や事務事業評価表を用い、事業の概要や、取組内容、結果等について説明いただく。事前の質問や意見等に対する各所属の回答について、更に踏み込んだ審議や、施策に対する疑問点や意見等を出していただく。

評価の確定については次回委員会の冒頭とするが、その他の委員の意見等を徴する。

○昨年度評価した施策の対応状況の確認のための会議

平成２５年度の外部評価結果で、各施策の評価項目のうち、いずれかの項目で「低い（▲）」以下の評価を受けた施策または、「やや低い（△）」の評価を２項目以上受けた施策を対象として、平成２５年度外部評価結果報告に記載された総括評価、外部評価結果報告書や委員会当日の会議録を基に意見を抜粋し、施策担当課にそれらの意見に対する、平成２６年度の取組み状況や予算措置状況、平成２７年度の予算措置予定等の意見の反映状況を記入いただくほか、評価項目で低い評価を受けた項目に対して、担当課としての意見や、施策全体としての改善に向けた取組みを記載した資料「行政評価結果に対する施策・事業への反映状況について」（資料④）をもとに議論した。

○総括評価の調整のための会議

対象とする施策については、今年度の外部評価結果のうち、各施策の評価項目のうち、いずれかの項目で「低い（▲）」以下の評価を受けた施策または、「やや低い（△）」の評価を２項目以上受けた施策を対象として、総括評価のふりかえりを行い、修正を行った。

平成２５年度　施 策 評 価 調 書

作成責任者

資料①

コード	523	章	5　次世代育成・市民交流	政策	(2)市民交流の促進

施策名	③高等教育機関との連携	所管部署	部(局)名	企画振興部	課名	企画課

施策の概要

現状と課題	○大学との緊密な連携と相互協力の充実を図り、地域社会の発展に資するため、龍谷大学、滋賀大学、滋賀県立大学とそれぞれ包括的な協定を結んでいます。 ○各大学では、大学間競争の激化の中、地域貢献を果たすため、公開講座などにより地域における高等教育機会の提供を始め、大学間、大学と行政、大学と企業、大学と地域など、様々な連携に取り組まれています。 ○本市では、大学のみならず、ミシガン州立大学連合日本センターおよび高等学校の学生のインターンシップによる受入れを行っています。今後は、こうした学校等との交流をより一層進めていくとともに、学校等と地域との交流も促進していく必要があります。 ○各大学等においては、それぞれが存在感を持って個性輝く大学づくりを進めておられることから、行政は、これらの連携を結び付ける橋渡し役を担いながら、学生たちがまちに溶け込んでいけるような取組を進めていく必要があります。
めざす成果	◆「知の拠点」である高等教育機関等との連携およびその有効活用（行政や地域での諸課題の調査、研究、提言等）を図り、行政施策・地域施策に反映させていくことにより、地域力が高められ、地域社会が活性化されることをめざします。 ◆大学の役割の一つである地域貢献や多様な社会的ニーズを踏まえた、新しい時代を切り拓く人材が育成されることをめざします。 ◆地域で学び、地域を学んだ学生の地元企業等への定着を図ることにより、地域に新たな活力が創出されることをめざします。

市が取り組む主要な事業				25年度における主要な事業の取り組み概要
1	大学、民間部門等との連携強化	(1)	—	・滋賀大学を中心に実施している実践的な教育研修である「地域活性化プランナー学び直し塾」の運営経費の一部を負担すると共に、2名の職員が受講した。 ・県内大学と大学所在自治体等で組織する「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」の運営費の一部を負担すると共に、同コンソーシアムにより、自治体職員と大学教職員が相互に連携し、地域課題の解決に貢献する取り組みを行ったほか、交流フェスタに参加した。 ・滋賀大学、滋賀県立大学、聖泉大学の3大学が行う単位互換制度である「彦根・湖東学」で、市長が講義を行い、彦根城博物館で文化財部職員の講義を行った。 ・大学生等のインターンシップを受け入れ、職場体験を行っていただいた。 ・その他、市と大学の連携により、各種事業を実施している。

実施期間	平成23年度～平成27年度	関連する個別計画	—

指標による評価

指標名	単位	所管課		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
大学と地域との連携・相互協力事業数	事業	企画課	目　標	－	－	－	－	－	20
			現在値	14	122	134	145		
			目　標	－	－	－	－	－	
			現在値						

【進捗状況の評価】
■予定より進んでいる
□予定どおり進んでいる
□予定より遅れている
□予定より著しく遅れている
□ほとんど進んでいない

【理由等】
地域連携事業を積極的に行っている滋賀県立大学において、平成24年度に引き続き、100件を超える計105事業が報告された。受託研究、共同研究のほか、学生が中心となり地域に入って行われている活動も多く、地域活性化につながるものと思われる。

指標に関連する事務事業名	担当課		
主施策コード 5231000101	企画課	事業概要	滋賀大学を中心に実施されている実践的な教育研修である「地域活性化プランナー学び直し塾」の運営経費を一部負担し、職員を派遣する。また、県内大学と大学所在自治体等で組織する「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」の運営費の一部を負担し、各種事業に参画する。
大学連携促進事業		取組内容	行政職員の地域政策立案能力の向上を目的とする「地域活性化プランナー学び直し塾」については、係長昇任試験合格者を中心に毎年2名の職員を派遣している。 また、「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」では、自治体職員と大学教職員が相互に連携し、地域課題の解決に貢献する取り組みを行ったほか、交流フェスタに参加した。

評価の観点	［有効性］ ５つの章に向けて貢献度が高い施策であるかどうかの評価	■高い □やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 「知の拠点」である高等教育機関等と連携を深め、行政施策や地域施策に反映させていくことは、地域社会の活性化につながる。また、大学等には若い学生が多数在籍しており、その若い力を活用した様々な活動により地域活性化が図られており、章題である「次世代育成・市民交流」につながるものであると考える。
	［必要性］ 市民ニーズ・社会需要に対応した施策であるかどうかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 大学と連携すること自体は、さほど市民からのニーズが高いと感じられるものではないが、各種取組において必要な専門的知識を有する高等教育機関との連携を行った結果として、市民ニーズ・社会需要に応えていくことができると考える。
	［妥当性］ 対象と手段が適性で、効果的な施策であるかどうかの評価	□高い □やや高い ■どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 現在、予算化されているのは、「地域活性化プランナー学び直し塾」および「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」の負担金が主であり、政策的なものではない。今後、市・高等教育機関とのニーズが合致し、マッチングがなされれば戦略的な事業の組み立ても考えていかなければならない。
	［効率性］ 費用対効果の観点から効率性が確保されているかの評価	□高い ■やや高い □どちらともいえない □やや低い □低い	【理由等】 予算化されているのは、上記のとおり各種負担金と職員の旅費程度であり、予算額は少ない。それ以上にインターンシップの受け入れなど、費用負担のない取り組みも多く、費用対効果は高いといえる。
今後の施策の展開方法	互いに対等な関係の中で、双方の長所や集積した情報、ノウハウ等を活かし、補完して効果を高めあうような連携を推進していく。特に彦根市においては、4年制大学が3校も設置されており、重要な地域資源と言えるものであるため、地域活性化が図られるような、連携・協力を積極的に進めていく。		

関連する主要事業	事務事業名および担当課			
	主施策コード	5231000101		
	大学連携促進事業		企画課	事業概要：滋賀大学を中心に実施されている実践的な教育研修である「地域活性化プランナー学び直し塾」の運営経費を一部負担し、職員を派遣する。また、県内大学と大学所在自治体等で組織する「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」の運営費の一部を負担し、各種事業に参画する。
				取組内容：行政職員の地域政策立案能力の向上を目的とする「地域活性化プランナー学び直し塾」については、係長昇任試験合格者を中心に毎年2名の職員を派遣している。 また、「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」では、自治体職員と大学教職員が相互に連携し、地域課題の解決に貢献する取り組みを行ったほか、交流フェスタに参加した。

平成２５年度彦根市事務事業評価表（歳出）

資料②

事務事業名： 経営改革推進事業

作成責任者　馬場　孝雄

彦根市総合計画の位置付け

章名	:基本政策推進のために
政策名	:
施策名	:持続可能な行財政運営
主要な事業1	:財政運営の健全化
主要な事業2	:

課コード	２２０１００
主管課	企画課
主施策コード	６０２１０－０２７－０１（当初）
事業期間	平成２３年度　～　平成２７年度
期間内総事業費	15,397　千円
優先度	

目標とする指標	指標名	目標	現在値	指標の算出式
	歳入確保策の実施数	20	16	歳入確保策の実施数の累積値

①今日までの取組概要と今後の予想

事業の概要

今後の財政運営にあたっては、「彦根市経営改革プログラム」を引き継ぎながらも「持続可能な財政基盤の確立」を最重点課題として、平成21年に持続可能な財政基盤の確立に向けた今後の取組指針を策定したため、この指針に沿い引き続き不断の改革改善に取り組む。

取組状況と現状

「持続可能な財政基盤の確立に向けた今後の取組指針」においては、持続可能な財政基盤の確立を最重点課題として、財政運営の健全化、歳入確保策の積極的な展開、効率的・効果的な行政体制の整備を３本柱として、全庁的に経営改革に取り組んでいる。平成25年度においては、庁舎1階に広告付き窓口案内システムを設置し、リース料の削減と新たに広告掲載料の収入を得た。

社会背景等の変化と今後の予想

地方分権が進む中で、各自治体には地域の実情に即し、独自性や創造性を発揮した「自己決定、自己責任」による行政運営が強く求められている。また、人口減少社会の到来や団塊世代の退職など社会情勢は大きな変革の時期にあり、将来の動向を見誤らない行財政運営が求められている。

こうした中で行政は、行政にしか出来ない事業に特化し、市民との役割分担による協力、協働を基本としたまちづくりを進めていく必要がある。

②年度ごとの事業概要

平成２３年度	未収金対策の強化のために支払督促事務等の整備を行った。 自主財源確保のために自動販売機設置場所に係る一般競争入札を行った。
平成２４年度	未収金対策に係る債権管理条例を制定した。 自主財源確保のための自動販売機設置場所に係る一般競争入札を実施した。
平成２５年度	今般の光熱水費の値上げや税制改正議論に対応するため、市の使用料・手数料に関する基礎的調査を実施した。歳入確保策に取り組んだ。
平成２６年度	市の使用料・手数料の改定に関する方針協議を行う。各課のイベント事業について、統廃合を検討する。
平成２７年度	

③誰を対象に、どうすることにより、どんな効果があるのか

対象は→
職員、行政システム

手法は→
職員意識の改革と行政システムの見直し

目的は→
健全財政の上に立った、自立、自己責任を基本とする市政運営の推進

効果は→
市民の立場に立った成果重視の効率的で効果的な行政サービスの提供

④関連する事業

事業名	担当課
行政評価委員会運営事業	企画課

⑤事業の妥当性の評価		
公共性	高　中　低	公共福祉のさらなる充実を図っていくためにも、効率的で効果的な行財政運営に取り組む必要がある。
市民ニーズ	高　中　低	経営改革への市民の関心は高く、質の高い行政サービスを提供していくためには、経営改革を成し遂げなければならない。
市が行う必要性	高　中　低	市政運営に係る改革であり、自ら取り組む必要がある。
手法等の妥当性	高　中　低	持続可能な財政基盤の確立を最重点課題とし、財政運営の健全化、歳入確保策の積極的な展開、効率的・効果的な行政体制の整備を3本柱として取組む。
コスト削減余地	高　中　低	職員の意識改革、効率的、効果的な行財政運営が図れる仕組みづくりにより、改革が進めば市全体としてはコストの削減が期待できる。

⑥事業効果を上げるため等の改革の方向と内容	
改革の方向	拡充
その理由	

⑦平成２５年度事業の概要	
事業概要	左の基礎的データ
①持続可能な財政基盤の確立に向けた今後の取組指針の進捗管理・総括 ②各種先進事例等の研究、実施 ③自主財源確保策の展開 ④使用料・手数料の改定検討のための基礎調査の実施	

⑧－１　事業推進上の課題	⑧－２　課題解決に係る方策（改革の内容）
①経営改革に対するさらなる職員認識の高揚 ②市民との役割分担、協働による市政の推進	①所属に応じた自主財源確保や歳出抑制策の展開、施策評価、外部評価等による経営改革の一層の推進 ②指定管理者制度に代表される民間活力の積極的な導入
⑧－３　改革の結果期待できる事項	⑧－４　事業成果とコストの関係
①成果主義の徹底や外部評価による職員の意識改革 ②市民との役割分担、協働による行政のスリム化	成果の方向 ↗ コストの方向 ↘

⑨目標・成果と事業費の推移

指標名	過年度	平成23年度 目標	平成23年度 成果	平成24年度 目標	平成24年度 成果	平成25年度 目標	平成25年度 成果	平成26年度 目標	平成26年度 成果	平成27年度 目標	平成27年度 成果	完了までの予定
歳入確保策の実施数		10	11	14	16	16	19	18		20		

執行・予定金額と財源内訳(千円)		過年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	完了までの予定
事業費(a)		4,860	554	554	565	595		
財源	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源	4,860	554	554	565	595		
人件費相当額(b)		88,634	4,591	3,534	5,004			
合計(a+b)		93,494	5,145	4,088	5,569	595		

企画課（堀井）あて　FAX　２２－１３９８

外部評価事前質問意見用紙（委員用）

委員名		資料③

コード	523	政策名	(2)　市民交流の促進
		施策名	③　高等教育機関等との連携

◇施策・事業に対しての質問

◇施策・事業に対する意見や提案

事前評価集計表

資料④

作成見本

コード	601
施策名	基本政策推進のために

施策における総合評価

委員名	項　目			
	有効性	必要性	妥当性	効率性
○×委員	20	20	15	5
▲◎委員	15	20	20	5
×△委員	20	15	15	5
◎▲委員	20	15	10	5
△○委員	20	15	15	5
◎×委員	20	15	20	5
▲◎委員	15	15	15	5
○○委員	15	15	10	5
評価平均点	18.1	16.2	15.0	5.0

委員会の評価	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!

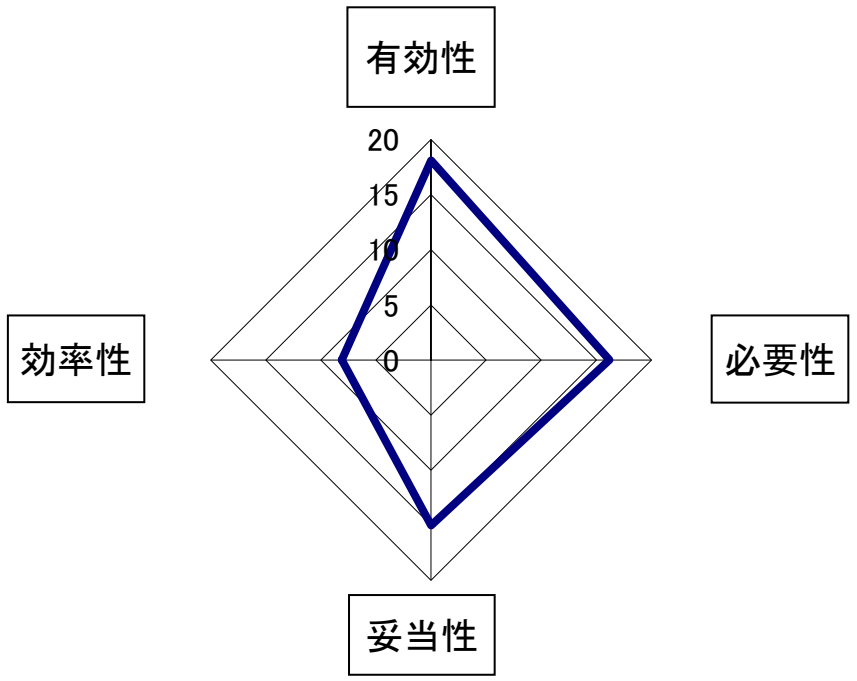

行政評価結果に対する施策・事業への反映状況について

資料⑤

施策：　　施策担当課：

有効性　　必要性　　妥当性　　効率性

	行政評価委員意見等	意見に対する取組または予算措置予定
総括評価		
外部評価結果報告書		
その他委員会での質問		

○○性および●●性で低い評価となったことに対する意見
○○性 ●●性

平成２６年度彦根市行政評価委員会　委員名簿

（50音順）

氏　名	委員役職
赤木　和代	委員
池上　松夫	副委員長
大橋　松行	委員長
嶋津　茂昭	委員
西川　実佐子	委員
真鍋　晶子	委員
森下　あおい	委員
森　雄二郎	委員

彦根市行政評価委員会設置要綱

（設置）

第１条　彦根市が実施する施策および事務事業の行政評価について、客観性および透明性の一層の向上を図るため、学識経験者等からなる彦根市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 行政外部の専門家および市民の視点での評価に関すること。

(2) 行政評価制度に係る審議に関すること。

(3) 効率的な行政運営を図るための審議に関すること。

(4) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員８人以内をもって組織する。

2　委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

（委員長および副委員長）

第５条　委員会に委員長および副委員長を置く。

2　委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名して定める。

3　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2　委員長は、会議の議長となる。

3　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（関係職員の出席）

第７条　委員長は、必要があるときは、会議に関係職員の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第８条　会議は、公開する。ただし、委員会において公開を相当でないと認める場合は、この限りではない。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

（その他）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

付　則

この要綱は、平成 18 年９月１日から施行する。

彦根市行政評価委員会 公開要領

（趣旨）

第１条　この要領は、彦根市行政評価委員会（以下「委員会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第２条　委員会の会議は、原則公開する。ただし、出席委員の３分の２以上が認めたときは、公開しないことができる。

２　委員会は、市民が傍聴できるように、会議の開催日時等の公表に努めるものとする。

（傍聴人の制限）

第３条　委員会は、会場における適正人員を超えるときは、傍聴人の数を制限することができる。

（傍聴の手続等）

第４条　会議を傍聴しようとする者は、会議開催場所の傍聴人受付において、住所および氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

２　前項の場合において、委員会は、個人情報保護の観点から、傍聴人受付簿の適正な取扱いに努めるものとする。

（傍聴人の守るべき事項）

第５条　傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における議事等に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。

(2) 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしないこと。

(3) その他、会議の秩序を乱し、または議事等の進行の妨害となるような行為をしないこと。

（傍聴人に対する措置）

第６条　会議の傍聴に関し、傍聴人が、この要領に定めることに従わないときは、委員長または副委員長は、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

（会議録の公開）

第７条　委員会の会議録は、会議の内容を記した要点筆記とする。

２　会議録は、委員長が署名して確定する。

３　会議録は、原則公開とする。ただし、第２条第１項の規定により、会議を非公開とした場合にあっては、非公開とする。ただし、会議を非公開とした場合にあっても、委員会が特に必要と認める会議録の部分は、これを公開することができる。

（その他）

第８条　この要領に定めのない事項が生じたときは、委員長が会議に諮って定めるものとする。

付　則

この要領は、平成１８年１１月２４日から施行する。

平成２６年度

彦根市行政評価委員会　活動記録

委員会開催年月日		主な内容
第１回	平成２６年７月７日	・委員長の選出、副委員長の指名 ・行政評価委員会の進め方 ・今年度のスケジュールの確認
第２回	平成２６年８月１１日	・具体の施策評価（４施策）
第３回	平成２６年９月８日	・前回評価施策の振り返り ・具体の施策評価（５施策）
第４回	平成２６年１０月７日	・前回評価施策の振り返り ・具体の施策評価（５施策）
第５回	平成２６年１１月７日	・平成 25 年度の行政評価結果に対する施策・事業への反映状況の確認
第６回	平成２７年１月１６日	・第 4 回評価施策の振り返り ・具体の施策評価
第７回	平成２７年１月３０日	・総括評価の調整のための会議
第８回	平成２７年２月２３日	・前回評価施策の振り返り ・今年度の外部評価の総括等 ・外部評価結果報告書の編集方針